


平成16年第1回定例会
上富良野町議会会議録



開会 平成16年3月 2日
閉会 平成16年3月18日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (3 月 2 日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	1
開会宣告・開議宣告	2
諸 般 の 報 告	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
日程第 2 会期決定の件	2
日程第 3 行政報告	2
日程第 4 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	5
日程第 5 報告第 2 号 委員会所管事務調査報告の件	7
日程第 6 報告第 3 号 専決処分報告の件 (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	9
日程第 7 報告第 4 号 専決処分報告の件 (富原橋架換工事 (下部工) 請負契約変更の件)	1 0
日程第 8 議案第 1 0 号 平成 1 5 年度上富良野町一般会計補正予算 (第 6 号)	1 0
日程第 9 議案第 1 1 号 平成 1 5 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	1 3
日程第 1 0 議案第 1 2 号 平成 1 5 年度上富良野町老人保健特別会計補正予算 (第 3 号) ...	1 4
日程第 1 1 議案第 1 3 号 平成 1 5 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) ...	1 4
日程第 1 2 議案第 1 4 号 平成 1 5 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 5
日程第 1 3 議案第 1 5 号 平成 1 5 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	1 6
日程第 1 4 議案第 1 6 号 平成 1 5 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 7
日程第 1 5 議案第 1 7 号 平成 1 5 年度上富良野町水道事業会計補正予算 (第 2 号)	1 8
日程第 1 6 議案第 1 8 号 平成 1 5 年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第 3 号)	1 9
散 会 宣 告	2 1

目 次

第 2 号 (3 月 3 日)

議 事 日 程	2 3
出 席 議 員	2 3
欠 席 議 員	2 3
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	2 3
議会事務局出席職員	2 3
開 議 宣 告	2 4
諸 般 の 報 告	2 4
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2 4
日程第 2 執行方針	2 4
〔町政執行方針〕 町長 尾 岸 孝 雄 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 高 橋 英 勝 君	
日程第 3 議案第 1 号 平成 1 6 年度上富良野町一般会計予算	2 4
日程第 4 議案第 2 号 平成 1 6 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	2 4
日程第 5 議案第 3 号 平成 1 6 年度上富良野町老人保健特別会計予算	2 4
日程第 6 議案第 4 号 平成 1 6 年度上富良野町介護保険特別会計予算	2 4
日程第 7 議案第 5 号 平成 1 6 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	2 4
日程第 8 議案第 6 号 平成 1 6 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	2 4
日程第 9 議案第 7 号 平成 1 6 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	2 4
日程第 1 0 議案第 8 号 平成 1 6 年度上富良野町水道事業会計予算	2 4
日程第 1 1 議案第 9 号 平成 1 6 年度上富良野町病院事業会計予算	2 4
予算特別委員会の設置について	4 7
休 会 の 議 決	4 8
散 会 宣 告	4 8

目 次

第 3 号 (3 月 1 0 日)

議 事 日 程	5 1
出 席 議 員	5 1
欠 席 議 員	5 1
遅 参 議 員	5 1
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	5 1
議会事務局出席職員	5 1
開 議 宣 告	5 2
諸 般 の 報 告	5 2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	5 2
日程第 2 町の一般行政について質問	5 2
1 3 番 村 上 和 子 君	5 2
1 児童虐待、ドメスティックバイオレンス (D V) などの実態はあるの か。また、上富良野町独自のサポートマニュアルなどを作成してはどうか	
2 町民と行政が情報を共有し、それぞれの役割を認識し、共働してまちづ くりをする改革を進めてはどうか	
3 緊急雇用対策として住宅リフォームに対する助成を促進してはどうか	
4 平成 1 6 年度の地方財政の対応として、地域再生事業債が利用可能にな り、4 月中に配分されることになったので、即それに見合う事業を興して はどうか	
5 番 小 野 忠 君	5 8
1 三位一体改革の実現性は	
2 合併しないで生き残れる道は	
3 広域連合を進めては	
4 給食業務について	
3 番 岩 崎 治 男 君	6 1
1 町立病院の運営について	
2 病院の医療体制について	
3 農産物の認証制度について	
1 1 番 中 村 有 秀 君	6 5
1 町立病院の運営について	
2 道道吹上上富良野線の中茶屋ゲートの閉鎖について	
3 社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院の改築計画について	
4 市町村合併について	
4 番 梨 澤 節 三 君	7 8
1 平成 1 6 年度予算案について	
2 N P O 法人とボランティアの活用について	
3 新保健センターの使用料について	
4 市町村合併について	
5 イラク問題について	
6 男女平等参画社会について	
1 2 番 金 子 益 三 君	8 7
1 管理職の人事評価体制について	
2 庁舎内イントラネット整備に伴い町長と職員の連絡強化による意思疎通 について	
散 会 宣 告	9 2

目 次

第 4 号 (3 月 1 1 日)

議 事 日 程	9 5
出 席 議 員	9 5
欠 席 議 員	9 5
遅 参 議 員	9 5
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	9 5
議会事務局出席職員	9 5
開 議 宣 告	9 6
諸 般 の 報 告	9 6
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	9 6
日程第 2 町の一般行政について質問	9 6
9 番 米 沢 義 英 君	9 6
1 産業廃棄物処理施設について	
2 国民健康保険税の改正について	
3 行財政の見直しについて	
4 保育行政について	
5 耐震診断の実施について	
6 子どもの権利条例の制定について	
7 障害児童の対策について	
1 番 清 水 茂 雄 君	1 0 6
1 行財政運営方針について	
2 子育て支援対策について	
1 4 番 長 谷 川 徳 行 君	1 1 1
1 学校及び通学路の安全管理対策について	
1 6 番 渡 部 洋 己 君	1 1 3
1 暴風雪による被害に対するの対応を	
2 白銀荘の生活水の確保を	
日程第 3 議案第 2 3 号 かみふらの景観づくり条例	1 1 5
日程第 4 議案第 2 6 号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	1 2 2
日程第 5 議案第 2 7 号 上富良野町コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例	1 2 2
日程第 6 議案第 3 0 号 上富良野町野菜価格安定基金条例を廃止する条例	1 2 3
日程第 7 議案第 3 1 号 上富良野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	1 2 4
日程第 8 議案第 3 2 号 上富良野町建設機械使用条例の一部を改正する条例	1 2 5
日程第 9 議案第 3 4 号 上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正 する条例	1 2 6
休 会 の 議 決	1 2 7
散 会 宣 告	1 2 7

目 次

第 5 号 (3 月 1 8 日)

議 事 日 程	1 2 9
出 席 議 員	1 2 9
欠 席 議 員	1 2 9
遅 参 議 員	1 2 9
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1 3 0
議会事務局出席職員	1 3 0
開 議 宣 告	1 3 1
諸 般 の 報 告	1 3 1
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	1 3 1
日程第 2 議案第 1 9 号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 3 1
日程第 3 議案第 2 0 号 上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	1 3 2
日程第 4 議案第 2 1 号 上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例	1 3 3
日程第 5 議案第 2 2 号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1 3 3
日程第 6 議案第 2 4 号 上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例	1 3 7
日程第 7 議案第 2 5 号 上富良野町自転車駐車場の管理に関する条例の一部を改正する 条例	1 4 2
日程第 8 議案第 2 8 号 しろがね土地改良区償還事業円滑化資金融資条例	1 4 2
日程第 9 議案第 2 9 号 上富良野町営農改善資金融資条例の一部を改正する条例	1 4 7
日程第 1 0 議案第 3 3 号 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例	1 4 8
日程第 1 1 議案第 3 5 号 上富良野町財政調整基金の一部支消の件	1 5 0
日程第 1 2 議案第 3 6 号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	1 5 1
日程第 1 3 議案第 3 8 号 上富良野町道路線廃止の件	1 5 1
日程第 1 4 議案第 3 9 号 上富良野町道路線認定の件	1 5 1
日程第 1 5 議案第 4 0 号 南部地区土砂流出対策工事 (ポロピナイ川) (H 1 5 国債) 請 負契約変更の件	1 5 2
日程第 1 6 議案第 4 1 号 ポロピナイ川改修工事 (H 1 5 国債) 請負契約変更の件	1 5 2
日程第 1 7 予算特別委員会付託	1 5 3
議案第 1 号 平成 1 6 年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2 号 平成 1 6 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 平成 1 6 年度上富良野町老人保健特別会計予算	
議案第 4 号 平成 1 6 年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5 号 平成 1 6 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 6 号 平成 1 6 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 7 号 平成 1 6 年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算	
議案第 8 号 平成 1 6 年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9 号 平成 1 6 年度上富良野町病院事業会計予算	
日程第 1 8 議案第 3 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の件	1 5 4
日程第 1 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦の件	1 5 4
日程第 2 0 発議案第 1 号 町長の専決事項指定の件	1 5 5
日程第 2 1 閉会中の継続調査申出の件	1 5 5
町長あいさつ	1 5 5
議長あいさつ	1 5 6
閉 会 宣 告	1 5 6

第 1 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成16年度上富良野町一般会計予算	3月18日	原 案 可 決
2	平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月18日	原 案 可 決
3	平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算	3月18日	原 案 可 決
4	平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月18日	原 案 可 決
5	平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月18日	原 案 可 決
6	平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3月18日	原 案 可 決
7	平成16年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算	3月18日	原 案 可 決
8	平成16年度上富良野町水道事業会計予算	3月18日	原 案 可 決
9	平成16年度上富良野町病院事業会計予算	3月18日	原 案 可 決
10	平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)	3月2日	原 案 可 決
11	平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	3月2日	原 案 可 決
12	平成15年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第3号)	3月2日	原 案 可 決
13	平成15年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	3月2日	原 案 可 決
14	平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	3月2日	原 案 可 決

15	平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	3月2日	原案可決
16	平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)	3月2日	原案可決
17	平成15年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)	3月2日	原案可決
18	平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)	3月2日	原案可決
19	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月18日	原案可決
20	上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	3月18日	原案可決
21	上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例	3月18日	原案可決
22	上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3月18日	原案可決

議案 番号	件名	議決月日	結 果
23	かみふらの景観づくり条例	3月11日	原案可決
24	上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例	3月18日	原案可決
25	上富良野町自転車駐車場の管理に関する条例の一部を改正する条例	3月18日	原案可決
26	上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
27	上富良野町コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
28	しるがね土地改良区償還事業円滑化資金融資条例	3月18日	原案可決

29	上富良野町営農改善資金融資条例の一部を改正する条例	3月18日	原案可決
30	上富良野町野菜価格安定基金条例を廃止する条例	3月11日	原案可決
31	上富良野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
32	上富良野町建設機械使用条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
33	上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	3月18日	原案可決
34	上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
35	上富良野町財政調整基金の一部支消の件	3月18日	原案可決
36	上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	3月18日	原案可決
37	固定資産評価審査委員会委員の選任の件	3月18日	同意可決
38	上富良野町道路線廃止の件	3月18日	原案可決
39	上富良野町道路線認定の件	3月18日	原案可決
40	南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H15国債）請負契約変更の件	3月18日	原案可決
41	ポロピナイ川改修工事（H15国債）請負契約変更の件	3月18日	原案可決
	〔予算特別委員会付託〕 議案第1号 平成16年度上富良野町一般会計予算 議案第2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 議案第3号 平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算 議案第4号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第5号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月18日	原案可決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	議案第6号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第7号 平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第8号 平成16年度上富良野町水道事業会計予算 議案第9号 平成16年度上富良野町病院事業会計予算		
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	3月18日	適 任
	執 行 方 針	3月3日	
	行 政 報 告	3月2日	
	町の一般行政について質問	3月10日 3月11日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	3月2日	報 告

2	委員会所管事務調査報告の件	3月2日	報 告
3	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	3月2日	報 告
4	専決処分報告の件（富原橋架換工事（下部工）請負契約変更の件）	3月2日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項指定の件	3月18日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	3月18日	原 案 可 決

平成16年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成16年3月2日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 3月2日～18日 17日間
第 3 行政報告 町長 尾岸孝雄君
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高田 勤君
第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件
議会運営委員長 徳島 稔君
第 6 報告第 3号 専決処分の報告（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第 7 報告第 4号 専決処分の報告（富原橋架換工事（下部工）請負契約変更の件）
第 8 議案第10号 平成15年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）
第 9 議案第11号 平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第10 議案第12号 平成15年度上富良野町老人健康特別会計補正予算（第3号）
第11 議案第13号 平成15年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第12 議案第14号 平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
第13 議案第15号 平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
第14 議案第16号 平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）
第15 議案第17号 平成15年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）
第16 議案第18号 平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島 稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤 節三君
5番	小野 忠君	6番	米谷 一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川 一男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸孝雄君	助 役	植田耕一君
収入 役	樋口康信君	教 育 長	高橋英勝君
代表監査委員	高口 勤君	農業委員会会長	小松 博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中 博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村 延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好 稔君

議会事務局出席職員

局 長	北川雅一君	次 長	菊池哲雄君
係 長	北川徳幸君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 18名)

開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成16年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、2月27日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、2月4日及び2月26日、議会運営委員会を開き、その内容は、別紙議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし議案第41号までの41件、諮問第1号の1件、報告第3号ないし報告第4号の2件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号の1件であります。

なお、人事案件の議案第37号及び諮問第1号につきましては、御案内のとおり後日配付いたしますので、御了承賜りたいと存じます。

監査委員から監査・例月現金出納検査の結果報告がありました。

議会運営委員長から、委員会所管事務調査報告がありました。

町長並びに教育長から、平成16年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針について、発言の申し出がありました。

今期定例会までの主要な事項について、町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成15年度建設工事総括表をお配りいたしましたので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

2月4日までに受理いたしました陳情要望の件数は、5件であります。その要旨は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

14番 長谷川 徳行君

15番 向山 富夫君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間といたしたいと存じます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 御異議なしと認めます。

よって、会期を、本日から3月18日までの17日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(中川一男君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用なところ、第1回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る12月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、2月23日の低気圧による雪害について申し上げます。

当日は、交通確保のため、午前4時から除雪作業を実施したところでありますが、強風により発生した吹きだまりや重機により、思うように作業が進まない中で、町民から車両が埋まった通報が多くなったことや、富良野警察署から交通事故が多発している実態と、自家用車での外出を自粛するべきとの注

意喚起の要請などを受けたことから、防災行政無線により外出を控えるよう、町民の皆様に通時通知を図ったところであります。

また、西小学校と江幌小学校は、始業時間を繰り下げるとともに臨時休校とし、東中小学校、上富良野中学校、東中中学校は下校時間の繰り上げ、上富良野小学校は集団下校、上富良野高等学校は、ＪＲ、バスが運休したため臨時休校として、２４日についても児童生徒の登下校の安全に配慮し、町内７校の小・中学校は臨時休校の処置をとったとの報告を受けております。

翌２４日、正午には、町道の除雪も完了し、町民皆様への交通障害の影響は解消いたしました。

また、全町的に営農用ビニールハウスが積雪の重みで破損、倒壊した被害が３９件発生したところであります。

次に、２月２５日、午後９時７分から発生しました十勝岳の火山性微動について申し上げます。

今回の火山性微動については、昨年２月８日に発生した微動の震幅度合いの４分の１程度に当たる最大震幅は、約１．０マイクロメートルの極めて小さいものでありましたが、微動が継続していることとあわせて、６２ - ２火口の噴煙が有色に変わり、噴煙に火山灰が混じった状態であることなどから、翌日の２６日、午前１０時３０分には、札幌管区気象台より火山観測情報第１号が発表されたところであります。

本町では、２５日の報告を受けて、午後９時３０分ごろから担当課の職員３人を情報収集に当たらせておりましたが、旭川地方気象台を通じて得た内容では、微動震幅は弱まる状況で継続していることなどから、午前０時前には自宅待機とさせました。

また、２６日の札幌管区気象台の火山観測情報第１号を発表後は、一般町民への防災行政無線による臨時放送の情報伝達は差し控え、十勝岳入山者に対する入山の自粛及び十勝岳温泉利用者に対して注意喚起をする範囲で、十勝岳線バス、温泉旅館に掲示物の掲出を依頼しておりましたが、翌２７日には火山性微動もなく、午前１０時をもって終息した旨、旭川地方気象台から情報を受けたことから平常体制としたところであります。

今後も、活火山十勝岳の活動には監視を強化してまいります。

次に、２月１７日から１８日の２日間にわたって実施した十勝岳噴火総合防災訓練については、平成７年度から十勝岳火山防災会議協議会を構成する上富良野町と美瑛町の合同形式により、今回で９回目の実戦訓練となりました。

本年も、十勝岳噴火による大規模泥流の発生を災

害想定として、出動体制構築訓練、情報伝達訓練、避難訓練、救助救出訓練、避難路確保、道路閉鎖、ＪＲ富良野線遮断の５項目を柱に実施をいたしました。

今回も昨年同様、十勝岳の火山活動状況にあわせて、郡部地域の緊急危険区域には小規模泥流発生で避難指示を、市街地の緊急危険区域には大規模泥流で避難指示を発令し、火山活動をにらんだ段階的な避難指示を試みました。

昨年同様、避難指示後の訓練にも重点を置き、避難指示区域に避難していない者がいるという想定で、１軒１軒を回る確認活動を、自衛隊、警察、消防の協力により実施し、また、緊急危険区域内にある指定避難所からは、より安全である避難所への避難者輸送を自衛隊の協力により実施いたしました。

また、西小学校グラウンドにおいて、泥流により流された倒壊家屋や事故車両の発生を想定し、自衛隊、警察、消防の連携による救助救出訓練も実施をいたしました。

今回で３回目になりますが、北海道上川支庁の主催によります十勝岳噴火災害対策現地合同本部会議が開催され、各関係機関による総合的な災害応急対策が検討されました。ここに、参加された多くの住民の方々を初め、各関係機関・団体の方々の御協力に対しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

なお、住民への情報伝達訓練において、屋外拡声器による避難指示放送への入力を怠り、初歩的なミスをしたことについては、深く反省するとともに、対象処理事項などを災害対策本部で確認することを強化するなど、今後、取り組まなければならない多くの課題を検証することができましたので、日ごろから災害時の初動体制の構築や関係機関と連携調整を図り、一層の連携強化に努めてまいります。

次に、平成１４年度から平成１５年度にかけて、全文を改訂します上富良野町地域防災計画書についてであります。その原案の策定を終えたところでありますが、災害対策基本法第４２条第３項の規定に基づき、北海道との事前協議に時間を要することから、平成１６年度に策定を完了することとなりました。

次に、行財政改革についてであります。平成１３年度から１５年度までの３カ年を計画期間として、行財政改革実施計画に基づき、５分野、５０項目について取り組んできたところであります。

実施状況については、行政評価システムの導入を除くすべての項目において、着手を含め実践してまいりました。

この３年間においては、情報２条例の施行を受けて、ＩＴ基盤整備を含め情報の共有化に向けた取り

組みを強化しながら、事務事業の見直しや定員理、給与水準の適正化、ごみの有料化など、受益者負担の適正化などに取り組んできたところであり、計画の目標に掲げた効果額3億2,000万円を達成できる状況となったところであります。

また、行政組織機構についても、少ない人員、少ない予算で効率的な行政運営を目指し、16課65係体制から12課26班体制に再編・統合し、新年度を迎えることとなりました。

しかしながら、長引く景気の低迷や国の三位一体改革を含めた地方分権型社会への転換といった中において、本町の行財政構造はより一層厳しい状況にありますことから、住民参画による協働のシステムづくりを確立していくとともに、持続可能な財政構造への転換に向け、行財政改革の一層の取り組み強化を図っていかねばならないと考えております。

将来世代への責任という視点に立ち、ともに痛みを分かち合っていくことが重要と考えておりますので、皆様の御理解を賜りたいと存じます。

次に、行政の電子情報化の推進についてであります。役場庁舎を情報センターにして、町内小・中・高等学校など主要公共施設の全16カ所をネットワークで結び、上富良野町公共イントラネットの整備を総務省補助事業として実施してまいりましたが、1月6日付けで完了し、4月1日から本格稼働を目指し、現在、試験運用を行っております。

このイントラネット上では、現在運用中のホームページ、行政かみふらのを拡充する行政情報提供システムを増設し、公民館と社会教育総合センターの利用状況を確認し、仮予約できる施設予約システムや団体やグループの情報交流の場となる交流掲示板を運用します。

このほかに、緊急地域雇用創出特別対策推進事業として実施してきた上富良野町例規等電子化事業は1月31日で完了し、4月1日付けで施行する条例規則等への更新作業中であります。

現在は、昨年度の改正分について、イントラネット及びインターネット上で仮運用をしているところであります。

これらのシステムは、各家庭のパソコンからインターネットを通じて利用できるほかに、役場庁舎、公民館、町立中央保育所、老人身障者センター、ラベンダーハイツ、デイサービスセンター及び町立病院に設置した12台の公共端末でも利用できるように運用してまいります。

イントラネットの整備にあわせて、従来方式の予算編成や伝票による会計処理を電子的に行う財務会計システムの導入を行っている最中で、平成16年

度予算編成は、この新システムにより実施したものであります。

会計処理は4月1日から、決算及び決算統計は平成16年度分からそれぞれ稼働する予定で進めております。

また、全国都道府県及び市町村を結ぶ行政専用ネットワークである総合行政ネットワーク、いわゆるL G W A Nについては、昨年9月に接続し公的個人認証サービスの伝送路となっているほか、自治体間などの電子メール送受信に使用しています。

昨年未までに、道内全市町村が接続を完了したことから、今後さらに促進される国の電子政府、電子自治体の推進に活用してまいります。

次に、町営バス運行形態の改善に向けての取り組みについてであります。1月29日、住民会長会議において、現在町が予定している混乗方式による運行方法等の考え方について詳細を説明し、さまざまな御意見を賜ったところであります。

また、住民会の求めに応じて、2月17日、日新住民会、2月25日は江花住民会、東中住民会において同様に説明を行うとともに、意見集約を行ったところであります。

次に、自衛隊関係であります。イラク復興支援特別措置法に基づき、上富良野駐屯地から二十数名の隊員の皆様が派遣されるとのことから、留守家庭支援窓口を1月14日に設置いたしました。

また、2月1日、旭川駐屯地において隊旗授与式、2月14日、壮行会にそれぞれ出席し、激励をして参りました。

次に、要望関係であります。1月27日から28日にかけて、平成16年度防衛施設周辺整備対策事業について、上富良野町基地対策協議会役員同行のもと、障害防止工事、民生安定施設整備、特定防衛施設周辺整備調整交付金等について、防衛庁、防衛施設庁に対し要望を行ってまいりました。

次に、平成15年の冷害による被害者に対する町民税並びに国民健康保険税の減免についてであります。昨年の夏場における低温による水稲等の作物において、収穫の減少被害があり、その被災者に対しまして町民税並びに国民健康保険税の減免をするべく、昨年11月4日にそれぞれ減免条例を制定したところであります。

その後の減免事務におきまして、被害作物の減収金額から、12月11日に支払われた農作物共済金額を控除して、被害額の認定をいたしました。

その結果、平年農作物収入の3割を上回る被害額を受けたものはなく、よって、町民税並びに国民健康保険税の減免対象となるものがいなかったことを御報告申し上げます。

なお、被害額が確定する前に、納期が到来した町民税第2期分並びに国民健康保険税第5期分につきましては、被災者から徴収猶予の申請がありました9件につきまして、2ヵ月の納期の延長を承認したところであります。

次に、町立病院における医師の勤務実態について、過般、11月25日、26日の両日、北海道富良野保健所の立ち入り調査を受けました。この調査は医療法に基づき、毎年度北海道が実施している医療監視時における医師の勤務実態について再調査を行うもので、調査の対象期間は平成10年度から14年度の5ヵ年でありました。

調査の結果、医師の勤務に関する虚偽の報告に対し、1月14日、北海道富良野保健所長より、文書により嚴重注意を受けました。

また、本件に対して始末書を提出いたしましたことを御報告申し上げます。

なお、平成12年1月及び2月における療養型病床郡設置認可申請及び介護保険施設指定申請における医師の勤務実態について、現在、北海道において書面等の調査中であることから、今後何らかの行政指導がなされるものと考えております。

このことにつきましては、その時点で報告を申し上げます。

次に、商工会で実施しました年末大売り出し事業につきましては、売り上げ1億円を目標に参加事業者89店で、12月10日から30日までの間、売り出しが行われましたが、期間中の売り上げ結果は約7,000万円であったとの報告を受けております。

観光関係では、4月から9月までの上期観光客入り込み数は、個人消費の伸び悩みやSARS、台風、十勝沖地震などもあり、94万6,800人と前年対比97.1%となったところあります。

町の四季彩イベント、最後の第40回上富良野雪まつりを去る2月8日、日の出公園特設会場で開催しました。当日は天候にも恵まれ、約1,600名の来場をいただきました。

会場には、上富良野駐屯地第2戦車連隊制作による大雪像1基と商工会青年部の皆様による幼児用の滑り台のほか、町民参加のファミリー雪だるまコンテストに、団体、個人、8組の参加がありました。

イベントでは、ちびっこ宝探し、親子ポプスレー大会、さらにスノーモービル体験搭乗、ラフティングなどに人気が集まり、長蛇の列ができました。

このほかに、豚サガリ絶叫大会、お楽しみ抽選券の入ったもちまきなどで大いに盛り上がりを見せました。

また、今回、町の皆様方に知られております豚サ

ガリの歴史について調べたところ、そのルーツが上富良野町であったことから、元祖豚サガリ宣言式をイベントの中で行い、来場者に3種類のサガリ鍋を無料提供して味わっていただきました。冬の短い1日を、子供から大人まで多くの方々楽しんでいただけたことと思います。

雪像づくり期間中、また、まつりに御支援をいただきました自衛隊駐屯地、建設業協会、町女性連絡協議会、町自衛隊協力会女性部を初め、多くの関係機関の皆様方に深くお礼を申し上げます。

次に、成人式ですが、本年は1月12日が成人の日でありましたが、本町では成人者が出席しやすいよう考慮しまして、前日の11日の日曜日に社会教育総合センターにおいて、議員の皆様を初め来賓各位の御出席をいただきまして成人式を挙行いたしました。新成人133名の出席のもと、厳粛のうちには式を終了し、成人者の旅立ちを祝ったところであります。

最後に、建設工事の発注状況ですが、12月定例議会以降、入札執行した建設工事は1件、事業費1億6,485万円で、平成15年度の累計では71件、事業費総額24億8,360万7,000円となっております。

なお、お手元に平成15年度建設工事総括票を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（中川一男君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（中川一男君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 監査及び例月現金出納検査結果について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

まず、1ページをお開きください。

定期監査であります。地方自治法第199条第4項の規定により執行したものであります。

1、監査の対象及び範囲。

本年度は、上富良野町農業委員会、企画調整課、税務課の財務事務を監査の対象として、平成15年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査したものであります。

2、監査の期間。

平成16年1月28日、29日の2日間です。

3、監査の方法。

所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取も行ったものであります。

4、監査の結果。

抽出により試査した結果、財務に関する事務は適正に執行されていると認められました。

なお、軽易な改善事項については、監査の過程において注意するとともに、所管課長等に講評いたしましたものであります。

次に、2ページから10ページの例月現金出納検査について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行したものであります。

平成15年11月分から16年1月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認められました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては11ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上であります。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば、賜ります。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 15年度の税収納の状況でございますけれども、現年度課税分は、大体前年度並みか若干上下がありますけれども、滞納繰り越し区分というのが非常に収納率がいいということで、税務担当の皆さん方の御苦勞に感謝を申し上げますけれども、1点、入湯税の関係です。

入湯税は申告税ということでございますから、この1,800円という収納未済額の要因は何なのかということでお尋ねを申し上げたいと思います。

議長（中川一男君） 税務課長。

税務課長（越智彰夫君） 11番中村議員の質問にお答えを申し上げます。

入湯税で1,800円の未納額が1月分ですが、その原因でございます。

入湯税につきましては、議員御指摘のとおり申告納付の税でございます。現在、5つの特別事業者から申告を受けて納付していただいておりますが、1業

者におきまして、申告書に計算誤りを見つけまして、その旨、事業者と協議いたしまして、事業者におきまして計算誤りを認めるということでの修正の申告を受けました。その差額が1,800円でございます。2月22日に、この分の納付がございました。ということで処理をしております。

以上であります。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 金額は少ないのですが、計算誤りということだと、我々も所得税や何かも申告する場合、必ず担当者が計算いたしますよね。ですから、申告の段階で税務課の担当が調べて、そしてこれでよろしいですというのが一般的なシステムかなという気がするのですが、特に入湯税は5件しかないということであれば、そのぐらいのことがきちとできないのかなということに疑問を感じたので、その点の申告されて納付されるまでの段階的な、申告者からそのまま納付ということではないと私は思うのですが、その点、確認をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 税務課長、答弁。

税務課長（越智彰夫君） 中村議員の再質問にお答えいたします。

入湯税につきましては、先ほど説明いたしましたとおり申告納付でございますので、申告と納付が同時に行われます。ですので、私も受ける側といたしましては、入った現金、それから申告書、入ってから確認するという手はずになります。ですので、事業者におきまして勘違いが何かで納められますと、その分の申告、それから納入がされてしまいます。

その後におきまして、税務課におきまして内容をチェックいたしまして確認した結果、こういう事態になりました事業者の確認、また事業者が間違っていたということを確認した結果で後日の納付になったということで御了承を願いたいと思っております。

以上であります。

議長（中川一男君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 私も税収の収納状況の中で、町税の滞納が昨年と比べて8.5%収納率が上がっているとはいえ、まだ800万以上ありまして、これは所得があるから税金が課税されているわけですし、また、所得に応じての税金ですから、やはり町民の義務として納めていただかないと、もっと滞納者に対する取り組みを強化していただきたいのですけれども。

それと、ただいま町長の行政報告の中でありました、その昨年の農家の方などの被害で、減免ですとか2ヵ月の延長期間を設けたというお話がございま

したが、そういう方々は何人ぐらいこの中に、そういう方の影響もあるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 税務課長、答弁。

税務課長（越智彰夫君） 13番村上議員の税の収納状況についての質問に、まずお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、滞納額が年々累積してございます。これに対しまして、私ども税務課といたしましても本年度より差し押さえの強化、それから催告の強化といえますか、上川支庁との協働催告、それから差し押さえ予告、これを相当強行にやっております。

この結果、町民税、それから固定資産税におきましてかなり収納を上げることができました。この対策につきましても、より強く進めまして、税の公平さに期すということにつきましても十分これから努めていきたいと思っておりますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

それから、先ほど町長の行政報告で減免の状況を報告させていただきましたが、減免につきましては町長の報告のとおり、本年度3割を超えます被害者がいなかったということから、その対象者はおりませんでした。

ただ、被害額が確定する前に納期が到来している分につきまして、それぞれ被災者から9件の徴収猶予の申請がございました。その徴収猶予は2ヵ月だったので、それを承認いたしまして、この分につきましては2ヵ月でございますので、2月2日、それぞれ減免の対象にならない旨を通知をいたしまして全額納付していただいたところでございます。

以上であります。

議長（中川一男君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（中川一男君） 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査の報告を行います。

本件の報告を求めます。

議会運営委員長徳島稔君。

議会運営委員長（徳島稔君） 報告第2号所管事務調査報告の件。

次の委員会から、閉会中の継続調査として付託された所管事務調査について、別紙のとおり報告があったので提出する。

平成16年3月2日提出。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

上富良野町議会議長中川一男様。

議会運営委員長徳島稔。

記。

付託事件名、先進市町村行政調査の件。

1、調査の経過。

議会運営委員会は、平成16年1月14日から1月16日まで、先進市町村である山越郡八雲町議会、岩内郡岩内町議会を視察し調査を行った。

2、調査の結果。

調査項目。

（1）議会運営全般について

（2）一般質問の方法について

（3）請願・要望陳情について

八雲町議会。

町の概要。

明治36年に鉄道が開通し、片栗粉同業組合の設立によりでんぶん製造業が急激に発展し、八雲片栗粉の声価を果たされた。明治40年、1級町村制が施行され、大正8年に町制施行に至る。地勢は、大部分は平坦で、町の中央部を西から東に流れる川と南部から東北に流れる両川の支流と合わせて内浦湾に注いでいる。

諸河川の流域一体は、農業、酪農に適し、また内浦湾でのホタテ貝養殖を中心に、サケ、ホッキ貝漁業の町である。人口1万7,636人。

調査の概要。

（1）議会運営全般について。

議員定数は法定定数22名であり、条例定数も22名としている。常任委員会は、総務、文教厚生、産業建設となっており、任期は2年である。

当議会は、会派制を敷いており、現在、一人会派を含めて9会派で構成されており、会派内で数多くの勉強会を実施され、積極的に活動している。会派制はあるが、政務調査費はつけていない。

議案審議に当たっては、定例会前の各委員会、全員議員協議会での事前調整的な協議会は行っており、本会議開会後において、委員会を開催し審議を行っており、継続審議となることは間々あるとのことである。

（2）一般質問の方法について。

当議会においては、一般質問は通告制で一問一答方式でおこなっており、さらに質問時間を45分以内と制限を設けている。ただし、1問につき質問回数を3回以内としていることで、議員が積極的に勉強しポイントをまとめ質問を行っている。現在、質問時間45分で不足という状況ではないとのことである。

ある。また、発言の順序については、議会運営委員会で抽選により決定されている。

会派制を敷いているが、代表質問制は行っておらず、今後、必要性を検討したいとのことであった。

(3) 請願・要望陳情について。

請願については、議長及び副議長、また請願の事項を所管する委員会の委員長及び副委員長は、先例により請願の紹介議員にならないこととしている。

また、意見書の取り扱いについては、議会運営委員会で審議し必要に応じ各所管委員会へ振り分けし、委員長を提出者とする合意の上、発議することとしている。

岩内町議会。

町の概要。

岩内町の開基は道内でも古く、宝暦元年(1751年)といわれている。明治33年に1級市町村制が施行された。昭和29年の15号台風中の大火により全町の8割が焼失されたが、直ちに都市計画事業が実施され、商店街、住宅街などが整然と区画された。

町の基幹産業は水産業であり、水産加工の町として全国に知られ、スケソウ・サケマス・イカ漁業によって栄えた町である。現在は、第2次産業の建設業就業者が多く占めている。人口1万7,011人。

調査の概要。

(1) 議会運営全般について。

議員定数は法定定数22名であるが、条例定数は20名としている。常任委員会は、総務、社会文教、建設産業の常任委員会で、任期は2年である。また、特別委員会として上下水道特別委員会、原子力発電問題特別委員会を設置している。

また、岩内町議会においても会派制を敷いており、現在、一人会派を含めて7会派で構成されている。議会運営委員会の構成は、会派により選出されている。会派のメリットとして、政策集団として考えており勉強会が行われ、積極的に活動している。会派制はあるが、政務調査費はつけていない。

議案審議に当たっては、定例会前に委員会を開催し理事者より審議事項の説明を受けている。本会議開会初日に議案の提案説明後、議案調査のため1週間程度休会をする。また、予算に関連する議案はすべての予算委員会(2~3日)を設置し議案審議を行っている。本会議の開会時間は、会議規則では10時となっているが、先例で午後1時30分から開会しており、1日の会議時間は半日である。また、夜間・サンデー議会は行っていない。傍聴人も少ない状況である。

(2) 一般質問の方法について。

当議会においては、会派制を敷いていることから代表質問制(会派で質問項目をまとめ)をとっている。一般質問は、一括質疑一括答弁方式で、質問時間制限45分として、質問1回目30分、2回目10分、3回目5分と質問時間を定めて実施されている。また、通告制として質問順序は受付順とし、質問者は1日平均5~6人である。

(3) 請願・要望陳情について。

請願については、先例により議長及び副議長、または請願の事項を所管する委員会の委員長及び副委員長は、請願の紹介議員にならないこととしている。請願の提出があった場合は会派代表で協議し、対応を図っている。

請願書、またはこれらに類するもので議長が認めるものは、請願の例により処理し、その他については議会運営委員会に諮って議員に配布している。

3、まとめ。

八雲町議会においては、議会の活性化のため一問一答方式を取り入れており、その結果は十分感じられ、加えて事前の答弁調整もなく、議員個々の事前調査を始め、勉強が一層必要なことから会派による調査や勉強会を行っているとのこと、この点については会派制の意義を感じる。一方、八雲町の規模で会派制がなじまない点多々あるとのこと課題視しているように思われた。

一般質問のあり方として、質問の自己主張の場とせず政策提言に徹すべきと強調されていた。

岩内議会においては、会派制を取り入れて一般質問は会派の代表質問となり、理事者の答弁内容が変わると直ちに休憩をとり、会派内で調整がされ本旨に戻るよう進められている。

議案審議に当たっては、本義会主義を重視されており、議案調整のため休会日を設けている。また、予算については補正予算も含め、すべての予算特別委員会を設置し議案審議を行っている。

会派制を敷いていることで、正副議長、委員会構成すべてに多数議員を有する会派が主導権を持って選出構成されているのが特質されている。

各町議会それぞれ独自のルールにより、特徴ある議会運営が行われている。今回の調査研修を糧として本町議会運営の活性化に取り組んでいきたいと思えます。

以上で朗読を終わります。お認めいただけますよう、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長(中川一男君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって委

以上、専決処分報告といたします。

御了承賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第7 議案第10号

議長（中川一男君） 日程第7 報告第4号専決処分（富原橋架換工事（下部工）請負契約変更の件）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） ただいま上程いただきました報告第4号につきまして、専決処分の経緯を御説明申し上げます。

本工事は、防衛施設庁の補助を受けて実施しており、平成14年12月17日議決をいただき、工期を平成16年3月19日までとし、株式会社アラタ工業が工事を進めております。

今回、設計変更の要因としまして、1点目としまして仮橋基礎工のうち、橋脚部及び左岸強大の基礎杭として、ベッチコウ杭をそれぞれに所要の長さを計上しておりましたが、実施において設計指示が浅い地点で得られたことから、設計ではこの分の杭の総延長76.3メートルでありましたが、実績の延長68.19メートルに変更したものでございます。

2点目としまして、仮設道路の撤去に伴い、路床道を運搬捨て土の計画をしておりましたが、土質調査の結果、盛り土材として利用できることから、北24号道路歩道設置工事に流用土として扱うことにより減になったものでございます。

このことにつきまして、札幌防衛施設局に報告、協議を行い、設計変更をすることで承認をいただき、平成16年1月19日専決処分を行い、契約変更を行ったものでございます。

以下、条文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

報告第4号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

富原橋架換工事（下部工）請負契約変更の件。

裏面をごらんいただきたいと思ひます。

専決処分書。

富原橋架換工事（下部工）請負契約の締結（平成14年12月17日議決を経た議案第18号に係るもの）を次により変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成16年1月19日、上富良野町長尾岸孝雄。記。

変更事項。

契約金額、変更前1億5,424万5,000円、変更後1億5,331万500円、93万4,500円の減額であります。

以上をもちまして報告とさせていただきます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第8 議案第10号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第10号平成15年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程されました議案第10号平成15年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）につきまして、さきに提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、歳入歳出予算の大きな要素について申し上げますが、歳入では町税の増額見込みによる追加計上を行うとともに、地方交付税は7月の算定結果の確定額に基づき増額計上をいたします。

一方、歳出では、昨年11月に町職員の給与条例を国家公務員に対する人事院の勧告内容に沿って引き下げ改定をいたしましたことから、その相当額と合わせまして年度途中の職員の退職などに伴い、総体的に不用となる人件費を減額いたします。

また、既決予算に基づき、数多くの事務事業をとり進めておりますが、その後の状況変化から一部を除き関係経費を減額するために予算の構成を行います。

これらを行うことで、剰余となります一般財源につきましても、平成15年度当初予算で取り崩した財調基金へ7,000万円、減債基金へ同じく7,000万円、国営土地改良事業負担基金へは5,000万円の、合わせまして1億9,000万円をそれぞれ積み戻しすることで、今後の財

政需要に備えることといたします。

また、野菜価格安定基金につきましては、所期の目的を終えましたので、基金条例を廃止することから、基金減資1億円は同じ農業行政分野の国営土地改良事業負担基金へ積みかえすることで、継続的に農業振興策を講じてまいります。

そのほか、繰越明許費の設定4件、債務負担行為の追加及び変更するもの12件並びに規定の13事業にわたり地方債限度額を変更することに合わせまして、3事業につきましては議決利率の変更を行うことを内容といたしまして、全体の補正予算を調整し上程した次第でございます。

それでは、議案の内容に入っております。

議案第10号平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)。

平成15年度上富良野町の一般会計の補正予算第6号は、次に定めるところによる。

以下、予算条文について朗読を申し上げます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,511万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出をそれぞれ9億8,722万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、1ページをお開き願いたいと思っております。

この1ページから6ページまでは、地方自治法の規定に基づきます議決項目の部分でありますので、それぞれ朗読しながら、必要なところは概要を申し上げます。

まず、第1表歳入歳出予算補正のところでは、款ごとの補正額のみ申し上げます。

最初に、歳入。

1款町税2,588万円、3款地方交付税5,723万4,000円、10款分担金及び負担金680万5,000円の減、11款使用料及び手数料984万1,000円の減、12款国庫支出金322万5,000円の減、13款道支出金2,426万円の

減、14款財産収入54万円、15款寄附金12万円、15款繰入金8,413万円の減、2ページに移ります。18款諸収入1,736万円の減、19款町債8,130万円の減。歳入合計2,511万3,000円となります。

3ページに移ります。

歳出、1款議会費65万円の減、2款総務費5,347万9,000円、3款民生費8,534万1,000円の減、4款衛生費3,437万円の減、6款農林業費1億2,078万2,000円、7款商工費9,000円、8款土木費3,715万4,000円の減、9款消防費509万3,000円の減、4ページに移ります。10款教育費1,645万1,000円の減、12款公債費7,013万7,000円、14款給与費4,321万2,000円の減、15款予備費297万7,000円。歳出合計、同じく2,511万3,000円となります。

次、5ページに移ります。

第2表繰越明許の補正であります。追加の4件のうち、1点目の地域防災計画策定義務につきましては、現在、北海道で法に基づきます協議を行っております。協議終了が4月以降にまたくことから、繰越手続を行うものであります。

残り3件の同意事業につきましても、北海道におけます繰越手続に合わせまして、それぞれ金額の範囲で繰り越すものでございます。

次、第3表の債務負担行為の補正につきましては、追加事案7件、それと変更事案5件につきまして、記載のとおりそれぞれ手続を行う内容となっております。

次、6ページ、第4表の地方債の補正につきましても、変更します事業13件につきましては、事業費確定などによりまして、限度額の変更をいたすものでございます。

あわせまして、下段の表に掲げてございます3事業につきましては、設定する利率を10年ごとに見直しする方式を選択する関係で、現行、議決期に4%に将来上昇されるといわれてございます利率幅の3%を単純に上乘せすることで、議決限度額を7%といたすものでございます。

以上が、議決項目の概要でございます。

以下、7ページ以降につきましては、歳入歳出予算補正の明細と、71ページからはこのたびの補正に係ります各種の調書を添付してございますが、説明は省略をさせていただきます。

これで、議案第10号の概要説明といたします。

御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の

説明を終わります。

質疑を承ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) まず1点目にお伺いしたのは、老人の検診の受診状況についてお伺いいたします。

これは、前年度対比に換算して、この15年度はどのような状況になっているのかお伺いいたします。

また、全般的な問題でいえば、児童のデイサービスの事業がこの年度から始まりました。その実態の利用状況というのはどのようになっているのか、この点と、またそれにふさわしいサービスの提供が受けられるような環境という点では、まだ十分整っていないというふうに感じておりますが、これらの点について、どういった利用状況になっているのかお伺いいたします。

さらに、財政の問題でお伺いしたいのは、今回聞きました9,000万繰り越して、そのうち積み立てが行われるというような状況下というふうにお伺いいたします。

私が問題にしたいというふうに思うのは、常日ごろからこういう乳幼児医療費の問題、あるいは介護の問題も含めて、十分軽減できるような対策がとれるにもかかわらず、財源がないという形の中で見送るといった形になってきております。そういう意味では、総体的な財政の資質のあり方という点では、十分町の方では行政改革を行い、やりくりも行った中で各種の事業を行ったと、十分な政策とはいえないが、おおむね良好の政策だという形で進めてきておりますが、しかし、最終的な結果を見て言うことになりませんが、これだけの財源があれば簡単に乳幼児医療費の問題でも無料化を実現できる財源もあるわけで、こういった部分のきめ細かな財政の運用というのをもっとやるべきではないのかなというふうに、この今年度の予算を見て考えておりますが、この点について町長はどのようにお考えなのか、お伺いしたいというふうに思っているところであります。

議長(中川一男君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番、米沢議員の最初の2点の御質問にお答えいたします。

1点目の、老人の検診の受診状況はどうかという御質問でございます。これにつきましては、今40歳以上の住民検診ということでやってございますが、昨年度、14年度と15年度を比較してどういった推移になっているかといいますと、受診率は大体7割、70%強でございますが、その中で私も、最初15年度に検診料をいただくというような

ことにして、下がるかなという懸念をいたしておりましたが、むしろ高齢者の方の方が受診を積極的にしていただいたという状況であります。

それから、2番目の児童デイサービスについての利用の関係であります。これにつきましても1月、おおむね40人ぐらいの方が母子通園センターに通園していただいております。これは、中富良野町も含めてでございますが、これもこの障害児の支援費制度が移行前の状況と大体同じぐらいの水準で利用となっているところであります。

以上です。

議長(中川一男君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 米沢議員の財政の関係につきましての御質問にお答え申し上げたいと思っております。

いつも米沢議員の方から、決算期を迎えた中で剰余金等が出て、そういう中で当初からそれらが新たな行政サービスに向けるという中で、そういう発想ができないのかという御質問かと思っております。

この財政運営におきましては、当初予算を組む段階におきましては、極めてその歳入面で核を図るといった見通しというもの非常に難しゅうございます。そういう中におきまして、当然、財政調整基金等をもちまして、当初予算におきましては、その補てんをしていかなければならない財政運営の状況でございます。

そういう年度間の中で、最終的にはその基金を最初に使うけれども、年度間の調整の中で基金を埋め合わせるというような措置の財政運営状況になっているということで、既に御承知かと思っております。

15年度におきましては、当初段階におきましては財政調整基金を埋め合わせる、使えばなしという状況が起きるというようなことで御説明申し上げていたところでございますが、各種事業の精査等、行政改革等の中におきまして、そういう削減の状況が出てまいりましたのと、新たに予定していた事業が大きく落ち込んだという点もございまして、剰余が出ている状況でございます。

そういう中で、そういう面を申し上げますと、計画性に細にわたってもう少ししっかり立ててやりなさいという御意見があるかと思っておりますけれども、極めて当初段階におきましては、その辺の見通しが立てづらいという状況にもございます。

また、今日の経済の背景からいたしまして、この辺の状況というのはなかなかつかみづらいという状況にもございます。そういう中で、財政の健全な運営という点に十分配慮した中で取り組んでいるわけでございます。

議員の御提言のございました、乳幼児に対する未

納化の問題については、これはまた御提言として承っておきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） ほかになければ、これをもって質疑討論を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第11号平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第11号平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

まず歳入に関しましては、1点は、平成15年保険税の所得課税標準額となっております。平成14年所得額が当初予想より上昇したことによること、また平成15年度内の他の保険から国民健康保険に加入し、もしくは残留する被保険者が予想以上に増加したことにより、算定税額が一般で約2,000万円、退職で約1,300万円の増となったところであります。

2点目として、共同事業等に関します国・道の負担等の精査による減、一般会計よりの繰入金であります給与費等の精査減であります。

3点目といたしまして、退職医療給付等に関する精査増であります。

4点目といたしましては、財政調整基金利子として4万5,000円の計上につきましては、財政調整基金への積み戻しを主要とするものであります。

歳出に関しましては、退職給与費等の精査減、保険給付費につきましては、退職医療給付の大幅な増に対応するほか、12月を中心にインフルエンザなどによる給付増が見込まれますことから、その対応を主要とするものであります。あわせて、高額療養給付の増に対応しようとするものであります。

収支の差額につきましては、予備費に計上し不測の事態に対応しようとするものであります。

以下、議案を朗読し説明いたします。

議案第11号平成15年度上富良野町国民健康保

険特別会計補正予算（第3号）。

平成15年度上富良野の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,162万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,536万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款国民健康保険税3,314万1,000円、2款国庫支出金1,091万1,000円の減、3款療養給付費交付金250万円、4款道支出金122万5,000円の減、5款共同事業交付金937万1,000円、6款財産収入4万5,000円、7款繰入金129万2,000円の減。歳入合計3,162万9,000円となるところでございます。歳入の総額12億2,536万4,000円でございます。

次に、2、歳出。

1款総務費129万2,000円の減、2款保険給付費3,024万2,000円、5款共同事業拠出金490万円の減、7款基金積立金4万5,000円、10款予備費7,753万4,000円。歳出合計3,162万9,000円となるところでございます。歳出合計につきましては、歳入同額でございます。

3ページ以降の事項別明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を賜ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号

議長（中川一男君） 日程第10 議案第12号
平成15年度上富良野町老人保険特別会計補正予算
（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課町。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程され
ました議案第12号平成15年度上富良野町老人保
険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案
内容について御説明申し上げます。

老人医療給付事務のうち、重税分と現金支給の増
加により、その支払い事務に伴う医療給付通知事務
手数料の増に対応するため、所要の増額補正をお願
いするものであります。

なお、当該補正財源として、一般会計からの繰入
金によるところであります。

以下、議案の朗読により御説明を申し上げます。

議案第12号平成15年度上富良野町老人保険特
別会計補正予算（第3号）。

平成15年度上富良野町の老人保険特別会計の補
正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ
れぞれ14億4,418万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額
は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

4款繰入金1万円、歳入合計1万円ございま
す。総額で14億4,418万8,000円となるこ
ろでございます。

2、歳出。

1款総務費1万円、歳出合計につきましては、補
正額、合計とも歳入と同額でございます。

3ページ以降の事項別明細書につきましては、説
明を省略させていただきます。

以上、説明といたします。御審議賜り、お認めい
ただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を賜ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質
疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時50分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を
開きます。

日程第11 議案第13号

議長（中川一男君） 日程第11 議案第13号
平成15年度上富良野町介護保険特別会計補正予算
（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いた
だきました議案第13号平成15年度上富良野町介
護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、
提案の要旨を申し上げます。

補正の内容でございますが、1点目としまして、
居宅介護サービス費、施設介護サービス費、住宅改
修費などの保険給付費の実績見込み精査によります
所要額の増減の補正と、その給付費用を賄う国庫負
担金、道負担金、一般会計繰入金など、歳入につ
いて法定の負担割合に基づく所要額の補正を行うも
のであります。

次、2点目といたしましては、保険給付の対象外
として、町独自で実施しております特別給付費につ
きまして、対象者が施設入所、入院、それから死亡
などの移動によりまして利用回数の減が見込まれる
ことから、給付費用、それからその費用に充てます
基金繰入金をそれぞれ減額計上するものでございま
す。

3点目は、給与改定に伴います職員給与費と実績
見込みによります主治医意見書費用などの事務費に
つきまして、所要額を精査しましての減額補正を行
うものであります。

以上が、補正の主な内容でございます。

以下、議案を朗読して説明といたします。

議案第13号平成15年度上富良野町介護保険特
別会計補正予算（第3号）。

平成15年度上富良野町の介護保険特別会計の補
正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,817万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,656万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきます。

第1表歳入歳出予算補正。

以下、款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款国庫支出金1,122万4,000円の減、3款道支出金317万8,000円の減、4款支払基金交付金813万6,000円の減、5款財産収入1,000円、6款繰入金563万3,000円の減。歳入合計の補正額2,817万円の減となります。

次、2ページ、2、歳出。

1款総務費141万3,000円の減、2款保険給付費2,543万8,000円の減、3款財政安定化金拠出金5,000円の減、4款特別給付費175万円の減、5款基金積立金2,000円、7款予備費43万4,000円。歳出合計の補正額2817万円の減となります。

3ページから12ページまでの事項別明細書及び13ページ14ページの給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明いたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を承ります。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 2ページの歳出のところ特別給付費というのがありますが、これは介護保険は国の制度で行われているのだと思うのですが、町の方で特別給付費ということで、この場合は175万の減ですか、このあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 3番岩崎議員の御質問にお答えします。

特別給付費につきましては御質問ですが、議員のおっしゃるとおり、特別給付費につきましては法定の給付費以外の部分でありまして、町が独自に行っております、法定で支給限度額を超えての介護サービスを受ける場合の部分については、法定では定められてございません。それを町が制度化したものが、特別給付費でございます。

これにつきましては、ショートステイと訪問介護の二つの在宅介護のサービスを対象として行っております。

先ほども冒頭申し上げましたとおり、金額175万円の減につきましては、かなり対象者として利用回数が多い方が施設入所をされたことで、この在宅の特別給付費について、このような多くの額が不要ということに見込まれまして減額措置をするところであります。

以上です。

議長（中川一男君） ほかにございません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12 議案第14号

議長（中川一男君） 日程第12 議案第14号平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第14号平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、事業の確定に伴いまして一般会計からの繰入金の減額と、道路工事に伴います水道管移設の補償費の確定によります減額補正でございます。

歳出につきましては、給与改定及び事業費確定によります減額補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第14号平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成15年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ858万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,691万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款国庫支出金53万3,000円の減、3款繰入金427万5,000円の減、5款諸収入318万円の減、6款町債60万円の減、歳入の合計858万8,000円の減でございます。

2、歳出。

1款衛生費858万8,000円の減、歳出の合計858万8,000円の減でございます。

第2表、地方債補正。

(1)変更。

起債の目的、簡易水道事業の限度額は60万減の660万円でございます。

3ページ以降の事項別明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、説明とさせていただきます。御審議いただきましてお認めいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、御質疑を賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13 議案第15号

議長(中川一男君) 日程第13 議案第15号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長(早川俊博君) ただいま上程されました議案第15号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきまし

て、補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入の1点目といたしまして、汚水排水量の増加によります使用料の増額、また2点目といたしまして、事業費精査及び自己財源充当によります一般会計からの繰入金の減額、3点目は、事業費確定によります地方債の減額補正でございます。

歳出につきましては、1点目としまして給与改定、制度改正に伴います一般管理費の減額、2点目は、需用費確定によります建設事業費の減額、3点目につきましては、地方債償還金利子と一時借入金確定によります公債費の減額補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第15号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

平成15年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,071万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款使用料及び手数料500万円、4款繰入金1,500万円の減、7款町債190万円の減、歳入の合計1,190万円の減でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費416万3,000円の減、2款公債費322万4,000円の減、3款予備費451万3,000円の減、歳出の合計1,190万円の減でございます。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

(1)追加。

浄化センターの維持管理業務につきましては、新年度からの水処理また汚泥処理の機器類の稼働に支

障が生じないよう、業務の委託契約を年度内に行う必要があることから、債務負担行為の追加として補正をお願いするものでございます。

期間につきましては、平成15年度から平成16年度、限度額につきましては4,335万円でございます。

第3表、町債補正。

(1)変更。

起債の目的、公共下水道事業の限度額は190万円減の1億530万円でございます。

5ページ以降の事項別明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、説明とさせていただきます。御審議をいただきましてお認めくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑をいただきます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14 議案第16号

議長(中川一男君) 日程第14 議案第16号平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長(林下和義君) ただいま上程いただきました議案第16号平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

第1点といたしまして、歳入といたしまして、利用者の増によりまして、サービス収入が伸びまして510万円を増額するものでございます。

第2点といたしまして、施設充実のためにと、町内の方より、施設に対し寄附の申し出がありましたので、関係する予算を補正するものでございます。

第3点といたしまして、給与関係等を精査いたしまして、一般会計に繰り入れを行うものでございまして、また、その他といたしまして予備費でござい

ますが、今後のラベンダーハイツ会計の運営に支障のないよう、不測の事態に備えようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、御説明にかえさせていただきますと思います。

議案第16号平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)。

平成15年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億804万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1ページをお開きいただきたいと思ひます。

第1表及び第2表は、議決項目でございます。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

第1款サービス収入510万円、3款給付金15万円、4款繰入金350万円の減、歳入合計175万円の増額でございます。歳入合計は3億804万8,000円となります。

2ページをお開きいただきたいと思ひます。

2、歳出。

1款総務費423万4,000円の減、2款サービス事業費141万6,000円の減、6款予備費740万円、歳出合計は175万円でございます。歳出の合計は3億804万8,000円となります。

第2表、債務負担行為。

これは、4月1日からの施設管理委託業者を事前に債務負担行為をすることによりまして、4月1日からの業務開始に支障のないよう、債務負担行為をお願いするものでございます。

施設警備業務委託、期間は平成15年度から16年ということで、311万9,000円でございます。

施設清掃業務委託、平成15年から16年度、279万3,000円。

施設洗濯業務委託、平成15年度から平成16年度、279万3,000円。

次のページをお開きいただきたいと思います。

4ページ、5ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の説明は省略させていただきます。

10ページ、11ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。御審議を賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15 議案第17号

議長（中川一男君） 日程第15 議案第17号平成15年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第17号平成15年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、初めに補正の要旨を御説明申し上げます。

収益的収支の1点目としましては、給与改定、制度改正に伴います人件費等の減額。

2点目は、4月からの組織機構改革で、道路河川課と上下水道課が統合されます建設水道課が、現在の2階から1階に移動の予定であります。

この移動に伴いまして、各浄水場のデータをテレメーターで結んでおります中央監視版装置の移設の費用の補正をお願いするものでございます。

また、資本的収支につきましては、事業費精査によります減額補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第17号平成15年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、平成15年度上富良野町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみを申し上げます。

収入。

第1款水道事業収益9万円、第3項特別利益9万円。

支出。

第1款水道事業費用9万円、第1項営業費用13万3千100円の減、第3項特別損失1万8,000円、第4項予備費14万3,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足する額6,045万1,000円」を「不足する額5,380万3,000円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金6,045万1,000円」を「過年度分損益勘定留保資金5,380万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入。

第1款資本的収入207万6,000円の減、第1項負担金207万6,000円の減。

支出。

第1款資本的支出872万4,000円の減、第1項建設改良費872万4,000円の減。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第4条、予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費536万1,000円の減。

次の1ページからの予算実施計画及び明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。御審議いただきましてお認めいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第16 議案第18号

議長（中川一男君） 日程第16 議案第18号
平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） ただいま上程されました議案第18号平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、補正の要旨について御説明申し上げます。

最初に予算第3条、収益的収支についてですが、1点目として医業収益、外来収益の減額を計上するものであります。

これは、院外処方への移行により、薬剤師収入が減少したことにより、診療報酬1件当たりの単価の減少により、費用の減額相当額の減額を行うものであります。

2点目といたしまして、標欠医師対策費にかかる収支の減額を計上するものであります。

これは、標準医師の確保にかかる経費において、医師の確保ができなかったことにより不要となる費用、出張医師報酬1,000万円を減額するものであります。

また、この費用にかかる一般会計からの繰入金、他会計負担金1,000万円を減額するものであります。

3点目として、一般職員49名の給与改定、制度改正に伴い、給料手当法定福利費など866万5,000円の減額を計上するものであります。

次に予算第4条、資本的収支において、医療器械等整備事業費の確定により不要となる資産購入費と、これに対する財源、企業債、それぞれ40万円減額するものであります。

次に、議決事項の変更といたしまして、1点目として事業費の確定により、企業債、限度額及び職員給与予定額を改めるものであります。

2点目といたしまして、債務負担行為の設定を行うものであります。

新年度における施設管理業務、洗濯、清掃、警備、ボイラー取り扱い作業主任者業務及び医療業務について、本年度において業務契約など事務手続きを行うべく、債務負担行為を設定するものであります。

以下、議案を朗読をし、説明といたします。

議案第18号平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条、平成15年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益1,866万5,000円の減、第1項医業収益866万5,000円の減、第2項医業外収益1,000万円の減。

支出。

第1款病院事業費用1,866万5,000円の減、第1項医業費用、同じく1,866万5,000円の減です。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、第1項企業債40万円の減。

支出。

第1款、第2項建設改良費40万円の減。

企業債。

第4条、予算第5条に定めた起債の限度額「1,960万円」を「1,920万円」に改める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費。

補正予定額1,866万5,000円の減。

債務負担行為。

第6条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおり定める。

事項、町立病院管理業務並びに維持等業務。

期間、平成15年度から16年度。

限度額、3,637万1,000円。

次に、1ページから13ページにおきますところの実施計画、また補正予算説明書、給与明細書、債務負担行為に関する調書については、説明を省略させていただきますと思います。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を賜ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） この病院会計で、患者数が減少するという形の中で、社会的な要因もあるかと思えます。

そこでお伺いをしたいのは、小野沢病院との連携の中で、収益の向上を図るという名目で実施されてきておりますが、これは現在でも効力があって、そ

ういう状況で実施されているのか。見ますと、さほど町の財政には余り影響を及ぼすというような状況でもないと見ておりますので、この点はどのようになっているのか、お伺いしたいというふうに思います。

あわせてお伺いしたいのは、患者に対する接遇の問題で、医師の接遇の問題ですが、とかく外科医師の対応が悪いという形の中で、かなり町の中では悪い風評が出ております。患者というのは、治したいという思いで行っていて、にもかかわらずお年寄りだから治らないだとか、ばっさり相手を切り捨てるというような状況になっているわけでありませう。

これは、町の公的医療機関としてはあるまじき行為であって、やはり少しでも患者に対してきちっとした接遇というのは、医師であれ、看護婦であれ、職員であれ、これは分け隔てなく求められているものであり、こういったものも一人、二人、やはり患者が減る要因にもなっているのかというふうに思いますが、こういう意味で、現場としてはどういう指導をされているのか、また、町長はこういう問題についてどのような対応をされているのか、お伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（三好稔君） 9番米沢議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目の、病床開放に関する事柄についてでございます。

これらにつきましては、昨年度から小野沢整形外科病院との間において、病床を開放することで業務の契約を行っているところでございます。

これまでの実態といたしまして、これはちょっとデータが14年度に係わるところでございますが、15年度においては若干下回っているような状況でございます。

ちなみに、14年度の実績で申し上げますと、実人員で13名のベットの利用がございました。入院総数で238日、それに伴いますところの、小野沢先生の患者への回診日数が166日といったことでございまして、このことによって当病院が得た診療報酬が328万程度でございます。一方、小野沢先生にお支払いした医師の報酬費が58万1,000円ということで、差し引き270万程度、当病院の収益になっている状況でございます。

ちなみに、15年度においても人数は若干まだ精査いたしてございませうが、減少傾向に今あるものの、患者のベットを利用していたことによって、それなりの収益があるといったことで認識をいたしております。

2点目の接遇の関係、これにつきましては、あら

ゆる機会に病院の職員に対して改善を求められているとことでもございまして、それに対して、病院においても職員の接遇研修に努めております。

ただ、そういう実態にありますけれども、今、御意見にありましたように、患者様に対して非常に気を悪くさせてしまう行動も現実にある、これも実態でございます。

このことについては、私も患者様から直接聞いてもおりますし、また、その内容につきましては、私の知り得た範囲では院長にも報告いたしております、医師に係わることでございますので、院長サイドから医師に対しては何かのお話をいただくというようなことで、私はお話をさせていただいているところでございます。

ただ、現実には、本当にそういう実態があるというのでございます。そのことによって、町立病院から患者が離れるなんていうことについては、非常にこれはあってはならないことと考えてございまして、今後におきましてもそのようなことがないように、院内において十分接遇についての研修を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま事務長からお話がありまして、私も承知しております。

院長にはその都度指導するようという指示をいたしておりますし、仕事初め、仕事納め等々で病院で訓辞をする機会には、必ずこの件についても、接遇についてもお話を申し上げているところでございます。

ただ、現在、議員も御承知のとおり、医師の派遣というのは非常に難しいという状況下にありまして、医師の確保を前提としながら病院運営を強いられている現状等々も十分認識しながら、院長を中心とした医師の指導体制を充実していただくというようなことで、今は昔と違って院長との調整も十分でき得ているということで、院長を通じた中で対応していただいているように指導をしておりますので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 直接町長は対話もされているのかというふうに思いますけれども、実際、現場の責任は院長としても、経営の責任者としては町長が携わっているかというふうに思いますし、そういう意味では十分、確かに医師の派遣の対応問題はありますが、だからといって住民にとってはそれはまた別な問題で、そういう問題があったとしても、やはりきちんとするべきものは言っているということですから、さらにそういう方向で指導してもらいた

いと。

つい最近も、外科の病院に行かれた方の話であります。午後から休診だとわからなかったと、ただど窓口で受けてもらったから行ったら、直接その医師から小言のようなことを言われたという形で、もう町立病院には行かないというところまでのそういう話も出ているわけであります。

現状はかなりそういうことが広まっておりますので、やはりそういった面でのきちとした指導というのは、医師の派遣の対応問題もあるのかもしれませんが、きちと対応するというので、さらに指導を強めるべきだと思いますが、もう一度この点についての町長の答弁を願いたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 先ほどお答えさせていただきましたように、十分に認識をいたしておりますが、私としては医師の確保を前提として対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

指導は指導として実施すると。しかし、その強固な指導によって医師が引き上げられるということのないように、町立病院から外科医がいなくなるというようなことのないように、医師の確保を前提とした中で病院運営を進めていかなければならないというその現状を、町民の皆さん方にも御理解をいただきながら、指導についても応分の対応を図ってきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

明3月3日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御出席賜りますよう

お願い申し上げます。

以上であります。

午前11時34分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年3月2日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 長 谷 川 徳 行

署名議員 向 山 富 夫

平成16年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成16年3月3日（水曜日）

議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 執行方針

〔町政執行方針〕 町長 尾岸 孝雄 君

〔教育行政執行方針〕 教育長 高橋 英勝 君

第 3 議案第1号 平成16年度上富良野町一般会計予算

第 4 議案第2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

第 5 議案第3号 平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算

第 6 議案第4号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算

第 7 議案第5号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

第 8 議案第6号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

第 9 議案第7号 平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

第10 議案第8号 平成16年度上富良野町水道事業会計予算

第11 議案第9号 平成16年度上富良野町病院事業会計予算

出席議員（18名）

1 番	清水 茂雄 君	2 番	
徳島 稔 君			
3 番	岩崎 治男 君	4 番	
梨澤 節三 君			
5 番	小野 忠 君	6 番	米谷 一 君
7 番	岩田 浩志 君	8 番	
吉武 敏彦 君			
9 番	米沢 義英 君	10 番	
仲島 康行 君			
11 番	中村 有秀 君	12 番	
金子 益三 君			
13 番	村上 和子 君	14 番	長谷川 徳行 君
15 番	向山 富夫 君	16 番	
渡部 洋己 君			
17 番	西村 昭教 君	18 番	
中川 一男 君			

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸 孝雄 君	助 役
植田 耕一 君		
収入 役	樋口 康信 君	教 育 長
高橋 英勝 君		
代表監査委員	高口 勤 君	農業委員会会長
小松 博 君		
教育委員会委員長	久保 儀之 君	総務課長 田浦 孝道 君
企画調整課長	中澤 良隆 君	税務課長
越智 章夫 君		
町民生活課長	米田 末範 君	保健福祉課長
佐藤 憲治 君		
農業振興課長	小澤 誠一 君	道路河川課長
田中 博 君		

商工観光まちづくり課長 垣 脇 和 幸 君 会 計 課 長 高 木 香 代 子 君
農業委員会事務局長 谷 口 昭 夫 君 管 理 課 長
上 村 延 君
社会教育課長 尾 崎 茂 雄 君 特別養護老人ホーム所長
林 下 和 義 君
上下水道課長 早 川 俊 博 君 町立病院事務長
三 好 稔 君

議会事務局出席職員
局 長 北 川 雅 一 君 次 長
菊 池 哲 雄 君
係 長 北 川 徳 幸 君

午前 9時00分 開議
(出席議員 18名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 昨日に引き続き、御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

これより、平成16年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいただきます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

本日、平成16年度富良野広域串内草地組合一般会計予算書並びに平成16年度富良野地区環境衛生組合一般会計予算書をお手元にお配りいたしましたので、審議の参考としていただきますようお願い申し上げます。

なお、平成16年度上川南部消防事務組合一般会計予算書につきましては、後ほどお配りいたします。

一般質問の通告期限は、本日午後3時まででございます。時間内に通告を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件
議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

16番 渡 部 洋 己 君

17番 西 村 昭 教 君

を指名いたします。

日程第 2 執行方針から

日程第11 議案第9号まで

議長(中川一男君) 日程第2 町政執行方針、教育行政執行方針、日程第3 議案第1号平成16年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算、日程第6 議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第8 議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第10 議案第8号平成16年度上富良野町水道事業会計予算、日程第11 議案第9号平成16年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 平成16年第1回定例町議会の開催に当たり、町政執行の基本姿勢について、

その概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

私も町政を担当し、2期目の最終年を迎えることとなりました。まちづくりの基本となる第4次上富良野町総合計画の策定を期しながら、町政執行につとめてきたところでありますが、バブル崩壊後の低成長期とデフレ経済への進行や、地方自治の大きな転換期に入るなど、極めて厳しい状況下での町政運営を進めなければならないことから、ことさら責任の重さを痛感いたしているところであります。

今日、我が国の経済は構造改革推進のもとで、大企業や製造業に明るい兆しが見られ、物価の下落幅も縮小しつつ、民間需要を中心に穏やかな回復基調に向かいつつあるとされておりますが、依然としてデフレ傾向は続き、私どもの地方経済にとってはその回復への兆しは見え、今なお各分野で厳しい状況が続いていると実感しているところであります。

政府においては、この回復基調をより確かなものにするため、これまで取り組んできた各般にわたる構造改革をさらに加速、拡大するため、「構造改革と経済財政の中期展望 - 2003年度改定」に基づき、デフレ克服を目標にしながら、各分野にわたり構造改革を一体的、かつ整合的に推進することで民間需要主導の持続的な経済成長の実現を目指しております。

この中で、本年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制を行っても、なお平成15年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。とりわけ、地方財政全体での借入金残高が200兆円に達する状況にあることなどから、極めて憂慮すべき事態にあり、地方交付税等を中心とする地方財源の抑制措置に転じつつあります。加えて、国が積極的に推進している市町村合併などは、これまでの地域のまとまりや個性的な地域づくりに大きな影響を及ぼすものであり、住民自治の根幹にかかわる大きな地域課題として判断が求められているところでもあります。

本町としても、このような状況を踏まえ、本格化する地方分権時代にふさわしい、新たなまちづくりに向けての基本的方向を確立していく必要があり、その基盤となる効率的で持続可能な財政構造への転換を図っていくことが急務となっております。そのためには、議員各位、町民の皆様の意見を伺いながら、上富良野町の将来のあるべき姿を模索し、市町村合併の可能性や広域行政の推進を図りながら、地方自治体に課せられた変革の節目に取り組んでいくことが私の使命と考えているところであります。

そこで、この平成16年度をこれからのまちづくりに向けた構造改革のスタートの年と位置づけるとともに、行政組織機構についても新たな体制を整え

て、共働のまちづくりに向けた諸改革に着手してまいりたいと考えております。

まず、町政執行の基本であります財政運営について申し上げます。

国、地方を通じた税財政改革として取り組みを進めている三位一体の改革により、国庫補助負担金及び地方交付税の大幅な削減・見直しがなされている中で、暫定措置とされた税源移譲分を考慮しても、本町における地方交付税等の減少額は3億円を超える見込みとなり、今後の財政運営に極めて深刻な影響を受ける状態となりました。

一方、歳出では、引き続き人件費総額の抑制を図るため、職員の退職による欠員のほとんどを不補充とすることをはじめ、旅費や施設の管理経費など裁量的経費の削減、施設の維持補修費や投資的経費においても実施時期を後年度以降に見送るなどの措置を講じたところであります。しかしながら、扶助費や過去の公共事業に伴う町債の償還等の増加により、歳出の削減額は地方交付税などの歳入額の大幅な減少には追いつかず、最終的に財政調整基金と減債基金の取り崩し額は、平成15年度の額を超える規模で予算の編成を行ったところであります。

本年度の国の三位一体改革の実施による大幅な歳入額の減少傾向は、ここ何年か続くと言われておりますことから、今までどおり進めてきた行財政改革の経験値を持って対応することは限界であり、新たに歳出構造を根本から見直す作業に着手してまいります。

これからの取り組みの中では、少なからず町民の痛みを伴うものとなりますが、納税者と将来世代への責任を果たすという視点に立って、議員各位並びに町民の皆様の御支援と御協力をいただきながら、ともに汗してまいりたいと存じます。

引き続き今年度におきましても、第4次上富良野町総合計画が目標とする「四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地の創造」を目指し、まちづくりの基本方針として掲げている「新時代をひらく取り組み」、「町民主役の取り組み」、「ソフト重視の取り組み」、「情報発信・受信の取り組み」、「連携のとれた取り組み」を基本にしながら、4つの柱である「豊かな心の人のまち」、「活力ある産業のまち」、「住みよい快適なまち」、「共に創るまち」の各分野の諸施策を推進してまいります。

初めに、1つ目の柱であります、「豊かな心の人のまち」づくりについてであります。

国際的にも国内的にも大きく変化する社会の中にあって、本町が真の豊かさや生きがいと活力に満ちた地域社会を築いていくためには、その基礎となる人づくりが最も重要であります。

このため、教育委員会とも十分連携をとりながら、生涯学習の観点に立って幼児から高齢者までの各期にわたり、教育・文化・スポーツなど、各領域にわたる学習の場の条件整備に努めてまいります。

人材育成では、引き続き友好都市提携を結んでいるカナダ国カムローズ市と三重県津市との交流に努め、特に本年は、昭和55年に発足した「東中清流獅子舞」の保存と次世代への継承を図るための予算措置を講じたところであります。

健康と福祉の施策については、町民のだれもがいつまでも健康で安心して暮らすことができるよう、保健・福祉・医療が緊密に連携して、各種施策に取り組んでまいります。

そのための拠点施設として、昨年度建設に着手しました保健福祉総合センターは、本年10月の完成に向け、施設整備や管理運営体制の準備に万全を期すとともに、完成後には多くの町民の方々に御利用いただけるよう、開館後の運営にも十分な対応を図ってまいります。

また、保健福祉総合センターの完成により、老人身障者保健センター内から社会福祉協議会、在宅介護支援センターを移転することとし、その後は、母子通園センター、障害者小規模作業所などの活動の場として有効活用を図るために、必要最小限の施設改修を実施してまいります。

高齢者福祉及び介護保険制度については、第2期上富良野町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、本年度も在宅福祉を重点として、介護保険のサービスの安定的な提供と在宅サービスの利用促進に努めてまいります。

障害者対策については、障害者が障害のない人たちとともに地域で暮らし、社会参加ができるような地域づくりを目指し、障害者計画に基づきながら障害者福祉施策の具現化に取り組んでまいります。また、昨年度から支援費制度に移行した障害者福祉サービス給付事業につきましても、円滑に推進するよう努めてまいります。

児童福祉については、本年度より子育て支援センターを開設して、育児不安についての相談指導や子育てサークルへの活動支援などの事業を展開してまいります。

また、少子化時代を見据え、子育てに関する施策の方向性を定めるエンゼルプランについては、昨年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、平成17年から5ヵ年の行動計画の策定が義務づけられたことから、策定委員会での審議と北海道との協議を経て、子育て家庭への支援と、子育てを地域全体で支える仕組みを、国の指導に基づき本年度中に計画を策定してまいります。

保育所については、利用者の期待に応える保育所運営を目指し、障害児や乳幼児、また一時的に保育に欠ける児童についても、できる限り受け入れに努めてまいります。

西保育所については、4月1日から指定管理者である学校法人専誠寺学園による運営が始まることから、安定的な保育所運営ができるように支援してまいります。

保健予防関係については、重点事業として平成11年度から行ってまいりました新寝たきり老人ゼロ作戦事業が本年度で最終年となりますが、生活習慣病予防のための健康相談や訪問指導、職域における健康教室などを軸に、引き続き予防活動を実施してまいります。これらの取り組みを通じ、働き盛りの方の死亡の減少、健康寿命の延伸、医療費縮減を目的とした「健康21上富良野計画」の一層の推進を図ってまいります。

ラベンダーハイツについては、開設21年目を迎えますが、利用者一人一人にきめ細かなサービスを提供するため、ケアプランに基づいた施設介護サービスの提供と居宅介護施設（ショートステイ）として在宅福祉サービスの向上に努めてまいります。

デイサービスセンターについては、在宅福祉の拠点として利用者ニーズに合った諸行事を取り入れ、地域のボランティアの協力もいただきながら、健康管理と生きがいのある日常生活が送れるよう、サービスの向上に努めてまいります。

国民健康保険事業環境は、国の医療保険制度全体のあり方が検討されている中でもあり、平成14年8月の健康保険法改正を基盤とした運営が継続される状況にあります。

医療給付については、平成15年度国保税の改正を行ったことにより、本年度においても比較的安定した状況で推移することが予測されますので、基金の取り崩しを最小限にとどめ、運営の安定化に努めてまいります。

一方、介護納付金については、前年に比較し約20%の増額納付が見込まれることから、その財源確保に係る税条例の改正案を本定例会に提案せざるを得ない状況であります。改定に当たりましては、応能応益割合を考慮しつつ、可能な限り最小の改定幅を持って臨み、運営の安定を図ってまいります。

医療給付事業については、重度心身障害者、母子家庭、乳幼児及び老人医療の給付を北海道の医療給付助成を受けて実施いたします。

なお、北海道では、助成制度の改正を検討していることから、その内容を見極めて対応してまいります。

老人保健事業については、対象年齢の引き上げ改

正から1年半を経過し、対象者数の変化はわずかなものの、公費負担割合が段階的に引き上げられ、町の負担につきましては、前年に比べ10%程度の増となってきております。今後とも、財源確保には相当厳しい状況が予想されますが、町民の医療環境の基盤となることを認識し、安定した運営に努めてまいります。

病院事業については、2年に一度診療報酬の改定が行われており、本年度も引き下げに向けた改定が予定されております。また、患者の定率負担導入など医療制度改革が行われることにより、医業収入の減少傾向が見込まれ、病院経営を取り巻く環境は厳しいものとなりますが、一層の経営改善に努めてまいります。

次に、2つ目の柱の「活力ある産業のまち」づくりについてであります。

近年の農業・農村を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化、農畜産物の輸入増にともなう価格の低迷、さらに米政策改革により、米の計画流通制度を廃止し市場原理を導入するなど、農業においては大きな転換期を迎えております。

一方、BSEをはじめとする食品事故の増加、農薬の不正使用等に伴い食の安全・安心が揺らぐ中で、消費者の食の安全・安心に対する関心は一層高まっております。

このような状況を踏まえ、町の基幹産業である農業振興については、農業者の自主的、主体的な取り組みを基本として、営農条件に即した輪作体系の確立、農薬や化学肥料を最小限に抑える農畜産物の生産、生産コストの低減など、良質な農産物の生産が図られるよう、第5次農業振興計画の諸施策を関係機関との連携のもとに推進してまいります。

効率的な農業経営を推進するため、農業委員会と連携を図り、急傾斜地などで条件が不利な農地には植林を勧め、優良農地の保全確保に努めます。

また、農地の流動化については、規模拡大を目指す経営者や新規就農者に対し、農地保有合理化事業を主体とした資金等の有効利用を図り、流動化を積極的に進めてまいります。

米政策改革については、昭和46年より減反・休耕・転作へと形を変えながら、国はさまざまな対策を講じてきたところでありますが、本年度からは消費者重視、市場重視の需用に見合う売れる米づくりを基本として水稲作付けが行われることとなります。

また、平成20年度からは、政府主導による米生産目標数量配分から、生産者、生産者団体主体の生産調整に移行することとなります。農業者の皆様にとりましては、極めて厳しい見通しとなり大きな決

断をすることになりますが、本町におきましても地域水田農業ビジョンに沿って、農業者の皆さんに自主的、主体的な取り組みをお願いするものであります。

演習場周辺農業用施設設置助成事業については、防衛施設庁所管の補助採択を受け、農協の事業主体により、麦乾燥調整施設の建設を本年度から平成17年度までの2カ年間で建設されることとなります。

国営土地改良事業フラヌイ1期地区については、平成15年度をもって完了したことから、本年度より地元負担金の償還を行ってまいります。

森林整備地域活動支援交付金事業については、水土保全や大気環境、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能を持続させるため、民有林の施策計画に基づき、適切な管理を行う森林所有者の活動に対して、国・道費補助とあわせて、町も助成を行ってまいります。

活力ある商業の振興を図るため、商工会との連携を密にして、引き続き小規模事業者の店舗増改築等に助成してまいります。

また、地域産業の育成のため、企業に対する雇用助成・利子補給・税の優遇処置などを継続するとともに、中小企業の融資を通じて事業資金の円滑な供給に努めてまいります。

今年度、新しい試みとなります空き店舗対策助成事業については、商店街ににぎわいを取り戻すために商工会が事業主体となり、NPO法人「上富良野たんぼの会」の参画を得て取り組んでいくこととしております。

地域の住民や高齢者等との交流、趣味の活動などのコミュニティー機能と地場産物の販売の場としても利活用し、商店街の集客力の向上を図ることから、この商工会の空き店舗対策助成事業に対しては、国の助成措置も受けながら支援してまいります。

国の緊急地域雇用創出特別対策事業においては、大雪山国立公園内にある市町村が連携し、大雪山系山道保全事業として、山岳地域の利用秩序、利用意識の向上と登山・遊歩道の案内看板等の手直しや保全巡視を行い、貴重な自然環境の保全に努めてまいります。

観光の振興については、観光産業が町の重要な産業であることから、絶えず町の情報発信を行い、町観光協会、観光諸団体及び富良野地域の市町村と連携し、効果の上がるよう一層の誘客事業を推進してまいります。

ラベンダー観光客を町中に誘導する手法として、長い歴史がありますラベンダーまつりと、十勝岳火

まつりをあわせて開催することにより、町民や観光客に喜んでいただけるイベントになるよう計画を進めてまいります。

次に、3つめの柱の「住みよい快適なまち」についてであります。

良好な市街地形成に向け、引き続き都市計画マスタープランに位置づけされた事業の推進を図ってまいります。

駅及び駅周辺地域の整備については、昨年度着手しました、通称銀座通りの整備を完了することとしております。また、通称本通りの整備についても、商店街の活性化、良好な街なみ形成を図る観点から、早期の完成を北海道に要請しながら、商店街活力への支援など、町としての役割を果たしてまいります。

町内主要施設への誘導案内サインについては、市街地区の整備が昨年度完了しましたので、今年度は郡部地区の整備を進め、町民はもとより来町者の利便性の向上を図ってまいります。

景観行政については、国における景観基本法制定の動きや、国道237号線がシーニックバイウェイ制度のモデルルートとして指定されるなど、昨今の景観行政の情勢を踏まえ、総合的、かつ有効的な景観施策の実施に向けた準備を進めるとともに、あわせて町民の景観に対する意識の高揚に努めてまいります。

町営住宅の整備については、3年目を迎える泉町団地の建替事業を、3号棟8戸の建設を本年度から2ヵ年計画で建設してまいります。

既設町営住宅の改修については、上富良野町町営住宅ストック総合活用計画に基づき、東中団地4棟8戸の住宅環境整備事業として、浄化槽設置の水洗化を行うとともに、町営住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

飲料水供給施設整備事業については、倍本地区の配水管等の老朽化に伴う水圧不足が顕著にあらわれたことから、昨年度行った老朽度診断の結果をもって札幌防衛施設局と協議を重ねた結果、障害防止事業として採択を受け、事業期間は2ヵ年間で予定し、本年度は実施設計に着手してまいります。

簡易水道施設整備事業については、里仁浄水場の原水における水質悪化によるクリプトスポリジウム予防対策として、昨年度実施設計を終え、本年度はる過施設の建設に着手し、良質で安全な飲料水の供給に努めてまいります。

公共下水道事業については、計画的な事業の推進を図り、本年度は北町地区の汚水管渠工事を実施し、衛生的で快適な生活環境の向上に努めてまいります。

クリーンセンターの運営については、富良野広域圏分担処理の一環として、圏域内他市町村の衛生用品・粗大ごみを受け入れ処理しながら、安定した稼働を続けております。今後とも、施設整備の経年経過による補修等を加えながら、地域はもとより町民の皆様が安心していただけるよう、施設の管理運営に努めてまいります。

また、し尿及び生ごみに関しましては、富良野地区環境衛生組合、汚泥再生処理センターの本格稼働により、順調にその処理が行われております。

合併浄化槽設置事業については、本年度においても5人槽換算30基を計画し、希望を募ってまいりたいと考えております。

交通安全関係については、死亡事故ゼロ500日、1,000日を目指し、「交通安全は家庭から」をメインスローガンとして、1件でも事故発生を未然に防ぐため、参加型の交通安全活動の推進と、地域のマンパワーの掘り起こしや関係団体との連携を深め、意識の高揚とともに連携感を醸成しながら、息の長い啓発活動を進めてまいります。

防犯関係については、町内での発生件数も増加傾向を示しており、警察や防犯関係団体との連携を密にするほか、特徴的であります車上ねらいなどに対する啓発活動の推進に努めてまいります。

町民の交通手段としての町営バス運行については、これまで一般の利用路線と通学路線に区分し運行を進めてまいりましたが、規制緩和が進みスクールバスへの一般の方の乗車が可能となったことから、スクールバスを基本に地域住民を乗せる混乗方式とすることで、より効率的で経済的な運行形態を構築してまいります。

また、保健福祉総合センターの完成に伴い、市街地区の高齢の方々を中心とした利用の拡大を基本に、循環運行についても検討を進めているところであります。

なお、見直し運行につきましては本年10月を目途に推進するよう、現在その作業に鋭意取り組んでいるところであります。

防災対策については、十勝岳噴火などの災害から町民の生命と財産を守るための基本計画である上富良野町地域防災計画書を、平成14年度から15年度にかけて、現状に即した体制に改訂作業を進めておりましたが、災害対策基本法第42条第3項の規定に基づく北海道との協議に時間を要することから、本年度において改訂作業を終えるよう取り組んでまいります。

また、総合防災訓練を検証し、現況課題を解消することにより、十勝岳火山噴火災害に備えてまいります。

道路網の整備や河川・砂防などの施設整備については、安全で安心して暮らせる地域社会への形成と、地域の産業を支える基盤づくりを基本に据え、国土交通省、防衛施設庁の補助制度を活用し、有効かつ効率的に事業を推進してまいります。

道路・河川の整備については、5路線の道路改良・舗装工事、3河川の改修工事を行うこととしており、本年度は90式戦車への対応として、北24号道路改良舗装工事の一部つけかえ工事のほか、保健福祉総合センター前の通路整備として、南3条通りの実施設計に着手してまいります。

また、東1条通りの整備事業、南2条通り歩道設置、公共施設等サイン設置、道路側溝整備の4事業については、防衛施設庁の調整交付金を活用し、計画的に整備を進めてまいります。

除排雪対策については、除雪や運搬排雪及び交差点の安全対策などを重点的に行い、町民が快適に活動できるよう対応してまいります。

また、除雪車両については、本年度、防衛施設庁の補助を受け、グレーダーの更新整備を図ってまいります。

次に、4つ目の柱の「共に創るまち」についてであります。

町が抱えるさまざまな課題や問題を、町民の皆様とともに考え、町の進むべく方向を決定していくためにも、あらゆる分野で、男女を問わず住民参画の拡充を図っていくことが重要であります。政策の決定過程や評価過程などにおいて、住民参画の制度の導入を図るとともに、附属機関等の活性化に努めてまいります。

また、自治体の憲法ともいわれる自治基本条例については、「共に創るまち」の根幹をなすものでありますので、その制定に向けて取り組みを進めてまいります。

自衛隊との協調については、上富良野駐屯地との連携を一層強め、良好な関係を築いてまいります。

特に、イラクに上富良野駐屯地から人道支援のため、二十数名の自衛隊員が派遣になっていることから、引き続き「イラク派遣自衛隊留守家庭支援窓口」を設置し、留守家庭の方々に情報提供を行うとともに、不安や悩み解消に対応してまいります。そして、派遣された隊員の方全員が、無事帰町することを心から念願するものであります。

国や北海道で推進している電子自治体の推進にあわせ、昨年度総合行政ネットワークに接続したことを受けて、情報通信技術による国や自治体間の情報伝達の効率化と安全性を高めながら、より費用対効果を高める事務推進に努めてまいります。

本年7月に執行予定の参議院議員通常選挙及び本

年12月に任期を迎える上富良野町長の選挙については、公正な執行に努めてまいります。

また、公職選挙法改正により新設された期日前投票制度の活用を啓蒙するとともに、あわせて都部投票所の統廃合や投票所閉鎖時間の繰り上げなど、地域住民と意見を交換しながら取り組んでまいります。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、自主財源としての税収確保は極めて重要であります。

課税に当たっては、適正な課税客体の把握に努め、税負担の公平と公正を期してまいります。

また、納税については、納期内完納の推進を図るとともに、滞納者に対する納税意識の高揚に努め、収納の向上対策においても、より強固な対応を進めてまいります。

引き続き、徴収強化月間を設定し、催告の強化や訪問徴収の徹底など、納入の督促に一層の努力をしてまいります。

行財政改革については、これまでの大綱・実施計画が平成15年度で終期を迎え、一定の成果を上げることができました。しかし、地方行政を取り巻く環境は一層厳しさを増す状況にあり、行財政運営の構造的・抜本的な改革に着手していかなければならないと考えております。

このことから、本年度以降においては、総合計画後期の5ヵ年間を見据え、平成20年度の財政見通しをも含め、町のあるべき姿を想定した中で、より一層の取り組み強化を図ってまいります。

基本的には、「これからのまちづくりにおける基本原則の確立」「行政の内部改革の徹底」「住民との共働による改革の徹底」を3本柱として、具体的な実施計画を早期に策定し実践してまいります。

行政組織についても、組織機構改革を実施し、16課65係に細分化していたものを12課26班に再編統合し、関連する業務を班というグループを基本単位とした新たな体制により、簡素で効率的な行政運営を進めてまいります。

以上、平成16年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきます。

次に、平成16年度予算案の概要を申し上げます。

平成16年度予算案の編成に当たっては、国の三位一体改革で地方交付税を初め、国庫補助負担金が大幅に削減される極めて深刻な事態を迎えた中でとり進めたわけではありますが、その対応策として、人件費、事務的経費及び施設管理に伴う裁量的な経費など、歳出全般にわたり経費の抑制を図ったところであります。

特に一般会計では、公民館改修工事など投資的経

費の一部についても実施年度を先送りする措置を講じ、さらに不足する財源については、現時点での歳出の見直しに限界があることから、財政調整基金を初めとした各種基金をその目的の沿って所要額を取り崩すこととし、予算総額を昨年度対比で19.1%減の79億5,300万円規模の予算案としたところであります。

一般会計から特別会計及び公営企業会計に対する繰出金及び補助金などとしては、国民健康保険特別会計には保険税軽減の措置などとして、老人保健特別会計及び介護保険特別会計には基準に基づくものとして、ラベンダーハイツ事業特別会計には事業運営費として、また公共下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計には建設費及び公債費の償還に要する経費などとして、それぞれ計上いたしました。

また、公営企業会計であります病院事業会計には基準に基づく経費として、水道事業会計には水道事業に伴う負担措置として、それぞれ計上いたしました。

これらの措置を講ずることによりまして、特別会計及び公営企業会計予算は、国民健康保険特別会計11億6,879万円、老人保健特別会計13億9,231万円、公共下水道事業特別会計3億9,570万円、簡易水道事業特別会計2億3,314万円、介護保険特別会計5億7,302万円、ラベンダーハイツ事業特別会計2億7,770万円、病院事業会計10億125万5,000円、水道事業会計2億6,036万円となっております。

特別会計と公営企業会計予算の合計は53億227万5,000円で、一般会計予算と合わせた町の総予算額は132億5,527万5,000円で、前年度当初予算対比12.6%の減、額にして19億1,554万1,000円減の財政規模になっております。

以上、議員各位並びに町民皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げ、平成16年度の町政執行方針といたします。

議長（中川一男君） 次に、教育長より教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長、高橋英勝君。

教育長（高橋英勝君） 平成16年第1回定例町議会の開会に当たり、教育委員会の所管する教育行政の主要な方針について申し上げ、町議会並びに町民の皆さんの深い御理解と御協力をいただきたいと思います。

初めに、今日、私たちを取り巻く社会・経済情勢は、めまぐるしく揺れ動き、明るい兆しより社会全体が閉塞感の漂う大きな変革期を迎えており、今後においても先行き不透明な時代が予想されます。

また、教育の分野においても、教育は国家百年の計であり、国の最重要課題であるとの位置づけのもとに、教育改革が着実に進められております。しかし反面、国の三位一体改革による教育補助金などの見直しがなされるなど、国の行財政改革や教育改革に伴う種々の課題が提起されており、その動向には目を離せないものがあります。

特に、地方財政の悪化は教育にも影響を及ぼし、教育的観点での論議ではなく、財政論での路線転換を図らざるを得ず、ますます厳しい財政運営の中で教育を推進しなければならないといった現実的な事情にも直面しております。

このように厳しい時代背景の中にあって、社会に対応した生涯学習社会の構築や学校教育の創造など、新しい視点に立った教育の展開が求められております。教育委員会といたしましても、いつの時代においても「まちづくりの原点はひとづくり」との基本的な使命はこれまでと何ら変わることなく不変の精神を持って、町の総合計画と新たな第6次社会教育中期計画を基本に、また、国、道の教育方針を指標とし、時代の要請や社会の変化に柔軟に対応しつつ、町民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら総合的な教育行政の推進に最善の努力をまいります。

最初に、学校教育について申し上げます。

学校教育につきましては、現在、国においては、今日の急激な社会変化に対応する教育推進を目指し、新しい時代にふさわしい広範囲にわたる教育改革が着実に進められているところであります。

また、新学習指導要領が全面实施され3年目を迎えますが、新学習指導要領のねらいは、子供たちに基礎、基本を重視し、個性を伸ばすことにより、知識や学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力などまで含めた、幅広い確かな学力を育もうとするものであります。

この学習指導要領のより一層の充実を図るために、本町においても過去の習慣やマンネリ、惰性に踏襲するのではなく、新しい意識を持って、変化する時代に即応した各学校の教育活動が円滑に実施され、成果が得られるよう総合的な学習の時間の充実や、地域の自然や文化などを活用した特色ある学校づくりに努めてまいります。

また、これからの学校経営は、保護者や地域社会との連携を一層深め、地域の信頼にこたえることが大切であり、このため学校評議員や保護者や地域の方々の声を反映させた魅力ある学校づくりと、学校を生涯学習の拠点として活用していただくよう積極的に開放し、地域と結びついた地域に根ざした、開かれた学校づくりを進めてまいります。

教職員の資質と能力の向上につきましては、学校教育の成果と児童生徒が充実した学校生活を送るためには、直接その任に携わっている教職員の努力と情熱、そして指導力に負うところが大きいことから、教職員みずからが教育者としての使命と専門性を自覚して、実践的な指導力を高めることが必要であります。

特に、新学習指導要領のもとでの総合的な学習時間の取り組みの対応については、教職員に求められる責務は極めて大きなものがあります。

このため、一人一人の課題意識や研究意欲の向上を図るため、校内における組織的な研修、研究活動の充実を初め、各種研究大会への積極的な参加を奨励し、新しい教育の創意に向け、教えるプロとしての専門性を高める研修活動の充実に努めてまいります。

児童・生徒の指導等につきましては、心身ともに健全な児童生徒の育成は、学校のみならず家庭や地域社会が協力体制で取り組むことを基本とし、問題行動の未然防止のため、上富良野の青少年健全育成を進める会を初め、各関係機関、団体などと密接な連携と協力を得ながら児童生徒の指導の充実に努めてまいります。

また、上富良野中学校に配置しております心の教室相談員につきましては、いじめ、不登校など問題行動の未然防止のため、生徒のきめ細やかな指導や相談を行い、大きな成果を上げ、学校や父母からも高い評価を得ておりますので、引き続き配置し相談体制の充実に努めてまいります。

また、子供たちが休日や放課後を自主的、自発的にさまざまな自然体験や生活体験などの社会参加活動を展開することができ有意義に過ごせるよう、地域全体が一致協力し連携を深めながら、子供の健全育成を進めるといった基本のもとに校外活動の充実に取り組んでまいります。

へき地・複式教育につきましては、小規模校の特性を生かし、一人一人の児童の個性や能力を的確に把握し、そのよさを生かし、学ぶ意欲を高める学習の工夫や、社会性を身につけるため他校との交流学习を取り入れながら、地域の恵まれた自然や文化の教育環境の活用を図り、体験的な活動や学習を推進し、地域と一体となった特色あるへき地・複式教育の充実に努めてまいります。

特殊教育につきましては、近年、児童生徒の障害の程度もさまざまで、複雑化している中で、障害の程度などに応じ特別の場で指導を行う特殊教育から、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換が図られようとしております。

このため、発達段階や障害の状況をよくとらえ、適切に対応する指導体制と、きめ細やかな指導の工夫と改善に努めるとともに、学校だけではなく保護者、医療機関、特殊教育諸学校などの関係機関との連携を一層密にして、一人一人の望ましい発達を促す特別支援教育の充実に努めてまいります。

また、本町においては、年々特別支援を必要とする幼児、児童がふえ、障害の程度も複雑化していることもあり、本年度、上富良野小学校と上富良野西小学校に特別支援教育の指導体制の充実を図るため、2名の特別支援教育指導助手を教育委員会で雇用し、配置いたします。

学校の危機管理につきましては、児童生徒の交通事故や学校における事件、事故、さらには自然災害などに対する安全管理や安全教育の充実に努めるとともに、特に大阪附属小学校で起きた衝撃的な児童殺傷事件はまだ記憶に新しく、さまざまな事故や事件が相次いでおりますので、学校への外部からの侵入者などによる予測もできない事故に対しては、生命の安全を第一に考え、適切な対応ができるよう、教職員の危機管理意識の向上と各学校の実情に応じた危険管理マニュアル作成など、安全管理体制や設備の充実を図るよう取り組んでまいります。

教育環境の整備についてであります。各学校施設の中には適切な維持管理を要する建物やグラウンドなどの整備が多くの懸案、課題を抱えており、今後、教育行政への大きな財政投資が必要となってまいります。

本年度は、町の財政的事情もあり、児童生徒の安全確保と急を要する施設の改修を行います。今後、年次計画で教育施設と設備の整備に努めてまいります。

情報教育の充実のため、江幌小学校のコンピュータを、時代に即応し十分な能力を備えた最新機種に更新いたします。

学校給食につきましては、児童生徒にバランスのとれた安全でおいしい給食を提供するよう、今後とも献立内容の工夫や地場産食材の積極的な活用や嗜好も取り入れ、また、今日、食の安全を問われておりますので、衛生管理や衛生安全対策に細心の注意をし、信頼され児童生徒に喜ばれる学校給食を提供してまいります。

また、学校給食費につきましては、町の給食運営費に対する財政配慮があり、現在、近隣市町村より安価での保護者の御負担をいただいておりますが、給食内容の充実や地場産米の高騰、さらに地場産食材の使用などの要因もあり、現在の給食費で現状維持の学校給食をすることは厳しい状況下にあります。このため、学校給食センター審議会に諮問

し、種々御検討いただき、小学生 8 円、中学生 10 円の給食費を引き上げることで、本年 4 月より実施いたします。

幼児教育につきましては、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で、極めて大切な時期であります。

その重要性を認識し、幼児教育に社会が心を向け、健康で明るくのびのびと行動する、心身ともに豊かな子供の成長を目指し、学校、保育所、家庭、地域社会との連携や交流、家庭教育学級の開催や預かり保育の継続など社会の変化などを踏まえ、また社会の要請にこたえる創意に富む幼稚園教育の充実が図れるよう支援してまいります。

国際理解教育につきましては、子供たちが国際的な視野を持ち、諸外国の文化や歴史を理解し、自分の考えを表現できる基礎的な力を育成するため、英語指導助手として、平成 13 年 8 月より友好都市であるカムローズ市よりモリーン・ボールディングさんを招致し、学校教育と社会教育の分野のみならず、両市町間の交流にも多大な御活躍をいただいているところであります。

本年 9 月に任期を終え帰国いたしますので、引き続きカムローズ市より英語指導助手を招致し、国際理解教育の推進に努めてまいります。

道立上富良野高等学校の振興につきましては、平成 14 年度より校舎の全面改築が施工され、平成 17 年度には快適な教育環境の新校舎やグラウンドがすべて完成する見通しであります。

町といたしましても、地域に根ざし、地域の期待にこたえられる活力と魅力ある学校づくりのために、上富良野高等学校教育振興会をはじめ、各関係機関との連携を深め、教育活動の充実や地元高校への志向がより一層高まるよう支援してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育の推進につきましては、町民一人一人が健康で生きがいのある人生を築き、より豊かで充実した人生を送っていただくためには、生涯学習社会を築くための環境づくりが必要であります。

このため、子供から高齢者まで、生涯のあらゆる時期に、教育、文化、スポーツ、自由な時間の活動などの学習の機会を選択し、だれもが、いつでも、どこでも、自由に学ぶことができる環境づくりや、学校教育と社会教育が相互に協調し、一体となって取り組む学社融合の活動を推進してまいります。

また、学校、家庭、地域社会が相互に連携、補完し合い、それぞれの持つ機能や役割を十分発揮しながら、町民のニーズの学習要求に対応した生涯学習の充実を目指し、平成 15 年度に策定した第 6 次社会教育中期計画を指針とし、その計画目標の実現に

向けての推進に努めてまいります。

家庭教育についてであります。幼少年期において家庭は人格の基礎を培い、また、社会生活に必要な生活習慣やしつけを身につけるなど、家庭での教育は非常に大切であります。

このため、本年度の機構改革で新設された子育て支援班と連携を密にし、子供の発達段階に応じた子育てのための家庭教育学級、子育てネットワークづくり、本の読み聞かせ会、親子のふれあいを持つ軽スポーツ教室や講演会の開催など、地域ぐるみで協力し、子育て支援の諸活動や相談体制をより充実するよう取り組み、家庭教育の向上に努めてまいります。

青少年の学習活動についてであります。時代を担う青少年の健全育成は、町民のだれもが強く望んでおり、また、社会教育全体で取り組まなければならない重要な課題でもあります。

また、心身ともに著しく発達する時期で、運動能力、思考力、社会性など人間形成の基礎を培う大切な時期でもあります。

このため、運動能力の向上のほか、自主性、創造性、感受性を発揮したり、協調性や道徳観念を身につけるための各種体験学習や社会体験活動などをより活発化するように、子供会、スポーツ少年団や各関係機関や団体との連携を深めながら、心身ともに健全な子供の育成に努めてまいります。

また、青少年の健全育成は、地域の子供は地域全体で育てるとの基本のもと、上富良野の青少年健全育成をすすめる会との連携を深めながら、望ましい環境づくりや各種事業の推進と町民意識の高揚に努め、青少年の健全育成を進めてまいります。

成人（一般・女性）の学習活動についてであります。成人の学習活動については、各種学級、講座、文化・体育団体などの活動と、サークル、グループなどの学習が活発に行われ効果を上げております。しかし、町民の学習ニーズは、ますます多様化、高度化の傾向を示し、学習内容の充実を求められております。

このため、町民ニーズに基づいた学習機会の提供を初め、成人や女性のみならず、各領域に応じて各関係機関や職場、団体との連携を図り、幅広い学習機会の充実や学習活動に対する支援や積極的な参加の推進に努めてまいります。

さらに、男女共同参画社会が進む中、女性の社会参加の意識と女性の果たす役割と期待も高まってきておりますので、学習機会の提供や学習活動の支援と女性団体活動の充実と活性化を図れるよう、支援に努めてまいります。

高齢者の学習活動につきましては、現在の長寿社

会にふさわしい学習活動をより充実するために、いしずえ大学を初め、地域の老人クラブなどにおけるさまざまな学習活動を促進するとともに、年齢、体力の個人差も広がっておりますので、個々の興味関心に応じた学習機会の充実や、高齢者の持つ豊かな経験と知識を生かしていただき、異なる世代との交流や社会参加の機会を提供するよう努めてまいります。

文化・芸術の振興につきましては、人々に感動や生きる喜びをもたらす、豊かな人生を送る上で大きな力になり、地域社会に豊かさと潤いをもたらします。また近年、生活水準の向上や余暇時間の増大に伴い、心の豊かさを求め、文化活動に対する欲求や地域文化の創造への関心が高まっております。

このため、本町の文化振興に大きな役割を担っていただいている文化連盟を中心に、各種団体との連携を図りながら、文化活動への参加機会の拡充や芸術鑑賞機会の促進に努めるとともに、各種団体やサークル組織の育成と自主活動に対し、より活性化が図られるよう支援してまいります。

また、長年の懸案でありました文化活動の拠点施設が、保健福祉総合センター内に多目的ホールが整備され、本年度オープンいたしますので、今後、文化活動がより一層推進されるよう効果的な施設の運用に努めてまいります。

郷土館と開拓記念館につきましては、町の歴史や文化財に興味を持っていただけるよう、展示物の配置がえや情報の提供、展示会等の工夫を図るなど、効率的な運用についてさらなる努力をしてまいります。

また、郷土学習における文化財の保護、活用と伝承活動の促進に努めてまいります。

また、昭和55年に発足した東中清流獅子舞は、町の伝統芸能として認知され、現在、東中中学校の生徒が継承し、その活躍は高く評価されているところであります。

この伝統芸能を保存し、次世代への継承を図るため、伝承者の人材育成と組織の育成を図るよう支援してまいります。

本年度、先進地である富山県への視察研修のための所要の予算措置をいたしました。

公民館図書室につきましては、町民の生涯学習活動の重要な拠点施設として重要な役割を果たしており、平成14年度の利用実績は、貸出総冊数4万8,077冊、1日平均164冊の貸し出しを行っており、平成13年度に比べ125%と著しいのびとなっており、今後においてもますます読書活動が増大するものと考えられます。

昨年は、貸出手順の簡素化を図るための電算化を

行いましたが、今後も学校、児童館への移動図書や児童生徒の各種調べ学習活動の支援、さらに家庭における乳幼児の読書活動や絵本の読み聞かせ会など、本に親しむ環境づくりと内容の充実を図るよう努めてまいります。

また、図書館の整備につきましては、町の重要な懸案事業として種々検討をしてまいりましたが、町の財政的な事情もあり、第4次総合計画の中での実施計画の位置づけを明確化することが困難であります。

このため、現在の公民館図書室を現行のままで継続することは不便さのみならず、施設の老朽化と安全性などの問題や町民の期待感もあることから、当面、施設の大改修をするよう、昨年12月に実施計画策定の補正予算の議決をいただき、早期着工に向けて鋭意努力をしてきたところであります。

当施設の改修につきましては、町の多額な財政投資が必要であることから、道の補助採択を受けるよう協議を進めてまいりましたが、本年度は他の事業との関係もあり、採択は非常に厳しい見通しであります。町の経済的な財政運営を勘案し、平成17年度に道の補助採択を受けるよう努力し、実施するよう計画いたしましたので、御理解を賜りたいと存じます。

本年度は、緊急を要する公民館屋根の改修を行うよう、所要の予算措置をいたしました。

スポーツの振興につきましては、町民一人一人が心身ともに健康で充実した生活を営み、また、人と人とのふれあいを深める上で、スポーツ、レクリエーション活動の推進はとても大切なことでもあります。

また、青少年の健全育成にも極めて大きな効果を果たしております。

このため、多様化する町民ニーズや、子供から高齢者に至るまでの各年代に応じたスポーツ活動を、体育協会を初めとする関係機関との連携を深めながら、生涯スポーツの振興がより一層推進されるよう努めてまいります。

また、昨年オープンいたしましたパークゴルフ場の効果的な運営と利用者に対する利便性を図るため、条例の一部を改正し適正な運営に努めてまいります。

終わりに、以上、平成16年度の教育行政執行について申し上げます。

今、時代の流れが大きく変化する中で、あらゆる分野で新しい時代にふさわしいシステムづくりの改革が進められております。

教育委員会といたしましても、町民の負託にこたえるよう、当面する教育課題を的確にとらえ、時代

の要請に対応した教育行政の推進と、さらに文化、スポーツの振興や生涯学習の構築に最善の努力を傾けてまいりますので、議員並びに関係各位の温かい御支援と御協力をお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

議長（中川一男君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

続いて、各予算についての説明を求めます。

初めに、一般会計予算についての説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま町長及び教育長から、町政各般にわたる基本的な執行の方針が述べられたので、それらの内容に沿いまして編成いたしました一般会計及び各特別会計等の予算概要について、順次御説明してまいります。

平成16年度予算案では、特に企業会計を除き、一般会計及び六つの特別会計におきまして、事務の効率化を図る目的で導入しました事業別予算方式によります財務会計システムを稼働させましたことから、歳出予算の説明欄の記載形式を変えたことに加えまして、7会計を一つの冊子にまとめた予算書としまして調整をしております。

それでは、表紙の裏面をごらんいただきますが、ここでは目次を掲載しております。一般会計及び各特別会計の、延べ7つの会計予算を網羅してございまして、1ページから24ページには会計別に、順次、議決対象項目の部分につきまして掲載をしております。25ページ以降には、同じように会計別に、順次、地方自治法施行令の定められてございます予算に関する説明書の内容を掲載しております。この予算に関する説明書部分につきましては、各会計にわたり説明を省略し、順次、会計ごとに議決対象項目についてのみ説明を申し上げてまいります。

それでは、最初に1ページの議案第1号平成16年度上富良野町一般会計予算から説明をまいります。

議案第1号平成16年度上富良野町一般会計予算。

平成16年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

以下、予算条文について朗読をいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79億5,300万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は、15億円と定める。

次、2ページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算におきましては、款の名称ごとに予算額を申し上げてまいります。

1款町税8億6,736万7,000円、2款地方譲与税1億8,510万円、この款の中で、特に3項にございます所得譲与税につきましては、御案内のとおり国の三位一体改革によりまして、税源移譲の暫定措置としまして創設されたものでございます。

次、3款利子割交付金810万円、4款配当割り交付金100万円、5款株式等譲渡所得割交付金60万円、この4款及び5款の款につきましては、新たに款を設けたものでございますが、平成15年度の地方税制改正によりまして、道税として課税されまして、その一定額が市町村に交付される内容でございます。

次、6款地方消費税交付金1億2,570万円、7款国有提供施設等所在市町村助成交付金8,770万円、8款自動車取得税交付金5,340万円、9款地方特例交付金3,310万円、10款地方交付税28億710万円、11款交通安全対策特別交付金300万円、12款分担金及び負担金5,861万6,000円。

3ページに移ります。

13款使用料及び手数料1億1,922万3,000円、14款国庫支出金13億1,189万6,000円、15款道支出金3億2,282万3,000円、16款財産収入1,348万6,000円、17款寄附金1万円、18款繰入金4億1,316万1,000円、19款繰越金6,000万円、20款諸収入2億1,641万8,000円、21款町債12億6,520万円、歳入合計79億5,300万円となります。

次、4ページの歳出に移ります。

1款議会費7,083万6,000円、2款総務費2億3,003万円、3款民生費12億9,382万6,000円、4款衛生費8億9,697万5,000

0円、5款労働費81万円、6款農林業費7億259万8,000円、7款商工費2億1,536万円、8款土木費13億7,557万8,000円。

5ページに移ります。

9款消防費2億6,869万9,000円、10款教育費3億4,201万3,000円、11款災害復旧費245万円、12款公債費13億2,728万円、13款諸支出金1,278万円、14款給与費12億376万5,000円、15款予備費1,000万円、歳出合計も79億5,300万円となります。

次、6ページには、平成16年におきまして、債務負担行為の設定を必要とする5件の項目につきまして、その目的を記載しております。

いずれも事業の促進を図るため、国庫債務負担行為の制度に基づき、平成17年度までの2か年間をかけた、事業にそれぞれ着手予定となっております。

なお、麦の乾燥調整施設の設置事業につきましては、富良野農協が事業主体となって現施設を改築する計画となっております。

次に、7ページの地方債について申し上げます。

町が発行予定の地方債の限度総額を12億6,520万円といたします。その主なものは、保健福祉総合センターを完成させるために4億630万円、国営土地改良事業フラヌイ地区の事業完了に伴う一括負担をすることにたいしまして1億2,010万円、老人身障者センター改築に1,350万円、町営住宅の建設や除雪機械更新及び町道整備などのほか、国の恒久的減税措置に伴います過去の減税補てん債の借換分、また本年度から引き続き3か年間の継続措置とされました臨時財政対策債などを含め、延べ15件の起債目的をもって地方債の発行を計画しております。

ここまでが一般会計の予算の議決項目でございます。

なお、別冊にて平成16年度一般会計予算説明資料を議案とあわせましてお届けしてございますので、審議の参考としていただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、一般会計予算の説明といたします。

議長（中川一男君） 次に、国民健康保険特別会計予算並びに老人保健特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の説明を申し上げます。

国民健康保険を取り巻く環境は、少子高齢化の急

速な進展や社会経済情勢の変化などにより、制度的にも財政的にも大変厳しい状況にありますことは御案内のとおりであります。

さらに、現下の経済不況が保険税収納の低下を来す等、不安定要素を抱えながらの運営を強いられているところでもあります。

国におきましても、高齢者医療制度を中心に抜本的改善を目指し、各種の検討が現在も継続して行われているところでもあります。

本町の国民健康保険財源につきましては、平成15年度、医療費分を中心に税額改定をいただき、なお不足する額を財政調整基金により充当することで運営し、平成16年度につきましても、医療分につきましては平成14年度の老人保健制度の改正影響により約5,000万円の抛出金減が予想され、おおむね同額程度の医療給付費増に保険基盤安定制度等の各支援対策に財政調整基金3,100万円を支消充当することで対応しようとするところであります。

一方、介護納付金につきましては、平成16年度予算編成に当たりまして、その納付予定額が示され、前年に比べ約20%、金額にいたしまして約1,200万円強の増額となり、その財源確保につきまして関係税率の増額改正をお願いせざるを得ない状況であり、本定例会に關係条例改正を提案させていただいているところであります。

介護納付金につきましては、加入被保険者のうち40歳から65歳未満の、いわゆる2号被保険者に限られ、かつその算定につきましては全国の介護保険財源の32%を、当該2号被保険者の納付額を定められることが基本となっておりますことから、算定納付額についても、これに対応せざるを得ない状況にありますことを御理解賜りたいと存じます。

以上によりまして、平成16年度国民健康保険特別会計予算規模を11億6,879万円としようとするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

各会計予算書8ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成16年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億6,879万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

9ページを御参照ください。

第1表、歳入歳出予算。

款のみについて申し上げます。

1、歳入。

1 款国民健康保険税3億6,243万6,000円、2 款国庫支出金4億4,234万5,000円、3 款療養給付費交付金1億5,263万2,000円、4 款道支出金970万3,000円、5 款共同事業交付金1,780万6,000円、6 款財産収入1,000円、7 款繰入金1億5,365万8,000円、8 款繰越金3,000万1,000円、9 款諸収入20万8,000円、歳入合計11億6,879万円でございます。

10ページをお開きください。

2、歳出。

1 款総務費4,761万6,000円、2 款保険給付費7億1,825万4,000円、3 款老人保健拠出金2億9,341万2,000円、4 款介護納付金6,539万3,000円、5 款共同事業拠出金3,561万3,000円、6 款保健事業費408万8,000円、7 款基金積立金1,000円、8 款公債費20万円、9 款諸支出金75万2,000円、10 款予備費346万1,000円、歳出合計11億6,879万円となるところでございます。

続きまして、議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算につきまして、その要旨を御説明申し上げます。

平成14年8月に改正されました健康保険法によりまして、老人保健加入年齢が75歳以上と定められ、受給者数自体は自然減の状態が平成18年まで推移することとなり、これに伴います医療給付費減が徐々に進む予測に反し、医療給付につきましてはおおむね前年を維持している状況となっており、予算編成におきましても前年並みの13億9,231万円規模となったところであります。

なお、歳入に関しましては、平成14年の老人保健法の改正に伴いまして、公費負担額が平成15年から平成18年度まで段階的に引き上げられ、町からの繰入金につきましても、これに応じて増となる

ところであります。

以下、議案の朗読により説明といたします。

各会計予算書11ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算。

平成16年度上富良野町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9,231万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

12ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款支払基金交付金8億4,019万1,000円、2 款国庫支出金3億6,617万円、3 款道支出金9,154万2,000円、4 款繰入金9,440万4,000円、5 款繰越金1,000円、6 款諸収入2,000円、歳入の合計が13億9,231万円でございます。

次に、2、歳出。

1 款総務費285万9,000円、2 款医療諸費13億8,944万8,000円、3 款諸支出金3,000円、歳出も歳入合計と同額でございます。

以上、説明といたします。

議長(中川一男君) 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、その要旨を御説明申し上げます。

介護保険制度が始まって5年目を迎え、高齢化の進展により要介護認定者数も増加しておりますが、在宅介護を主に介護サービスの利用促進が図られるなど、制度の定着により介護保険の財政運営は安定した状況で推移いたしております。

このような状況を踏まえ、御提案いたしました平成16年度予算につきましては、介護保険料と国、道、町の公費負担を財源としまして、介護サービス費用や事業運営にかかる事業費用を賄うことの予算を計上いたしましたところであります。

その中で、歳出予算の大半を占めております保険給付費につきましては、第2期介護保険事業計画に基づきますこととともに、前年度の給付実績を見極め、所要の額を計上いたしております。

また、保険給付の対象外の制度として、町独自で実施しております特別給付費につきましても、前年

度の対象者数、利用回数等、給付実績を参考の上、給付費用とその費用に充てる基金繰入金を計上いたしたところであります。

以上によりまして、本特別会計予算規模を対前年度比1,002万円、率にいたしまして1,8%増の5億7,302万円とするところであります。

以下、議案を朗読により説明いたします。

議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成16年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,302万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

14ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算、以下、款ごとの金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款介護保険料9,052万4,000円、2款国庫支出金1億4,217万3,000円、3款道支出金6,691万1,000円、4款支払基金交付金1億7,129万2,000円、5款財産収入1,000円、6款繰入金1億211万1,000円、7款繰越金1,000円、8款諸収入7,000円、歳入合計5億7,302万円となることとあります。

2、歳出。

1款総務費3,297万8,000円、2款保険給付費5億3,537万4,000円、3款財政安定化基金拠出金54万4,000円、4款特別給付費200万円、5款基金積立金1,000円、6款諸支出金5,000円、7款予備費211万8,000円、歳出合計も歳入合計と同額となることとあります。

以上、議決項目につきまして、説明といたします。

議長（中川一男君） 暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時55分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各予算の説明を続行いたします。

簡易水道事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） それでは議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の概要から申し上げます。

予算総額2億3,314万円を計上させていただいております。前年度対比では1億5,254万円、189.3%の増となっております。

主な増額の要素といたしましては、里仁浄水場の水質悪化に対します恒久対策としまして、昨年から2カ年計画で事業に着手しております、ろ過装置の設置に対する建設費相当分が増額となっているところでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成16年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,314万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億2,500万円とする。

第1表、歳入歳出予算につきましては、款ごとの金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料1,721万6,000円、2款国庫支出金5,503万3,000円、3款繰入金4,416万9,000円、4款繰越金1,000円、5款諸収入422万1,000円、6款町債1億1,250万円、歳入の合計といたしまして2億3,314万円でございます。

2、歳出。

1款衛生費2億243万4,000円、2款公債費3,070万5,000円、3款繰出金1,000

0円、歳出の合計、2億3,314万円でございます。

次のページをお開き願います。

第2表、地方債。

地方債につきましては、里仁浄水場のろ過装置の整備事業でございます。限度額が1億1,250万円でございます。

続きまして、議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の概要を申し上げます。

予算総額3億9,570万円を計上いたしております。前年度対比では1億7,940万円、31.2%の減となっております。

主な減額の要因といたしましては、汚水管渠の整備が終盤にきていますことから、建設事業費が対前年比1億7,980万円の減額になっていることによるものでございます。

また、平成16年度から、建設にかかる起債の元金償還期間25年と減価償却期間44年との差により資金不足を補うため、資本費平準化債が適用されたことに伴いまして、元金の償還額から減価償却相当額を差し引いた残りの4,270万円を起債対象となりましたことから、一般会計からの繰入金の起債相当分が減額となっているところでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第6号平成16年度上富良野町の公共下水道事業特別会計予算。

平成16年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,570万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定より債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算につきましては、款ごとの金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金1,680万円、2款使用料及び手数料1億1,464万円、3款国庫支出金1,910万円、4款繰入金1億8,115万5,000円、5款繰越金1,000円、6款諸収入40万4,000円、7款町債6,360万円、歳入の合計3億9,570万円でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費1億3,854万円、2款公債費2億5,665万9,000円、3款繰出金1,000円、4款予備費50万円、歳出の合計3億9,570万円でございます。

次のページお開き願います。

第2表、債務負担行為。

水洗化等改造資金貸し付けに伴う利子補給金としまして、今年度は3件を見込んでいるところでございます。

第3表、地方債につきましては、公共下水道事業の一般分2,090万円と資本費平準化分の4,270万円、合わせて6,360万円を見込んでおります。

以上で説明といたします。

議長（中川一男君） 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長（林下和義君） 議案第7号上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

ラベンダーハイツ事業につきましては、利用者が生きがいある生活が送れますよう、創意工夫により質の高い施設介護サービス並びに居宅介護サービスの提供に努めるよう、予算の構成に当たったところでございます。

予算の総額は、前年に比較して1,990万円の減で、率にいたしまして6.7%減の2億7,770万円となったところでございます。

予算の内容につきましては、歳入でございますが、サービス収入は、前年度の状況並びに今後の利用状況を十分勘案いたしまして、予算を計上いたしましたところでございます。

また、一般会計からの繰入金につきましては、前年度に比較し約1,580万円の減額に努め、施設運営の適正化を図ったところでございます。

歳出でございますが、主な原因といたしましてラベンダーハイツの公債費が約2,020万円減額になったところであり、また、施設における諸経費の

減額、効率化に努め、健全経営に努めるよう予算の掲示をいたしております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第7号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成16年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,770万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は4,000万円と定める。

24ページをお開きいただきたいとします。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

第1款サービス収入2億5,866万2,000円、2款寄附金5万円、3款繰入金570万円、4款繰越金1,300万円、5款諸収入28万8,000円、歳入合計2億7,770万円となります。

2、歳出。

第1款総務費1億8,570万7,000円、2款サービス事業費8,455万1,000円、3款施設整備費100万円、4款公債費634万1,000円、5款諸支出金1,000円、6款予備費10万円、歳出合計2億7,770万円となります。

以上、議決項目の説明とさせていただきます。

よろしくお申し上げます。

議長（中川一男君） 次に、水道事業会計予算について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） 議案第8号平成16年度上富良野町水道事業会計予算につきまして、初めに予算の概要を申し上げます。

収益的収入及び支出の予算総額1億8,465万円を計上いたしております。給水収益の減により、前年当初比では285万円の減、率にしますと1.5%の減となっているところでございます。

一般会計からは、拡張事業分の償還金などの負担金としまして、1,086万7,000円が繰り入れされております。

また、資本的収入では予算額110万円を、同じく支出につきましては7,571万円の予算額を計上いたしております。前年対比では1,481万円、19.6%の増となっているところでござい

ます。

増額の要因といたしましては、計量法に基づく水道メーター器の更新の個数が前年と比較して増加したことによるものでございます。

また、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第8号平成16年度上富良野町水道事業会計予算。

総則。

第1条、平成16年度上富良野町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数、4,275戸。

(2) 年間総給水量、89万400立方メートル。

(3) 1日平均給水量、2,439立方メートル。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益1億8,465万円、第1項営業収益1億7,364万4,000円、第2項営業外収益1,090万6,000円、第3項特別利益100万円。

支出。

第1款水道事業費用1億8,465万円、1項営業費用1億1,814万9,000円、第2項営業外費用4,999万6,000円、第3項特別損失358万9,000円、第4項予備費1,291万6,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,461万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金7,461万円で補てんしようとするものでございます。

収入。

第1款資本的収入110万円、第1項負担金100万円、第2項固定資産売却代金10万円。

支出。

第1款資本的支出7,571万円、第1項建設改良費4,166万3,000円、第2項企業償還金3,404万7,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、3,803万円。

(2) 交際費、3万円。

他会計からの補助金。

第6条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,086万7,000円でございます。

棚卸資産購入限度額。

第7条、棚卸資産の購入限度額は2,322万2,000円と定める。

次の1ページから22ページの予算実施計画予算説明書、また23ページからの調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明いたします。

議長(中川一男君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長(三好稔君) ただいま上程されました議案第9号平成16年度上富良野町病院事業会計予算につきまして、概要を御説明申し上げます。

病院経営に関する業務の取り組みにつきましては、さきの町政執行方針に述べさせていただきましたことから、省略させていただきます。

次に、予算規模についてであります。3条予算の収益的収支では9億1,980万8,000円、前年比5,285万4,000円、5.4%の減となりました。

収入の主たる減額の要因は、外来収益の減少と経営健全化に対する一般会計補助金との減額であります。

また、費用の減額の主たる要因は、院外処方への進展による診療材料費、薬品費の減少によるものであります。

4条予算資本的収支では8,144万7,000円、前年比2,129万3,000円、35.4%の増であります。

収入の主たる要因は、企業債元金の償還に一般会計からの出資金の繰入額の増であります。

また、費用の増の要因は、平成14年度に更新整備した医療器械CT等にかかる企業債償還金の発生によるものであります。

こうしたことから、病院事業の予算総額は10億125万5,000円、前年比3,156万1,000

0円、3.1%の減となったところであります。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入の負担金及び補助金で1億8,295万1,000円、資本的収入の出資金で6,704万7,000円、合わせた繰入金総額は2億4,999万8,000円、前年比460万6,000円、1.9%の増であります。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

予算書をお開きいただきたいと思います。

議案第9号平成16年度上富良野町病院事業会計予算。

総則。

第1条、平成16年度上富良野町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 業務量。

イ、病床数、一般病床44床、療養型病床36床。

ロ、患者数、年間7万6,343人、1日平均280人。入院患者、一般病床、年間1万4,600人、1日平均40人。療養型病床、年間8,578人、1日平均23人。外来患者、年間5万3,165人、1日平均217人。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入。

第1款病院事業収益9億1,980万8,000円、第1項医業収益8億763万5,000円、第2項医業外収益1億1,217万3,000円。

支出。

第1款病院事業費用9億1,980万8,000円、第1項医業費用9億385万円、第2項医業外費用1,594万7,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費1万円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入8,144万7,000円、第1項出資金6,704万7,000円、第2項企業債1,440万円。

支出。

第1款資本的支出8,144万7,000円、第1項企業債償還金6,210万9,000円、第2項建設改良費1,933万8,000円。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率

及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的、医療機械等整備事業。

限度額、1,440万円。

起債の方法、普通貸借または証券発行。

利率、4%以内。

償還の方法、政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政その他の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは低利に借りかえすることができる。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は7億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1)、医業費用と医業外費用との間。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費、6億635万8,000円。

(2)交際費、50万円。

他会計からの補助金。

第9条、一時借入金利子及び特殊経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は3,850万5,000円である。

棚卸資産購入限度額。

第10条、棚卸資産の購入限度額は、1億5,131万7,000円と定める。

次の、1ページから21ページの予算実施計画、資金計画、損益計算書、予定貸借等などの説明資料等につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 以上で議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

なお、先ほど前段で説明されました町長並びに教育長の行政執行方針に基づいて、各案件が今議会に提出されております。この質疑は、先ほど町長並びに教育長の行政執行方針の概要についてのみ質疑といたします。

また、質疑の回数は、上富良野町議会運営に関する先例により、1人1回限りといたします。

これより、質疑をお受けいたします。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) ただいま、町長の執行方針が述べられましたが、そこで、今年は歳出構造を根本から見直しをする作業に着手するとおっしゃいましたが、私もまさにそのとおりであると考えます。

それで申しますのは、平成16年度は財政調整基金の取り崩しが、15年度を上回る規模で予算編成がなされたわけですが、今までは取り崩した基金をまた積み返すという手法をとってきたわけですが、今年はかなり厳しいですし、来年度以降は基金の積み返しをするという手法は、ちょっとむずかしいのではと考えます。

と申しますのは、今、経常収支比率が89.9%ですか、これは90といってもいいような、本当に80を超えてしまっておりますし、やはりここで本当に思い切った構造改革、町長だけではできませんので、職員の方も意識改革をしていただいて、事務事業の洗い出しと、一たんすべてゼロにしまして、ゼロからの評価をしていただくぐらいの思い切った構造改革を進めていただきたいと思います。そして町民に、どうしてその改革が必要なのかということを知りやすく説明をしていただきたいと思います。

また、町長は町民にも今後の取り組みの中で、痛みを伴うものになるということですが、町民に負担だけを押しつけて、町民の住民サービスが低下することがないように、それだけは避けていただきたいと思います。それをするには、やはり町民にはこの部分を担ってほしいという共同参画、これを進めていく手法を即取り込んでいただきたいと思いますが、どのようにお考えなのでしょうか。

それと、国の緊急地域雇用創出の対策事業で、大雪山の山道の整備とかに当たるといってございませうけれども、これは雇用が何人ぐらい生まれますのでしょうか。1人か2人ぐらいなのでしょうか。

それとまた、道で1村1雇用の村おこし事業で、道の予算が3億つけられましたけれども、その事業にこれがかかわるわけなのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それと、とかく国の三位一体の改革は、地方に痛みを押しつけるような印象があるわけですが、そうばかりではなくて、政府が自治体に配る補助金や交付金を減らすかわりに財源を地方に移す、その結果、地方は自分の判断で行政を運営できるというわけですから、むだが省けるので私はかえって独自の発想を、そういうことで、今、例えば去年の2月に1円の資本金があれば新しく会社を興せる規制改革がありまして、それによりまして1年

間で700件新しい会社が生まれたと、こういうふうにどんどん規制緩和、規制改革がされてきているわけなのです。

それですから、私は町の活性化のためには、若い起業家を育てたり、若手の農業者を育てることに力を入れていく行政、こういうのを考えたらいいのではないかと思いますけれども、町長のお考えはいかがでございますでしょうか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきますが、まず財政運営についてでありますけれども、執行方針でも述べさせていただきましたように、今、国の地方財政の方向性が定まらない中で、非常に厳しい地方財政運営がなされていると。我が町においても、同じような状況にあるというようなことから、歳入構造に見合った歳出構造にしなければならないというのは、議員の御発言どおり私もそう認識いたしておるところでありまして、今後16年から20年にかけての我が町の財政構造は、執行方針でも述べさせていただきましたように、抜本的に構造を改革していかなければならないと、そのスタートの予算組をさせていただいたのが今年度の、16年度の予算編成であるというふうに認識いたしておるところであります。

そういう中で、議員から御発言がございましたように、従前は基金の使用をしても、決算時におきましてはその積み戻しができ得たと、しかし、今後は内部流用資金も全くないと、いいほどの金額でございまして、決算ベースでの予算編成をさせていただいたというようなことから、今年度からにおきましては、基金の使用につきましては、積み戻しということはなかなか難しいと、不可能であるというような認識をしておるところでありまして、基金にも限度がございますから、その基金を使用しなくても済む、歳入に見合った歳出構造にしていくためには、これは新たな組織機構の中で担当部署を新たに設けてございますけれども、行政改革事務局の担当の中で、ひとつ地域住民とともに、行政だけが対応するのではなくて、町民の皆さん方の意見も聞きながら、今期10年からの行政改革を進めてきたように、町民の皆さん方の声を聞きながらこの改革にとり進んでいきたいというふうに思っておりますし、その改革につきましても、執行方針で述べさせていただきましたような3本の柱を中心とした中で、改革推進を図っていくと。

この中におきましては、町民の皆さん方にも痛みをという部分もございますし、また内部的にも当然にして聖域なき構造改革を進めていかなければならないというふうに認識しております。

次に、山道の関連につきましては後ほどお答えさせていただきますが、新たにつくられる予算審議の中でお答えさせていただきますが、そこあたりは議長の御配慮をいただきたいというふうに思います。

次に、国の地方財政の方向でございます。

議員おっしゃるように、今、三位一体改革ということで地方につきまして国は改革を図ろうとしておるところであります。私といたしましては、一部におきましては国の厳しい財政運営の中で、国の負担が一部、やはり地方に肩がわりさせられてしまうのではないかなという危惧を持っているところでございます。

しかし、今、三位一体改革というのは、ある面で推進していただくということは、議員御発言にありましたように、私もある面では同意する、同感であります。今のところは削減の部分だけが先行して、税源移譲が伴ってきていない。先ほど、一般会計の予算の中で、新たな部分ですよということで、所得贈与税ということで、新たな税源移譲の暫定的措置として対応させていただいて、国が見ているのが2,200万しか我が町には当たっていないと。これは、大人口のある大きな都市におきましては、多額の金額になるわけですが、人口一人当たり1,674円という掛け算式でございますから、到底にしてその削減幅に対する補助金、助成金等々の削減幅に対するものの補てんにはなっていない。国は100%、あるいは80%の補償をするのだよとっておりますが、我が町では60%ぐらいしかありません。

その不足の部分はどうかというと、不足の部分は交付税で見ますということですが、何度も御説明させていただきますように、交付税は3億円からの減額をされていて、その分の減った分、交付税で見えますよって見てはあります。しかし、別なところの部分が削られておりまして、総体的には3億以上の減額になるということに相なっております。これらのことにつきましても、国の今後の地方財政の方向性を十分に見極め、あるいは三位一体改革の方向性の行方を十分に認識した上で、地方自治として、我が町としての財政運営を十分に対処していかなければならないというふうに認識をいたしております。

議長（中川一男君） 先ほどの雇用等の数字等は、また後ほど議論させていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

他にございますか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 先ほどの町長の執行方

針の中の市町村合併について、お伺いしたいと思います。

15年度の執行方針の中では、町長は町の将来のまちづくりの方向を定める大変な重要な課題であると、この町村合併をいっております。そこで、議員、町民の意見を伺い、自立か合併かを選ぶか、町の将来を見据えて方向性を見極めていくことが私の使命だと。また、本年の執行方針でも、住民自治の根幹にかかわる大きな地域課題としての判断を求められていると。そしてまた、そのためには議員、町民の意見を伺いながら、町の将来のあるべき姿を模索し、合併の可能性や広域行政の推進を図りながら変革の説明に取り組んでいくことが私の使命だと、こう言っています。

将来を見据え、方向性を見極め、町のあるべき姿を模索し、議員、町民の意見を聞くことも本当に大変で大切でございますが、何年も模索し続けても結論が出ないようですし、議員、町民の意見も賛否両論かと思えます。やはり、どこかで線を引いていかなければならないと思えます。

3月1日付けの道新では、合併しない見通しと回答しているようでございますが、町長は町の財政に熟知し、行政にも精通していると思えます。合併してやっていけるのか、合併しなくてもやっていけるのか、やはりそれによって議会も住民も行政も、それなりの心構えも必要だと思えます。町長は、直接選挙で選ばれた首長でありますし、1万2,000人の乗客が乗っている船の船長でもあります。町長は、この町の進むべき方向をはっきり示さなければならぬと私は思うのでございますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 14番長谷川議員の市町村合併の考え方についての御質問にお答えさせていただきますが、私も15年の執行方針の中でお答えさせていただきました。あの時点におきましては、あくまでも第27次中央制度審議会がどのような地方制度をつくらうとした答申を総理大臣に出すのかということを見極めた中で判断をしていかなければならないという認識を持って御発言させていただいて、今日まで来ているわけでありまして、27次地方制度審議会の答申の中では、小規模自治体、基礎自治体ということの位置づけが、人口1万人規模という格付がなされたこと。

しかしながら、その規模的な形の中では、我が町は1万2,600からの人口を抱えているというようなことで、基礎自治体として承認されたという認識に相なっているところでありますけれども、今度は逆に、先ほど来お答えさせていただいております

ように、執行方針でも報告させていただいておりますように、財政運営をいかにして対応していくかと。議員が御質問で懸念されておりますように、合併しないで財政運営ができるのかどうか、このことが最も重要な課題かなと。

今、私といたしましては、昨年までの考え方としては、基本的に合併特例法を目当てとして、合併特例法のある期間内にあわせて合併する考え方は持っておりませんというお答えを今までさせていただいてまいりましたが、今もその気持ちに変わりはありません。特例法の対応を得るために、あわせて合併の道を選ぶ気はないと。ただ、今後は基礎自治体として認められたけれども、財政運営で上富良野町の財政運営を、今、国の地方財政の方向性が定まっていないうちでありますので、見極めることはまことに厳しいわけでありましてけれども、その中で我が町が財政運営を果たしていける、先ほど来お答えさせていただいておりますように、歳入構造に合った歳出構造に持ち込んでいけるかどうか、そのことによって町が自立の道を歩んでいけるかどうかの判断に相なるのかなというふうに思っております。

それともう一つ、残念と申しますか、もう一つの問題は、我が町としては合併協議を申し入れてくれる自治体があるとするならば、どこだかの市長さんではないけれども、門を閉ざしてはまったくおりませんが、今のところ、どこへ向かって合併協議をする、任意協議会で勉強するというところがございません。北に向かってその気はない、南に向かってその気はないというようなことで、私どもとしては、今、合併についての勉強をするというか、研究をするそういう相手がいないという状況でありますから、しかし、我が町としても将来永劫に合併をしないで自立していけるかどうかということは、今後の広域行政の推進等々も含めながら判断をしていかなければならない要素であろうなというふうに思っておりますが、将来的にもやはりそういった部分の勉強については、今後も課題として対応していかなければならないというふうに思っております。

現時点におきまして、我が町が自立の道を模索せざるを得ない合併の相手がいないという現状の中で、自立の道を一生懸命に努力していくしかないのかなというふうに認識いたしているところでありますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（中川一男君） 他にございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 何点が町長にお伺いいたしますが、今御答弁にもありましたが、将来的には60億規模程度の、まだ下がるかもしれませんが予算を組みたいという形の答弁であります。いずれにし

まして、住民にとってはその60億規模程度というのは、一体何かというところが一番疑問な点であります。

そういった意味では、住民と共働のまちづくりを進めるということの方針は出ているわけですが、しかし具体的にどういう方向での住民と共有を進めていくのかという点では、全く見通しが無いと言わざるを得ません。そういう意味では、そういう方向を示すのであれば、具体的に産業や商工業においても、また住民生活においても、福祉や医療の分野においても、こういう具体的な対策を進めるのだというようなものがなかなか見えてこない。

従来の延長戦では、こういう方向でやるということとはわかりますが、しかし、それではだめだということが方針の中でも、財政の行政改革これから進めようとする中でもうたわわれているわけですから、当然、60億規模ということになれば従前のような財政構造ではだめだということになりますから、施設の統廃合や職員等の給与の削減等が当然出てくるのだと思うのですが、そういった方向をどうあるべきかということが、私は今回の執行方針の中にも全く感じられないわけです。

もしも、自立の方向で進めるというのであれば、やはりこの上富良野町に一定の生産額があるわけですから、そういう生産額をいかに上富良野町の中にお金を落としてもらおうかという仕組みをつくること、それには当然、商工業や農業における地元の産物を使った特産品の開発や、あるいは外に売って出て販路を見出して、そこで上富良野町の、少なくとも当面生きる道を模索するだけの、こういう具体的な展望と対策を示す点ではなかなかやはり弱い。今求められているのは、まさにそういった意味でのリーダーシップであるにもかかわらず、そういったところがなかなか出てこないというふうに感じます。

さらに、痛みを伴うと言っておきながら、ということを一方向的に住民に押しつけて、この間もそういうような政策を行ってきました。これでは当然、住民は納得するものではありませんから、こういった部分の全体構造、町の活性化、やはり活力あるまちづくり、住みよいまちづくり、色彩のあるまちづくりと言葉で言っていますが、これがどんどん色あせてきているのではないかと、私はこのように考えますが、職員の方にしても、政策能力を持っている方がたくさんおられます。そういった部分の活力も、まだまだ引き出せないという状況があるのではないかとこのように考えますが、そういった意味での政策、立案という点でも、もっとリーダーシップを発揮すべきだと思いますが、この点について、町長の予

算執行の上で大切な勘どころありますから、この点についての町長の見解についてお伺いしておきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま、9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

執行方針の中でも、今後の行財政改革の方向性については、方針の中でも3つの柱を立てて、その柱をもとに対処していくのだと。そして、先ほどもお答えさせていただきましたように、さきの議員の御質問でお答えさせていただきましたように、基本的にその3つの柱をもとにしながら、住民の考え方を聞きながら、その改革を抜本的な構造改革をしていくと、歳出構造の抜本的な見直しをしていくということで、今後もとって進めていくのですよということで、今御案内のとおり、私、就任をさせていただきましたから2期目の行財政改革実施計画の15年度が最終年度でございます。第1期目の改革と第2期目の改革、この6年間にまわって約6億弱の一般財源の削減を果たしてまいりました。そして、それでも今後の財政運営の中では難しいという状況で相なっておりますので、もっともっと歳出構造を抜本的に見直すと、そのためには住民の皆さん方の痛みもお願いしなければならないと。

私は、議員が、今までの私の行政執行の中で、住民にばかり痛手を押しつけて、内輪では職員等々の対応を酌んでいないという御発言であります。それは私としてはそういう考え方を持っていないと。職員の給与減額、あるいは職員の人員削減についても40名弱の削減をしてきております。そういう中で経費を節減しながら、なお同じように町民の皆さん方にも御負担をいただくと、そういう行政執行をさせていただいていると。議員の感覚とはちょっと外れているのかなと、私の内部的な改革については御理解いただいていないのかなというふうに思いますが、今後も当然にして内部改革を十分実行していくと。

今回も、それぞれの対応の中で節減も図ってまいりました。16年度予算でも節減をさせていただいております。そういう中であって、今年度16年度予算には、住民の御負担をいただく部分については、基準的なものしか改正をさせていただいていないということで御理解を賜っておきたいなど。基本的に議員が御心配のように、住民にのみ一方的に痛みを強めるような行政運営は、私は一切しないつもりで調整の運営をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 予算編成、まことに御苦勞さまで。今、同僚議員が言われたことは、議員の大半が感じたのではないかなと思います。

それで、すべて大体言われましたので、俺について来いというのであれば、町長、助役もそうかもしれないませんが、ことしの12月に退職金が出るはずですから、その後の退職金なんかはもらえるかももらえないかわかりません。だから、今回は俺は退職金を4分の1減らす、25%減らす、そういう条例か法律か、そこら辺はわかりませんが、そういうのをやって、俺も痛いんだ、住民も我慢してくれというのであればともかく、でなければ見えません。そこまで言う、それをきって見せていただきたい。俺の退職金は俺のものだ、我々議員も同じですよ、我々議員だって来年の3月、ここに行くときには大変革が起きます。まして、合併前に退職金をまるまるもらってなんていうことにはならないのです。これは、もう町民がみんな見ております。この点について、俺について来い、自立でやるというのであればどちらでもいいのですが、ここのお聞きいたします。これは、助役もあるのですか、退職金というのは。

次は、心の問題です。

ラベンダー祭りと十勝岳火まつりを一緒にという、私、今、古事記の世界の本を読んでいるのですけれども、大体お祭りというものには心があるのですよ。

きょうは3月3日、ひな祭りです。桃の節句です。桃の花というのは、女の子の邪気を払う、こういことなのですよ。そういうように、心があるのです、お祭りというものには。

まず、ラベンダー祭りから言いますと、ラベンダー祭りというのは、上富良野で大した力を入れて、ハーブサミット、ハーブの全国大会をやって、そして盛り上げようとしたところが大成功だった。私たちもこれは半分以上行っています、ハーブ全国大会に。そうしたら、そのときの役員が次の年に全部いなくなつて、人脈が切れて、どんなになるのだと思つたら、ハーブ畑がもう雑草ぼうぼうですよ。町長も、私と一緒に並んで見たはずですよ。これは、ラベンダー祭りはやれるのかなと思つておりましたら、何とかやっていたと。ところが、今度はこれを一緒にやると。

それからもう一つ、十勝岳火まつりです。これは、昭和63年12月の24日にボーンと爆発しまして、それから雪の解ける5月までみんなで苦勞しました。そのときに、ちょうど天皇崩御などもありましたけれども、結婚式を延期したり、役場もあつたと思うんです。私そのとき媒酌人でしたから、非

常につらい思いで伸ばした思いがあるからはっきりと覚えているのです。

そして、その年が明けて、山よ静まってくれという心の思いを込めて、この十勝岳火まつりというのできたのです。それが、上富良野の心ですよ。十勝岳よ静まってくれと。それから、それ以前からあるラベンダー祭りというのは、これは心はわかりませんが、全国大会までやって何とかという起死回生の思いでやったものだったと思うのですけれども、心がそれぞれ違うのです。この違う心を一緒にやるということは、先人の心を踏みにじるものなのです。先輩が苦勞して苦勞してつくってきたそれをつぶしてしまうことになるのですよ。

それで、町長は盆踊りをやめて、それから忠魂碑前の招魂祭をやめて、そして今、ラベンダー祭り、十勝岳火まつりを一緒にという、全然趣旨が違います。ただ金もうけのためなんてことだったら、私や、これは町民みんなもそうだと思います。金もうけのため、お祭りを何とやっているという、町民大半です、これは。

というようなところでもって、町長、お考えをお聞きいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の御質問にお答えします。

私の退職金を減らせという御発言であります、それはもちろんそれらも含めながら、この部分、だれの何をではなくて、歳出構造全般的な部分の見直しを図りながら構造改革をしていかなければならないという認識に立っているということで御理解をいただきたいなど。これらも、聖域なき改革をしていくということで、これらにつきましても十分にその対象になるものというふうに認識をいたしているところであります。

それから、ラベンダー祭り、十勝岳火まつりというのは、議員からも御発言がございました。これら、町が実施しているのではなく、町が一部助成をさせていただきながら、上富良野色彩イベント実行委員会という組織の中で実施させていただいて、それぞれの運営母体を持って対処しております。

この十勝岳火まつりの発祥につきましては、私も十分理解しております。私も当時、商工会の役員でありまして、商工会がラベンダー祭りを実施していたのが、地域イベントとしての実行委員会の中に移っていったという中で、新しい商工振興のための事業を展開しようということで、たまたま十勝岳の噴火の鎮火に伴います対応の中で、十勝岳火まつりというものの実施を商工会主催で対応していたということでありまして、これも色彩イベント実行委員

会の中で、地域のイベントとして4つのイベントを対応させていただいておりますが、一つの御指摘のありました盆踊りにつきましては、参加者の減によって現在、今実行できないところでありませけれども、これらにつきましてはそれぞれの運営委員会の中で検討に検討を重ねて、議論を重ねて、その方向性を定めていただいたと。これは、行政が、町が実施していることではないということで、ひとつ御理解をいただきたいなと思います。

議長（中川一男君） 他にございますか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 私は、教育行政執行方針に基づきまして質問をさせていただきます。

新たな第6次の社会教育の中期計画に基づいて、国や道の教育方針を指針として、教育行政の推進に最善を努力するというような前書きのもとに、中身に入っているわけでございます。

そういった中身がありまして、へき地とか、また複式教育について、町内には5校の小学校のうち、3校が複式教育を行っているという実態にあるわけでございますけれども、そういった中にありまして、先日、新聞を見ていますと、国の方針としまして小中学校の併設のモデル校というような内容の部分がございました。これらにつきましては、教育長はどのようにお考えか。

それから次に、上富良野小学校と上富良野西小学校に特別支援教育の指導体制の充実を図るために、2名の特別支援教育指導助手を配置しますというような部分がございませけれども、最近の学校教育の中では、教頭や校長になり手がいないと、そういう候補者が欠けてきて、ここ何年かすると、教頭にならなかつたら校長にならないわけですがけれども、若返りが図られて、先生の世界で大変な事態が起きているのだというようなことを聞きました。

ということは、管理職にならないで、安定的な生活を求めているという教員が最近ふえているというようなことを伺っております。そういった中で、こういった2名の特別支援教育指導助手、こういう助手というのはどういうのか内容はわかりませけれども、そういう内容も含めて、そういうような助手、こういう人件費も含めた経費節減が求められている中で、そういう教員とか教員助手をふやすよりも、中身の濃い立派な先生を、教育熱心な先生を配置して、ただ単に教育の指導員をふやすというだけではなくて、現在の定数の中でもっと洗練された先生を求めた方がいいのではないかとということでございます。その2点についてお伺いしたいなと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 3番岩崎議員の、私の執行方針の中での4点ぐらいの御質問がありましたのでお答えしたいと思いますけれども、一つは教育のこれからの推進の一つの大きな柱としては、私たちの町の総合計画であり、社会教育地域計画であります。その生涯学習の中での学校分野、社会教育分野であるということで、その指針に基づいて、その中から私たちの町の特殊性のあるまちづくり教育推進ということで言うておりますので、これからのその具体的な推進については、その中からということで御理解いただきたいなと思います。大きな柱の中に沿ってということで、御理解いただければいいのかなと思います。

それからもう一つは、小中学校の統合、今、中高一貫教育だとか小中学校の一貫教育という部分については、非常に国の方の教育推進の中での改革の中でも検討がなされておりますし、近々そういうモデル校も指定されて実践的なことに結びついていくのかなと思っておりますけれども、私も東中の実態を考えますと、小中学校が隣接している、なおかつ小中学校の義務教育の中で一貫教育であれば、例えばそれぞれの先生が力を出し合せて、子供たちにその情熱を傾けるという部分については、非常に効果的な手法だと思っておりますし、そういうことがあれば、本当に我が町も率先して手を挙げてそういうような方向づけ、将来を見越した教育という部分で推進してほしいものだなということで思っております。

また、もう一つ、特別支援教育については、非常に理解をいただけなくて残念なのですが、今私たちの町に特別支援を要する子供、約1,200人の児童生徒がおりますけれども、その中に70人の方がそういう特別支援を必要とする子供がおります。

ですけれども、国の基準の中では、例えば情緒障害、それから知的障害、そういうものについては、知的障害であれば8人で1人の先生、情緒障害であれば5人で1人のクラスを持ちなさいというようなことで教員が配置されるわけですが、うちの実態を見ると、本当に知的障害であれば、情緒障害であれば、もう学校現場で先生たちがその教室の手に負えないような実態ということで、これは校長からも非常に私たちに強く求められておまして、その中でもソフト・ハードの中で、特に私たちが教育分野で意を注いでいかなければならないという分野については、この特別支援教育ということでございませので、そういう面では、ただうちが経費が足りないからではなくて、その実態を理解した中で、上富良野教育の推進を、特別支援をどうするかというこ

とで配置しておりますので、御理解いただきたいと思ひますし、また、予算審議の中で十分説明をしてまいりたいと思ひております。

それから、教職員の資質の問題を言われましたけれども、これは本当に私たちの情報の提供が少なすぎて誤解いただいているのかな、理解いただけないのかなということが残念なのですけれども、今本当に先生たちに情熱を傾けていただいております。約100人の先生がおりますけれども、そういう面では本当に私たちが客観的に見る様子よりは、そのためには今言ったように、本来の学校運営だけではなくて、例えば部活動、子供たちの校外活動についても、意を燃やす先生が本当に先生だと思っておりますので、知識だけを教えるのではなくて、心も教える先生ということで、そういう資質を持った先生を配置されて頑張っているということで御理解いただきたいと思ひますし、また、教頭先生、校長先生などのなり手がいないということは、これは新聞紙上で言っております他管のいろいろな用件の中で言っております、上川管内の教育の推進という面ではそういう実態はありません。むしろ、校長、教頭になるためには5人に1人から3人に1人しかたないというような厳しい条件の中で、校長、教頭が承認されておりますので、優秀な先生ということで御理解いただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 他にございますか。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 昼になったみたいですが、農業関係で2、3ちょっとお伺いしたいなと思ひます。

前回、条件不利地域ということで話をさせてもらったのですけれども、今回、町長の方針の中で、農地の条件不利地域、傾斜に植林を進めたいという話もあるので、これは非常に難しいのかなと。

今の農地法からいっても、なかなかそう簡単にはいかないし、本人が植えたいというのであれば、許可が出ればいいのだからけれども、今そういったところも賃貸されているので、そこを簡単に木を植えれとこっちから言うのもどうなのかなという話もしますし、そこら辺が1点と、あと新規就農の絡みで、新規就農者を受け入れすると、研修の期間に住む場所です。受け入れする人が住まわせてやるのならいいのですけれども、去年もあったのですけれども、実際アパートを借りて通っていたら、その負担が大きいということで、町でそういったものを、公営住宅だとかを手配してやるのならいいのですけれども、ただ簡単に受け入れをして、最終そこら辺までも費用を使わなければならないのか

なというふうに考えます。

もう1点、今の水田ビジョンの中で担い手対策だとかというと、65歳で云々と、どうも錯覚をおこすというか、65歳になると農家をやめなければならないのではないかという、そういう意識を持った人がいるというか、これは国の交付金を受けようと思ったら、そこら辺の条件はあるのですけれども、今、農家は、我々としても町としても少しでも減らしたくないといいますが、減って行ってその農地を残った分は残った人が受ければいいのですけれども、例えば3軒やめた分1軒が持って、その分そうしたら所得が上がるかといったら、やはり皆さんがやっているからそれぞれ所得を上げて利益を上げるのであって、戸数が減ることに非常に懸念を感じているので、そこら辺は年をとっても、やはりその施設園芸だとかそういったことで、まだまだ元気なうちはやれるのだという、そういう指導もしていった方がいいのかなというふうに思っております。そのようなことで御質問をいたしたいと思ひます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番渡部議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、行政執行方針で述べさせていただきました、不良農地と申しますか、利用しにくい農地の植林化ということですが、これは議員が御心配のとおり、行政が指導して強制的に対応するという事は全く不可能であります。これらにつきましては、言うならば優良農地の作付けしないで放置される農地を少しでも減らすと。流動化が促進されていくのであれば、農地を植林する必要はないわけですけれども、優良農地が作付けされないので放置されるようなことが生ずるのであれば、そういったことも考えていかなければいけないということで、これらについては農業委員会だとか関係者、そして地権者との協議の中で対処していかなければならない課題ではありますが、目的とするところは先ほど申し上げましたようなことであるということで御理解いただきたいと存じます。

それから、新規就農者の受け入れであります。これらにつきましては、やはり受け入れに対しましてはそれ相応の受入者の対応だとか、その後の指導等々も含めながら、その農地の購入等々の資金的な問題、いろいろな問題を対処しながら対応していかなければならない。これらにつきましては、JAさんとも十分連携をとりながら対処していかなければならない課題でありますけれども、確かに過去からも何度も言われておりますように、住宅の対応ということが非常に重要であるというふうに言われておるところであります。現在、町といたしましても

公営住宅等々につきましては、今改築を促進しながら対応をしているというようなことで、非常に厳しい状況にあります。これらにつきましては、今後の町政の中で、民間住宅の対応とかいろいろなことを考えながら対処していくように、住宅対応については大きな課題として今までもお聞きいたしておりますので、今後の課題として考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

また、水田ビジョンにつきましては、今議員から御質問をいただいた以前に、私も何度かこの話は耳にいたしておりますが、決して65歳になったから農家ができなくなるのではなくて、65歳になってもそれなりの農業経営はできるわけありますから、そういったことを考えながら農業の対応を図っていく、65歳になったからやめるということだけではなくて、65歳になってからの農業経営という手法も考えながら、地域農業の推進を図っていくように十分配慮していかなければならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

予算特別委員会の設置について

議長（中川一男君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第1号から議案第9号は、なお十分な審議を要するものと思われまので、この際、議長を除く17名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号については、議長を除く17名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

休会の議決

議長（中川一男君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から3月9日までの6日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月9日までの6日間休会とすることに決しました。

散会宣告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、明4日から3月9日までの6日間は、休会といたします。

3月10日は、本定例会の3日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 0時10分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年3月3日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 渡 部 洋 己

署名議員 西 村 昭 教

平成16年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成16年3月10日（水曜日）

議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

遅参議員（1名）

17番 西村昭教君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好稔君

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 18名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより、平成16年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外9名の議員から一般質問の通告があり、その要旨はお手元にお配りしたとおりでございます。

なお、あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告してございます。

質問の順序は、通告を受理した順序となっております。

また、質問の日割りにつきましては、さきに御案内のとおりでございます。御了承賜りたいと存じます。

本日、平成16年度上川南部消防事務組合一般会計予算書をお手元にお配りいたしましたので、審議の参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 清水 茂雄 君

2番 徳島 稔 君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長(中川一男君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許しま

す。

初めに、13番村上和子君。

13番(村上和子君) おはようございます。トップを切って、さきに通告してあります4項目について質問させていただきます。町長の力強い御答弁をよろしく願いいたします。

まず、1項目めは、児童虐待、ドメスティックバイオレンスなどの実態はあるのか。また、上富良野町独自のサポートマニュアルなど作成してはどうか。

1点目、最近、テレビ・新聞等によく報道されている児童虐待やドメスティックバイオレンスの実態を把握するための方策について、上富良野町はどのようにされているのか、お伺いいたします。

2点目は、まず基本的な認識やサポートすることを考え、学校、病院、保育所など現場の職員が被害者を発見してから、行政や民間のサポート体制までつなげる上富良野町独自の手順を示した機関ごとのマニュアルをつくり、町民に広く啓発してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

2項目めは、町民と行政が情報を共有し、それぞれの役割を認識し、協働してまちづくりをする改革を進めてはどうか。

1点目、町民の生活の利便性を考える改革として、夜間や休日、時間外における諸証明の交付を24時間、一年じゅう開いている公共施設、消防署を利用してはいかがか。

2点目は、町税や水道料など収納率向上のためにもコンビニエンスストアでも納付できる制度を導入してはどうか。

3点目は、公用車の小型化や共用化などして、今ある台数86台を減らすなどの節減を考えてはどうか。また、リースバック方式にしてはどうか。

4点目、公共施設の今後のあり方として、公共施設の利用の見直し、無料化等は、今後においては難しいのでは。これは町民として理解しなければならないのではと思います。公共施設の管理運営等の費用もかなりかかっており、町民が担うことができる部分はどの部分なのか。役割分担等示していくべきではないか。

次に3項目めは、緊急雇用対策、住宅リフォームを促進してはどうか。

上富良野町は今厳しい雇用情勢があり、町も財政難であることは承知しているが、町民の消費意欲を喚起させ、消費拡大が町内産業の活性化を促し、それを雇用の場の安定確保へとつなげるためにも、町民が町内施工業者を利用してリフォームを行ったとき、その経費の一部を助成するなどの施策を考えてはどうか。

4項目めは、平成16年度の地方財政の対応として、地域再生事業債が利用可能、4月中に配分されることになったので、即それに見合う事業を起こしてはどうか。

国の総務省は、地域の経済活性化と雇用創出の目的で、地域再生事業債が打ち出されました。地域再生事業を計画して、例えば図書館も予算の関係で大幅改修が先送りとなり、12月、実施設計の予算づけをしたにもかかわらず、大変残念である。これらについてなぜそうなったのか、御説明をいま一度お聞きしたい。また、これに対しても大幅に設計を変更して建てる方向にしてはどうか。

また、学校給食センター等も大変老朽化しており、毎年何かしら改修しており、ことしはボイラーの取りつけもままならない状態である。これらもこの地域再生事業債を考えるお考えはないか。国の補助金で整備されて5年以上たち、自治体が再生計画に位置づけたものは、民間転用しても補助金を返さずに済む特例が設けられるので、学校給食センターも民間委託も含めて考えてみてはどうか。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま13番村上議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目の児童虐待とドメスティックバイオレンス、いわゆる配偶者からの暴力行為に関する御質問であります。児童虐待の問題につきましては、本年度、通報や育児の悩み相談による2件の事例に対応したところでありますが、いずれのケースも児童相談所と連携のもとに、重大な事態に発展しないように未然防止に努め、早期に問題解決をいたしております。

議員が言われるとおり、児童虐待の発生予防や早期発見、再発防止などに適切に対応するためには、虐待を発見しやすい立場にある学校、保育所、幼稚園、民生児童委員、保健師などの各関係機関、関係者の連携による虐待防止のネットワーク構築が必要であると認識いたしております。

平成16年度中には、これらの児童虐待防止ネットワークを立ち上げたいと考えておりますが、このネットワークが有効に機能していくためには、地域からの通報等の協力も不可欠でありますので、より一層の虐待問題に対する理解と認識を深めていただくよう、住民広報に取り組んでまいりたいと思ひます。

また、ドメスティックバイオレンスの問題につきましても、児童虐待と同じように家庭におけるトラブルとして、悩みの相談や通報がないとなかなか表面化しにくい問題であります。

現在、町には直接的に相談や通報の事例がないことから、その実態はないものと認識いたしておりますが、そのような実態が発生した場合は、速やかに警察等に連絡し、早期の問題解決に向け対応する考えでありますので、御理解を賜りたいと思ひます。

次に、情報共有による協働のまちづくりについての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の各種証明書の発行に關してであります。住民の個人情報の保護・管理につきましては、電子機器による情報の広域利用の拡大や技術の高度化に伴いまして、機器の守秘対策はもとより、操作する担当者一人一人までにも及び厳格な守秘義務が課せられ、その事務の対応が求められておりますことは御承知のとおりであります。

また、消防は、緊急事態の業務の場であり、あらゆる事務をつかさどることはふさわしくないと思ひいたしております。

したがいまして、緊急事態に備えての態勢である消防署にあっては、有事の対応が当然優先され、発行に要する確認行為と一連の個人情報を処理すべき事務対応を求めることは、本来の職務に支障を来すおそれが予想されるばかりか、個人情報の管理上においても不測の事態を招きかねないことが予測されますことから、現時点ではその考えは持っておりません。

2点目のコンビニエンスストアでの納付できる制度の導入についてであります。町税、水道料金などの公金を民間業者に取り扱いを委託することは、地方自治法243条で原則禁止されております。しかし、国におきます規制緩和の一環として、平成15年4月1日から、コンビニエンスストアについても公金の収納事務委託が容認されたところであります。コンビニエンスストアでは、休日、夜間を問わず24時間納付が可能でありますので、都市においては住民の利便性が大きく向上するものと思っております。

しかし、当町におきましての町税等公共料金の収納が大きく進まない原因が、納税者等の経済的要因によるところが大きく占めていること、また、この制度を導入するには、電算システムの更新が必要で多額の費用が要することから、費用対効果の面からしてもこの制度の導入は考えておりません。

道内の市町村では、まだこの制度を導入しているところはなく、二、三の市で検討を始めたところと聞き及んでいるところであります。

次に3点目の公用車に關し御提案いただきました小型化や共用化については、現在その方向で取り組んでいるところであります。また、リースバックにつきましても関心を持って、費用がどのように変化

するか、具体的に検討を加えるよう指示をいたしておりますので、結果として効果が期待できれば、導入に向けての判断をする必要があると考えております。

次に4点目の公共施設についてであります。公共施設は固定的に維持管理経費を伴っておりますことから、今後も受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の一部については、利用者である町民の皆さんに御負担をお願いしていただかなければならないと考えております。

また、管理運営方法につきましても、御提案いただいたように、周辺地域の方々や関係団体、あるいは関係組織などが管理の担い手となっただけのような仕組みをつくる必要があると思っておりますので、4月の新体制において検討課題の一つとするよう参考にさせていただきたいと思っております。

次に、長寿高齢化社会を迎え、高齢者、障害者の居住環境改善・改良や過疎対策としての定住促進、地元産業を守るための担い手確保のために、個人住宅への新築・改修に対して融資借入金に対する利子補てん、あるいは補助金などを独自で実施している町村があるわけでありまして。当町におきましても同様の事業として、商業振興条例に基づく店舗の新築等に補助を実施しており、これらについては地元業者への発注を義務づけているところであります。

御提言の全町民を対象にした住宅のリフォーム助成による雇用の創出につきましては、助成の目的にもよりますが、現在行われております介護保険制度における在宅介護住宅の改修事業の実施状況からすると、作業の効率性・専門性、事業の経済性など、地元業者の新たな雇用の創出にはつながっていない状況と聞き及んでおります。

また、御案内のとおり、現在の町の財政状況からして、一般財源の捻出が極めて厳しい状況にありますことから、その実施は困難と考えますので御理解をお願いいたしたいと存じます。

次に、地域再生事業債を利用して図書館の建設や給食センターのボイラー取りかえ等を行う考えはないかとの御質問にお答えさせていただきます。

議員の御提言にありますように、国は平成16年度の地方財政への対応策として、地域再生事業債の創設と早期配分の決定を行ったところであります。

この事業債は、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図るために創設され、地方単独事業を積極的に推進することを目的としており、地方自治体の単独事業にかかわる一般財源の補てん措置として認めようとするものであります。しかしながら、その財源措置については、既に地方交付税の中に算入済みであり、地方交付税が抑制されている現況において

は、この事業債を活用いたしたとしても、公債借入残高をふやすばかりとなり、当町の財政状況からしても、この事業債を現段階で活用する考えはありません。

また、図書館の建設につきましては、昨今の厳しい財政状況のもとでは第4次総合計画内での実現は困難なことから、平成17年度、道の補助採択を受け、公民館の大改修を行い、図書室の充実を図ろうと計画しているところであります。

なお、学校給食センターのボイラー更新については、防衛施設局との調整の結果、調整交付金事業として平成16年度実施設計、17年度に整備する予定としておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 再質問させていただきます。

1項目めの児童虐待とDV、ドメスティックバイオレンスの関係ですけれども、先日、大阪の住吉区の母親とその知人による小学校6年生の虐待死等の事件ございましたけれども、上富良野町は例外ではなかったということで、2件の事例があったということでございますが、それも通報によるということで、差し支えない範囲で、重大な事態にならず解決できたということでございますけれども、その経緯を教えていただきたいと思います。

それと、ドメスティックバイオレンスの方は、配偶者からの暴力の防止、また被害者の保護に関する法律の制度から2年が経過しているわけでございますけれども、幸いにして上富良野町は現在のところ、こういう事例はないということでほっといたしておりますけれども。

私、旭川へ行って調べてまいりました。旭川は、これらの対応の窓口が設置されておりまして、現在は570件相談が寄せられており、そのうちドメスティックバイオレンスによるものが350件相談があったと。そしてシェルター、駆け込み寺のようなシェルターも用意されておりまして、現在10名の方がお世話になっている状況にあります。上富良野町でも、配偶者の暴力等で苦しんでいる人が、今現在表面には出ておりませんが、どこに相談していいかわからない状態ではないかと考えますので、児童虐待の方は子育て支援班、今度4月からできます、そこで窓口対応、それからDVの、ドメスティックバイオレンスの方は、保健福祉課の相談窓口を設置していただきたいと思いますので、いかがでございますでしょうか。

それから、2項目めの1点目の休日の業務を消防

署でやってはどうかという件でございますが、12月に同僚議員からも休日の窓口業務の質問がありまして、町長は、休日に職員を配置するのは難しいと。予測では30件ぐらいだと。そのために人件費をかけて、また財政効力からしても意義はないと、こういう答弁でございましたが、私はそうであるならば、24時間、一年じゅうあいております消防署で、消防職員で、当然火事がありましたり有事の際は最優先業務、そちらの方の業務が最優先することは、それではあると思いますけれども、業務の拡大を図るといふとらえ方で担っていただくことはできないのかなと。

それで、個人情報いろいろな問題、難しい問題があると、漏えいの問題等があるとおっしゃいますけれども、確かに以前私この問題で質問しましたときに、公務員、消防職員ももちろんそうだと思うのですけれども、公務員としては守秘義務があると。そういうことを、漏えいとか、そういうものを破った場合には当然として罰則規定があるのだと、だから心配はないと。こういうふうな御答弁をいただいております、これからは、町民にも痛みを伴う改革とおっしゃるならば、やっぱり住民も協力して担ってもらふ面も多々あると思うのです。町民のその利便性を考えれば、こういったことこそサービスを施すべきではないか。頭から考えられないと、こういうことはできませんと、こういうふうにおっしゃいますけれども、現に山口県の柳井市で消防本部でっております。こういう実態もあって、よその町村のまねをすることはございませんけれども、よそにできてうちにできないことはない、こういうふう思うのです。何でもやる気がなければ、何を申し上げてもやるかやらないか、やる気があれば検討もしていただけるのではないかと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

それから、3項目めの雇用対策と住宅リフォームの件でございますけれども、店舗の新築等は商業振興条例の補助が出ていることは承知しております。それで、町民に対する公平性の点から、個人の方も新築したい、改修したいということもあると思うわけなのです。新築となればあれでございますので、とりあえず改築する方に、リフォーム経費の10%、大した、何百万円とかということはいくらに財政上無理だと思っておりますけれども、リフォーム経費の10%あるいは最高10万円ぐらいまでの交付はそんなに高額ではなくて、3年間ぐらいの有期事業として考えては、これは当然、町内の地元業者を利用して、これをやりますと消費拡大、また雇用も生まれ、産業の活性化にも、それから高齢化にもなっております、住居環境の整備の促進にもなると思う

のですけれども、これらにつきましてもいかがお考えでございましょうか。

それから、4項目めの地域再生事業債の件でございますけれども、これを利用するには、六つのクリアしなければならない項目があると聞きしております。その六つの基準に当てはまる事業を起こすのが難しいのだろうと私は考えます。

それで、昨年12月の図書館の改修の実施設計、あれは何だったのでしょうか。議会軽視も甚だしいと考えます。これは、私、昨年の6月に、図書館の建設が無理であれば改修をとということ質問させていただきました。そのときの御答弁では、図書館新設整備基本への構想及び既存図書館改築計画を策定し、町理事者と協議を重ねて本年度中に明確にする御答弁をいただいております。どこでその優先順位が変わりましたのか、こういう大きな額の投資は後回しにということでございますが、結局16年は見送り、先送りと、17年度と。ことしは屋根をふきかえるだけ、700万円予算計上されておりますけれども。優先順位の考え方と申しますが、どうも私納得できません。

そして、老朽化したボイラーのとりかえも来年度に見送ると。ことしは実施設計だけと。これも将来を担う子供たちが大変大切だと。未来のある子供たちの学校給食のこういうものも後回しにしてしまうと。事業の優先順位の考え方、これはどうなのでしょう。また、それと行財政改革の中で、給食センターは将来的には民間委託との計画がありまして、その民間委託するにしても、このままでは民間委託はできないと。改修をして民間委託をしなければいけないのだと。そうになりましたら、この補助事業であったものでありまして地域再生事業を活用して、この給食センターを改修いたしました後、民間委託に回すというような考え、そういう地域再生事業債を活用するというお考えはいかがなのでしょう。

よろしく願いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の児童虐待の2件の通報があつて対処した経緯についてであります。これにつきましては、やはりプライバシーの問題もありますので、細部にわたっての説明は控えさせていただきます。2件あつて、それを最善の対応で善処したということで御理解いただきたいなと思います。

それから、DVの件でありますけれども、これは児童虐待以上に把握が難しいのかなというふうには認識いたしておりますが、これらにつきましても、先

ほどお答えさせていただきましたように、情報の収集、また情報の提供等々を対応しながら、この問題について我が町の地域からそのような実態が発生しないように、また発生したとしても早期対応をし早期解決をする、警察の協力をいただきながら対処していくというような先ほどお答えさせていただきましたようなことで進めさせていただきたいと思いますし、当然にして、この担当は保健福祉課が担当するということですので、御理解を賜りたいと思います。

それから2点目の消防署におきます24時間の証明等の交付についてであります。消防署というのは特殊な職務でございます。今、消防署職員におきましても最低の人員で消防業務の遂行をいたしておるところでありまして、余裕の人員がいるのであればこの業務をさせるということも可能でありますけれども、ただ、そういった人員の問題、それから先ほどお答えさせていただきましたように、全く職種の違いとこの戸籍業務等々の戸籍業務、あるいは印鑑証明等々いろいろな証明があると思うのですけれども、これらの業務をそこにさせるということにつきましては、今の状況からすると、本人の守秘義務はありますけれども、機械の操作をしているときに後ろへ回ってそれを見るというようなことについても十分配慮しながら、住民生活課、戸籍の担当の方は、左右の細心な配慮をしながら対応をしているということでもございますので、そういった意味合いからしても、消防職員にこの業務をさせるということは、私自身としては現在考えておりません。他の自治体でやっているところがあるとしても、それなりの対応を図ってやれるのかどうかということもありますけれども、私としては今のところ考えていないということで御理解を賜りたいと。

それから、住宅リフォームの助成対策であります。先ほどお答えさせていただきましたように、今、介護保険制度で対応している事業の推進の中でいろいろと対応しているところではあります。例えば15年度1月末で約65件の改修等の対応しておりますけれども、これらにつきましても基本的には小規模な改修というようなことでございますし、また、そのリフォームの内容、中身にもよりますが、そのことによって、雇用促進というもの大きく期待するということはなかなかそこまでの対応をするということはなかなか難しいのではないかなというふうに思っておりますし、そのために一般財源を捻出するということは、今の財政構造からしてなかなか難しい状況にあるということで、今はそういうことに取り組む状況にないということで御理解を賜りたいと思います。

それから、公民館改修につきましては、議会軽視という厳しい御指摘がありました。実施設計の計画は15年度、今年度で対応させていただきました。そして、16年度着工ということを主目的に対応したところでありますが、何度もお答えさせていただいておりますように、財政的に非常に厳しい中にありまして、北海道の補助助成が対象になりそうであるというようなことから、一般財源の捻出でなくて、同じ事業をやるにしても、幾らかでも国、道の助成金を対応して取り進めるということが財政運営上有利であるというようなことから、次年度に繰り延べさせていただいたということで御理解をいただきたいと思いますし、また、給食センターの改修等々につきましても、非常に厳しい状況の中での対応であります。計画的に逐次改善をしていかなければならないというふうに思っておりますし、給食センターのボイラーの件についても、その優先順位がどうか。私としては、耐用年数が来たから即交換するというのではなくて、使えるものは使える期間大いに利用すると。こういう厳しい財政の中で、耐用年数とともに更新していくという物の考え方は持ち合わせておりません。使えるものは少しでも改修しながら、修理をしながら、少しでも使って、そして最終的に交換していくと。16年度このボイラーが全く使えないということではないと。16年何とかだましまし使える状況にあるという報告を聞いておりますので、それでは17年に防衛施設局の補助採択を受けて、一般財源を振り向けるのではなくて、補助採択を受けて、そして改修をしていくということで計画を立てたということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

それから地域再生事業債、これ、議員ちょっと、最初に国が示した方向で議員お考えなのかなというふうに思っておりますが、今これは方向がはっきりしていることは、この償還については国は一切面倒見てくれないのです。もう既にそれは既存の交付税の中に含まれているのだというのが前提なのです。ですから、例えば1,000万円なら1,000万円の地域再生事業債を借りたとしたら、その1,000万円はすべて一般財源で償還しなければならない。ですから、さっきお答えさせていただきましたように、公債残高が膨らむだけである。国がその償還について面倒見てくれないのだと。そういう借金を議員は勤めておるわけですが、私としてはそういう地方債の借り入れについては、今、健全財政指針で示しておりますように、少なくとも単年度におきます地方債の借り入れは、一般財源ベースの償還で4億円ベースというものを基本として、今財政運営をさせていただいておりますので、それに

プラスして借金をふやすということは、今後の財政運営に大きく支障を来すというふうに認識しておりますので、今のところ、この地域再生事業債を我が町で使うと、利用するという考え方は持っていないということで御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 再々質問。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 2項目めの3点目の公用車の件でございますが、これはリースバックも効果が期待できれば導入の判断をされるということでございますけれども……。

議長（中川一男君） 村上議員、再質問で公用車の質問をしていないのですよ。だから、再々ではできませんので。

13番（村上和子君） わかりました。

それでは、公用車は一番初めにしましたですけれども。

議長（中川一男君） 納得したと理解しております。

13番（村上和子君） だめなのですか。

議長（中川一男君） それで再質問で出なかったの、理事者側納得したという見解だと思います。

13番（村上和子君） では、わかりました。

それでは、2項目めの休日の、時間外の件でございますけれども、消防署はそういう任務があると。だめだということであれば、1週間のうち、病院のような、夜間診療のような、1週間に曜日を決めまして、1回でも結構でございますけれども、夜間業務を考えて、こういうことはどうでしょうか。やっていただけませんか。これは行政として町民に利便性をということで、こういうことを検討していただきたいと思います。頭からもうそれはちょっと財政的にどうのということではなくて、考えていただきたいと思います。

それと今、3点目の雇用対策の住宅のリフォームの件でございますけれども、この助成につきまして、町長、介護保険を利用してどうのこうのとおっしゃいましたけれども、私は、介護保険を利用する方法でなくて、これから高齢化に向けましてもバリアフリーとか、せめて玄関だけでもとかリフォームをしたいと、こういうふうに考えていらっしゃる方たくさんおりますので、そういった方に、何かそんなに大きな、今、町民の夢と希望といいましょうか、何か住宅環境の整備のところに対して、財政厳しいと。町長何か申し上げますと財政厳しいと、金がないとおっしゃいますけれども、何かいい妙案ないものか考えていただきたいと思いますが。

それと第4項の件につきましては、教育長にもちょっと御答弁お願いしたいと思うのですが、最

初、町長と教育長ということをお願いしてありましたのですけれども、よろしくお聞きしたいと思えます。

議長（中川一男君） 先ほどのボイラーだとか図書館だとか、そういうことで質問だと思のですが、教育長に要点は何をお聞きしたいのかということなのですが。

13番（村上和子君） 図書館とボイラー。

議長（中川一男君） それはわかります。

13番（村上和子君） 給食センターの件ですね。

議長（中川一男君） 給食センターです。でも、それは町長の方から先ほど答弁しているわけですから、それに対して教育長の答弁は何を求めているのか。

13番（村上和子君） 計画がありましたのですね。昨年の6月質問申し上げましたときに、図書館新設整備基本法と既存図書室改築計画、これを策定されているということで、そこら辺のところはどうなったのかと思ひまして。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の消防業務における証明書の交付の件についてであります。それがほかのであるならば、夜間における業務として、例えば週に1回なり取り組んではどうかという御質問であります。さきにも同僚議員の御質問にお答えさせていただきましたように、年間予測すると、年間30件あるか、30数件かなというような状況であります。例えば、1週間に1回対応したとしても、議員から御指導いただいております事業対評価、事業評価をしたときに、本当にその業務が対応した中で有効なのかということ判断いたしますと、私は事業対評価をしてこの事業を推進していくということがなかなか難しいというふうに認識いたしておりますので、現状の中の対応の中で、住民の皆さん方の不便な部分についてどう解消するかということも十分配慮しなければなりません。現状の中での住民の御協力を賜りたいというふうに思っているところであります。

それから、住宅リフォームの件であります。先ほど私は介護保険を利用してやってくれということではなくて、介護保険制度における住宅の改修事業においてはこういうような状況です。そういうようなことで、大きな部分はないですよということをおっしゃったわけでありまして、バリアフリー等々につきましても、介護保険を適用するためには、それなりの認定におきます対応を受けなければ対象には

なりませんので、介護保険でやってくれということではなく、介護保険の状況がこうなのだよということで御理解を賜りたいと。

このことにつきましては、先ほどもお答えしましたように、今、町としては、このリフォームの対応の中で、このことを推進することによって雇用の促進にいかにつないでいくかと、つながるかということも十分検討しなければならない課題であると。現時点において、一般財源の捻出をしながら対応していくということはなかなか難しいということで御理解を賜りたいと思います。

それから、最後の公民館の改修、あるいは給食センターの改修等々につきましては、実施の中でどう対応するかと。町といたしましては、それぞれの改修計画、補修計画、そういったものの計画を立てて対応いたしておるところであります。しかし、計画を立てたから即実施すると。例えば、それぞれの所管から、このことにつきましては平成何年度に実施してほしいわという計画が上がったとして、それが上がったことを、計画がありますよ、こういう計画がありますよということで議員の皆さん方に御説明を申し上げる。しかし、それに対して予算がつくということが前提ではありません。予算つくためには、これはあくまでも3カ年間の実施計画の中で、その中にどう織り込むかと。そして財政計画をどう立てていくかと。その中でやはり先ほど議員が疑問に思っている優先順位って何だろうという部分もあるわけでありまして、間に合うものは我慢してもらって、そしてどうしても緊急性あるものについては対処するというようなことで、予算措置の中で考えているということで、ひとつ計画が必ずその計画年度のとおり実施されるという方向に進みたいわけでありまして、極端にこのように財政が厳しい状況に陥っていると。言うならば、国の地方財政の中で地方交付税が予想以上に大きく減少していると。そういう中にありましては、計画の先送りもしなければならないということについては、ひとつ御理解を賜りたいなというふうに思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、5番小野忠君。

5番（小野忠君） 私は、さきに通告いたしました2項目について、町長、教育長にお伺いをいたします。

まず、先に町村合併に対する町長の基本的な考え方について質問をいたします。

カラスの鳴かない日はあっても、合併を論じられなかったりマスコミが取り上げない日はないほど、世の中は合併という大きな渦の中に巻き込まれ、翻

弄されているように感じます。こうした中にあって、町長も意欲的に取り組んでおりますが、基本的にいかがお考えなのかについてお伺いをいたします。

まず第1点は、三位一体の改革であります。補助金の廃止・縮減、地方交付税の見直し、税源の移譲をする三位一体の改革については、時折報道はあるものの、我々の期待するような方向には至っていないような感じがします。税源の移譲といっても、税源に何があるか。税を負担する企業はないし、人も減少しつつある中で、町長は三位一体の改革がどのような形で実現するとお考えか。どのような形は無理にしても、三位一体の改革の実現性についていかがお考えか、お伺いいたしたいと思います。

2点目は、我が町が合併をしないで生き残れる道はないのかという点であります。

我が町の一体性、継続性を確保する点から合併しない方が望ましいかと思えます。財政は合併してもしなくても苦しいのは五十歩百歩かと思えます。我が町なりに個性ある自立ができるまちづくりを進められないのか、この点についていかがお考えか、お伺いをいたしたいと思います。

まず3点目は、町村合併と男女の結婚を同一視することはできませんが、結婚の場合は、迷い、ためらいがあった場合は失敗する例が多いとは聞いております。合併は国の方針だからとか、特例措置を期待して全部が合併しますと、特例措置も特例でなくなる可能性もあります。貧しくとも歴史ある我が町を残すために、合併協議会には参加せずに、広域連合で事務処理することについてはいかがお考えか、お伺いをいたしたいと思います。

以上3点について、町長の率直な所信をお伺いをいたします。

次に、教育長にお伺いをいたします。

まず、給食業務について。

新学期を控えて、入所・入学する児童生徒の中で、アレルギー体質の子を持つ親が少なからずおられるようであります。給食とアレルギーとの関係で、どこまで食事制限することができるのか、極めて難しい問題だと思いますが、成長期に必要な栄養がとれないことは命にかかわることなので、本町ではどのように配慮されているかを承知いたしたく存じます。

私は、施設・学校・保護者が子供の状態をしっかりと把握することによって、すくすくと子供は心身ともに発達すると思っておりますが、教育長の御所見を賜りたいと思います。

以上で終わります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番小野議員の3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の三位一体改革につきましては、議員の認識と同様に、私も地方が求めている内容から離れているのではないかと強く感じているところがあります。このたび一般財源化された国庫補助負担金を見ましても、その補助メニューを実施するか否かの裁量の余地はなく、あくまでも負担の移譲の感を強く持たざるを得ない内容となっているのであります。

これに関しての国の対応策として、本年度以降3年間の暫定措置とされた所得贈与税については、人口1人当たり1,674円を徴収する方法で財源措置され、残りを交付税措置とされたと言われておりますけれども、交付税総額が大きく削減されている状況からして、国庫補助負担金の削減相当額を他で措置されたとの実感は到底持て得ないものであります。

なお、これからも引き続き実行されます三位一体改革の実現性については、今の段階で述べることはできませんが、少なくとも来年以降において削減対象となる補助メニューがどの分野に及んでいくのか、また、税源移譲される税目が最終的にはどれになるのか、そのことにより地方財政への影響がどうなるのかを十分に注視していかなければならないと考えておるところであります。

次に、2点目の市町村合併に関する御質問であります。富良野圏域における市町村合併の状況については、昨年の1月に中富良野町が任意合併協議会から離脱したことにより、5市町村枠組みの合併協議の機会がなくなりました。その後、南富良野町と占冠村が法定合併協議会設立に向けて協議が進められていることは、既に御案内のとおりであります。

このように、我が町を取り巻く近隣の市町村の状況からいたしますと、合併協議の機会がない現段階におきましては、必然的に自主自立の道に軸足を置いた中でまちづくりを進めていかなければならないと考えておるところであります。

次に、3点目の広域連合を進めてはとの御質問であります。さきの御質問にもお答えさせていただきましたように、財政状況がますます厳しい状況を迎える中で、単独での道に重点を置いたまちづくりを進めていく上においても、行財政の効率化は極めて重要な課題となります。そのためには、広域的に行政を推進することが最も有効な取り組みであると考えております。

現在、富良野圏域では、広域連合準備室の設置については凍結状態ですが、今後も広域行政の

推進を圏域の市町村に働きかけ、その推進に努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 5番小野議員の4番目の学校給食についての質問にお答えいたします。

学校給食は、学校給食法に基づきまして、児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ食生活の改善に寄与することを目的として実施しており、本町では昭和38年から学校給食を開始し、昭和54年には学校給食センターを建設し、センター方式により、現在は小中学校合わせて約1,200食を提供しております。多様化する食嗜好の中で栄養面に配慮し、バランスのとれた献立内容の工夫や衛生管理・安全対策にも細心の注意を払い、児童生徒に喜ばれる学校給食の提供に努めているところでございます。

食事性アレルギーにつきましては、そばアレルギーが多いため、平成4年度からそばの使用を中止しております。また、長芋は材料としての使用が難しく、そのほか生卵やイクラ類の生ものは食中毒の原因として大きいため、以前から使用しておりません。

近年、子供たちを取り巻く社会や生活環境の変化は、心身の健康にもさまざまな影響を及ぼしており、特に食生活では、飽食と言われる豊かさの中で、不規則な食生活や偏った食事内容による疾病も多くなり、栄養管理の問題点も指摘されているところでございます。

また、食物アレルギーを持った児童生徒も年々増加の傾向にあります。本町では、平成4年度より食事性アレルギーの原因食品調査を学校を通じ実施して、毎月発行している給食だよりの献立表に使用材料を明記して、家庭及び学校に周知しているところでございます。平成15年は、14名の食事性アレルギー児童生徒がおりますが、学校、保護者と連携しながら、それぞれの児童生徒のアレルギー体質に配慮し、牛乳の代替としてお茶を提供し、パン給食の脱脂粉乳アレルギーにはパンをおにぎりに変えるなど、児童生徒の体質を考え給食を提供するように努めているところでございます。

今後においても、食事性アレルギー児童生徒には、毎月発行しております給食だよりで給食の献立内容を周知し、該当する児童生徒に対しましては、これまでどおり学校、保護者と連携し、児童生徒の体質に合った給食を提供するよう配慮してまいりたいと考えておりますし、学校給食の衛生管理や安全対策にも細心の注意を払い、より安全でおいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えておりますの

で、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 町長にもう一度お伺いしたいと思います。

まず、合併問題の問題について、全面的、一点一点でなくて、一応合併問題についてはなかなか難しいなということを感じております。それで、合併はお嫁さんがいないからできないし、それからまた、広域連合をするにはまだちょっとお嫁さんがいないのかなど。このような状態が現在続いているならば、自立でいかなければならないということも今回、今の答弁のところに出ておりますけれども、一応合併特例法は来年の3月でまず終わろうとしております。そこへもってきて、また、今、国は、この通常国会に対して新法を出そうというようなことも報道されております。こうなってくると、果たしてどういうことになるのかということは疑問視するものがたくさんあります。

それで前回、町報の中で町の考え方を出示していただいたもの、私資料を見てもみますときに、ただ財政だけが平成20年になると80から60になってしまうのだと。それだけではやっぱり町民の皆さん方がわからない部分がたくさんあるのです。ただ、一度にただそれだけになるよというだけではだめではないかと思うのです。それで今後、やっぱりこのシミュレーションをきちっとつくって、そして、まずこの町報に公開すると。こういう細かいこともやっぱり紙面に書いて、やっぱり町長、今回の執行方針の中では痛みを伴うと出ているのですから、一応町民の皆さんにも痛みを伴ってもらうためには、やっぱりきちとしたものをシミュレーションを出して、そして公開したら、町民の皆さん方も、ああ、そうかなという感じになってくるのでなかるうかと私は思うのであります。

それで、町長、今後どうであろうと、やっぱりきちとしたシミュレーションをつくって、それで町民に、広報誌に情報を公開していただくということができのうかできないのか。ここまでしか聞くことは無理でないかなど。幾ら聞いてもそこら辺はちょっと難しいのではないかと思いますので、そういう点ひとつもう一度御答弁をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番小野議員の再質問にお答えさせていただきます。

市町村合併につきましては、今、市町村合併特例法は、議員御発言のとおり、17年3月31日をもって終結するわけでありまして、きのうですか、

合併促進新法が、特例法が閣議決定されて上程された。今国会で議決に向かって取り進められていくということでありましたが。また新たに国は、町村合併の推進のために、今度は都道府県知事の権限を強化した中で対処していくわというような新法であります。

また、今までのお話で私が何度も申し上げておりますように、現合併特例法による、その対応を受けるために市町村合併を促進するという考え方は私は持ち合わせていない。将来の上富良野町のまちづくり、合併したらどうなるか、合併しないで自立でいったらどうなるかという姿をどうやってつくり上げて住民の皆さん方の理解を得るか。議員御質問にありますように、今のところは我々は、合併したらということにつきましては、5市町村で合併研究会をつくって資料をつくったその限度を超える資料を提供することはでき得ない、協議をされておられませんのででき得ませんけれども、自立していったらどうなるかということにつきましては、今、我が町と美瑛町が自立のための研究会を発足して研究しておるところでありまして、これらについてもまとめ次第、議員の皆さん方にも御説明申し上げ、町民の皆さん方にも開示していきたいなというふうに思っておりますが、まずは自立した場合どうなるかという大きな課題は、一つには、財政的に厳しいから合併するということは、まことに残念なことではありますけれども、そういう方向性を選んでいくことはないというふうに思いますが、何といたしても、自立していくためにはかまどがどうなるかということが最も大切であります。

ですから、財政状況がどうなるかということもまず住民の皆さん方にも知っていただかなければならないということで、町広報で北海道がつくり上げたシミュレーション、そして我が町が中期財政計画を立てたシミュレーションで説明をいたしておりますが、これも決してそうなるということではありません。今、先ほど三位一体改革でお答えさせていただいたように、これからの三位一体改革がどのようになっていくのかということも予測できない。国が地方財政をどのように導こうとしているのかということも予測できない。では、三位一体の中で財源移譲するという、税源移譲をすると言っているけれども、何の税源を移譲されるのか全くわからない。

そういう中であって、上富良野町がこれから先の財政計画を立てるということは全く不可能でありませんが、中・長期の財政計画の中で先ほど議員がお話ししたように、平成20年度になれば、我が町の歳入構造は60億円ぐらいになるだろうという予測を立てました。昨年2月であります。ところが、今

年度、国が三位一体改革によります1兆円1兆円の対応をした結果、このままの状態では、60億円歳入構造というのは平成18年、2年間早まるであろうというような中期財政計画を今年度の2月、1年後に立てざるを得ない状況にあります。しかし、これも、今、国は三位一体改革の中で減額する分、減らす部分だけに対応しておりますが、税源移譲の部分が、先ほども言いましたように、所得贈与税という部分でできた部分と、また加えて住民税の改正による増税の部分だけでありまして、基本的に税源が、所得税が移譲されてくるのか、消費税が移譲されてくるのか、過去にありましたたばこ消費税だとかいろいろな税がありますが、その何が移譲されてくるかによって町の収入状況は議員おっしゃるようになってしまうというふうなことで、非常に見定めが難しいわけですが、そういう中であって、これから財政状況の見通し、将来のまちづくりを目指す方向性等々につきましては、住民の皆さん方に御説明を申し上げて、自立の道を選ぶのか、合併の道を選ぶのか、そういうような判断材料というものを提起をしていくように、最大限の資料を作成していきたいなど。これから進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再々質問よろしいですか。

以上をもちまして、5番小野忠君の一般質問を終了いたします。

次に、3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 私は、次の3点について一般質問をいたします。

第1点目、町立病院の運営について。

我が国の医療は、国民皆保険制度の整備と、どの医療機関でも受診が可能な仕組みのもとで、世界最高の平均寿命を達成し、世界保健機関の評価からも、我が国の健康システムは世界最高と言われているところであります。

私たちが日ごろ、健康で安心して暮らせるのは、緊急の場合に身近に町立病院が医療機関としてあるからであります。しかし、町立病院は、多額の一般財源を投入して運営を行っているわけでありまして。国からの交付税の大幅削減、医療制度の改革、薬価の改正等、厳しい病院運営と認識しておりますが、平成16年度の一般財源投入額も含め、今後、町立病院の健全化経営についてどのようにお考えか、町長の見解を求めます。

2点目、病院の医療体制について。

今の医療制度は、すべての国民が公的な医療制度に加入し、いつでも必要な医療を受けることができるわけでありまして、その一方で、医療制度を取り

巻く環境は大きく変化してきております。

さきに、大学病院よりの医師の名義貸しが問題になったところであります。現在の町立病院の医療体制は、医師、看護師、准看護師、その他技師の定数等、医療基準に適合した内容で運営されているのか、できるだけ細部にわたり説明を求めます。

次、3点目は、農産物の認証制度について。

近年、世界の食料事情をめぐる環境は非常に厳しく、新たに発生した病原菌、病原体が増大し、蔓延を防ぐ対策が急がれるところであります。肉牛によるBSE、いわゆる狂牛病の発生に始まり、鳥インフルエンザ等、世界各国にまたがり食料の安全性が問われております。農畜産物の多くを海外輸入に依存している我が国においては、大きな死活問題であります。その中で、消費者に信頼して買ってもらえるのは、私たちがつくった、国内で生産される食料であると思うわけでありまして。

このような状況下でありまして、農業団体、農業技術者、行政が一体となり、農産物の認証に関する検討会を立ち上げるべきと考えます。地産地消が求められている中にありまして、消費者に安心して買ってもらえるだけのあかしとなるレッテルが必要と考えます。地場産の食料品に対する認証制度について、町長の見解を求めます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

最初に、町立病院の健全経営についてであります。町立病院は、自治体病院として地域住民の医療の確保を使命として、昭和33年に開設をいたしました。この間、住民の健康保持のため、公衆衛生活動など地域医療の中核的な役割を担うべく、また、地域に欠ける医療構成、公平な立場で提供することを基本姿勢に取り組んでまいりました。

現在、病院運営のための一般会計から病院会計への繰出金は、平成16年度予算で約2億5,000万円です。

なお、病院事業に対して国から交付税が平成15年度においては1億2,000万円交付され、約1億3,000万円程度は町独自の負担となっております。

このことから、町民1人当たり年間負担額は約1万円となっておりますが、この1万円は他の自治体病院と比較してもそう高くないものと考えます。

診療報酬のマイナス改定が続くなど極めて厳しい医療環境の中で、今後においても、現行の診療体制を堅持するためには、一定の繰り出しは避けられない状況にあると考えます。しかしながら、町の財政状況からしても、でき得るだけ負担の軽減を図るた

め、病院の健全化を今後も考えていく必要があると考えております。

次に2点目の病院の医師、看護師、医療技術職員等の医療体制についてであります。病院に必要な従事者は、医療法施行規則に標準とする人員の算出が規定されております。現在、医師の標準数は7.2人ですが、実人員は5.1人で、2.1人不足している状況にあります。標準医師数が70%にあることから、60%以下で適用される診療報酬の減算措置の適用はありません。また、看護師、看護補助者、薬剤師は、施設基準に適合をいたしております。

次に3点目の農産物の認証制度についてお答えさせていただきます。

今、消費者の健全志向や食に対する安全・安心が求められている中で、牛のBSEや鳥のインフルエンザの発生、食品の偽装表示、輸入野菜の残留毒性、無登録農薬の使用など、食品に対する不信・不満が高まっております。

このようなことを背景にして、富良野農協においては、一部の農産物ではありますが、栽培の経過や農薬の使用状況などについて情報開示を行い、クリーンなイメージを販売戦略の一つとして、「ふらのエコフード」の認証制度を独自に位置づけ、消費者の安全・安心に対する信頼を得る努力を行っております。

この農産物の認証につきましても、その拡充の必要性を感じており、これまでJA、農業改良普及センター、富良野沿線5市町村等の関係機関で協議を重ねており、今後もさらに認証制度の確立に努めていくことで協議を継続してまいります。

私といたしましては、地元で生産される農畜産物は地元と密着した食材であってほしいと考えております。安全で安心な農畜産物の供給とクリーンなイメージをつくり上げていくことが消費者の信頼を勝ち得る近道であると思っておりますし、富良野産ブランドとしても、この認証制度の拡充は重要であると考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） ただいまの町長答弁で、国からの交付税約1億2,000万円、町独自の負担が1億3,000万円である。町民1人当たりの1年間に負担する額は約1万円ほどであると。わかりやすい答えであると理解をいたしているところであります。

しかし、交付税を除いて、町の一般会計より病院会計へ約1億3,000万円もの繰り入れを行うことも、自主自立での病院会計の運営する努力は必要

と考えるが、いかがでしょうか。

平成14年度の病院事業会計報告書、ここに、手元にありますけれども、報告書の余剰金計算書の中の欠損金のところで、前年度末処理欠損金が6億9,926万何がしがあるということでございまして、当年度純利益で2,556万3,000何がしを繰り入れて、差し引きでもって6億7,370万何がしとなっているところであります。この欠損金の額は昭和33年に町立病院が開設して以来、何年ごろよりこのような状況になっているのですか。お伺いをしたいと思いますし、また、今後14年度のように、15年度、16年度と純利益として繰り入れをしていける見通しがあるのかどうかということについても見解をいただきたいと思っております。

それから、さきの薬事法により、民間薬局による薬剤の投与が可能となったわけですが、民間薬局で今現在やっておりますけれども、これであれば、全部民間薬局にお任せしたらいかがか、いろいろな面で経費節減につながるのではないかとこのように考えるわけでございます。

それから、次に2点目の病院の医療体制について再質問いたします。

町長は、2日の開会の行政報告の中で、町立病院が2000年に旭川医大などから医師3人の名義借りをした問題について、昨年11月に富良野保健所の立入調査を受け、医師の勤務の虚偽報告に対して、1月、保健所長から文書で厳重注意を受け、始末書を提出したとのことであります。ただいまの答弁で医師の標準数は7.2人、実人員は5.1人であるとのことであります。現在、町立病院の医師は内科医3人、外科医が1人の計4名と認識をいたしているところであります。そういったことであるところであるのですが、実人員が5.幾らということは、1.1人がどのような医師確保の内容となっているのかということをお伺いします。

それから、レントゲン技師とか医療技術職員について、施設基準に適合した配置人員となっているのかということもお尋ねします。その内容ですけれども、どのような部署にどのような技師が、何名が仕事に携わっているのかについてもお伺いをしたいと思います。

それから、病床数について、内訳の報告をいただきたいと思っております。

再質問の3点目、食料品の認証制度について再質問いたしますが、農家が畑に種をまき、丹精を込めて育て、収穫し出荷した食料品を消費者に安心して食べていただくためには、農産物の認証制度が必要であるというふうに思います。農薬の検知などを含めた施設の導入をし、制度の確立をすべきだと考え

ます。

上富良野町の取り組み、また富良野合併新農協と力を合わせた広域圏での取り組みなどについて、町長の考えを伺います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の再質問にお答えさせていただきますが、今、御質問の中で通告内容を十分認識していなかったのか、再質問の中で新たな御質問が出てまいりました。これらにつきましては、今、担当と調整をさせていただきますが、まず、部門別の人員の配置につきましては、病院事務長から説明をいたさせます。

さて、御質問のお答えに入らせていただきますが、議員おっしゃるとおり、町立病院の累積欠損金は6億数千万円の欠損金がございます。これは今何とか差益2,000万円前後の利益を上げておりますので、言うならば、過去にありました不良債務につきましては解消をすることができ得ましたが、年間2,000万円相当の病院の利益では、この累積欠損金がなかなか減ってこないというのが現状でございますが、私といたしましては、この累積欠損金がふえないことが第一であると。減らす、町立病院が利益を上げていくということは、全く不可能であります。病院が利益を上げるためには一般財源の繰出額をふやさなければ、病院は利益が上がらないというのが現状でありますから、自治体病院というのは、利益を上げることは全く難しいというのが現状でありますので、この累積欠損金がふえない運営をすることが第一であるというふうに思っております。

そういう中にありまして、いつごろからかということ、過去におきましては、何年からかということはお答えでき得ない、記憶にないわけですが、過去におきましては赤字になった分は当年度決算において一般会計から繰り入れて、病院企業会計の赤字決算はしなかったというのが過去の会計処理上で対応しておりました。しかし、平成に入って何年間かと思いますが、その手法を取りやめて累積欠損金をつくっていく病院企業会計の処理に転じた。一般会計からの繰り出しをしないで対応していくようになったということですが、それが何年からかということについては、今、私としては記憶がないので、平成に入って何年後だろうという記憶でお答えさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。

そして、なおまた、繰入金につきましても、交付税がだんだんだんだん減ってくる中にありまして、今現在、一般財源で人口1人1万円ぐらい相当の繰り出しをしておりますが、この繰出額については、

少しでも減らさなければならぬというふうに思っております。ただ、減らすということにつきましては、やはり病院の現状の中で減らすことは、なかなかもう経費の節減等々の対応を図ってきておりますけれども、医療費の改正、薬価基準の改正等々でなかなか難しいというふうに思っております。これを減らすためには、現在の2科体制とか、緊急医療体制とか、そういった部分に手を加えなければ、この繰出金を減らすことが難しいというふうに私は認識しております。そのためには、町民の皆さん方の理解を得なければならない。他の自治体から比較すれば、1人1万円というのは決して高くはないと。まだまだ美瑛町さんとかよその自治体はまだまだ多額の財政投資をしているわけですから、我が町の町立病院はまずいい方であるというふうに私は認識しております。しかし、1万円が高いというのであれば、では幾らがいいのかということになると難しいわけですが、町の財政状況からしても、1万円を8,000円相当にでも、1億3,000万円を1億円でも、あるいは8,000万円の繰り出しで済むように、プラス交付税というようなことができればなというふうに病院の健全経営についての努力をして、今後も重ねて努力をしていかなければいけないというふうに思っております。

それからもう1点、院外処方件であろうと思いますが、100%院外処方というのは、病院経営をしていてこれは不可能であります。これは当然にして、入院している患者さんに対しては院内で薬を出さなければいけない。ですから、我が町におきましては、過去においては3名の薬剤師が必要だと言われておりましたが、今、院外処方の対応を図ることによりまして、今1.1名の薬剤師でいいという数値になっております。1.1というのは難しいですから、やっぱり2になるということですが、薬剤師の増員を避けるために院外処方を実施して、現在90数%の対応を図っていると。残りの部分につきましては、やはり薬局へ赴くお年寄りだとかいろいろの方々そういったニーズにもこたえてやって、院内で処方しなければならないということでもございますので、御理解をいただきたいと思います。

それからもう1点の医師の定数の1.1人分はどのようなのだと。これが言うならば、医大から出張医、派遣医で対処している人数換算分であります。今、三好医師、鳥本医師等々、人数につきましてはちょっとわかりませんが、これについても事務長の方からお答えさせていただきますけれども、そういう旭川医大から派遣されている医師が1.1人分あるということ御理解を賜りたいと存じます。

それから、最後の認証制度、エコフードについてありますが、議員が御質問にございました検知などを含めた施設の導入等々につきましては、今後もＪＡさんと十分に協議を進めながら、沿線５市町村広域圏の中で、農業担当の課長職等で対応しております幹事会を結成しておりますので、そういう５市町村との協調を図りながら、ＪＡとの連携を深めた中で、推進についても努力をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） ただいま町長の答弁の中で、赤字の年度ですが、町長の思い違いもあるようでございますので、その点も町立病院事務長より説明いたさせます。

答弁。

病院事務長（三好稔君） ３番議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、１点目の欠損金の発生の状況、経緯でございます。

これにつきましては、発生の初年度につきましては、昭和５９年、２，９９０万円程度でございます。それから毎年度、現在に至るまで欠損金の発生に至っております。そんなことによって、毎年度累計額が大きくなってきておるといったような状況でございます。

ちなみに、５９年度におきまして８，１００万円の赤字が出ました。そんなことから、欠損金の発生に至ったといった状況でございます。

あと、平成になってからも、平成元年には７，６００万円、平成２年には９，０００万円、平成３年には４，０００万円と、こういった単年度の赤字が発生したといったような状況等が繰り返された中において、この多額の欠損金に至っておるといった状況でございます。

さらに、医師の状況でございます。

５．１人ということで、常勤４人、先ほど町長から御答弁申し上げました医大等からの出張医、実人員換算で１．１人。内容につきましては、今現在、火曜日の当直、そして翌日一日診療、さらには金曜日一日診療ということで、この先生にかかわる分については、実人員換算で０．６になります。そのほか土曜日、日曜日の救急医療にかかわる医師の宿直、日直も派遣を受けております。これにつきましては０．４。さらに、毎週月曜日午後、ＣＴ等の読影の関係で医大の放射線の医師１名、実人員換算で０．１ということで、合わせて１．１ということになります。そんなことで御理解をいただきたいと思えます。

それから、技術職員の配置の状況でございます。

これにつきましては、配置の基準につきましては、医療法施行令に定められておりました、薬剤師につきましては２名でございます。そして、理学療法士につきましては、その病院の実態において配置するといったことで、実態としては１名。さらに栄養士につきましては、２００床以上の病院については栄養士を配置するといったような基準でございますが、実態として管理栄養士２名を配置いたしております。そのほか、病院の実態において配置する職員といたしまして、臨床検査技師２名、そして放射線技師２名等でございます。

さらに、病床数でございますが、一般病床におきましては４４床、療養型病床については３６床、そのうち医療病床といたしまして１６床、介護病床２０床となっておりますのでございます。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 先ほどお答えした部分で、累積欠損金の発生年度等々について私の記憶違いがございますので、議長の方でこの件についての対処をお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 了解いたしました。

再々質問ございますか。

３番岩崎治男君。

３番（岩崎治男君） 町立病院の関係について再々質問をいたしたいと思えます。

関連でございますので、ちょっと話題は変わりますが、病院の医療型病床に短期入院をした場合の利用料と申しますか、使用料と申しますか、この介護保険の関係の料金であります。介護センターに申し込みをして、紹介をいただいて、特養ラベンダーハイツ、また、町立病院の空きベッドの方に入所させていただいているわけです。ショートステイの話ですけれども、この年寄りがショートステイを利用させていただく場合に、町立病院に入れていただいた……。

議長（中川一男君） ３番岩崎議員、通告にないものですから。

３番（岩崎治男君） 病院の関連で。

議長（中川一男君） 病院でも、ないので。

３番（岩崎治男君） うまくないですか。

議長（中川一男君） うまくないです。

３番（岩崎治男君） これはちょっと違うと思えますね。病院の関連質問で、病床何とかというところを聞いているのですから。それに関連して病床の内容を質問しなかったから、流れとしていかないのですよ。それで先に病床の数も聞いたのです。

議長（中川一男君） 暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩
午前11時00分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番議員岩崎治男君の再々質問を続行いたします。

岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 再々質問いたしますけれども、病院にもショートステイという部分がありまして、先ほど申し上げましたように特養老人ホームの方にもあるわけでございますけれども、私どもの年寄りがいっしょにお世話になっているわけですが、その実態として、この介護支援センターの方に入所の申し込みをいたしまして、入所させていただく場合に、そのときの状況によって町立病院のベッドを利用させていただく場合と特養ホームの方のベッドをさせていただくことがあるわけなのです。この辺の区分について質問をしているわけなので、その辺の答弁を求めます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） その件について、私の方からでなくて担当の方からお答えさせていただきます。

議長（中川一男君） 町立病院事務長、答弁。

病院事務長（三好稔君） 3番岩崎議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

短期入所、いわゆるショートステイの入所の関係でございますが、住民の方が介護認定受けられ、そして一時的に施設使用をするといったことについてでございますが、これは私の認識といたしまして、それぞれの利用する方が主体的にその施設を選定するものと私自身は認識をいたしております。そういった状況の中で、私ども医療の施設でございますので、その利用される方の状況によって病院がいいのか、ハイツがいいのかといった部分、この辺の考え方のものはあるかと思います。

ちなみに、うちの病院においては、療養型36床ありまして、介護についてはもういつも大体満床でございます。残りの16床において、短期入所していただける可能な範囲でショートの方を受け入れしておるといった状況でございます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、3番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

次に、11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私は、一般行政につきまして、4項11点につきまして一般質問を行いたいと思います。

まず、第1項目めは、町立病院の運営についてで

ございます。

平成13年2月から、町長の強い指示により院外処方せん発行が実施され、平成13年度の院外処方せんの発行は、2月から3月の2カ月間で2,539件、50.6%の発行率、14年度は1万8,102件、59.2%の発行率でありました。院外処方せんの発行率が徐々に上がってきている実態にあります。平成15年4月から平成16年1月までの院内・院外処方せんの発行の月別状況についてお伺いをいたします。

次に、院外処方せん発行により、必要薬剤師数についてお尋ねを申し上げます。

過去の私の質問に対して、次のように事務長からの答弁をいただきました。平成14年2月末では1.67人、平成14年10月末では1.57人、平成15年7月末では1.23人。したがって、院外処方せんの発行率が上昇すれば必要薬剤師数は減じるので、平成16年1月末現在の必要薬剤師数値を明らかにしていただきたいと思っております。

3点目は、薬剤師による薬剤管理指導業務について、平成15年9月から業務に着手したと平成15年9月の第3回定例会で答弁をいただきました。したがって、平成15年9月から平成16年2月までの月別実施患者数及び件数についてお伺いをいたします。

次に2項目めは、道道吹上上富良野線の中茶屋ゲートの閉鎖についてでございます。

平成15年11月29日土曜日、午後6時40分ごろから7時ごろまでの20分間に、10分間置きで十勝岳中茶屋地点で連続して3件の交通事故が発生いたしました。急な異常天候で路面がアイスバーン状況になったのが原因と思われるが、そのことについて、道道吹上上富良野線は11月29日午後9時から翌日の午前10時まで中茶屋ゲートが封鎖されました。次の点についての経過等をお伺いしたいと思います。

まず第1は、交通事故発生から防災無線によるゲート封鎖の放送までの、時間を追って、状況とその対応についてお尋ねをいたします。

2点目は、道道吹上上富良野線21.6キロメートルは、北海道土木現業所富良野出張所が維持・管理をしております。今回の事象や今後の災害発生、または災害発生が予測されるときは土木現業所のマニュアル、上富良野町と土木現業所間のマニュアルの内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

次に、第3点目は、社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院の改築についてでございます。

略称富良野協会病院と申しますが、富良野協会病院が老朽化、狭隘、駐車場不足等を含めて改築計画

が出され、富良野市議会は、市街地活性化（地域センター病院に係る）特別委員会が平成15年6月の定例会で設置をされました。同特別委員会は、10数回開催され審議が行われておりますが、平成16年2月19日開催の同特別委員会で、高田市長は、一つは3カ所の候補地について、現在地、地域人材開発センターグラウンド、JR駅裏。2点目は、沿線市町村との協議については、これまで担当者間で協議をしてきたが、煮詰まっていない。首長による協議を2月26日に行う。3点目は、場所の決定については、3月中に方向を出せるよう努力をしたいと言明したと報道されております。

したがって、地域センター病院として、上富良野町としてもこの動きについては十分関心を持っていかなければならないと。そういう関係で、次の点について質問をいたしたいと思えます。

まず一つは、沿線市町村の担当者間で協議をしてきたと言われているが、その開催年月日、協議内容、当日の出席者を明らかにしていただきたいと思えます。

2番目は、首長による協議を2月26日行うとあるが、その協議内容を明らかにしていただきたいと思えます。

3番目は、地域センター病院として富良野協会病院の改築計画に対する町長の所見をお伺いしたいと思えます。

次に、市町村合併についてお尋ねをいたします。

同僚議員からも市町村合併について質問がありましたけれども、平成の大合併と言われる合併特例法が平成17年3月末までの期限が迫って、連日、法定協議会、任意協議会の設置、その反面、種々の事情により法定または任意協議会からの離脱、解散等も報道されております。

北海道の動きは、法定協議会は16地区で55市町村、任意協議会は21地区で66市町村で進められております。道内では37地区121市町村が法定または任意協議会が設置され、その設置率は57%と言われております。

私ども議員も自主的にまちづくり研究会を立ち上げ、上富良野町の将来を見据えた研究・協議を進めてきております。

さて、市町村合併の富良野の広域圏の動きを見ますと、中富良野町は、任意協議会より離脱をし、当面、約5年間は合併せず、自主自立でいく。当町から合併への働きかけは行わないと四方町長は言明されております。

上富良野町は、基本的に飛び地合併はしない。合併特例債を得る目的での合併はしない。また、第27次地方制度調査会最終答申で、基礎自治体人口が

1万人規模とされたということで、それらを含めて、当面合併をしない方向で尾岸町長は考えているように思われます。

また、南富良野町は、占冠村との任意合併協議会を15年2月に設置、2町村で合併で軟着陸をしたい。次なる合併を目指す気はないということで池部町長は言われております。

また、原占冠村長は、望んでいたのは5市町村の合併協議を期待したが残念。今後は南富良野町との協議を進めたいということで、現在、任意合併協議会が南富、占冠さんで進められて、4月には法定協議会に移るといような報道がされています。

さて、富良野市は、任意協議会が設置に至らなかったが、合併の門戸を閉じず、機会があれば話し合いたい。現状としては、単独自治体として行政運営を進めるということで高田市長は言われております。

以上の富良野広域市町村の現状から、当町は厳しい財政状況下であるが、自主自立の選択肢しかないというのが現状ではないかという判断をされます。自立のための財政状況を含めた情報を町民に提供し、協働のまちづくりのため、次の事項について町長の見解を伺います。

まず、1番目は、町民の情報提供と町民の声を聞く具体的方法、経費節減、使用料の値上げ、補助金等の削減、各種事業の先送り、住民サービスの低下等も含めて具体的にしていきたいと思います。

2番目は、今後の広域行政の推進についてどのように考えているか、お尋ねいたします。

それから、3番目は、平成17年3月末以降、新たな市町村合併特例法について、総務省は平成21年度までに合併のときの優遇措置を決めたが、町長の見解をお伺いしたいと思えます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、町立病院の運営についての1点目、平成15年度における処方せんの発行状況であります。院外処方せん発行率、件数で申し上げます。4月におきましては、1,593件の65.8%、5月におきましては、1,745件の68.1%、6月は1,777件の74.8%、7月は1,974件の77.2%、8月は2,094件の93.6%、9月は2,215件の93.7%、10月は2,368件の95.3%、11月は2,022件の94.2%、12月は2,382件の94.1%、1月は2,072件の91.8%であります。

2点目の平成16年1月の必要薬剤師数について

であります。薬剤師数算出基礎に基づいた薬剤師数は1.1人です。

3点目の薬剤管理指導業務の実施状況につきましては、9月実施人員2名で2件、10月2人で3件実施いたしました。その後につきましては、業務を進めている中で障害事項に直面したことから、その問題解消に向けた取り組みを行ってまいりました。

その概要は、病棟業務の必須条件であります薬剤師による注射管理業務が2人部屋の患者に限っていたことから、2人部屋病室の患者の病室移動により、薬剤師の注射管理した患者と看護師が注射セットした患者が同室に混在いたしました。このことで、注射の中断ミスや二重注射が起こる危険性や、病状が違うなど多様な患者の混在により患者への負担をかけることなどから、ベッドサイドでの服薬指導が難しく、また一部の患者ではプライバシー保護の問題から、指導が困難となりました。

こうした中で、服薬指導業務を進展させるため、薬剤師、医師、看護師の連携による課題となっていた医師の注射指示時間帯の改善が図られたことにより、一般病棟の患者すべての注射管理を薬剤師が行うことで、患者の病室移動における問題が解消されることから、3月より病棟における服薬管理指導業務を再開いたしました。再開に当たって、プライバシー保護の観点から、栄養指導室の使用を考えておるところであります。

なお、セット注射の保管場所の問題など、解決しなければならない課題が残されておりますが、服薬指導の必須要件の注射管理要件が整ったことから、鋭意業務を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に2点目の道路閉鎖についてお答えさせていただきますが、まず、交通事故が発生した時点は、後日、上富良野交番に照会し、11月29日午後6時40分、午後6時50分、午後7時、いずれも中茶屋付近でのスリップによる路外逸脱の物損事故が3件発生したことを確認いたしました。

この事故に関し、当日の午後8時55分に旭川土木現業所富良野出張所から当町の防災担当者に対して、十勝岳美瑛線と吹上上富良野線で、道路状況により交通の危険があると認められたため、道路管理者として午後9時に、道道吹上上富良野線の中茶屋ゲートを閉鎖すること等、その情報を住民へ周知してほしい旨の要請を受けました。その後、防災担当者から状況等の報告を受け、道路防災として住民へ周知することを指示し、午後9時35分に防災行政無線放送により、住民の皆様の中茶屋ゲートの道路閉鎖をお知らせいたしました。

翌30日午前8時10分に、旭川土木現業所富良

野出張所から、道路閉鎖の解除を午前10時に行うので、地域住民への周知要請を受け、8時25分、住民の皆さんに防災行政無線放送により、中茶屋ゲートの道路閉鎖が午前10時に解除されることをお知らせいたしたところであります。

また、道道の道路閉鎖に関するマニュアルについてであります。路面凍結の場合のものではなく、道路通行規制の基準として、道道吹上上富良野線と道道十勝岳温泉美瑛線では、異常気象時に、1時間雨量30ミリ以上、3時間雨量40ミリ以上、連続雨量が2時間で120ミリを超えたときは、土砂崩壊、落石、路肩決壊などの危険性から通行規制を実施し、冬期間では、亀裂による雪崩が発生する危険性から通行規制をする場合には、情報は適時町にも報告されることとなると聞いております。

また、町の道路閉鎖等のマニュアルはありませんが、災害により危険な箇所が発生した場合には、警察署や国道・道道の道路管理者と協議して、通行禁止または制限等の措置をとり、また交通規制を行う箇所には検問所を設置して、警戒に当たることとしております。さらに道路が被災した場合は、警察署や他の道路管理者と協議し、迂回路の設定を考慮することとしておるところであります。

各関係機関との連携を図る目的で、平成15年8月26日に、旭川開発建設部の主催による上川地方道路防災連絡協議会が設置され、今申し上げたような対応の協議をしてきた経過にあります。今後においても道路防災協力体制や情報提供、情報交換など、地域道路防災パートナーシップ構築に向けて協議を重ねていくこととしておるところであります。

次に、社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院に関する3点の御質問にお答えします。

御説明に当たっては、以降は通称の富良野協会病院を使わせていただきます。

まず1点目の担当者間の協議状況についてであります。平成15年12月24日に、センター病院と富良野圏内の病院の連携について、そして16年1月30日には、センター病院に期待することを議題として、担当者会議が開催されました。本町からは保健福祉課長が、そして他の市町村も保健福祉を担当する課長が出席したところでありますが、圏域内における各医療機関と第2次医療圏、地域センター病院としての協会病院との連携強化をどのように図っていくかのソフト中心の意見交換が行われましたが、富良野協会病院の改築計画についての協議は一切されなかったことと担当課長から報告を受けているところであります。

次に、2点目の2月26日に富良野地域広域市町村圏振興協議会委員会の協議内容についてでありま

すが、この会議では、初めて富良野市より地域センター病院改築についての経過、建築計画案、また建築予定地等についての報告がありました。富良野協会病院の改築について、各町村に対する具体的な要請等の提起はなく、ただ単に計画状況の説明を受けたのみの会議内容でございます。

3点目は、富良野協会病院の改築に対する私の考え方についての御質問であります。現在までに協会病院の改築については富良野市主導で進められており、富良野市での協議内容等が新聞報道されているところであります。今のところ、上富良野町を含めた圏域市町村への具体的な要請も全くない中であります。私といたしましては、富良野協会病院が第2次医療圏におけるセンター病院としての機能を十分果たす見通しが確認された時点において、当町立病院の運営にも大きくかかわってくる問題として受けとめております。どのように対処すべきか種々検討し、議会とも十分協議をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、市町村合併についての3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の情報提供と意見集約についての御質問であります。町と住民が情報を共有し合うことは極めて重要なことと考えております。現在まで町広報誌等を活用した中で、市町村合併にかかわるさまざまな情報の提起を進めてまいりましたが、今後においてもさらに情報提供には意を注いでまいりたいと考えております。

また、町民の方々の意見を聞く場の設定につきましては、判断材料となる資料を作成した上、その情報を提供した後、新年度早々懇談会等の開催を計画しているところであります。

2点目の広域行政の取り組みについてであります。議員の御意見にもありますように、現状からして必然的に自主自立の道を歩んでいくことの可能性は非常に高いと判断いたしているところであります。このことから、厳しい財政状況に対応するためにも、広域連合と広域行政を積極的に推進しなければならないと考えております。

現下の状況においては、富良野圏域の各市町村によって、広域行政への取り組みに対する考え方に温度差がありますことから、圏域市町村の意思統一には、今なお時間を要するものと思っております。今後とも圏域市町村の動向を見きわめながら、広域行政のさらなる推進に努力してまいりたいと考えております。

3点目の合併特例法の新法にかかわる御質問であります。私は合併特例法の優遇措置を当て

た合併については、一切考えていないということを一貫して申し上げてまいりました。合併問題は100年有余の歴史を持つ上富良野町という町がなくなるかなくなるかという開町以来の極めて重要な判断をしなければならない問題であります。

したがって、合併特例法の新法についても、十分把握するとともに、この動向を十分に見きわめてまいりたいと考えております。優遇措置を当てにした合併の検討ということではなく、将来の上富良野町がどうあるべきかの観点で、今後も継続した中で、議会、そして町民の皆様の御意見を賜りながら、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問は。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） まず、町立病院の処方せんの発行の関係でございますけれども、13年度が50.6%、14年度が59.2%、15年度1月では84.6%と年度ごとに上昇している実態が明らかであります。発行率が50%から60%推移し、15年6月から7月が70%台、15年8月から本年1月までの実績が90%台と一挙に上昇しています。院内でのさまざまな努力がうかがえますが、一挙に90%になった要因について、まずお伺いをいたします。

次に、2点目でございますけれども、院外処方せん発行率の上昇によって必要薬剤師数が減じており、ただいま町長から、平成16年1月実績91.8%の発行率による薬剤師数算出基礎に基づいた薬剤師数は、1.1と答弁されました。したがって、次の点について伺います。

まず一つは、院外処方せん発行率が最高の平成15年10月、いわゆる95.3%でありました。この数字での必要薬剤師数は幾らになるか、お尋ねをいたします。

次に、現在薬剤師が2名おります。1.1の必要薬剤師数をどう考えているか、所見をお伺いしたいと思います。

次に、4点目は、薬剤管理業務は15年9月から実施し、その状況は9月では2人で2件、10月は2人で3件と報告されました。私は15年9月の定例会で、事務長はこう答弁されています。薬剤管理指導料は1件3,500円で、現行の一月当たりの指導可能な件数は40ないし50件で試算しますと月17万円程度、年間200万円程度の報酬が見込まれるということで、事務長は答弁をしています。したがって、15年9月から10月に実施をした4人5件の薬剤管理指導料は幾らかということでお尋ねをいたしたいと思います。

次に、平成15年9月、10月に薬剤管理指導も実施してきたが、業務を進めている中で障害事項が直面したことから、その問題解消に向けた取り組みを行ってきた。その概要について述べられましたが、私が平成15年9月定例会での一般質問に対し、事務長はこのように答弁されています。業務遅延についてであります。これまで幾度となく中村議員より御質問を受け、その都度業務開始時期を明言してきたが、その実行に至りませんでした。本業務の推進につきましては、医師及び看護師等の協力体制が必要であり、薬剤師と医師、看護師と医師、看護師間における手法の調整に時間を要しました。このことから、前回答弁した時期より業務着手が遅延したことを大変申しわけございません。おわび申し上げます。そして次に、薬剤管理指導業務の平成15年度の実施状況についてであります。これまで6月5日に北海道社会保険事務局長に対し薬剤管理指導料、施設基準に係る届け出を行い、4月1日、薬剤管理指導料届け出が受理されました。薬剤師、医師、看護師間における業務の調整が行われ、9月から業務に着手したところであります。

私は、この答弁から、障害事項が種々あって、その問題解決に11、12、1、2、3月からやるということですから、4カ月を要したとのことであり、ますけれども、平成15年9月に実施に至る経過の中で、この障害事項の諸問題の対策、対応が十分調整をされた上で9月実施と私は判断しているわけです。ですから、これらの経過が、例えば薬剤管理指導業務の実施は、14年4月から実施をします、14年10月から実施をします、15年4月から実施をします、そして15年9月から実施をしますと、4回変わっている。今回も9月、10月でやったけれども、障害事項が起きたということで、16年3月からということになると、余りにも私は職員の意識改革、これが全然、町長がいつも言う、これだけ言っているのにということが徹底されていないということが考えられます。したがって、この障害事項は、この答弁の中から言えば、十分対応が調整されて9月実施ということで判断一般的にしますでしょう。この点について明確に明らかにしていただきたいと思えます。

次に、2項目めの道道吹上上富良野線の中茶屋ゲートでの関係でございます。

今、町長の方から、時間を追っての経過を説明していただきましたけれども、私はこの経過について調べていきますと、まず一つは、町の定期バスが路外に逸脱して側溝に落ちたのが午後6時ごろなので、その段階で、車両班からショベルカーが応援に行きましてバスを出しています。その段階で、会田さ

んの話では、車が20台以上ずっと連なって渋滞をしていたという報告があります。その後、18時40分、18時50分、19時ということで、町長答弁のように交通事故が中茶屋付近で発生し、2台目の車両の乗車されている方がけがをしたのも事実であります。

それから、ここで言う物損事故3件というのは、実態ではないような気がいたします。というのは、その後、19時に3回目の事故が起きた後、110番の通報が19時5分、これは交番で確認をしてきました。110番通報が通行者の携帯から発信がされた。それでパトカーが19時28分、現場に到着した。それから次に、19時19分、上川南部消防の北署に119番通報があって、事故車両者からの携帯から発信をされております。そして、19時33分に北署の救急車等を含めて、北署から3台の車両が出ております。したがって、この段階で、事故車は3台、負傷者はいたが、搬送はしてもらわなくてもいいということで、搬送の拒否の承諾書もいただいているということで北署では言っております。

これらの経過からいって、20時30分ごろ、道路維持委託業者より旭川土木現業所富良野出張所に交通事故の発生や、それから道路状況の報告を受け、それで旭川土木現業所富良野出張所ではゲートを閉鎖せざるを得ないということで、中茶屋ゲートの閉鎖。それから電光掲示板ということで、4線にゲートがあります。その電光掲示板の道路封鎖の標示をするというような。それからもう一つは、露天ぶろの利用者に対するの周知をしなければならない。それからもう一つは、各宿泊所にいる利用者についての周知もしなければならない。それらの作業を行って、20時55分に旭川土木現業所富良野出張所から上富良野に第一報が入り、そして、9時に道道吹上上富良野線の中茶屋ゲートを閉鎖、そして、防災無線で21時35分にやったという経過あると思います。

したがって、私は、交通事故発生してから、中茶屋ゲート閉鎖に至ってはわかりましたけれども、私にただいま申し上げた旭川土木現業所富良野出張所の次長ともお会いしたり、それから上富良野交番に行ったり、上川南部消防北署に行ったり、車両班に行き確認した事項を、今時間別に申し上げます。

したがって、道道吹上上富良野線の道路維持委託業者に当日の状況を聞きました。そうすると、今までかつてこの時期に経験したことのない異常な気候と道路状況であった。それから砂の散布を午前1回、午後1時から1回と4立方メートルずつ別2回散布をしたけれども、午前が強い雨で流され、午後

は雨と急激な冷え込みでアイスバーン状況になって、道路は危険な状態になりつつあったと。時間的には、15時ごろから道路状態が悪くなってきたということでございます。

したがって、私は、今、このような状況の中から、どうだれが判断するかというマニュアルの問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

というのは、今回の道路封鎖に関して、今回のような路面凍結の場合のマニュアルはないとの答弁でございました。したがって、道道吹上上富良野線、道道十勝岳温泉美瑛線は、十勝岳及び温泉宿泊施設、また吹上露天ぶろもある山岳地帯で今後の再発も十分予想をされます。したがって、路面凍結の場合のマニュアル化を旭川土木現業所に要請し、調整を早急に図るべきと判断するが、町長の所見を伺いたいと思います。

それから2点目は、危険な箇所が発生した場合ということで、警察署や国道・道道の道路管理者が協議をして云々という答弁がございました。それで危険な箇所の発生を予知、または現認した人が通報する体制のマニュアルを具体的に考えていかなければならないのではないかと思います。

というのは、時間がたてばたつほど、そういう事故が多発するおそれが十分あります。したがって、今回の場合、警察署のパトカーが出勤している。それから消防署の救急車等車両は3台出勤している。この段階で、危険予知への判断というのはどう考えるかという問題と、それから道路管理者への道路状況の通報は一切警察も消防もしていなかったのですね。ですから、今後起こり得るということで、私は、この通報体制をどう住民周知なり、道路なりなりで考えていかなければならないのかということで、今、議会の我々の控室に上富良野地域防災計画未定稿の原稿がありますので、ちょっと見させていただきました。これは今後道と協議をするという内容でございますけれども、この中で、上富良野町の事務業務は何をやるか、旭川土木現業所富良野出張所の事務業務は何をやるか、それから、風水害対策編での異常現象発見時の措置とも書いてあり、それから、道路発生時の情報伝達経路、それから応急対策室の広報活動ということが具体的に書かれています。

したがって、私は、この中に路面凍結の関係等も含めて、具体的に出していくべきではないかという気がします。

それから次に、3番目、協会病院の関係です。

富良野協会病院は、富良野広域圏の第2次医療圏における地域センター病院として位置づけられています。富良野協会病院の改築について、富良野市の

高田市長は、沿線町村との協議について、これまで担当者間で協議をしてきたが煮詰まっていないと、富良野市議会の市街地活性化（地域センター病院に係る）特別委員会で言明をされています。

しかし、ただいまの答弁によると、15年12月24日は、センター病院と富良野圏域内の病院との連携について協議をしたよ、平成16年1月30日はセンター病院に期待するということで協議をしたとあります。

それで、昨日、富良野市議会の代表質問がありまして、私が傍聴させていただきました。そうすると、富良野高田市長は、この保健福祉担当者会議では、地域医療のあり方、センター病院として取り組んでいく課題、それから建設位置について協議をしたと答弁をされています。しかし、今の町長の答弁では、そういう改築計画については一切なされていないということでございますので、それであれば、担当者間で協議をしてきたが煮詰まっていないと言われております。それであれば、煮詰まっていないのは何の課題なのかということで、これを明らかにしていただきたいと思います。

では次に、2点目の2月26日開催の富良野広域市町村振興協議会委員会の中での地域センター病院、富良野協会病院の改築についてということで、町長は、改築についての経過、建設計画案、建設予定地等の報告されたというのが答弁です。しかし、昨日、富良野市議会の代表質問で、富良野市の2人の議員が、最終的には3名ですけれども、今、議題で僕が申し上げることについては2人の議員が質問をし、市長はこう答弁しています。沿線市町村との協議については、改築についての計画、建設計画、建設予定地等も報告をしたが、建設にかかわる資金計画も協議しということで、はっきり言っているわけです。ですから、このことが事実かどうかということでお尋ねをいたしたいと思います。これは私はもう実際に傍聴して、市長の答弁を直接聞いたのですから、これはもう間違いありません。

それで、巷間で伝わる富良野協会病院の総改築費が81億円、そのうち沿線市町村で34億円負担をしてほしいとも言われている。これは町で流されているうわさでございます。ですから、現実にもこのことも含めて、資金計画等が協議をされたのかどうかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それから2点目、協会病院の改築について、今後、富良野市主導で進められているということですが、今後は、富良野市を見守っていくのかどうかということで、あくまでも富良野市中心のことですからということで行く。

それから、次に、協会病院改築の資金計画で、例

えば資金計画のことが協議していないのであればないでよろしいですけれども、富良野市はそう答弁していたので、もし、今後、改築の場合、上富良野町の負担金の要請があった場合の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

というのは、私が富良野市の資料等も調べてみますと、富良野市は協会病院に対して、平成11年からずっと見ますと、合計で地域センター病院医療機器整備事業補助金ということで、平成11年度に400万円、12年度に450万円、以下ずっと調べていきました。それから地域センター病院事業資金元利補給金、それから地域センター病院住宅整備資金元利補給、これらを11年度からずっと見てみまして、7,200万円しか出ていないのですね、現実の問題。救急体制の問題についてはまた別な角度で予算が出ておりますけれども。

それで、それであれば、それでは中富良野と上富良野がそれぞれ町立病院にどれだけ負担しているかということは、この中富良野、上富良野で行われた保健福祉医療研究会の報告書、この中に町からの繰入金ということで、この中で明らかになっております。それを見ると、この資料から見ると、上富良野町は10年から14年まで12億6,962万1,000円、中富良野町は7億6,614万1,000円。そうすると富良野市は、この7千何ぼぐらいしか出していないのですね。協会病院に対して。そのほか救急体制の関係が出ています。それで、富良野市長は15年9月の定例会で、高田市長は、協会病院の支援についての質問に対して、こう答弁しているのです。本市といたしましては、市立の病院を持ってございませんけれども、それぞれの病院事業者に対しての経営に対しての助成、あるいは特に大きいのは機器導入の助成等を行いながら、地域医療の継続、あるいは診療の支援をさせていただいているところでありましてということですが、上富良野町、中富良野町が町立病院に対する負担と富良野市が地域センター病院も含めて富良野協会病院に出している金額が、おおよそ、もうけたが違うわけです。したがって、私は万が一、協会病院改築での上富良野町への負担要請があった場合の考え方は、今の数値の中からどうするかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それからもう1点は、協会病院が第2次医療圏におけるセンター病院の機能を十分果たして、見通しが確認された場合、当町立病院の運営にも大きくかかわっている問題として受けとめるという町長のお考えですけれども、一つは毎年補助金、3条、4条による補助金、それから出資金、それから負担金等を出しております。それで今、第4次総合計画の

病院事業計画で医療機器整備事業ということで、16年度1,140万円、17年度2,960万円、18年度2,100万円、19年から20年までは1,410万円という数値を出されております。そうすると、私は、そういう医療機器整備事業をやるのはいいけれども、どの程度のレベルの医療水準で、言わねば地域センター病院とのかかわりから判断していくかということは、これで町長は種々検討してということでございますけれども、基本的にその姿勢についてお尋ねをいたしたいと思います。

次に、市町村合併についてお尋ねいたします。

同僚議員からもるる説明がありました。したがって、私は、今、富良野広域圏の現状はこうなのだ、そのためにどうなのだということでお尋ねをしました。それで一つは、町民の方々の意見を聞く場を設定ということで、判断材料となる資料ということでございますけれども、新年早々というから、もう計画が進められていると判断をいたしたいと思いません。したがって、もう今現在計画的に進められているということ、その資料の内容はどうなっているかということでお尋ねをいたしたいと思いません。

次に2点目は、新年度早々懇談会を開催を計画ということです。昨年、町政懇談会等を開催し、私も前懇談会に参加をいたしました。現実に140名程度の方しかお集まりをいただけませんでした。しかし、今回は、具体的に自主自立ということの判断をしていけば、この懇談会の開催方法、それからもう一つは、住民の周知方法をどう考えているかということでお尋ねをしたいと思います。

それから、次に町長が飛び地合併はしないということで判断をされる。しかし、今、北海道では4カ所、飛び地合併が現実に出てまいっております。一つは羅臼町と中標津町、それから浦臼町が砂川、上砂川、歌志内、赤平、滝川と。それから南幌町が由仁、栗山と。それから木古内町が函館というようなことが出ています。したがって、今も今後も飛び地合併はしないということで進めるかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それから次に、広域行政の関係です。

町長は、平成15年の第4回定例会の行政報告では、次のように述べています。広域行政等の経過についてはありますが、9月4日の富良野地区広域圏市町村振興協議会の委員会において、懸案でありました広域連合準備会を来年度から立ち上げることに協議をしたところ、既に南富良野町と占冠村の合併協議が始まっていることから、第7次地方制度調査会の最終答申を踏まえて協議をすることになっていたとあります。そして、その後の方に、5

町村の枠組みは、言うなれば南富、占冠の関係で、当面凍結することになったところですよ。そして、その後、また、委員会において上富良野町、中富良野町、富良野市で何らかの形での広域連携についての方策が必要なことから、3市町で広域行政の取り組みについて今後協議を進めることとなりましたと、12月の定例会で報告しています。そうすると、ただいま同僚議員の質問に対して、広域行政の関係は凍結状態であるという答弁でございました。したがって私は、凍結状態なのか、まだ開催が未開催なのかということでの内容は僕は十分違うと思うのです。そういうことで、町長が12月で言う3市町で広域行政の取り組みについて今後協議を進めることとなりましたということなので、進められると思うが、開催内容について伺おうと思ったのだけれども、凍結をしているということであれば、12月定例で町長が行政報告したことと内容が非常に違うということで疑義を感じているところでございます。

それから、次に、町長は合併特例法の優遇措置を目当てにした合併については一切考えていないし、一貫して答弁されたということです。それで今度、今、合併特例新法が出ています。そうすると、合併特例新法では、町長の言う優遇措置というのは合併特例債を目当てにしたということの判断をしたいと思うのですけれども、昨日、閣議決定した合併特例法案、新法と言いますけれども、この中で知事の勧告権があったり、特例債の措置はしないけれども、合併しても地方交付税の算定基準を変更しないと。したがって、従来合併した場合、10年は補助金等も認めるということでございましたけれども、例えば平成19年に合併をした場合は9年、平成20年では8年、平成21年では6年間見るよということでございます。

それで、町長の言う、今後も議会、町民の皆さん等々の意見を賜りながらということでございますけれども、今後、この特例新法を目当てにした形でなくて、あくまでも自主自立でいくということの強い決意なのか、それらをお伺いしたいと思いません。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長答弁は、昼食休憩後としたいと思いますので、よろしくをお願いします。

昼食休憩に入ります。

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を

開きます。

11番中村有秀君の再質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の院外処方におきます8月よりの件数の増加についてのその理由はということでありませんが、8月から病院といたしましては、院外処方を中心とした対応を図ると。従前は希望者等々の中で対応していたところではありますが、外来につきましては、基本的に院外処方を基本とするというようなことで対応してきたということから、件数の上昇を生み出してきているということでございます。

また、2点目、3点目におきます、10月におきます95.3%というのは、薬剤師の人員にして何ぼになるのか、幾らになるのかと。あるいは、薬剤管理指導業務における15年度の収入についてどうなのかということにつきましては、事務長の方からお答えさせていただきたいと思えます。

また、2点目の必要薬剤師数が1.1という数値について、町長はどう思うかということではありますが、御案内のとおり、当町立病院におきましては、当初薬剤師3名を必要とするというような指導を受けてきたところではありますが、薬剤師を増員することはまず難しいというようなことから、院外処方を対応していこうということを進めてまいったところでございます。その中で、院外処方を推進することによって、薬剤師の業務が減ってくるということに対しましては、入院患者における御指摘のある薬剤管理指導業務を推進することによって、病院の収入にもつないでいきたいということからこの対応を図っているということでございますので、現在の状況の中では、より一層、議員が御質問にあるように、私といたしましても薬剤管理指導業務を推進していただくというようなことで取り進めていただかなければならないというふうに思っておりますし、今日、途中から、わずか2人ずつ2カ月間実施して、途中から障害が出てきたということで、また検討を加え、3月からまた再度始まったということではありますが、このことにつきましても、私といたしましては本当に誠心誠意、この業務を遂行する意思があるのかどうかというさきの定例議会での議員の御質問でも、私自身としても憤慨しているということでお答えさせていただきましたように、やはり薬剤業務がこのように業務が減ってきておるわけですから、当然にして新たな管理指導業務を推進していくということが大きな課題であると、義務であるというふうに思っておりますの

で、今、昨年4月から、新院長のもとで、新たな感覚のもとで、新たな方向で、今、内部協議を進めながら、この是正に向かって取り進んでいるという報告を聞いておりますので、早急に、議員が御質問にありますように、私としても遅きに至るという認識は持っておりますが、早急に是正し、その対応を進めていくように今後も十分指導をしていきたいというふうに思っております。

2点目の道道吹上上富良野線における交通事故の状況であります。その前後において、町の定期バスが離脱して道路をふさいだとかという状況も情報を聞いているところでありますが、これは一つの現象としてあるわけでありませけれども、当日の凍結の状況、気象状況からして、非常にスリップ等々の事故については非常に危険な状況であったという報告は聞いております。そういう中であって、土木現業所として、道路管理者としての中で、通行どめの対処をしたというふうに認識をいたしているところでありまして、当時の事故件数等々につきましても、警察からいちいち報告をいただくことには相なっておりませぬので、事故の件数がどうだったかということはこちらの方からお聞きしながら報告を受けているというような状況でありますし、先ほどもお答えさせていただきましたように土木現業所といたしましても、この種の凍結による交通の閉鎖に対するマニュアルは、土木現業所も開発建設部も持ち合わせていないというようなお話を聞いているところでございますが、道路状況に応じた中で、道路管理者が責任を持って対処していただくものというふうに私としては認識いたしておるところでありますし、また加えて、こういうような三角地帯の気候変更に伴います道路状況の急変に伴う対応については、やはりそこを運行する者も自己防衛を図るためのチェーン装備をするなり何なりの自己防衛を図って対応するというのも私は必要でないかなというふうに思っているところであります。

ただ、この中で私ども担当の方に指示をいたしながら対応したところでありますが、8時55分に土木現業所からこの通報を受けて、9時35分に防災無線で住民に報告したと。これは基本的に40分という時間がかかっているわけでありまして、これについてはもう少しスピーディーな広報ができればいいのか。これらについてはもっともっと検証を加えていかなければならない課題であるという反省を持っておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

また加えて、防災計画、今、町が全面見直しをいたしております防災計画の中に、この凍結に対するマニュアルと申しますか、防災計画の中で含めて検

討してはどうかという御質問でありますけれども、防災計画の中に凍結路面におけるその対応についてということにつきましては、国の防災計画に含めることにはなじまないのではないかなというふうに認識をいたしておるところであります。今後とも、先ほどお答えさせていただきましたように、旭川開発建設部が中心となって対応していただきました上川地方道路防災連絡協議会の中において、この種の問題についても、全般的な道路管理の問題についても、協議を重ねながら、地域道路防災パートナーシップの構築を図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3項目めの富良野協会病院の問題であります。このことにつきましては、富良野市議会において富良野市長さんがどのような御答弁をなされたか、どういう認識のもとでお答えされたかということについては、私がとやかく言う立場にはございませんが、基本的に富良野地方の振興協議会の幹事会の中でそれぞれに協議をいたしておりますのは、協会病院の設立のことについて、新築についての協議ではなくて、センター病院としての協会病院の位置づけ、第2次医療圏域におけるセンター病院としてのあるべき姿を圏域の幹事会の中で検討をしているということでありまして、一切幹事会が私ども首長会議を先越して協会病院の建設について協議することは、私ども担当には指示しておりませぬ。ですから、あくまでも幹事会におきませぬ協議は、センター病院としての方向性について協議をしているということで御理解を賜りたいと。

そして、建設につきましては、さきにもお答えさせていただきましたように1月26日に、初めてこの協議会の委員会の中に、富良野市の方から協会病院の建設について、そしてまたセンター病院としての位置づけについて、説明がなされ、提起がなされましたが、そのことについて協議はという形ではなくて、報告を受けて質疑をしたということで私は認識を持っております。ですから、あくまでも建設がどうの、あるいはセンター病院の位置づけがどうのということについての協議は細かくはしていません。ただ、私の方で申し上げたのは、この提案されたのは、どこで作成されてこれは出てきたのかということについて確認を申し上げましたら、あくまでも富良野医師会と富良野市が協議をした結果の素案であるということ提案されたということで私は聞き及んでいるところでございます。

その中で、私としては、常にこの問題につきましても協議会の中でお話し申し上げておりますけれども、私の考え方としてどう考えるかということにつきましては、協会病院の新築問題とセンター病院

としての位置づけの問題、これを同一視して考えるべきではない。我々、第2次医療圏の中においては、協会病院がセンター病院として第1次医療圏をどう対応するのかと。そして、我々が持つ自治体病院なりの対応、センター病院としての責務をどうするのかということについて我々は協議には乗るけれども、協会病院の建設については、これはあくまでも富良野市の第1次医療圏の協会病院であって、この建設については、私は、富良野市が主導をとって富良野市が対応すべきものというふうに認識をいたしております。

ただ、この中で、センター病院としての第1次医療圏の我々の地域に対して協会病院がどう対応するのかということを含めた中で我々は十分に見定めていかなければ、町立病院の経営にも大きく影響するということを含めながら、町立病院の経営に大いに寄与していただけるようなセンター病院としての責務を果たしていただけるということであれば、私としては、それ相応の建設に対する費用の負担についても、応分の考え方は持たなければならないのかなという認識は持っておりますが、あくまでもセンター病院としての協会病院の果たす役割が町立病院にどう対応してくれるのかということが優先するというふうに認識をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次にまた、町立病院の医療機器の購入、4条予算で御提案させていただいております件についてであります。御案内のとおり、今、4条予算で医療機器の更新を図っております。これはもう耐用年数が過ぎたとか古くなったとかということで新たな機器に更新するのであって、新たな医療機器を購入して医療レベルを上げる対応をしているということではございませんので、私としては、現在の町立病院のレベルを守っていけるかどうかということが大きな課題であると。場合によっては、現在の町立病院の現況をやはり縮小しなければならない財政状況に陥るのではないかとというようなことを危惧いたしておりますが、そうならないように、現在の状況を維持していけるように努力をしながら、病院経営を進めていきたいというふうに思っております。

最後に、市町村合併の件でございますが、議員おっしゃるように、情報は住民に十分提起をしながら、そして資料も十分に対応しながら、今、町といたしましては、資料につきましては、こういう資料ということで今まだ資料づくりはしておりません。新たに組織機構改革の中で作り上げました行政改革推進事務局を中心として、これらの資料を作成できるものを作成しながら、また、3月末を目途に美

瑛町と協議を重ねております、研究を重ねております。自立の道を歩むための対応についての研究成果も含めながら、住民に開示しながら、町民トークなり懇談会を開催して、住民の皆様方の声を聞きたいと。そのための手法としては、御指摘のように、前回、昨年1月に対応した懇談会については非常に回数は重ねましたけれども、参加していただく方々が少なかったということではありますが、これらについてのPR等々も含めながら、一人でも多くの方々の参加をしていただくような手法を考えながら対処していきたいというふうに思っております。また加えて、あの時点の住民の皆さん方の市町村合併についての認識と現状の今の町民の皆さん方の市町村合併に対する認識というのは、いささか違うのではないかと。もっともっと、あの当時から見れば住民の皆さん方の関心が大きくなってきているというふうに私は認識をいたしておりますので、この種の町民トークあるいは懇談会には、一人でも多くの方々においでをいただくような対処をしていきたいというふうに思っております。

それからもう1点、飛び地合併は今後ずっと永劫末代にしないのかということではありますが、私の現時点の考え方としては、飛び地合併というのは、非常に行政効率が低下すると。いろいろな住民に対する対応としても非常に低下するということを考えますと、飛び地合併については考えを持っていないということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、広域行政の問題でありますけれども、先ほどもお答えさせていただきましたし、過去においても行政報告等々で報告させていただいておりますように、富良野圏域5市町村におきまして、本来であれば今年の4月1日から、広域連合の準備室を立ち上げて取り進めていこうということで協議がなされていたところでありますが、御案内のとおり、占冠村と南富良野町の町村合併の協議会が設立されたというようなことから、両方を同時に対応し得ないというようなことで、広域連合の立ち上げについては、当分の間凍結するというところで、昨年11月13日の第27次地方制度審議会の答申以降の委員会において決定を見ておるところでございます。そのときに協議をしたのは、南富良野並びに占冠については、町村合併の協議を進めていくと。しからば富良野市、中富良野町、上富良野町は、何もしないでいいのかというような反省のもとで、私の方で提案させていただいて、富良野市、中富良野町、上富良野町の3市町が、今後の合併も含めた、広域行政も含めた、何らかの行政推進を図るための協議というか、話し合いをしようではないかということをお提案申し上げて、御了解をいただいて、その対応

を図ったところでございます。

1月9日だったと思いますが、なかなか高田市長さんの方にお話ししても、日程調整がなかなかでき得ないというようなことから、僭越ではありましたが、私が音頭を取って日程を組ませていただき、中富良野町の町長さんに場所を決めていただいて3人が集まりました。4時間半にわたって、それぞれの首長としての自治体を預かる者としての御意見が出されました。私といたしましても、いろいろな話題提起をしながら、私の考え方も提起したところではありますが、その時点におきましては、自主自立の道を行んでいこうという、そしてその中で、最終的にはいろいろな課題が出てきたときには、もう一度協議をし直そうということで、話が落ち着いたと。そして広域行政についての話し合いについても、やはり市町村合併が優先すべきであるという考え方もあれば、広域行政が優先されるべきだという考え方もあるということで、これらのことについては統一して結論を出すことができなかつたというようなことで、言うならば、3人が集まって4時間半、それぞれの話をし合ったということで、議事録も何も事務担当者もつけていなく、3人で話し合ったということでもありますので、これは私としては、結論を導き出したとか、話し合いがこう解決したという認識には至っていないと。互いの考え方を発言し合ったということで終わったというふうに認識いたしておりますところでございます。

そういうようなことからすると、今の考え方としては、議員が整合性がないのでないかということではありますが、広域連合は広域連合として今後も我々は考えていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、最後になりますが、市町村合併の新法についてであります。

現特例法を目当てに合併はしないと申し上げておりますが、新法ができたからといって、また新法をもとに私は合併の道を選んでいこうという気持ちは持っておりません。ただ、これからの上富良野町のまちづくりを目指した中で、やはり自立で対応していくというまちづくりを目指して、その姿をつくり上げた段階で、それがなし得ていける状況なのか、あるいはそうではなくて、どうしても合併という、国が言う合併という道を行まなければならないのか。そこらあたりの部分を十分見きわめて私は最大限、現状では合併について協議をする相手がないわけですから、当然にして自主自立の道をどうやって進めていくかということを探求して、そして住民の皆さん方に御説明を申し上げながら、将来

の上富良野町のまちづくりがこういう姿になっていきますよというものは提示でき得るならば提示しながら、そして住民の皆さん方、あるいは議員の皆さん方の御判断をいただきたいなど。私としては、今、現時点におきましては、合併をする相手がいないという状況の中で、自立に向かって努力をしていかなければならないという認識を持っており、このことで御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 町立病院事務長、答弁。

病院事務長（三好稔君） 11番中村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の15年におきましての一番院外処方せん発行率の高かった10月の薬剤師数でございますが、1カ月で見ると0.92人でございます。ただ、施設基準における薬剤師の算定になりますと、前1年の数値を平均化したもので試算いたしますことから、若干の微数の変化があるかと思っております。そんなことで御理解をいただきたいと思っております。

2点目の薬剤管理指導料、いわゆる収益に関するところでございますが、先ほど御答弁申し上げました、これまで5件といったことで、これは年度当初予定しておる予定額と大きな差異がございます。あと3月中における実績があったとしても、大きな予定額との差異といったことで、このことについては非常に遺憾なことで大変申しわけなく思っております。

さらに、薬剤管理指導業務、開始当初において予測できなかった部分がどうなのかといったことでございますが、これにつきましては、私これまで再三再四その進展の状況、そしてまたできなかったことについて御説明をさせていただいて、そのとおりでございます。今回もまた御答弁申し上げましたようなことで業務が停滞をしているといったこと、このことにつきましては、私事務長の現場において非常に力不足といったようなことで感じておりまして、自分を戒めておりますところでございます。

私も限られた時間でございますが、これらの業務の進展につきまして、精いっぱい努めてまいりたいと思っております。大変これまでの再三の答弁の履行できていないということで、これは申しわけございません。おわび申し上げたいと思っております。

以上です。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

11番（中村有秀君） 答弁漏れがあるのだけれども、煮詰まっていなと言われた事項は何かという問題。それから、資金計画が協議されたかされないかということ。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 先ほどお答え申し上げましたように、協議はしていないわけです。ですから、煮詰まっていないのですよ。それから、建築や何かについても協議していないのですよ。報告を受けたのですよ。これは何なのと言ったら、医師会と市役所がつくったものですよということで、委員会の中にこういう建築についてはこういうことでありますよと、センター病院としてはこういうことでありますよと、これは富良野市の案ですよということで提言を受けただけで、協議がなされていませんので、煮詰まっていないとか、審議してこういうことになったとかということにはなっていないということを私は認識しておるということで御理解いただきたい。

議長（中川一男君） では、再々質問。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） まず、院外処方せんの薬剤師の関係でございます。

15年10月の95.3%が0.9人ということでございますが、一応、1.1人ということが現在の状況ということでお話を伺いました。当然、入院患者の投薬等もあります。しかし、何としましてこの1.1人、現在は2人の薬剤師がいるわけですから、何とか薬剤管理指導業務の徹底を図るか、もしくは1人の薬剤師とあとパートでという方法もあるかと思えます。そういう点で、それらの関係についてどう考えているかということでお伺いをいたしたいと思えます。

それから、新たな院長の体制で、現在いろいろな改革をやっていただいているということでございます。今、町長の話では、この障害事項が種々あってということは遅きに至ることだということだけでも、とりあえず私は現状がそうであればいたし方ないという、言いたいことはたくさんありますけれども、ただ、今後、障害事項を完全にクリアされて、3月からされているということでございますので、今後、この種のことですいろいろな質疑が出ないということでも頑張っていただきたいと思います。

事務長は、医者の世界の中に入っているいろいろなもので御苦労されて、改革をしていただいたということで、厚くお礼を申し上げたいと思えます。

それから、道道の関係です。

私、このような状況の中から、今、町長の答弁では、交通事故の件数の報告が何とかということではなくて、言うなれば、予測される時間帯で危険な状態だということをいかに土木現業所富良野出張所が受けるか、言うなれば道路維持管理の委託者か、もしくは町民の皆さん方かというようなことで、たまたま今回のこの上富良野町地域防災計画書の中で、異常現象発見時の措置ということで発見者の通報義

務、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、町役場、上富良野交番、北消防署、消防団員に通報すると。それから町への通報ということで、発見者から通報を受けた警察官、北消防署員、消防団員は、その旨を町に通報する。通報は総括対策部が受け付け、夜間、休日は役場庁舎警備員が受け、総務課長または防災係長に連絡するというようなことなので、ただ私は、ここで残念なのは、町長は今、40分の問題というずれの問題を言っていましたけれども、私はできれば交番、それから北署が、そうやって出勤をして現場を見ている。そういうことであれば、そこで土木現業所なりに一応通報するというような、というのは、交通事故が起きてあれだからということではなくて、そういうものがあつた段階で2次災害、3次災害が起きないような体制のことをやるべきだなという気がするのですね。それで今、第1回の答弁書の中では、今後においては、道路防災協力体制や情報提供、情報交換など、地域道路防災パートナーシップ構築に向けて協議を重ねるということでございますので、路面の凍結はなじまないということではございますけれども、現実には事故が発生し、今後も起こり得るということであれば、それらも想定に入れたこの協議、情報交換をぜひやっていただきたいと思います。

それから、富良野協会病院の関係です。

私は、一般に報道されている高田市長の言葉を、これまで言うなれば、富良野市長は特別委員会の委員に、協会病院の改築については沿線町村との協議はどうかという質問に対して、これまで担当者間で協議をしたが煮詰まっていないと。このことについて、僕は佐藤課長にお伺いをいたしました。こんなにやっていたのかと。こんなことはしていませんと。ましてや我々市町村の一担当課長が、この問題について煮詰まるような協議なんてできる立場でないということをはっきり言っているのですね。いみじくも今町長からもそういう答弁でございました。しかし、富良野高田市長は、そういうことで富良野の特別委員会に対して言っている。それからもう一つ、資金計画も協議をしたということで、きのうの代表質問で言っているのですね。町長は、言うなれば改築についての経過、建設計画案、建設予定地等の経過や報告を受けたということですから、協議とは違うのですね。

ですから、私は今、この2点の問題を、合併の問題もいろいろな絡みがある中で、富良野の高田市長は、富良野市議会、富良野市民に向けている言葉と、それから、我々上富良野町長や上富良野担当課長に言っている言葉と、全然差があり過ぎるのですね。そうすると私は、今後、広域行政だとか協会病

院の改築の問題ですね、富良野市とこんな形で話し合うということが十分できるかどうかという危惧をするのです。

ですから、それらの意見の方に若干の違いがあればいいけれども、何か言い方を両方に使い分けているという印象を私は受けました。ですから、その点、町長として、どう今の、きのうの私の富良野での議会傍聴の関係は今度新聞に載るかどうかはわかりませんが、議事録にはっきりそう残るだろうと思います。あくまで資金計画についても協議をしたということですので、それらの今高田市長の二つの動きを見て、町長はどう考えるかということで、お考えを聞かせていただきたいと思ひます。

それから、市町村合併の関係です。

現在、判断材料となる資料の作成は、行政改革推進事務局ができた段階で新たにということでございます。これは一つ要望をしておきたいと思ひますけれども、前回、昨年1月の段階と今の段階では、市町村合併に対する背景などが、町民の認識は十分変わってきていると私も判断します。したがって、判断材料となる資料につきましては、町民の生活だとか環境だとか、そういういろいろな直接触れ合うような形の内容のある判断資料になるものをつくっていただきたいということをお願い申し上げたいと思ひます。

それから、次に広域行政の関係です。

町長は昨年12月の議会の中では、この3市町で何らかの形での広域連携についての方策が必要ということで3市町でやるということでもございました。先ほど同僚議員の質問に対しては、凍結状態であると答弁されたが、今の再質問の答弁では、一応1月9日、4時間半かかってやったということでもございます。しかし、今、合併等のいろいろな動きのある中では、困難かなという気がいたしますけれども、一応広域連携の今後の取り組みについて、どう考えているかということでもお尋ねをいたしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、病院の薬局の対応であります。先ほどからお答えさせていただいておりますように、人員は、当初は3人分を2人で働いていたと。非常に頑張っていたと。結果的に院外処方を始めたら、1人分を2人で稼いでいると。こういうことでは今の状況からして許されるわけでもありませんので、当然にしてその1人分については、薬剤管理指

導業務を推進していただいで対応していかなければならないと。薬剤師を1名減らして、臨時だとか何とかで対応するという考え方は持っておりません。ただ、このことによってまだまだ薬剤師の業務があるわけでありますから、その責任を果たしていただいで、病院収益への向上に努力していただかなければならないと思っておりますので、そういう方向で今後も十分に指導してまいりたいと思っております。

それから、交通事故等々の凍結における道路障害等でありますが、通報等々のシステムづくり、環境づくりということは、先ほど来お話ありましたように、議員も御発言ありましたように、今後こういった部分については、昨年の台風10号等々の絡みから、それぞれの道路管理者におきまして、これらの対応については十分認識をいたしておるところでありますので、今後もこれらの防災連絡協議会を通じた中で、地域道路防災のパートナーシップの構築に努めていかなければならないと。それから、防災計画の中においても、この対応については含め得ることは難しいというふうに思ひますけれども、この道路管理、町道もありますので、町としての管理する道路とか、そういう対応を含めながら、今後そういった通報制度等々も含めて、マニュアルづくりについても十分煮詰めて検討をしていかなければならないというふうに認識をいたしておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、地域センター病院の問題でありますけれども、富良野市さんがどういう考え方であるのかということ、私から答弁がどうのということについては、私から先ほどもお答えさせていただきましたように、お話し申し上げる立場にもございませんから、その方のお考えはその方のお考えということでありますけれども、1月26日の協議につきましては、富良野市さんの方から、最終的には富良野市と医師会とでつくり上げたそれらのことについて説明をいただいで、それぞれに疑問を感ずることにつきましては、それぞれの町村長は意見を述べております。

私の方でお話し申し上げたのは、先ほど申し上げたのと、もう一つは、センター病院としての救急医療体制をどうするのだということ、富良野市さんの案の中に載っていないじゃないかと。この救急医療体制というものについてもひとつ検討課題に加えてやというような話をさせていただいたと。中富良野さんは中富良野さんの方でもいろいろな御意見を述べたという中で、最終的には、市長さんは本日の意見をセンター病院に話しながら、方向性と場所について進めていきたいと思っております。これにつき

ましては、富良野市議会終了後に集約していきたいというお答えをいただいております。全然建築費を云々、説明では建築費の2割を目途とした市町村の補助対策を講じたいわという富良野市の御意見がありました。ただ、建築費の2割以内を自治体が負担すると。市町村が補助金としたいということでありましたけれども、私の方としては、町立病院を持っているから負担する気ありませんというお答えをしているというようなことで、これらについてはどうしようなんていう協議は一切されていないと。ただ、そういう富良野市の考え方を提示していただいて、私どもはお聞きをしたということであるという認識をしております。

今後におきましてはどうかということにつきましては、やはり上富良野町としては、先ほど来町立病院との絡みもありますので、意見を申し上げなければならないことについては意見を申し上げて、広域圏域の中で協議を進めていきたいなというふうに思っております。

それから市町村合併でありますけれども、非常に要望されました資料づくり、この資料づくりというのはなかなか難しいということは御理解いただきたい。国が地方財政をどのようにしていくかと。地方制度をどういう位置づけるかと。これが全く明確に方向性が定まっていないと。私どもは主要財政の運営について三位一体改革なるものがあるけれども、削減は計画どおり進むが、税源移譲は全くないというようなことで、非常に見通しが立たない状況にあると。その中で予測、予測で進めていかなければならない。その予測が余りにも数値が先走りしてしまうと、また誤解を生むことにも相なるし、そういったことを十分認識しながら、町民の皆さん方に御理解をいただけるような資料づくりを最大限努力をして、そして町民の皆さん方とこの町村合併についての議論を交わしていきたいなというふうに思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと。議員御指摘のとおり、最大限資料づくりには努力していきたいと思っております。

それから、広域行政でありますけれども、今の状況で、これは私の判断であります。今までの広域の中での協議の中から進めていくと、広域連合の審議については、準備室の立ち上げ等々の準備については、基本的には南富、占冠の合併議論が着つくまでは前へ進まないという認識を持っております。ということは、南富、占冠さんも一番心配していることは、富良野市、中富良野町、上富良野町で広域行政の推進を先に決定をして進まれるのをやはり気にしております。我々も協議に仲間入りさせてほしいというのが考え方です。しかし、今は、合

併について軸足を努力しているの、一緒にはやれないのだということでありますので、我々も富良野広域圏を大事にしよう。将来的にもこの富良野圏域は、5市町村、この富良野盆地、昔の富良野村、これが中心になって今後もいくものであるということ。これを前提としながら、広域圏域を大事にするためには、やはり南富、占冠さんの意向というものも十二分にしんしゃくして広域連合の発足を考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、11番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私は、通告に従い質問いたします。

まず初めに、平成16年度予算案についてですが、予算委員会もありますので、疑問点について確認させていただきます。

なお、同僚議員との重複もございましたが、御了承をいただきたいと思っております。

まず1点目は、図書室についてですが、この件については、昨年実施設計までされており、議会も承認しているにもかかわらず、なぜ実施されていないのか。十勝岳の火山性地震が活発化してもおり、財政難とはいっても最優先課題ではないであろうか。計画中止の理由をお聞きいたします。

この件については、教育行政執行方針で示されておりますが、さらにお聞きいたします。

2点目は、新規事業空き店舗の活用についてですが、この計画は総合計画に計画されているのでしょうか。それとも思いつきでしょうか。また、事業成果、特に事前評価は実施されたのか。企画倒れにはならないのか。数値をもって示すべきと思っておりますが、お聞きいたします。

2点目、次にNPO法人タンポポとボランティアの活用についてお聞きいたします。

1点目は、NPO法人とは非営利団体をいいます。利益を上げなければならない空き店舗に入るといったことは非常に紛らわしい。なじまないのではないかと考えてお聞きいたします。

2点目は、NPO法人タンポポには、新保健センターでデイサービスを担当させてはいかがですか。能力不足等については、社会福祉協議会からボランティアを派遣してもらい対処すると。個人ボランティアの方々には事務能力もあり、管理能力もあり、中には、登録はされておませんが、お手伝いをしている看護師の有資格者もおります。最も大切なことは、ボランティア精神にあふれている個々の方々の協力により、NPO法人タンポポを育て上げ

るという考えにはならないでしょうか、お聞きいたします。

3番目、次は、新保健センターの使用料についてお聞きいたします。

社会福祉協議会の新保健センター入居に当たり、使用料を取るということをお聞きしましたが、福祉というのは行政の一部であり、上富良野町の行政の大部分となるものではないかと思えます。新聞報道を見ますと、東京都は、福祉はすべて社会福祉協議会に委託するが、施設使用料は無料であると報道されております。また、この富良野圏域をお聞きしましたところ、福祉協議会の施設使用料は、当然すべて無料でありました。考えをお聞きいたします。

4点目、次は、市町村合併についてお聞きいたします。

1点目は、今、住民の皆さんには合併賛成の方も反対の方も、住民投票の声が盛り上がっています。そのためには、最も必要な情報提供と説明会についてどのようにお考えか、お聞きいたします。

2点目は、自立して、これは町長の新年交礼会でおっしゃったことで報道されておりますが、自立して80億円予算から5年かけて60億円予算に至るシミュレーション、これは町民の皆さんにどのような痛みを与えるのか、お示しをいただきたい。

同じく、今度は合併でも富良野との飛び地合併、中富良野に声をかけての3市町合併、本来の5市町村合併について、それぞれのシミュレーションを住民の皆さんに提供されてはいかがか、お聞きいたします。

次は、イラク問題についてお聞きいたします。

イラク復興のための人道支援については、イラク派遣自衛隊員の無事の帰国を祈って黄色リボン・旗運動が全国的に広まっております。上富良野では、ラベンダー商店会がすかさず黄色い旗を上げ、黄色を鮮明にしております。Aコープウイズ店では、店員全員が黄色いリボンを着用しており、心がよく伝わってきます。帰国のときには、さらに黄色い旗をいっぱいに掲げ、お帰りセールをやると帰国隊員も喜ぶことでしょう。心が伝われば、結果として活性化に至るわけです。

そのほか北海道の自衛隊駐屯地のある自治体、いろいろ努力しておりますが、上富良野町としてもまちづくり課が、上富良野のポスターの縮小版、非常にあの国旗ぐらいあるポスターをこれぐらいのものに縮小して、「ラベンダー発祥の地上富良野 日本一心地よい空気に包まれて」ということで、十勝岳とラベンダー畑、これとにおい袋を贈っております。これを上富良野駐屯地から行っている隊員に贈っておりますが、すばらしいことではないかと思

います。

イラクの砂漠の中で、上富良野のポスターを見て、ラベンダーの香りをきいて、心のいやしとすることができるでしょう。何よりの慰めとなり、付加価値として上富良野のラベンダーのPRがなされるわけです。考えた職員は、仕事とはいえ、褒められるべきことではないでしょうか。

そこで、イラク復興人道支援参加隊員の無事の帰国、帰町に際しての出迎え、歓迎等について、町長にお聞きいたします。

これは質問ではありませんが、イラクの平和協力も大事ですが、最も大事なのは有事法制です。国民を守るということが一番大事なことだということは、これは町長に言うまでもなく御認識されているとは思いますが。

次は、最後に、男女共同参画社会についてお聞きいたします。

さきの新聞報道を見ると、日米中韓で実施された「高校生の生活と意識に関する調査」では、日本の高校生は「男は男らしく」「女は女らしく」といった性差意識が突出して低く、「女は女らしくすべき」では、アメリカ58%、中国72%、韓国48%でありましたが、日本は28%ですね。次、「男は男らしく」では、アメリカ64%、中国75%、韓国55%であり、日本は43%とやっぱり低いわけです。さらに、「結婚前は純潔を守るべき」では、アメリカ53%、中国75%、韓国74%で、日本に至っては33%という数字です。これは報道によるのですけれど、読売です。これは男女共同参画社会の推進により、日本の若者の意識が影響を受けたのではないだろうかというように解説してあります。この報道をどのように受けとめられますか。また、男女共同参画社会の町としての法制化、条例化についてのお考えをお聞きいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の6項目の御質問のうち、平成16年度予算案についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の図書室の移動につきましては、現在の公民館は昭和46年に建設され、今日まで生涯学習機能、図書室機能、文化的機能を備え、施設の有効的な活用が図られているところであります。しかしながら、時代の経過とともに施設の老朽化や施設機能上の不便さといった種々の課題や施設の安全性等の問題もあることから、現在の公民館の大規模改修を行い、町民の利便性と建物の危険解消を図るよう計画したものであり、昨年12月に実施設計の補正予算の議決をいただき、早期着工に向けて鋭意

努力をしていたところであります。

当施設の改修につきましては、執行方針でも申し述べましたとおり、町の多額の財政投資が必要であることから、道に対し補助採択を受けられるよう協議を進めてきたところであります。

この結果、平成16年度は、保健福祉総合センターの事業採択を受けることにしており、公民館改修の事業採択は、道の財政事情もあり非常に厳しいということから、町の効果的な財政運営を勧告し、1年延期し、平成17年度に北海道の補助採択を受けて実施するよう計画をいたしましたので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の新年から商工会が実施いたします空き店舗事業につきましては、町の第4次総合計画、基本計画の活気ある産業のまちの魅力的な商店街づくりの中で位置づけされている事業であります。事業主体であります商工会においては、昨年から内部の審議を重ね、計画書を作成しており、町におきましても、運営方法、事業効果の説明や、またNPO法人タンポポの会の代表者とともに事業予定施設にも出かけて説明を受けるなど、審査を行ってきているところであります。あわせて本予算書にもあるとおり、国の補助を受けるための補助金申請をも申請中であります。

また、事業評価については、当面は3年を目途としてその事業活動を見定め、町としてもその後の支援をしていくべきか否かの判断をしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、NPO法人に関する2点の御質問にお答えさせていただきますが、まず、空き店舗の運営に参加を予定しておりますNPO法人タンポポにつきましては、同店舗内におきまして、週2回の宅老所の開設を計画するもので、同法人がそこで収益を見込んで運用するものではありませんし、他の日の利用についても、老人クラブ連合会、あるいは町内趣味の会などの他団体の利用をしていただくことで協議を進めておるところであります。目的はあくまでもより多くの方々、団体に利用していただき、市街地への集客力を高め、交流の場として、情報交換の場となり、その相乗効果として周辺商店街へのにぎわいを取り戻すことを意図とするものであります。

運営については、趣味の工芸品の展示・販売、会場製品の展示・販売など、事業収益から一定程度の使用料金をいただき賄っていくことで計画している内容でありますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、2点目の保健福祉総合センター内に整備いたします新規のデイサービスの運営をNPO法人タンポポの会に行わせてはどうかとの御提案でありま

すが、このデイサービス運営につきましては、計画の段階から町からの委託方式ではなく、参入する社会福祉法人など、民間事業者に施設を貸与し、同法人が介護保険法に基づく通所介護事業所との指定を受けて、経営のノウハウにすぐれた法人による独立採算方式で自主運営をお願いしたいと考えておるところであります。

御質問のNPO法人タンポポの会につきましては、現在、宅老サービスを行っており、町も側面的に支援しているところでありますが、他の福祉分野にも少しずつ対象を広げ、実績を上げていただけるよう、今後の事業展開に大いに期待しているところであります。

新規のデイサービス事業とのかかわりについては、事業運営法人との間で間接的に協力していただける部分も生じてくるものではないかと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の保健福祉総合センター内に入りませう社会福祉協議会の使用料の御質問にお答えさせていただきます。

社会福祉協議会につきましては、町民の福祉向上のために社会福祉、地域福祉の中心的な機関として、さまざまな福祉事業を担っておりますので、その活動拠点であります事務所については、当然にして使用料をいただくという考え方は全く持っておりません。ただし、当協議会が訪問介護事業の指定を受け実施しておりますヘルパスステーションにつきましては、介護報酬利用料の中より運営する収益事業でありますことから、占有面積に応じた使用料をいただきたいと考えているところでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、市町村合併についての御質問にお答えさせていただきます。

第1点目、情報提供と説明会の開催についての御質問であります。合併問題につきましては、上富良野町の存立にかかわる極めて重大な問題でありますので、この決定に当たっては、議会や住民の意思に基づいて決定すべきであると考えております。

このことから、私ども行政と町民の皆さん方が情報を共有し合うことが重要なことと考えておりますので、町民の皆さんが判断できるような情報を提供した上で、その後、新年度のできるだけ早い時点で懇談会等を開催し、御意見をいただく計画をいたしておるところであります。

次に、合併の2点目の質問ですが、まず、自立のシミュレーションについてであります。当初平成20年に歳入規模が60億円と見積もっておりましたが、国の三位一体改革等により町の中期財政計画の見直しを行った結果、財政規模が60億円に達す

る時期が2年早まって平成18年度に見込まれ、一段と財政状況は厳しくなるものと予測してあるところでもあります。

また、富良野市との合併、そして、富良野市、中富良野町、上富良野町の3市町による組み合わせ、さらには富良野圏域5市町村による合併のシミュレーションを提供すべきとの御意見がありますが、5市町村の財政見直しにつきましては、平成14年に立ち上げた合併研究会において、全戸配布したパンフレットで、平成22年度までの歳入合計額の推移について町民の皆様方にお示しをいたしたところでもあります。

御承知のように、その他の組み合わせによる合併のシミュレーションを行う上では、対象となる市町村の基準を同一視し、予測を行うことが必要です。そのため、対象市町村の合意がないと想定作業を進めることはできません。現在それらの合意を得られていない状況から、シミュレーションをすることは困難と考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、イラク派遣についての御質問ですが、日本を代表してイラクに派遣された隊員の方全員が所期の目的を達成して、無事帰町することを心から祈念するものであります。帰町に際してのお出迎え、歓迎につきましては、その労を心からねぎらうことができるよう、駐屯地と十分協議を進めた中で決定をしまいたいと考えております。

次に、6点目の男女共同参画社会についての御質問にお答えいたしますが、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、この法律の趣旨に基づき条例を制定して効果を上げている事例も目にするところでもあります。北海道においては、平成13年4月に、北海道男女共同参画推進条例が施行され、道内の市町村にあっては、これまで5市町村で制定されております。男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現していくことは、本町にとりましても極めて重要な課題であり、議員と意をともにするものと受けとめておるところでもあります。

議員より、外国と日本人の高校生の生活と意識調査結果の比較について申述べられましたが、その結果につきましては、それぞれの国の長い歴史の中で培われた人間形成での意識が調査にあらわれているものと思われまふ。

今日の社会環境を見渡すと、あらゆる分野において男女平等参画社会の到来を多くの国民が認識しているかといった点では、まだ多くの課題を抱えており、今後その実現に向け、意を注いでいかなければ

ならないと思っておるところであります。

男女共同参画社会の条例の制定については、今後の検討を進めてまいります。町民の合意形成等のための期間も必要でありますので、いましばらく調査研究をさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問でございますか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 再質問をさせていただきます。

まず、予算案の図書室の件ですが、予算委員会もありますけれど、これ、議員の皆さん全部が気にしていると思います。というのは、十勝岳の噴煙に色がついたりしてきておりますから、安全上の問題が絡んでおります。あれだけの重みのものがあそこにあるということについては、もう議員全員が気にしております。これは町民の生死にかかわる問題ということでもありますから、こここのところ、財政がどうかということにはならないと思います。安全が最優先されるのではないかと私は思います。

災害は忘れたころにやってくるといいます。ことしの防災訓練のとき、私、訓練所の方を見させていただきましたけれど、あのときはサイレンを鳴らすのを忘れて、初期的何とかかんとかと新聞出ておりましたけれど、サイレン鳴らすのを忘れて、さっき言った、山の煙の色がついてきたり、そういうことで、防災に対する心、この十勝岳に対する心が、ちょっとなおざりになっているのではないのかな、こういうときこそ来るのではないのかなというのを非常に懸念するわけなのです。この辺のところを町長にお聞きをいたします。

それから次は、デイサービスを上富良野町以外の民間業者に委託されることですが、この件について私はいかななものかと思ひます。

話はちょっと変わりますが、我が町は、富良野のNPOの演劇法人に補助金を何十万円か出してきております。私は、この件については、富良野市でさえも割れているのに何でかなと今でも疑問に感じているのですが、上富良野にせつかく非営利団体のNPO法人タンポポができたのに、商店の活性化に本当に役立つと考えているのか疑問に思ひます。この非営利団体NPO法人タンポポを育てるにしては、話が通らないのではないのでしょうか。私の町内、私町内会長しておりますが、ふれあい荘ございます。そして、表だけきちっと締めて、そしてお買い物とかそういうものは行っております。よく行動しております。それが表戸を開いて、中のぞかれて、みんなにのぞかれてということには、私の感覚ずれているのかもしれないが、いかななものかな

と私は思います。

私は以前に、役場が仕事を手放さない限り、NPOというのは育たないですよということを言ったと思います。ところが今、手放すけれど、町以外の業者に委託するというのでは、NPOは育たないのではないかと思います、このことについて考えをお聞きいたします。

それから、新保健センターについてですが、社会福祉協議会からは使用料は取らないが、ヘルパーステーションからはいただくということです。先ほどは、デイサービスは町以外の業者に委託して、使用料をいただくと。今度は、ヘルパーステーションからもいただくと。ということで、これでいくと、どうなっているのですか。本来なら福祉というのは育てていかなければならない。にもかかわらず、これ業者が入るということは、値上げしてもその業者が勝手に上げているということにつながっていくのですよ。それから、ヘルパーは値上げできないのですよ。介護保険の関係で。とすると、先細りになっていくということになってしまうのですね。しかし、それからも使用料をいただくということは、これ、言葉は悪いですが、町も困っているのだから、福祉だって聖域ではないよ、そういうことになるのかなと感じ取れます。

デイサービスも、タンポポが無理なら社会福祉協議会にさせたらよいと思います。足りないところは補助してやればよいのです。民間は上げようとしませんが、社会福祉協議会は上げないで補助してやればよいのですよ。ところが、今の考えでいけば、町民に負担がいくのですよ、役場はいいですよ。使用料入ってくるから、役場はいいのです。しかし、町民にはその負担が行くのです。結局、業者を介護保険に使って、弱いヘルパーからはいただきますよと。こんな考えは、管内広しといえども、こういう町はないと思います。

美瑛と自立についてお話しされたようですが、私、きのう聞いてみました。美瑛のヘルパーステーションはどのようになっていますかと。そうしたら、美瑛のヘルパーステーションは保健センターで無償貸与でやっておりますと、こういうことです。福祉というものから、福祉というものは、守って育ててやらなければならないと私は思うのですが、さらにヘルパーステーションから使用料を取るということについて、公共料金についてと同僚議員から、公共料金についてはっきり取ったということも出ておりますが、これそのとおりなのです。これから言いますけれど、はっきり見せなければならないのですよ、どんどん。ただ、このヘルパーからの使用料というのは、いかがなものかということで考えを

お聞きいたします。

次は、市町村合併についてお聞きいたします。

市町村合併については、同僚議員いろいろと聞いております。私聞いておりましたら、町長は自立宣言をしているのではないかなと。平成17年3月までは合併はしませんと、私言っているように聞こえてしょうがないのですけれども。その辺いかがなのでしょう。

それで、この今の福祉の問題も絡んでくるのですけれど、市町村合併というのは役場を残すか、町、町民を残すか、これになるのです。自立ということは、我が身が一番大事になってくるのです。保身のためには福祉も食ってしまうのですよ。自立のために痛みを伴う町政とは、先ほども言いましたけれど、何なのかということをはっきり言うべきだと思います。

それで私、こう思うのですよ。自立のためには、何でもとにかく手数料は取ります、それから使用料も取ります、これの値上げもします。さらに税金等も値上げすると。サービスは、先ほど同僚も言いましたけれど、サービスは低下しますよと。自立は、自立のためにはこれは当たり前のことだと言うべきです。これが本当の自立ですよということを言うべきだと思います。先ほど、公共料金を取るべきだと言ったのもこれなのです。これに絡んでくるのです。

さらに、もっとはっきり言わなければならないですね、町長。町民は、いいですか、町長、三役、議員、公職者、職員を養わなければならないのですよと言わなければならないです。これぐらいの痛みは耐えなければだめですと言わなければだめなのです。だけれど、実際これが痛みなのです。これが傷みなのです。これに対して町民の皆さんが何と言うことか。このことをしっかり説明してから、合併の是非は住民投票としてはいかががお聞きいたします。

先ほど、ニュースありました。洞爺村の村長が合併に不熱心な余りに、議会で不信任案を受けて失職をしました。失職ということは、退職金が当たらないということなのです。それを避けようとして村長やっておりましたけれど、失職をしました。

それから、あと月形町のように、やっぱり町民と反対の宣言をしたところが、住民投票の結果、合併となると。

こんなことは責任問題です。こういう場合は直ちにもう辞職ということになるのではないかと思います。まず住民投票ですね、お聞きいたします。

それから2番目の合併の対応をいろいろ三つぐらい同僚議員も言いました、私も先ほど言いましたけ

れど、これについては、今、5市町村長というか、皆さん私悩んでいると思うのです。それは何かといたら、やっぱり話し合いをしないから悩んでいるのではないのかなというように受けとめます。

それで私は、上富良野町長は、主導権を持って、どうですか、話し合いをしませんか、結論が一番最後ですよということなんです。結論を全部先に言っているから、全部おかしくなっているのです。この辺全部そういうことなのですよ。結論は出すことないのです。結論は住民の意見を聞き、町長は提案して、議会が議決するという段階を踏んでやっていけばいいのですけれど、今全部結論が、17年3月まで合併しないと、もうはっきり宣言しているのと同じなのですね。だからおかしくなっているのです。

そこで、富良野市長は手を広げておりますよとっておりますし、それから中富良野町は、窓口業務だけになります、新法できましたら。今もう悩んでいるはずですよ。それから南富と占冠の場合、今合併ということなんです。私広域議員やっております、環境衛生で議員同士で話しております。このようにしております、占冠の議員が、南富と占冠で合併しても、そちらが合併した場合には占冠は支所ではなく出張所になってしまうと。そして議員も出せなくなってしまうというようなことでもって、やはり非常に悩んでおります。それが現況ではないかと思えます。

このところでもって、このままでうろろうろろしている、本当にシーニックバイウェイということで、この地域よくなるのかなというようなこともばらばらばらばらして、陸の孤島になるのではないかという感じを受けます。

そこで町長に、4市町村長に話し合いをしませんかと声をかけられてはいかがでしょう。これを言えるのは、上富良野町長、尾岸町長しかいないのです。これ言えるのは、尾岸町長しかありません。このところを声をかけていただきたいと。ただし、合併の結論が一番最後ですよということ。そして、これ、タイムリミットもあるのですよ。タイムリミットは今年の9月議会。9月議会を目的にその声をかけたり、話し合いをしたり、住民投票をやったりということですが、いかがでしょうか。

次は、男女共同参画社会について、教育長にお聞きいたします。

町長は、しばらく調査研究をということでございましたけれど、慎重な審議を期待いたします。

さて、先ほどの高校生の意識調査の「結婚前の純潔を守るべき」で、日本は他の国の半分に近い33%でした。今、上富良野の小学校高学年の女の子でも、一部かもしれませんけれど、「てめえ」「おま

え」言葉を使っております。「てめえ」「おまえ」と使っています。そして、この高校生の意識調査でもあるように、ここにさらにこれを助長するものがあるのです。それは何かといいますと、携帯電話です。携帯でございますよ。大阪の中学校の先生が中学に入ったばかりの女子生徒と援交、援助交際をしたあげくに殺したということは、教育長御存じだと思いますが、そういう事件が起きております。出会い系サイトで少女たちが犯罪に巻き込まれる事件が相次いでいます。私もそうですが、携帯電話の有害性について大人がわかっておりません。私なんかも使い方がわからないと言った方がいいかもしれません。この有害性については本当にわかっておりません。ところが、中学生、ぱっぱっぱぱつとやって、指一本でとととととメールから何からどんどんどんやっております。進んでおります。大人がついていけないというのが現状かなと思うのですけれど。この携帯の有害性について、よくおわかりになった先生、学者、そういう方から、親、中学生への教育をされて、この純潔といいますか、昔は貞操観念と、そんな言葉でありましたですけど、そういうものについて予防線を張るということにされてはいかがかと思うのですよ。それでこのことについての考えをお聞きすると、もう一つは、これとちょっと絡んでいくのですけれど、先日、町民生活課の実施する青少年問題協議会で、私、資料を町民生活課にお渡ししたのですけれど、教育長の方にそれ行っているのでしょうか。今、私質問したことはほとんど載っているのですけれど、参考になるかと思ってお渡ししたのですが、いただいでしょうか。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、図書室の公民館の改修問題でありますけれども、議員おっしゃるように安全性が第一であります。しかし、財政の運用の面からしても、補助金をいただいて対応できるという状況が生じたということありますので、私としては、今年1年、図書館の安全性については、何とか維持していけるものという判断のもとで1年先送りしたということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、2点目のNPOタンポポでありますけれども、委託につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、介護保険のサービス事業者としての認定を受けなければデイサービスの対応ができ得ないという部分もございまして、今後、先ほどもお答えさせていただきましたように、タンポポ

が成長していただいて、そういった事業参入をも含めた中で対応でき得るような組織に成長していただくためにも、町としてもできる限りの支援をしていきたいと。今、タンポさんがやっているのは、宅老所ということで対応しているのだということで御理解を賜っておきたいというふうに思っています。

それから3点目の保健福祉総合センターの施設料の問題であります。これ議員ちょっと誤解をされておられるかなと思いますが、介護保険制度におきまして、それぞれの事業者には施設料というものも含めて介護保険料の中で払っているわけですよ。ですから、その施設料としていただいている部分については、町の施設を貸与するわけですから、その施設料としての部分については、町にお支払いいただきたい。町が直接にやっている部分については、当然にしてそれらの部分は歳入として出てくるわけですが、そういう施設料としての介護保険制度における使用料等々の中での支給部分をいただくということで、独立採算で対応していただくということを前提とした中で対処しているということですので、保険制度をひとつ理解していただきたいと思えます。

それから、もう一つ、民間に委託したからサービス料が上がるとか、町民に不利益になるということではなくて、保険制度の中で対処されますので、これについては大きな変動はないものというふうに、私は直営でやるも委託でやるも大きな変動はないものということで認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、市町村合併であります。私常に申し上げておりますように、17年3月31日に合併特例法で特別な優遇措置をしていただくことを目的に、それを目的に合併するということは一切考えていないということでありますので、合併をしないと宣言しておるのでなくて、その特例法の適用を受けて合併する気はないということをお話ししておるのです。それから、先ほどの議員にもお答えさせていただきましたが、新法ができたから、その新法を当てに合併するということは考えていない。私は、上富良野町という町の姿を描いた中で、自立の道を歩めばどうだと。そういう中で将来の上富良野町を見据えた中での合併するかしないかの判断をしていきたいというふうに思っております。そのためには、何といっても、何度も申し上げておりますように、自治体の大切なかまどであります財政運営が優先されると。その財政運営の中で、先ほど来話し申し上げておりますように、昨年の1月の合併懇談会等々で住民にも御提示申し上げました。平成22年まで

の我が町の歳入状況について見通しをシミュレーションとして示しておりますが、そういう中にありまして、先ほど来話ししておりますように、また何度も私が申し上げておりますように、今後は受益者負担の原則に従って、応分の受益者の皆さん方の御負担をいただくように相なりますよ。そのことが今後の財政運営の中でどこまで対応して受益者の負担と、それから今の行政サービスをどのようにしていくかということについては、これから担当部署をつくりまして、行政改革推進事務局をつくりまして、その中で十分煮詰めた中で資料をつくって、住民の皆さん方に提示していきたいというふうに思っております。御理解をいただきたいと思えます。

また、住民投票でありますけれども、何度も議員から住民投票の実施についての御意見を承っております。現在の状況下の中で、私は市町村合併についての住民投票をする考え方は持っておりません。例えば上富良野町がA町と合併しようという協議が進んで、合併を進めていこうという中であって、住民に、ではA町と上富良野町と合併していいですかという、どうですかということが対応でき得るのであれば、住民投票ということも一つ考えなければならぬ。アンケートということも考えなければいけないのかなと思いますが、私は最終的に言うことは、いつも申し上げておりますことは、住民の代表であります議員の皆さん方、議員の皆さんの判断と議員の皆さん方の方向性を私は信頼しなければならぬ。すべきであると。やはり最終決議機関であります議会の対応であると。私が住民投票、住民投票ということになりますことは、逆に言えば、議員の皆さん方のことに対することに相なる可能性も出てくると。ですから、当然にして住民投票も将来的なまちづくりのためにしなければならぬ判断がなされるとするならば、当然にして条例制定で議員の皆さん方の議決を経て対処しなければならぬわけですが、現時点で私の方から住民投票条例を提案する考えは持っておりません。御理解をいただきたい。

それから、圏域におきます市町村合併について、上富良野町長がリーダーシップをとるべきでないかという御発言であります。確かに場合によってはそういうことも考えられますし、一部では、富良野線の母村の町長だから、あなたがリーダーシップをとって、あなたがまとめろという声も耳にするところで、話の中に出てくるところであります。私といたしましては、今の現時点で、中富良野町にしても、富良野市においても、合併する気はない。今の現状では富良野市は、先ほどもお話ししました

ように、4時間半にわたって話し合った結果においても、現時点で富良野市は皆さんと同じ自立の道を歩むよということでありますので、合併する気ない人に私が合併してや、合併してやということによって頭を下げてお願いに行く考え方は持っていないということで、さきにもお答えさせていただいたように御理解をいただきたいと。上富良野町として、合併をしてください、お願いしますと言って歩く気持ちはございませんし、協議をしないということでありますから、それをリーダーシップをとって協議をしようよということに巻き込むことはできない。しないということの前提でそれらが、両自治体が協議だけでもしようやという雰囲気づくりは私はしていかねればいけないなというふうには思っておりますが、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

議長（中川一男君） 暫時休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時28分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長。

教育長（高橋英勝君） 梨澤議員の青少年の健全育成、また青年の非行の問題等のいろいろな御質問ありました。2月27日に青少年問題協議会で、今、子供たちが、中学生、高校生が抱えるいろいろな問題行動、13点ぐらい出されているのを目にしております。それから、私たちの上富良野町の青少年健全育成を進める会の中でも同じような課題を抱えて、これは心の問題も含めて、児童生徒の自身の問題、また家庭、学校のあり方などさまざまな要因を抱えておりますし、まず一番議員が指摘されております携帯電話の問題も、時代背景的に、先日札幌で調査した調査結果では、高校生の7割が携帯電話を持っている。また、中学生にしては2割、小学生にしては10人に1人、これはイコールには上富良野になっておりませんが、そういういろいろな要因を抱えておりますので、いつも言うように、学校、家庭、地域社会が一丸となって、また、地域の子供は地域全体で育てるということを心に刻んで、意識を持って、全力で総力挙げて、その問題解決に当たっていかないとならないということで認識しておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） ありますか。

資料、いただいているそうです。

再々質問。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） ヘルパーからの使用料ですけど、これ、社会福祉協議会ですね。私、富良野にお聞きしましたら、富良野は逆に管理料をもらっているんですね。逆に管理料、社会福祉協議会が管理料をもらっているのですよ、市から。そういうことでやっております。そうしてヘルパーも当然その使用料を払うなんていうことにはなっておりません。そういうことからいったら、ここも、ちょっと話進みますけれど、もし合併が17年3月までしなくても、合併にその後半強制みたいになってした場合は、富良野市は、富良野市の本庁舎に、職員は本庁舎に入っています。教育委員会は図書館の方に移っていますけれど。そういう状況で必ずしもその保健福祉課が新保健センターに入っているということにはならないですよ。そういうようなことからいくと、社会福祉協議会に委託したらいいのです。そして、管理料を払えばいいのですよ。この辺のところについてのお考えいかがでしょうか。現実やっているのですよ、富良野は、そうやって。恐らく美瑛もそうだと思います。美瑛も社会福祉協議会は福祉センターに入ってもらっていると。それから、ヘルパーは保健センターに入って管理してもらっていると。そういうことです。何でもかんで職員がそっちへ入って行って管理しなければならないということにはならないのではないかなと思うのですが、このことについてどのようにお考えになりますか。

それから次は、市町村合併についてお聞きしますが、雰囲気の問題ではないのです。市町村合併は、目の前に来ている、この何というのですか、大岩が転がってきているという問題なのです。これをどうするかということで、雰囲気としてというのは、そんな町長、認識が甘いのではないですか。

それから、ここの5市町村というのは、国、道の合併構想圏内に入っているということなのですよ。これが利尻とか礼文とか、そういうようなところは違うのです。しかし、あそこら辺は、利尻は利尻で一つなっているんですね。稚内ともやりましょうかというような、そういうようなぐあいなっているんですけど。何で、私はその広域の環境衛生へ行っていて、皆さんと仲良く話していて、何でこんなにばらばらなのだろうか。この各首長は何をやっているのだと思います。話し合いを何でしないのだと。結論を言うから話し合いできないのではないかな。だれも結論なんか求めていないと。町長は自立宣言をしたわけなのですよ。平成17年3月まで、この特例法期間内には合併はしないという宣言をしたということに受け取ります。

それと、これは、このことについては町民も何も言っていない。合併のことについては、それから議会もみんな不安な感じで質問をどんどんしております。町長の考えとは違っておりますよ。過半数違っております。現実に、これは道から出た資料で、うちの議会の半分以上の方は持っております。この中に、5市町村の法定定数26人、旧富良野地区は13人、旧上富良野地区は7人、あと3、2、1、13対13になっているというようなことまでも言えばずっと来ます、道から。このように合併しても7人です。議会議員は、合併しなかったら7人切のではないかと思いますよ。ですから、議員は腹据わっていますよ。それで、あとはいかに町民の方にこの合併ということを理解してもらって、あと町民と一緒に決めていきたいというのが議員の心です。そして、なぜかといいますと、これに出てきているのですけれど、210億円というのが特例債で使える金額なのです。150億円、これ7割、150億円が国から来るということで、あめ玉、あめ玉と言っている、それですね。この二百何億円を町長提案、議会議決でけっ飛ばすということには、非常に責任を感じてできないというのが大半です。だから、これは町民の方に提示をして、住民投票でもってしっかり確認をしてから、月形町であるとか洞爺村のようなことにはなりたくないというのが我々議員の本当の心です。そして、町長は要するに、もう独断専行してこうやって、平成17年3月までは、この特例法期間は自立宣言をしております。

それから先ほどは、同僚議員が図書室の問題で議会軽視ではないのかと言われております。これのように、皆さん受け取っておりますよ。こんな大きな問題、合併の問題、それから議会で承認していることを無視して、議会軽視も甚だしいと。これが議会軽視でなくて何ですか。これがいくと洞爺村のような形になりかねないというように私は懸念いたしますね。

それから次は、住民投票の件についてですけれど、住民投票で二つのことがわかるのです。一つは、これ合併するしないということがわかります。それから、もう一つは、ことしの12月にある町長選挙です。これが自立といたら当然選挙ですよ。町が続くのですから。しかし、合併といたら、あと中2カ月ぐらいしかないのですよ。そうしたら町長選挙しないでいいのですよ。これは、これは、ここのところは選挙管理委員会に結論までは要りませんけれど、この考え方はどんなものかというようなところをちょっとお聞きしたいと思うのですよ。市町村合併でもって、合併をするといった場合は1

2月町長選挙をして、あと中2カ月で合併になってしまうのですよ。この場合は、特例か何かでもってというような形になるのか知りませんが、可能なのかなど。むだ金ですからね。また、対抗馬が出たところで、合併、町民がすると判断した場合は、対抗馬は自立だと言って出たってそれは通らないのですから。選挙ということにならないのですよ。これちょっとお尋ねいたします。

そして、この合併は、住民自治が一番大切なのです。職員が、私、職員のことを言うと、職員のどうかということではないのです。5市町村が合併すると約900人になります。900人になって、これは中澤課長から報告受けましたけれども、10年プラス5年でもって200人、定年退職者でもって対処できます。そうすると適正職員数の600から700ぐらいになるでしょうと。こういうことを聞いております。私は職員のことを言っているのではないのです。ここで私が言っているのは、金もなければ、職員が身動きもとれない自立でいるのと違って、徐々に徐々に減っていきますから、住民自治について教えていくことができるのですよ。ずっと教えていくことができるのです。そして、最後には住民自治というものができ上がってしまうのですよ。10年プラス5年で。これが私は大事だと思う。職員も大事ですけど、職員ではないのです。大事なのは、住民なのです。町民がここのところをじわっといっていくときに、よく教えてもらいながら、住民会活動、町内会活動、そのほか道路だとかいろいろなことを教わりながらやっていくと。そういう私はいずれそういう時代になると思うのですけれど、今はそういうことを言っておりますけれど。これが大事なのです。ここのところもお考えになって町長はおられるのかおられないのか、お聞きいたします。

まだいっぱいありますけれど、この辺で。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、私と考え方がちょっと違うのかなという気がするわけでありませんが、1点目の後から出てきました議会軽視という、予算措置がされなかったから議会軽視だ。計画段階で議員の皆さん方に、町としてはこういう計画を持っていますよということで前もって計画段階で御説明を申し上げて、その計画が予算措置されなかったから議会軽視とは私はつながらないと。そういうことであつたら、私としては計画段階から皆さん方と協議することができなくなってくると。必ず計画で出したものは予算つけな

ければいけないということになりますと、これはもう本当に計画段階で説明するよりも、予算措置の段階で説明せざるを得なくなってくるということで、ひとついろいろな計画の中で、先ほど何度も申し上げておりますけれども、道費をいただける可能性が出てきたから、補助金をいただいて対応したいということで、一般財源で全額するのではなくて、一部でも補助金をいただきたいということが前提だと。そのためには安全性だとかいろいろな問題はあるけれども、何とか1年間、今まで辛抱した中で1年間対応していけるように努力していきたいと、対処していきたいということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、社会福祉協議会の施設料の問題でありますけれども、先ほど来何度もお答えさせていただいておりますように、介護保険制度でサービス事業所として、介護報酬の中にその運営費用の中で含まれていて、施設料というのが介護保険からお支払いするわけですよ。そのお支払いした保険料は施設を貸与している町がちょうどしますよということでありますので。ちょっと議員がおっしゃる富良野市は管理使用料を払っておるぞということでありますが、私どももセントラルプラザにつきましては、商工会に管理運営を任せておりますから、管理運営費ということで商工会にお払いしております。保健福祉総合センターは、保健福祉課が行って管理運営するわけですから。管理運営を社会福祉協議会に委託しておるのではないのです。事務所をただ提供しているわけです。それだけでありますので。社会福祉協議会のその部分からは料金はいただきませんよと、当然にして。しかし、介護保険制度で支払っているものは、そのうちの施設料というものは町の施設を使うわけですから、委託業者からちょうどしますよということでありますので、全く議員の考え方とは違ふと。これはあくまでもちょうどしますよと。介護保険制度で支出されているものですから、ちょうどしますよという考え方であるということで御理解いただきたいと。

それから市町村合併について、町長選必要でないかということでもありますけれども、私はそこらあたりは、基本的には、今、合併するように決めるとしても、当然にしてに合併しようという相手がいないわけですから、今私が言っているのは、合併しないと町長は宣言したと言うけれど、17年3月31日までの特例法を目当てにした合併はしませんよと。今、合併を上富良野町は協議する相手がいない中で、17年3月31日まで合併できるか協議ができないわけです。ですから、合併はしないというのでなくて、でき得ないですよということで御

理解をいただきたいのと、そういう状況にありまして町長選どうのということについては、私の方から答えるというのはなかなか難しいわけですが、その間、合併協議もなされない、合併の相手もない、そういうような実情の中でいかがかなというふうには思いますが、これらについては選挙管理委員会としてどう考えるのか、事務局担当の方からちょっとお答えしてもらおうかなと思います。

それから、議員のおっしゃるあれですが、私としては、住民投票ということについても場合によっては考えなければならぬけれど、現状では考えていない。今、議員の皆さん方は私の考えと半数以上が反対だぞと。半数以上が合併推進派だぞという御質問のようにお聞きいたしましたけれども、私は今、議員会の皆さん方が中富良野町と勉強会を、研究会を立てて、一生懸命協議されているということをお私重要視したいなど。私は中富良野の議員の皆さん方にもお話し申し上げておりますけれども、ひとつここらあたりから、一つのスタートラインと申しますか、方向性が定めればなということで、今、正直申し上げて、議員会の皆さん方が中富良野町の議員会と研究をしておる、その成果というものに対して私は大いに期待している。その経過については私は尊重して対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 選管書記長、答弁。

選管書記長（田浦孝道君） 4番梨澤議員の大変急な質問であります、一応、町長の答弁聞いていますと、今の段階で答えるのはどうかと思います。現行法の公職選挙法で特別選挙等の規定がございますので、その事実行為があれば、そのような法に照らして手続をすることになるというふうに認識をしております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、4番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時44分 休憩

午後 3時05分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、12番金子益三君。

12番（金子益三君） 私は、さきに通告してあります二つの項目について、町長にお聞きいたします。

1点目は、管理職の人事評価体制についてでございます。

新年度から行われます行政組織の組織機構改革に伴い、現在の16課65係から12課26班に再編されるに当たって、今後、課長及び新年度から呼び名が変わります主幹等の管理職に昇格する職員人事に際し、職員による管理職としての資質等の人事評価投票システムの導入を図るべく考えがあるのか。

また、加えて、新年度以降の職員の採用について、多様化する地方自治に対応できるべく専門能力を持つ新規採用者について、上富良野町独自の採用基準を設置するお考えがあるのか。また、その採用時期、人数についての根拠をお伺いいたします。

2点目でございます。庁舎内イントラネット整備に伴い、町長と職員の連絡強化による意思疎通についてお伺いいたします。

昨今の情報化社会の中で、トップと部下との情報の共有化というのは重要なポイントであります。上富良野町においても、行政イントラネットの開設により庁舎内外での職員と町長との情報の相互化、共有化は簡単に行える環境になりました。町長からの連絡事項等が各課に直接オンタイムで通達する必要が求められ、また逆に、同時に各課からの案件等もリアルタイムで町長のもとへ届けられる必要性があると考えます。今後の町長の情報共有化に対する対応策はどのようにお考えがあるのか。

また加えて、職員全員に庁舎内外での来庁者及び職員間でのあいさつの励行についても徹底指導するお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま12番金子議員の2項目の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

最初に、人事管理制度に関する御質問からお答えさせていただきます。

まず、今後において課長や主幹職など管理職に職員を登用するに当たって、人事評価投票システムを導入する考えがあるかとの御質問ですが、現在のところ、投票制度を導入する考え方は持っておりません。しかしながら、職員の資質などを高める必要がありますので、職員の能力評価をするための基準づくりを初め、役職定年制度や希望昇任、あるいは希望降任制度などを念頭に置いた人事制度を確立しなければならないと考えております。

また、職員の採用に関しましては、現行の職員数適正化計画に基づき取り進めておりますことから、新規採用の機会がなかなかないわけではありますが、議員の意見にあるように情報通信技術、あるいは行政内部において特殊な知識や能力を有する専門職員を直接採用する必要がある場合などには、その都度採用に当たっての基準を定めて実施していく考えで

おります。

次に、2点目のイントラネットを活用した連絡強化による意思疎通についての御質問にお答えさせていただきます。

平成15年度の総務省補助事業により、役場をセンターにして学校、病院、公民館など16公共施設を無線LANで結ぶ上富良野町公共イントラネットを整備いたしました。町民が集まる主な場所には、公共用端末パソコン12台を配置して、町民がイントラネット内の情報やインターネット上のホームページを閲覧できるようになっておるところであります。

4月1日からの新組織への対応から、正式な運用は4月に入ってからになります。既に昨年11月から試験を兼ねて一部運用を開始しているところがあります。

住民に提供する行政情報提供システムや町民交流掲示板システム、施設予約システムなどについては、徐々に充実を図っていく予定となっております。

また、行政事務関係では、財務会計システムとグループウェアシステムが既にイントラネット上で一部稼働しており、電子メールや電子回覧、掲示板を使用した事務能率の向上へ向けた活用方法について、模索と実践を積み重ねているところがあります。

しかしながら、私を含めパソコンになじみの薄い職員も少なからずいることから、種々システムの機能を使いこなすところまでは至っていないのが実態であります。しかし、職員の中には既に多様な機能を活用している者もあり、これらの習熟者が核となって、私のような初級にも満たない初心者巻き込みながら、早急に操作機能の向上を図るよう進めてまいりたいと考えております。

既にイントラネット接続施設間の通知事項や報告物は、電子メールや電子掲示板等を使用しており、活用環境は整いつつあるところがあります。私が身にしみて感じているのは、これらの便利で画期的な機能を使いこなせないというもどかしさであり、操作技能習得の必要性を痛感している一人です。議員御提案の趣旨は十分に理解いたしましたので、イントラネットの活用については、今後とも職員一丸で研究と実践を高めてまいりたいと考えておるところであります。

なお、来庁者に対する接遇や電話対応の悪さについては、以前から御指摘を受けていたことから、重ねてこの改善を指示してきたところがあります。毎月開催の定例課長会議においても、月間の職員意識改革プランを設定しており、ちなみに3月は「接遇

はいつも思いやりと優しい心で」を実践テーマに取り組んでいるところであります。

過去に比較すると大きく改善されたものと思っておりますが、今後とも職員の待遇改善に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） ただいまの御答弁について再質問させていただきます。

まず、1点目の管理職の人事評価投票システムでございます。

先日の新聞報道にもございましたとおり、実は、岩手県の滝沢村というところにおいて、全国の自治体で初の職員みずから自分たちの職場をつくっていくという村長の考えのもとにおきまして、管理職の人事評価のための投票が行われたわけでございます。私は、先にはっきり申し上げておきますが、何も今ここに御臨席されている管理職の方が悪いとか、それから、降格人事を行えとか、そういったことを申しているのではなく、この滝沢村においても、実際に職場をともしする部下のその目を見て、やはり自分の上司というものは、自分たちが責任を持って選んでいくのだと。その選ばれた人間も緊張感を持って仕事をする。もちろん選んだ部下も責任を持つ。このシステムこそが、これから組織機構改革を行って、よりコンパクトな地方自治を進めていく上においても、部下と上司が問題提議をともし共感する一つの改革につながると思います。

実際にこの村でも、44歳から48歳という非常に若い管理職が、課長が生まれておりますし、旭川市におきましても、40代前半の課長という若い管理職が誕生しております。

やはりこういう自分たちの上司を自分たちが決めていくという、いわゆる今まで従前行っておりました任命権者であられます町長が一方的に決めるのではなく、再編されるというこの大きな組織機構のときだからこそ、自分たちの上司を決めていくという方向にしていっていただきたいと思っております。

公務員制度改革関連法が今いろいろ見直されまして、法的整備も必要なこととはなっておりますが、ある自治体の首長が、この公務員関連法案の大綱に関しまして四つのキーワード的なものを考えている報道がありました。御承知のとおり、恒久性でありますパーマナント、パートタイム、テンポラリー、フレックスという、今までの枠組みの中にはない公務員の一つの新しいスタイルという提案もされている首長もいらっしゃるのが現状でございます。

やはり部下は上司を選べないというそういう間違った認識は今後変えていかなくては行けない。民間においては、既に自分たちの上司をやはり自分たちが選んでつくり上げていくことは行われておるわけでございます。民間と公務員と同じくする必要はないですが、やはりこういういいことというのはどんだんうちの町にも取り入れて、まねをして、プラスになることであれば、どんだん投入していったほしいと思っております。

そのもう一つの新しい職員の採用でございますが、確かに現行の職員適正化計画に基づき行っているものでありましようが、やはり新しい若い職員というのを入れていきませんと、このまま退職者だけを押し出して、その後の補充が少ないというのであれば、やはりいずれは空洞化をしてしまい、非常に多様化する地方行政の町としての地方自治に対応することが難しくなっていくのではないのでしょうか。現在の日本の工業関連のように、本当に優秀な若い人材がすっぱり抜けてしまうような、そんな役場庁舎になってしまうことは非常に問題があると私は考えます。

また、その採用に当たりましたも、やはり公務員の試験を受けてこられる優秀な人の中においても、さらに目の粗いふるいにかける必要はあると思えます。例えば、先ほど町長がおっしゃっていただいた情報通信技術のそういった専門職というのは、その都度採用に当たっての基準を決めるというふうに御答弁いただきましたが、逆にそういう部分というのは外注していけばいいだけのことであって、わざわざそういうために人を入れてしまうと、その所期の目的が達成された後には、むしろ邪魔なものになってしまう可能性が大いにあります。そうであれば、もちろん公務員としての資質が大前提ではありますが、例えば、英語の語学に堪能も条件と加える。それも英検何級といったような四角四面な問題ではなく、やはりネイチャーイングリッシュがしゃべれる、TOEIC650点以上を取得するとか。例えば情報技術にしては、いろいろまだ国家試験の枠にはなっておりませんが、例えばMOUSですとか、そういったいろいろな多種検定試験がございます。それをきちっと受けてこられたような方をどんだんこれから採用されて、プラスアルファの技術がもう当然持っているのだというところの若い優秀な人材を採用していただきたいと思っております。

2点目の庁舎イントラネットの整備についてでございますが、私は、何も町長みずからがパソコンの前に立って、苦手なキーボードを打って、いろいろなホームページをごらんになってくださいということをお願いしているのではないのです。イントラネット

及びインターネットが非常に整備されたというのは、これはあくまでも手法であります。私が一番大事にしてほしいのは、電話やファクスや、それから無線のようなものではなく、どのような時間においても、どの場所においても、町長が各課及び自分たちの部下に、自分の思いであったりとか、逆も指示なりで、課長から提言があったものというのをいつでも見られる、そういう環境になったのでありますので、やはりこういったものをどんどん活用していただきたいのですよ。パソコンを打てというのではなく、言いたいことは、例えば文書で、手書きでもいいのですよね。町長はこれとこれとこれを私は各皆さんに見てほしいと。今まで従前であれば、どんどんたくさん判こをつけて、決裁を回って町長のもとに行っていたものが、画面を開けばすぐに起案が上がってくるぐらいの、その情報のスピード性というものを町長に重視してほしいわけであります。

これは庁舎内のみならず、情報というものは、いわゆるインタラクティブですね。総合性がないと全く意味がないのですね。川上から川下に情報を流すだけでは、何の反映もされませんし、町長が常々住民自治も大事だと、町民の声を大事にしていきたいと、そうおっしゃっているのであれば、町民の声がより町長にダイレクトに届くようなシステムづくりを構築していただくことが、トップとしての責任だと思います。

例えばですけども、町長、上富良野町のホームページ、2004年3月10日現在、何件ヒットしているか御存じないでしょうね。これはいいのです、数字は、数字はどうでもいいです。2万1,800件の方が見られています。それに、今現状、電子掲示板を使っているということではございますが、町民からの意見が反映されるページというのが一つもございません。唯一あるとすれば、御意見・御感想のメールを送るところだけでございます。実際その2万1,800人ごらんになっている中で、何件メール届いているか、町長把握されていますか。町長のもとに御意見・御感想、苦情等々も含めて、そういったものが実際行っているのか。町長のもとに行っているのかというのが一番の問題であります。

私もよく匿名で送ったりですとか、匿名で送ってもメールの送り先はばれますから、匿名ではないのですが、無記名で出したり。それから、よその自治体にも出します。ニセコ町の逢坂町長の個人のホームページにも、私はニセコ町の問題について一度メールを送ったことがあります、その日のうちに返事が来ました。やはり情報というのは、それが一番大事なのですね。もちろん見るだけの情報、返事

に値しない情報も多々あると思いますが、それがフィルターを通すことによって町長に伝わるというのでは、町民の意思が反映されないと思うのですね。ですから、今までのようなあり方というのは今後変えていただきたく思います。というのも、これだけお金をかけまして情報のインフラが整備されたわけですから、今まで以上に情報の共有化というものを町長が大事にしていいただきたく思います。

何度も言いますけれども、町長みずからパソコンを打つ必要はないという認識で聞いてください。

それと庁舎内外のあいさつの励行でありますとか、それに対して各課長の定例課長会議の中で月間の意識改革プランを行っているということでございます。一つには、これだけ情報というものが便利になればなるほど、コミュニケーションの発達は、ディスコミュニケーションにつながるということなのです。情報を取りやすくなればなるほど、人間同士の心の触れ合いというのは非常に薄くなっていくわけでございます。その中において、課長会議で毎月のテーマを決めて、実践テーマに取り組んでいるというのと、実践されているというのでは、天と地の差があるわけでございます。民間団体においては、当然、朝礼や終礼というものがありません。朝会ったら、せめてその班の中では「おはようございます」に始まって、5時の終礼とともに「御苦労さま」で終わるのは、これは業務でも何でもなく、人間として当たり前のことだと思いますね。

町長がよくお帰りになる際に、職員の皆さんに声をかけていく姿を拝見いたしますが、やはりその中で、職員の方みずからも自然にあいさつの返事ができるようなことを徹底していただきたく思います。それが住民サービスの窓口にもなる、各種行政で発行するものの手数料の金額がアップになっても、やっぱり住民が気持ちよくやっていただけることだと私は信じておりますので、会議を開いて、テーマを掲げるのではなく、それが実践化されることをお願い申し上げて、再質問いたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、人事管理システム、この投票制につきましては、私も報道を見た記憶がございます。こういう手法もあるなど。その中の御意見として、投票する側としては、責任を感じるわと。投票された側としては、職員にこれだけ信頼されて1位、2位、3位、何位やらまでを人事権を持った首長が昇格させるという話でありましたけれども、そういう職員の信頼に対して責任を感じるといういろいろな報道がなされていたのを記憶にありますが、確かにそう

いった一つの手法ということも考えられ得るのかなというふうに思いますけれども。

今、基本的に我が町においては、この人事管理システムというのが、人事権を持った者だけの中で今日までずっと来ているというのが実情であります。私は、就任以来、人事異動をするために適材適所の人事異動をするぞということで対応しても、職員一人一人の性格から、能力から、全員分を掌握でき得ない状況にあっては、やはり職員の意思を確認することが大事だということで、レポートの提出をさせて、その中で職員の考え方を引きながら人事異動の対応を図ってきておりますし、また、昇格人事につきましても、いろいろな面で年功序列ということだけでなく、やはり職員の能力を見定めた中でということで対応していくというようなことでありますし、また加えて、そういった部分を含めながら、やはりそれらの人事管理については、ある一定のルールと申しますが、人事権をすべて剥奪してしまうようなことではうまくないと思いますが、ある程度のルールづくりは私は必要であるという認識で、今、内部調整をさせながら、職員の勤奨定年、役職定年の問題とか、あるいは昇任、あるいは降格、これらについての希望をどう対処していくかというような人事管理のシステムづくりを今指示しておりますので、それらのものができ上がり次第、また、その方向性の中で人事管理を進めていきたいというふうに思っておりますし、また加えて、私としては、これからなかなか国も前へ進まないで、出したり引っ込めたり出したり引っ込めたりしております公務員法の改正、これは私はどうしても必要であるというふうに認識いたしておりますので、国が早急にこの公務員法の改正等も含めた対処をしていただくようお願いをしたいなというふうに思っております。

そういう中であって、初めて公務員法の枠の中で職員の人事管理対応ができ得るという一つの前提がありますので、そういうような部分も含めながら対処していきたいものだというふうに思っております。

それから、採用と専門職の新規採用、あるいは職員の新たな若手の採用の件であります。議員おっしゃるとおり、財政的に厳しい非常にその中にありまして、職員の定数に関する適正化の計画のもとで職員の採用等々の対応を図っているところでありますが、新規採用につきましても極力抑えていくと。定年退職者をもって職員の削減を図っているというのが現状でありまして、このままでいきますと、議員が心配されているようなことは、私も心配しているところであります。これは何としても、例えば少

ない人数であろうと、適正化計画の見直しを図ってでも、定期的な職員の採用ということが将来的に重要であるというふうに認識をいたしているところであります。これらについても十分今後検討を加えていかなければいけない。財政的な部分だけでなく、十分考えていかなければならないものというふうに思っておりますし、また、専門職、やはりそれぞれにすぐれた、議員からも提案ありましたいろいろな専門職、これらの採用につきましても必要であるというふうに思っております。今年度4月1日で専門職を採用しようということで公募いたしました。残念ながら、町の希望に沿う希望者がいなくて、採用を見送らざるを得なかったというような状況にありますが、今後もこの専門職の採用については、それぞれの分野の中で十分検討を加えながら対処していきたいというふうに思っております。

それから、次のイントラネットの問題であります。町長みずから開かないでいいぞと言われてまして、胸をなでおろして安心をいたしているところでありますけれども、我が町におきましては、住民の情報等々の広聴の部分におきましては、町民ポストとか、あるいは現在もメールが、議員も送ったという話であります。いろいろなメールが来ていることにつきましては、すべて私のところに決裁が回ってまいります。それらにつきましては私も決裁し、返事の対応もして、担当に返しているという状況でありますので、これらにつきましても何件かずつ出てきているのは実情であります。今後もこういった中で、メールも含めた中、あるいは町民ポスト等々も含めた中で、住民の行政に対する意見が、考え方が十分に伝わるようなことを今後も促進をしていかなければならないし、また、職員も、財政投資をしたこの装備を有効に利用し運営して、行政の効率化に対応していただくように取り進めていかなければならないというふうに認識をいたしております。これは、議員と同じ考えであるということ御理解を賜りたいと思います。

ただ、この中で、いろいろとメール、私はできませんけれども、職員に対するメールだけの送信で、あるいは職員からの考え方をメールだけで受けておくということが本当にそれでいいのかということをお考えすると、議員も疑問視されておりましたコミュニケーションの問題をお考えすると、やはり対面して職員の考えを聞き、私の考えを指示する、そういったことが私は重要であるというふうに思いますし、また、加えて、役場組織機構の中で、それぞれに所属する責任者があるわけでありまして、私が直接メールで担当係に、職員に指示をするということが、それが果たしていいのかどうか。これはやはり

所属長に私は指示をする、あるいは助役に指示をして所属長に対応するという、組織の流れというものも十分対応を考えながら対処しなければならないと。また、職員が提言する意見というものを即私のところへ上がってくるそのシステムをすべてそれを了とすべきかということになると、やはりその職員一人一人の考え方でなくて、その今、これから組織変更するグループの中で、そういった一つのことを討議をした中で、やはりそのグループの中から意見として、改善策として、提言されてくると。この考え方も大切でありますけれども、そういうようなシステム、組織機構の中でのルールと申しますが、そういうようなことも大切であるというふうに思っておりますので、そういったこととの絡み合いを含めながら、このイントラネットの有効な活用の促進を図っていききたいというふうに思っております。

それから、職員のあいさつの励行であります、御指摘をいただいておりますのは、これはもう常に御指摘をいただいております。私が就任以来、職員に申し上げておるのは、役場庁舎に来た方々は、来庁者は、皆さん方の家庭に訪問したお客さんと同じです。そういう感覚でごあいさつをしてくださいよと、接遇をしてくださいよということで、既に申し上げてきているところでありますが、なかなか私も十分満足するような結果にはなっておりませんが、一時期から見れば、先ほどもお答えさせていただいたように、相当改善してきたなど。私が「おはよう」と言ったら、「おはよう」という声が聞こえるようになってきたと。昔は全く聞こえなかったと。「皆さん御苦労さんでした」と帰るとき、議員もおっしゃるように「御苦労さんでした」と言ったら、「御苦労さんでした」という声が聞こえるようになった。これは私はもう大いに発展したなど思っておりますが、それがばらばらであるという声については、まだまだ私も今後十分職員の理解を得るように、あいさつの励行ということ、もう初歩的な問題でありますので、今後も指導を強化していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々質問です。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） ということは、町長、人事評価システム等々のことは、上富良野町独自の考え方で役職定年制や希望昇任もしくは希望降任制は、今のところお考えはあるが、よその自治体で行われました部下からの選択というのは、今のところは考えていないということによろしいですね。

それともう一つ、インターネットのメールのとこ

ろであります、やはり町長のところにすべてが上がってきていないということと、町長がすべて見える環境にないというのが問題であって、私、数年前に上富良野町の行政ホームページができる前の観光ホームページのところ、ある職員に観光の部分についての苦情なんか来ていないのですかとお尋ねしたところ、たくさん来ていますよと。来ているけれど、これは町長には見せられないのですよと。こんなばかな話があっていいのかなと。私はもちろんそのとき議員でも何でもないですけども、それはおかしいのではないかなということが、先ほど、そのフィルターのかかった意見しか町長のところに行っていないのではないかなということなのですけれども。やはり下から上がってくるという、この役場独特のシステムを、わかりますが、町民なり、住民の声というものに町長が耳を貸す姿勢にするお気持ちがあるかどうかを伺います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、冒頭一番最初に、議員にも文書でお答えさせていただいた中で、投票システムは考えていないということで、人事管理のシステムは考えていないということで御理解いただきたいと。しかし、先ほど来言っているように、人事管理のシステムづくりは、これは早急になければならないというふうに思っています。

それから、イントラネットであります、議員開かなくてもいいぞと言われたから安心したのですけれども、私はメール等々、あるいは町民ポスト等々、所管から上がってくるものを決裁しておりますが、そこで選択されているという認識は私は持っておりません。今お聞きしますとそういうようなことがあるのだぞということではありますが、今後所管には、住民から上がってきたメールあるいは町民ポストについては、どんなものであろうとも私の目に通すように、決裁を受けるように指示をいたしたいなというふうに思っております。

ただ、そういうことを確認するためには、私自身が開いて見ることをまず勉強しなければならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、12番金子益三君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。
明日の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

3月11日は、本定例会の4日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時41分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年3月10日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 清 水 茂 雄

署名議員 徳 島 稔

平成16年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

平成16年3月11日（木曜日）

議事日程（第4号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 町の一般行政について質問
- 第 3 議案第23号 かみふらの景観づくり条例
- 第 4 議案第26号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第27号 上富良野町コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第30号 上富良野町野菜価格安定基金条例を廃止する条例
- 第 7 議案第31号 上富良野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第32号 上富良野町建設機械使用条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第34号 上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

遅参議員（1名）

10番 仲島康行君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好稔君

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 18名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 昨日に引き続き、御出席まことに御苦労さまに存じます。

ただいまの出席議員は、17名であります。

これより、平成16年第1回上富良野町議会定例会、4日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

本日の一般質問は、さきに御案内の日割り表のとおりでございます。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、

3番 岩 崎 治 男 君

4番 梨 澤 節 三 君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長(中川一男君) 日程第2 昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 私は、さきに通告していました点について、町長及び教育長についての見解を問うものであります。

第1番目には、産業廃棄物処理施設の問題であります。

さきの12月の定例町議会において、私はこの点について町長に質問いたしました。

町長は、産業廃棄物処理の建設については、地域住民の側に立って対処するということを述べました。また、そのもとで地域住民からは、産業廃棄物処理施設の建設については、建設中止をしていただきたいとの地域の関係者の署名捺印を添えた申し出

が、町と業者にありました。今後、町においてはこの申し入れについてどのように対処されるのか、お伺いいたします。

今、地域住民においては、環境が損なわれるなど、なぜ上富良野町に持ってこなければならぬのか、こういう声が聞かれます。そういう意味でもこれから道においても何らかの回答をしなければならぬという状況にありますから、改めてい一度、ここにおいての町の見解について伺うものであります。

次に、介護保険税の問題について伺います。

今回、介護保険の納付金の税率が変更されるようになりました。これは国の制度にのっとったものなということであり、しかし、この根本原因というのは国の財源不足を、地方やあるいは介護の加入者に負担させる、こういうところから来ているものであります。

今、私たちの生活は年金保険料等の引き上げ、給付等の削減、数々の国民負担がふえるという状況の中で、生活そのものが大変になるという状況があります。確かに、この今回の税率改正の中で、平均7,000円引き上げということではありますが、このことをもってしても、所得能力に応じて当然所得の少ない人ほど負担率がふえるということは明らかであります。

私は国の制度だからというのではなくて、国の制度であったとしても、やはり住民の立場に立って、その軽減の対策をとるということが求められるものであります。町においては、国の制度だから補てんできないということをしきりに言われますが、私は住民の声をきっちり聞くという立場からも、いま一度町からの繰り入れなど、税率の据置きをし、軽減対策を図るべきだと考えますが、この点についての町の見解を求めます。

次に、行政の見直しについて伺います。

今、町は、行財政の見直しという形の中で、将来は60億円規模の財政構造が適当ではないかという形の中で方針を打ち出してきています。しかし、住民にしてみれば、何のことなのかさっぱりわからないというのが実態であります。この間のこの問題においても、国自体の問題と町の運営自体の問題がその財政の根幹を狂わしているわけですから、この問題をはっきりさせないで、ただ財政難だから多少の負担は町民に求めることは当然だ、町の行政改革という形の中で、職員や給与の削減、見直しを行っているからやむを得ないのではないかという方向を示しておりますが、しかし、根っこがきっちり何が原因でこのように状況になったのかということも明示されないまま、住民にとってはまさに不明確の中で

財政採算というのはいり得ないものであります。

今、住民が求めているのは、当然内部努力、当然国に対する財源の保身、地方自治体の当然行政がやっていける分だけの交付税の増額、これを行ってほしいというのは、どの自治体へ行っても住民にしても当然の声となっています。

そういう意味では、まだまだ内部での経費の節減や透明性の確保という点でも、住民の立場から言えばかけ離れているのではないかと、私自身考えています。そういう意味では財政再建というのなら、収入役制度や町長車の廃止、また、自前のできるものは自前のできる。例えば、清掃業務など外注部門の見直しなどあらゆるもの見直しを行って、具体的な対策、そして町の今後すべき方向を住民に説明すべきだと考えます。そういう意味では、今後このような点についてどのように対処されるのか、町長に見解をお伺いいたします。

次に、保育行政について伺います。

今、保育は多様な保育が求められています。例えば、就業時間が不安定という状況の中、変則的になるという状況の中で、待機児対策や特別保育、子育て支援などという充実というのは、今当然のことになってきています。また、国においても児童福祉法の改正や保育行政についてのあり方の改正が行われ、また、指導も行われているという状況があります。

この間、町においても、なぜ保育所に入所申し込みを行っても入れないのか、あるいは職場の時間帯が6時・7時過ぎるという状況の中でなぜ延長保育を実施できないのか、また、一時保育という特別保育ができないのかという声がたくさん出ております。また、寄せられています。

また、この間、町の広報にも保育所入所申し込みに当たって、なかなか回答が来ないという声も載っています。そういう意味では、私はこの保育行政のあり方というのがいま一度真剣に討議されているのかどうか、この点でも疑わざるを得ません。そういう意味では、私は一時保育や延長保育など、特別保育の充実をさらにしなければならないと考えます。

そこでお伺いしたいのは、ことしから西保育所が民間委託されるという状況の中で、午後6時30分の退所時間を延長するという形になりましたが、他の保育においては実施されないのかお伺いすると同時に、また、今後の一時保育所の保育のあり方についての町の見解について伺いいたします。

次に、障害児童対策について伺います。

今、母子通園センターを終了した児童の、障害児の保護者で構成するドレミキッズの会があります。

そこでは自己運営をして、少しでも子供たちが一般の生活ができるように、日常の生活が不安、少しでも軽減できるようにという形の中で運営して、音楽・リズムの運動を通じて子供たちの相互の成長や心の触れ合いを大切にしながら運営しているところがあります。

そういう意味は、私は障害児支援制度もあります。しかしこの制度の恩恵にも預かれない、例えば、介護保険では町独自の上乘せサービスや横出しサービスなどの制度があるにもかかわらず、こういう制度がこの人たちにはなかなか対応されていないという問題点が明らかになっています。憲法にも、だれ一人ともひとしく健康で文化的な暮らしを送ることが明文化されている。このことからしても、当然この趣旨からいっても逸脱していると言わざるを得ません。

そういう意味ではどういう対策がよいのかということをお早急に検討し、具体的な対策を講ずるべきだと思いますが、この点についても昨年質問しましたが、今後どのような対応をされるのか明確な答弁を求めます。

次に、耐震診断の実施について伺いいたします。

今、阪神大震災の教訓、あるいは十勝沖などの教訓などによって、消防力の強化と耐震性の強化というのは当然のことになりつつあります。その上に立って2002年に、消防庁においては消防拠点となる公共施設という耐震化推進委員会というところが、学校等の公共施設等の耐震改修の促進が必要だということが報告として取りまとめられました。

その上で、公立小中学校の建物の43%に耐震上何らかの問題があるということが指摘され、また、同時に、耐震診断のおくれは大きな問題だと指摘されています。町においてもこの診断における状況はどのようになっているのか、小中学校における診断はどのようになっているのか、また、老朽化している公民館の耐震診断についてどのようになって、今後どのような補強体制をされようとしているのか、これらの点についての教育長の明確な答弁を求めます。

次に、子供の権利条例の制定について伺いいたします。

子供はひとしく社会の中で、大人や地域社会の中で見守られ成長しなければなりません。しかし、このことが今、とかく社会の諸事情によって屈折した形の中で大きな子供たちに心の痛手、傷になって大きな問題として今出てきています。

今、上富良野町においても、一人一人の子供たちが本当に大切にしているのかということをお考えたときに、いま一度町の教育や遊び場、あるいは

町全体の社会環境そのものがどうなっているのかということを経点検する必要があると私は考えています。その上立って、時代を切り開いていく主賓としても子供の権利条例というのはとても大切なことであり、国際的にも子供の権利条例の制定や、また、自治体独自の制定が行われてきている背景もここにあるわけであります。

上富良野町の将来を担う子供たち、環境づくり、また、一人の人格を持った人と尊厳されるためにも、この町に参加できる環境づくりのためにも、町独自の権利条例の制定はこの間どのように検討されてきているのかお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の7点の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

まず1点目の、産業廃棄物処理施設についてであります。議員の御発言のとおり、平成15年の第4回定例会におきまして、産業廃棄物の設置計画に対する町としての基本的な姿勢として、計画周辺住民の一致した考えである内容を指示することを述べさせていただきました。このことにつきましては現在も変わるものではございません。

地域においては地域協議会を立ち上げて、反対である意思統一をされ、当該事業者はその意見が伝えられたところでありますが、その後の変化は現在のところ特にありません。

今後、町といたしましては、事業者等からの何らかの動きがあってもあくまでも地域の意思を尊重し、対応を進めていく考えであります。

次に、2点目の国民健康保険税についてであります。介護分につきましては、あくまで対象年齢40歳から65歳まで2号被保険者に限られていることや、その納付額については全国の介護保険財源の32%を対象者数によって配分されるシステムでありますことは、既に御承知いただいているものと思うわけであります。

そのため、市町村が納付すべき介護納付額の算定においては、市町村独自の算定裁量が入り込む余地はなく、加えて本町介護保険会計の動きとともに、直接連動しない制度でもあります。全国のすべての2号被保険者がひとしく負担することとなっておりますことから、町がその補てんをすることは考えておりませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、3点目の行財政の見直しについての御質問にお答えさせていただきます。

このことにつきましては、町政執行方針で申しあげておりますように、行政運営の方法や財政構造を改めることとなりますことから、議員の御提案のこ

とも含めて、行政内部の改善検討を行わなければなりません。

なお、行政経費の全体を点検する必要から、ケースによっては町民の皆様にも一定の協力をいただかなければならないものと思ひております。

改革に当たっては、今までも多様な御意見を町に寄せられておりますが、今後の具体的な検討に向けては、改めて多くの町民の皆様からも幅広く意見をいただけるようにと、町広報紙を通じて意見の募集をお願いしてまいりますので、議員にも御支援と御協力をいただきますようよろしくお願ひを申し上げたいと思ひておるところであります。

4点目の保育行政に関する御質問にお答えさせていただきますが、保育サービスの充実については、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえた提供体制を整備するとともに、多様な保育需要に応じて広く住民が利用しやすい保育サービスを行うことが必要であると認識いたしております。

延長保育や一時保育など、保育サービスの充実に関する対応につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子育て支援の行動計画として、現在作成中のエンゼルプランの中で具体的施策を盛り込んでまいりる考えであります。

なお、エンゼルプランのニーズ調査の結果、延長保育への意向があることから、指定管理者の運営による西保育所で現在の閉所時間をさらに延長する保育を本年度試行的に実施して、他の二つの民間保育所についても、その成果を見きわめながら受け入れ態勢がとれるか否かの検討をしてまいりたいと思ひておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、7点目の母子通園センターを終了した障害児童への日常生活支援の御質問につきましては、さきの議会でもお答えしておりますが、保護者の有志のグループにより障害のあるお子様のために自主的に学習交流を開催されていることは、療育の視点では大いに意義があり高く評価しているところであります。

この活動を継続していく上で、議員御質問の日常生活支援について、障害者支援制度における居宅生活支援事業としての位置づけが可能なかどうか、保護者のグループの考え方も十分にお聞きしながら、町としてもできる限りの支援策を検証してまいりたいと思ひておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 9番米沢議員の、5番目の耐震診断の実施についての御質問にお答えいたします。

耐震診断につきましては、文部科学省より各市町

村の学校設置者に対し、昭和56年以前の耐震基準以前の設計で建築された古い学校建物に関して耐震診断や耐力度調査を行い、耐震性能の把握に努めるよう通知が来ているところでございます。

本町では、昭和56年以前の古い学校建物といたしましては、上富良野小学校校舎の一部、上富良野西小学校の体育館、東中小学校校舎、上富良野中学校校舎及び東中学校校舎が該当いたします。

この調査は、学校設置管理者の努力規程ということであり、本町においては現在のところ該当校舎、体育館の耐震診断を実施していないのが現状であります。学校施設は多くの児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、安全性豊かな環境を確保することが重要と考えており、また、地域住民の方々の応急避難所としても大きな役割を果たしていることから、今後早期に耐震診断を進め、学校施設の安全対策に万全を期すよう十分検討してまいりたいと考えております。

次に、公民館の耐震診断と今後の対応であります。公民館は昭和46年に建設され、以来34年が経過し、施設の老朽化も著しく、公共建築物としてその耐久性や耐震性など種々の問題を抱えながら施設の運用を図っているところでございます。

公民館は生涯学習の拠点施設として活用し、不特定多数の人が出入りする施設でもありますので、施設の安全性を調査の上、平成10年度に公民館構造診断を実施したところであります。この診断調査結果では、施設の構造耐力と耐震性能は現在の建築基準法に比べると十分な構造や耐震強度が保有されていないため、建物を再生利用する場合には、構造や耐震強度の補強が必要であるとの調査結果を得ているところでございます。

現在の公民館と図書館の新設整備は町の懸案事業として種々検討を重ねてまいりましたが、町の財政事情から早期の実現は困難でありますので、当面町民の利便性と施設の安全性や現在の図書室整備の機会もありますので、平成17年度に公民館施設の大規模改修工事を実施するよう計画しております。

工事の施工に当たりましては、施設の構造耐力や耐震補強の問題も含め、危険解消と安全対策に最善の対応を図るよう考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、6点目の子供の権利条例の制定についての御質問にお答えいたします。

議員より、昨年3月に同じ質問を受け、子供の権利条例の制定につきましては子供たちの権利を尊重し、また、理解を深め、その権利を保障できる地域づくりをねらいとし、さらに子供たちが社会に参画していただく機会の促進を図ることからも、条例を

制定し成果を上げることも大切であり、十分検討し対応を図ってまいりたいとお答えしたところでございます。

この間、教育委員会や校長会等で子供の権利条例の制定についてだけではなくて、町の教育環境づくりや教育力の向上も含め種々協議を重ねているところであります。

未来を担う子供たちが、これからの時代に向かって心身ともに健やかに心豊かに生きていくためには、地域の子供は地域全体で育てるとの基本理念のもとに、これからも意を用いて育成することが大切であると思っております。子供権利条例の制定につきましては、町の条例制定することにより子供たちの教育や権利、理解のみならず健全育成の関心が高まり、また、社会への参画機会の促進など成果を上げる要素も大きいと思っておりますので、引き続き関係者の意見や議論を高め、条例制定に向け努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 町長にお伺いいたします。

産業廃棄物処理施設の問題であります。地域住民の側に立って、あくまでも意思を尊重するというところでありますが、ここで明確にさせていただきたいのは、業者の方が建設するということがたとえ出てきても、あくまでも反対の意思表示をするということを確認してよいのか、また同時に、道においてもその旨の意見を反映するという点を確認してよいのか、この点を明確にさせていただきたいというふうに考えております。

次に、国民健康保険税の介護納付金の問題であります。条例というのは自治体でつくられるわけですから、当然その自治体の条例が優先するということもあるでしょう。そういう意味では今回の国民健康保険税の介護納付金においては、大きな問題点が当初からあると言われてました。当然総納付額の3割を、かかった費用の納付するというものですから、これから高齢化社会という形の中でお年寄りがふえてくれば、当然総費用が膨らむことはわかってたことなのですが、このことを国はみずからのことをきっちり財政措置をしないで、地方に押しつけたことによってこれから毎年この制度が税率が引き上げられると、これが地方自治体でも大きな問題になっていきます。

それだけ勝手なことをやっているのですから、そして、自治体にこれだけの負担を負わそうとしているのですから、やっぱり町自体でもその防御策として住民の側に立った何らかの具体的なやはり保身策

というか、一般会計からの繰り入れ等の対策というのは必要だと私は考えておりますが、この点についてもう一度明確な答弁を求めます。

次に、財政の見直しについてお伺いいたします。

将来的には、財政の見直しは当然必要なことだということを言われています。今回収入役制度や町長車の廃止、あるいは清掃業務等の委託経費の自前でできるものは自前でできるという形の旨を私は訴えています。何も収入役が憎くてこういうことを言っているのではありませんので、誤解を受けないように大変失礼かと思いますが申し上げておきたいと思えます。

私、こういうだけ住民の生活が大変になっているときに、やっぱり町みずからもいろいろな努力もされてきています。この点については一定の評価も私自身しております。しかし、住民の側に立てばまだまだ不透明な部分があるということで、ここでもう一度明確な答弁をお伺いしたいのは、将来的には公用車の廃止、そして、収入役制度の廃止、また、これらについて清掃業務等の委託業務等の見直しについては、行うということで確認してよろしいのか、なかなかこの表現では私読み取ることがなかなか難しい表現になっておりますので、明確にしていきたいというふうに思っています。

次に、保育行政の問題であります。

閣議決定等においても、一時保育や、あるいは延長保育、これらについては特段の配慮をすべきだという形で、地方自治体においての速やかに履行することを求められて、今各地で進められています。

そういう意味で、先ほども紹介いたしました、広報にも載っていたように入所申し込みをしたが、その後改善されたかもしれませんが、なかなかきちっとした対応はできないと、職も求めることはできないと。他の市町村に預けて仕事に行っているという声も聞いてます、実際。そういう意味では、町づくりという点でも大きなマイナス点であるというふうに考えています。国がそのことを速やかにやれと言っているのに、この間、町はなかなかエンゼルプランのこの対応を待ってからという形の中で進めてきました。

しかし、今回、西保育所においては試行的に実施するという形の方向を打ち出しましたが、どうも私は言っていることとやっていることのやっぱりずれがあるのではないかと。やることはいいのだけれども、それでは他の中央保育所はどうするのかという問題なのです。西保育所というのは、それぞれの地域に住んでいる人たちの生活実態が違います。中央保育所においてもそれぞれの生活実態が違うのです。わかばにおいてもそれぞれの生活環境や実態が

違うのです。それを試行的に西保育所だけで実施したとしても、それが平均的な問題として出てくるのかどうかという問題です。

西保育所でやった場合は地域限定品になって、そのことしかわからないでしょう、恐らく。本来やるのだったら一斉にやるということをなぜやらないのかと。そして、一方では、エンゼルプランを待ってから、この間の答弁では実施したいということを書いておきながら、今回、西保育所でやるというのだから、この間の議事録を見てもそういう答弁になっているわけです。どうも言うことと実際にやろうとするものの矛盾がある、ここにやはり一貫した保育行政のあり方についての指針というものが、体系的なものがつくられてきてないという大きな問題が浮かび上がっているのです。もしも、西保育所でこれ試行的にやるというのだったら、どういう目安で何を一つの物差しとして、これ将来的にどういう基準でやろうとしているのか、お伺いいたします。

私、勧めることは嫌なのですが、民間委託になったから特別な配慮をするのではないかということも、これはそういうことも思われるのです、こういう町の人たちにしたら。行政にしたら試行的にやるということで、その枠で考えるからそれ了解ということになるのでしょうかけれども、住んでいる人たちにしたら、町づくりというのは一つのものなのです。そこもう一度考えていただきたいのと、一時保育についても、やはり母子家庭の方についても、なかなか仕事を求めたけれども保育所に入所は認められなかったという声もあります、そういう意味ではいま一度、私は町の態度というのをきっちり示して速やかに、国が勧告して履行するように進めているわけですから、このことをきっちり肝に銘じて、速やかに履行すべきだと思いますが、この点についてもう一度どのようにされるのか、見解についてお伺いしておきたいというふうに考えています。

次に、母子通園センター、障害児対策の問題について伺いいたします。

今、この点について言えば、昨年質問して、また同じ答弁なのです。十分保護者のグループの意見を聞いてから対処するということの答弁です。これも前回と同じで今回も同じなのです。私の言いたいことというのは、本当に文化的な生活を送るという形の中で、だれしもひとしくやっぱり生活、健康者であってもこういう障害を持った方であっても、当然の権利として義務としてあるわけです。そのことをやはり町も忘れてはならないというふうに思います。

この間、介護保険制度においても、上乘せや横出しサービスという形の中でこの介護保険制度の対象

から漏れた方、あるいは外れた方を少しでもやはり快適な生活環境の中で暮らしてもらいたいという形の中でそういう制度があります。

実際現場へ行ってどういう状況なのかということも話を聞いて見てきました。非常にやはり専門的な知識と要素が必要な事業だということも、行ってまたわかりました。

そこで保護者の方が言っているのは、この支援費の制度によらなくても、私たちがこの子供たちを将来大人になったときにどんな、やはり社会の中で生活できるのかということを考えてときに、本当に思い余るものがあるのだということなのです。そういう中で、私たちはみずから町の支援も欲しいが、それだけではだめだから、みずから自立して率先してこういうことをやって、この子供たちの将来につなげたいと、その思いが1点なのだという話を聞いたときに、私は本当に胸が熱くなる思いがしました。

何を求めているのかという話を聞いたときに、やはり指導者の方来ておりますから、そこに対する指導者のお礼だとか、あるいは子供たちが次の段階、次の段階へ進む段階において、新しいこのリズムに必要な器具だとか材料だとか、遊び道具だとか、そういうものを具体的に支援してもらいたいのだという話なのです。

ですから、この3カ月間の中でも、直に行って話を聞けばわかるということ、見えることたくさんあるのです。そういうことを、ただお互いにその保護者の意見を十分を聞くというのではなくて、出向いて行って聞くという、そういうところまでやっぱりしていただきたいと思うのです。保護者の方はなかなかそういったところは言えないのです。負い目もあります。そういうところを察してやっていくというのが本来の行政のあり方だと思いますので、この点を速やかに実施されるようお伺いいたします。見解を求めます。

次に、耐震性の問題について伺いいたします。

今、全国的にもこの耐震構造という問題で老朽化した公共施設と小中学校を含めた公共施設です。小中学校の7割がこの現状では1981年以前に建てられた建物で、うち耐震性が確保されているのはわずか18.2%、体育館に至っては12.6%という現状にとどまっているということが明らかに、我が党の国会議員団の調査でも明らかになっています。

何が問題なのかということなのですが、ここで。この問題というのは何が進まないのかという問題は、国が耐震性を診断しなさいよということを行っているのですが、教育長も答弁したように自治体任せなのです。財政がないからできないという、こういう

状況の中で診断できないからどのように改修するのかわからないという問題なのですが、しかし、行政はそういうことは言っておられません。

上富良野においても、小中校における耐震性の強度というのは速やかに実施されなければなりませんし、実施するというでありますから、もしも実施するというのであれば、その計画をいつから、どう実施されるのか、お伺いいたします。

次に、公民館のこの耐力度の調査の問題についてもお伺いいたします。

この評価も既に終わっております。この評価の中では、床のずれや鉄骨の骨組みのずれ等が指摘されています。そういう意味では耐震性に耐えるものでないから速やかにこれを補強し、何らかの耐震性を補強し実施しなさいということが言われておりますが、この点どうなっているのか。その経年劣化と物理劣化、社会的劣化のこの三つを例を挙げてそれぞれを具体的に示しております。

この公民館というのは答弁にもありましたが、避難施設であったりとか、住民の日常的に使う大切な場所であります。そういう意味では、お金がないというだけで後に起こるような問題ではありません。この間いろいろとこういう文化的なものということで図書館の建設というのが要望されましたが、どんどんどんどん後ずさりされて、なかなか実施されなかったのです。パークゴルフ場ができてみたりだとか、いろいろなことがありました。それよりも先にこういったところのやっぱり優先順位で言えば、当然こういった劣化しているところに住民を施設利用させておいて何事かという問題なのです、一言で言えば。

そういう意味では、いつからその補強の問題についても対処されるのか、明年度からという話にはなっているのですが、本当にこの耐震性の補強も含めた具体的な対策をやられるのか、この点についての明確な答弁を求めておきたいというふうに思います。

あと子供の権利条例については、これはすぐできるというものではないかと思えます。確かに教育長述べられているように、この上富良野町の教育現場のあり方、また、遊び場等の改善の仕方等あります。そういう意味では、十分検討していただいて、その上でもう大体目安があれば、その目安も聞かせていただきたいというふうに答弁を求めます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の産業廃棄物処理施設の件でありますけれども、これについて、北海道に対し許認可権

者に対しまして自治体が意見書を述べるという中にありましては、この中では賛成だ反対だという意見を述べる資格はございません。

ただ、地域維持の状況だとかそういったことを述べるだけで、言うならば、自治体の意思というものはそれほど重視されているようなと、私個人では考えるわけですが、私的には考えるわけですが、自治体の意見を過大視して許認可に対して対応していただけるようなものではないような気がいたしておるところでありますけれども、そういうようなことで、反対賛成の意見を述べるものではないということで、御理解をいただきたいと思いません。

ただ、何度も申し上げておりますように、地域住民が反対しているものに対しまして私が賛成ということは全く考えられないと。やはり何度も申し上げておりますように、地域住民の意向に対して私自身も地域にそういうような施設ができることについては大反対であります。もっとももっといい施設であれば誘致もしたいですけれども、この種のものにつきましては、私は上富良野がごみ捨て場になることにつきましては全く反対でありますので、御理解を賜りたいと。御心配をいただかなくても私自身の意思は変わらないということで、御理解いただきたいと思いません。

それから、2点目の介護納付分の税率の件でありますけれども、これは何度も申し上げておりますように、また、議員からも御意見の中にもありましたように、国の施策の中でスタートしてまだ日が浅いということで、私自身にしても理解のでき得ない部分もありますし、国自体も3年ごとに見直していくというような、いろいろな政策を講じながら定着に向かって努力をしているところではありますが、これにつきましては、私といたしましては、これはもう我が町の住民、40歳以上の者全員が負担しなければならないわけでありまして、たまたま国保に加入している住民にのみ町税をもって助成するということになりまして、いや、他の住民はそれぞれの保険の中で負担をしておるわけでありまして、4分の1ぐらいですか、概略で町民の4分の1近くの国保の住民にだけ支援をするということは、私は平等でないというふうにも思っておるところでありまして、そういった観点も含めながら、この制度に対する一般会計からの繰り出しについては考えられないということで、ひとつ御理解を賜りたいと思いません。

次の行財政の改革については、何度も申し上げておりますように、今までの改革の経過を踏まえた中で、今後、なぜこの行政改革が必要なのかということも十分住民の皆さん方に理解をしていただき

ながら、そのためにどのような改革を必要とするのかということをも含めて、多く住民の皆さん方の意見を聞きつつ、今まで対応いたしてきたように改革懇話会というのか、また、名称は別としても、住民の代表の方々の意見を聞きながらこの対応を進めていきたいというふうに思っているところでありまして、議員御発言にありますように、また、それ以外の各分野についても、すべてにおいて聖域なき構造改革に向かってこれから担当部署を新たにつくって行政改革推進事務局をつくって、その中でこれから対処していきたいというふうに思っております。

ですから、この分野、あの分野ということだけでなく、収入役制度の問題も、町長車の問題、公用車の問題、これらについてもすべて含まれた中で改革に向かって努めていきたいというふうに思っております。

余談でありますけれども、収入役制度については自治法の改正というような部分も、今、国では審議されているようでありますので、これらの部分も含めながら十二分に我が町の状況に合った、自治体の規模に合った財政構造にするための改革を進めていきたいというふうに思っておりますので、ひとつ議員も御理解を賜って御支援をいただきたいというふうに思っております。

次に、保育所の件でありますけれども、基準等の細部のことにつきましては、所管課長の方からお答えさせていただきますが、基本的には今回、なぜ西保育所にその延長保育等々の対応をするのかということではありますが、これらの対応をするためには人員配置だとかいろいろな対応を整備をして進めていかなければならないわけでありまして、今回、議会の御承認をいただきまして、指定管理者制度の中で運営していくという形で4月1日からスタートと。そのスタートの段階でこれを対応できるということで、スタートの段階からこの延長保育等々も含めた人員の配置だとか対応を計画を進めていただいて実施することに相なっているわけでありまして、これからは保育の多様なニーズにこたえていける体制整備をしながら、議員の御質問にありましたような種々のニーズにこたえていける保育行政の推進を図っていきたい。そのためには、今後、中央保育所にしろわかばにしろ、これらの部分を含めながら、人員の配置だとかいろいろな整備を重ねながら、今後の対応を進めていく、そのための大きな基本となるものは、あくまでもエンゼルプランを中心とした中で推進をしていきたいというふうに思っておりますし、これらの子育ての各分野につきましては、今までとは別に専門職で子育て支援班を設置してこの中でこれからの我が町の子育てをどう

するかと、全般的な対応を含めた中でこの子育て支援班という組織をつくって、新たな認識のもとで新たな責務をもって対処していきたいというふうに思っておりますので御理解をいただきたいと思いません。

最後に、母子通園センターのこの件であります。議員もいろいろとお気遣いをいただいております。ことにつきましては、私どもこのグループの方々、私もよく知っているお母さん方です。私も何度も直接このグループの方々とお話をしていただき、このお母さん方の子供を育てる障害児という子供を育てるあの意気込みというのは、議員と同じように私も本当に素晴らしいなというふうに思っております。

それで、どういうことが行政ができるのかということにつきましては、私は、お母さん方は我々は自主的に個々の考え方で進めていって、行政が関与して口出しを余りされたくないよというような気持ちが議員の意見にもありましたように、そういう気持ちというのは非常に大きいと、そこは私は大切にしなければなりません。しかし、だからと言って、行政は知らないよということにはなりません。議員の御意見にもありますように、行政が何ができるのかということを十分認識しながら、このグループ、お母さん方の気持ちを育ててやれるように努めていかなければいけないなというふうに思っておりますので、議員と同じような気持ちでこのグループの方々に対してこの事業に対して努力をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 9番米沢議員の3点の再質問にお答えいたしますけれども、1点の耐震問題、議員も説明の中に私たちに御指摘いただいたように、全体的には学校から言えば20%しか耐震構造に合致していないと。私たちが教育長会議やなんかの中で、国はやれやれということで努力規程をどんだん下の方に押しつけるけれども、その裏側の意見がどうなるのだということを私たちが国や私たちの組織を挙げて国に対してそういう制度を早くつくってほしいということで、一生懸命今努力しているところでありますし、また、公共施設も私たち公民館をたくさん避難所やなんか指定していながら、調査すれば結果的には客観的に私たち素人が見ても、今の建築基準法の耐震法建築基準法には合致しないものと思っております。

いずれにいたしましても、子供の問題だけでなく命の大切さということからいけば、放置できない重要な課題だと思いますけれども、調査はしたけれ

ども、結果は出たけれども、できないということになったときに、その対策をどうするかということで、私たち現場の管理責任者としては非常に大きな悩みを抱えておりますけれども、今、御指摘あったことを、また、そういうあらゆる機会を通じて国の方に対して要望するように働きかけるよう努力してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、公民館の耐力度調査の補強の問題、大規模改修する時点の耐震度の問題、それから耐力度の問題、これ今の施設を今の法律に合致する施設改修というのは到底不可能であります。ただ、今の現実の建物の中で、最大限安全確保をできる範疇の中で最大限で努力をしましょうということによって、これをやったからすべて今の法律をクリアするというにはならないと思っておりますので、そういうことを解消するためには生涯学習の拠点施設として、早くそういうものが実現できるようなことの財政の努力、また、国、道の補助金の制度のあるうちの検討課題ということで、また引き続き検討していかなければならないのかなということをお認めされておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、子供の権利条例ですけれども、これ議員から御提案ありますように、子供たちが生きる権利、参加する権利、育つ権利、守られる権利、こういうことからいくと、早く子供たちを主人公にし、主体性を持ってという部分で努力しなければならないと思っておりますけれども、私たちも、いくらいい条例ができたって、規則ができたって、細則ができたって、また、マニュアルができたって、実践力がなければただ絵にかいたばかりになってしまいますので、そういう面では、家庭だとか、学校だとか、それから子供たちが集まって子供たちが持つ意見だとか、そういうものを共有するようなことの努力をしていかなければならないということの認識に立っておりますので、この条例があることによって子供たちがなお地域に参画できる、権利を守られるという部分については大切な要因だと思っておりますので、引き続き努力させていただきたいということで、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この一時保育とか延長保育についての必要性という部分については、国の次世代育成支援対策法の中で全国の市町村に対して構造計画を立てるような形になってございますが、その中で、議員が御質問の保育のニーズの保育サービ

スの充実という面での部分で、保護者が両親とも共稼ぎとか、あるいは家庭の仕事の関係で保育に欠ける家庭については努めてそういうような保育所の充実という面での次世代育成の中でもうたわれてございまして、今、現在、先ほど町長がお答えした中で、エンゼルプランを策定を進めてございまして、16年度中にこの昨年行いましたニーズ調査を分析の上、十分この延長保育等も、それからいろいろな特別保育というのがございまして、これらについてのニーズ量といいますが、保育サービスを提供する量を十分見きわめて、北海道ともこれ協議しなければならないような形になってございまして、そういうようなことを踏まえまして具体的な計画を盛り込んでまいりたいというふうに考えてございまして。

議長（中川一男君） 再々質問、

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） まず、保育行政の問題についてお伺いいたしますが、確かに道の協議も当然必要だというふうに思います、うたわれています。ここで伺いたいのは、先ほども言いましたが、なぜ西保育所だけが行うのかとという点では、どういう評価で今後見通しを立てられるのかとということ、その見通しを立てて今後の他の二つの保育所においても対応を図るといことなのですが、そこら辺がよくわからないのですよね、私はね。どういう評価・基準のもとで次の段階に進むのかということが明確にされてないのです。ただ要望があるからという形だけなのか、それだったらアンケートにもあったように他の保育所にもありましたし、そういう意味では人手が整ったからこちらはやるということであって、なぜそれでは町の保育所において人手が整えられないのかと。それは民間がやるから整えられたのかとということだから、それで切り捨てるのか。そこにこの制度のやっぱり取り違いとつかやっぱり実施の仕方の問題点が私はあると思うのです。

その問題点というのは、今、担当の課長が言われた問題点というのは、早くから指摘されていた問題ですよね。今始まった問題でないわけですよ。そのことが前々から言われているのにその対応の遅さとそのまずさ、その計画を持ってなかったというところに問題点がある。エンゼルプランをつくられてないその自治体でも、これは独自で進めている自治体もたくさんあるわけですよ。そういうことを考えたときに、やはりそのことを言うてもらちが明きませんから、来年度からそれではどうするのかと、すぐそういう要望があれば実施するという用意があるのかどうなのか、この点をまず伺いたいというふうに思っています。入れないお母さん方にしたら職を求

めて、やっぱり子供さん抱えてどうしたらいいのかという実際声がたくさんあるわけですから、そういう思いに心を寄せながら、こういう行政の運営というのはやらなければならないし、この見通しをきっちり立てる必要があるというふうに思いますが、いま一度その延長保育や一時保育のあり方についてどうされるのか、きっちりと明確な答弁をしていただきたいというふうに考えています。

次に、障害児対策の問題では、町長言われるように、町長も話聞いたということでもありますから、その話を聞いたことをもしも伝わっているのだろうと思いますが、担当の課長さんにこうだよと言ってやれば、担当の課長さんも心動かされて速やかにやったのではないかなというふうに、私今話聞いていて思うのです。そういう意思の伝達というのがされてきたのだとは思いますが、やっぱりそういうところが今一番保護者の方にしたら求められるところなのです。

この担当、指導者の方にしても今1人でやっているわけですから、大変なのですよね、体の調子が悪い、子供さんが病気になるということもありますから、そのときの代替の人をどうするのかという悩みなのです。そういうことがあるとするならば、今、上富良野町で子育て支援という形でこういう方がもう1人いるはずですよ。そういう人と今こちらにやっぱり採用している指導者をこのグループの中に入れて、やっぱり交互の指導体制をとれるような対策というのも必要ではないかというふうに私は見て思ったわけです。

この指導者の方は、北海道認証の指導の資格を持っています。もう一方の方については、そこまで持っているかどうかわかりませんが、こういう質の高い指導されているわけですから、こういう点についてもう一度きちとした全体的なその子育て支援のあり方、そこに配置する指導者のあり方、それを網羅する方々でこういった子供たちの支援対策も強化できるのではないかとこのように思っていますので、この点についてもう一度確認しておきたいというふうに思います。

子供の権利条例については、教育長おっしゃるように、条例ができたからといって済むわけではありません。やっぱり根本的な環境づくりがどうなっているのかという、また、教育現場やそれぞれの社会教育の指導がどうなっているのかということもありますので、その点について今後十分配慮していただきたいというふうに思っています。

次に、耐震性の問題では、学校については今後十分対処するということではありますが、要望していくことだということではありますが、具体的にいつから

その耐震性の診断をするのかということの答えが得られてませんので、もしもわかれば、わからなかったらわからないということで答弁していただきたいと思います。

次、公民館の問題ですが、これは待ったなしの今状況だというふうに思います。確かに上から公民館図書室をおろせば、その部分対処できるのかもしれませんが、しかし、ここに所見の中にも書かれていますように、鉄の腐敗だとか、やっぱりゆがみだとか、やっぱりこういうようなことを考えたら十分耐えられるような状況ではないということですから、この点についても来年度それだけではなくて、きちっとしたもしも将来的にこれがすぐどうなるこうなるという話ではないとすれば、耐震性の補強対策というのがあってしかるべきだと思いますので、この点についてお伺いいたします。

あとは、国民健康保険税、行財政の見直しについてであります。確かに国の制度で不平等だからということはありません。しかし、今は国の制度の中でどれだけ不平等の制度があるかということになったときに、やっぱり私はその不平等の制度が国民の暮らしや住民の生活を脅かしているわけですから、せめて税率のやっぱり据え置きを町の条例でできるわけですから、やるべきだと思いますが、この点明確に答弁願いたいと思います。

あと、行財政の見直しは、公用車の廃止も収入役制度も、その他の制度についても当然やるということで、よろしいか、再度答弁求めたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） まず、介護の部分の税率の問題であります。さきに何度もお答えさせていただいておりますように、私としては一般財源の繰り出しを考えていないということで御理解をいただきたい。その理由につきましては、先ほど来お答えさせていただいたようなことであるということで、御理解をいただきたいと思います。

それから、行財政改革の中では、何度も申し上げておりますように、これから行政改革推進事務局を中心とした中で、住民の皆さん方の声を聞きながら抜本的な改革を進めていくということが基本でございます。

議員の皆さん方のお手元にも、16年度以降における行財政改革の基本的な考え方という資料を配付させていただいておりますので、目を通していただいているものと思うわけであります。こういった観点の中で住民の声を聞きながら聖域なき改革をしていくということでありますので、公用車の問題、収入役の問題、それから清掃の問題、委託の問題、これらも全部含めた中で改革に努めていきたいとい

うふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、保育所問題でありますけれども、次年度から云々ということではありますが、町といたしましては、まず西保育所に対応を即、今回のスタートの中で実施できるということでもありますので、延長保育を希望する方々は西保育所の方にひとつ通園していただきたい。今、学区生をひいているわけありませんので、小学校だとか中学校のように学区生をひいているわけではなくて、それぞれの希望に沿って、西保育所、わかば愛育園、中央保育所に対応しております。ただ、オーバーする場合の最終的な人員の調整というのは、父母と調整をさせていただいておりますけれども、基本的にそういうような関係をもってひとつ利用をいただきたい。

それはその状況の中で、先ほど来お答えさせていただいておりますように、今後その状況を見きわめながら整備体制を整え得る状況であれば、中央にしるわかばにしる、その延長保育等々の父母のニーズにこたえた保育所行政の推進に向かって努めていきたいというふうに思っております。

それから、最後の件であります。私も議員と同じ考え方を持っているよと、そのグループの皆さん方の声も聞きました。ただ、行政として今一番難しいのは、そういったグループがたくさんあるということです。一つにまとまった形ではないということから、その一つのグループだけをどう対応するか。残された他のグループについてはどうするかというその部分を十分配慮しながら、行政の公平性、平等性をどう対処していくかということも含めて検討しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思

議長（中川一男君） 教育、答弁。

教育長（高橋英勝君） 9番米沢議員の再々質問の3点ですけれども、私が2回お答えしたとおりなのですけれども、1点は、子供の権利条例、議論を高めて議員も理解していただいているように、地域ぐるみでやっぱり子供を育てる、そういうことの意味を持ってそれぞれの立場でこの条例を制定して、なおかつ実践に結びつくということの努力をさせていただきます。御理解をいただきたいと思

それから、公民館の方も大丈夫かということですが、これは再質問でもお答えいたしましたけれども、今の建築基準法、耐震法からいくと大丈夫だということの明確なお答えはできませんけれども、今ある施設の中で、今危険を解消できる最善の努力をして、当面新しい生涯学習の建設の数ということで、大規模改修に当たってはそのことを十分留

意して、さらなる努力して危険解消、安全解消に努めていくということで、御理解をいただきたいと思いをします。

それから、学校の耐震性の問題については、これは文部科学省の方では、客観的要素でもいいから調査をしなさいと。その調査費については全部中の構造の劣化の、例えば鉄筋の腐食やなんか全部やるのでなくて、緊急、危ないと思うところの調査だけでもやりなさいと。1戸当たり大体30万円ぐらいでできるそうですので、できれば私たちも緊急にやらないとならないところと、財政的な裏づけの中で計画的にやる部分というのを見きわめないとならないと思っておりますので、今5校ありますので、子供たちのために命ということからいけば、来年からでも1校ずつでも早期に実施してその把握をきちんとするということの努力をしたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思いをします。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今の町長の答弁で納得できないところがありますので、再々々質問を要求いたします。

議長（中川一男君） 米沢議員、町長の答弁で納得はできないと思いをします。もうこれ以上出ないと思いをしますので、あきらめていただきたいと思いをします。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

議長（中川一男君） 休憩を解きます。

以上をもちまして、9番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 私は、さきに通告してあります2点4項目について質問させていただきます。

初めに、行財政運営方針について伺いますが、20世紀と21世紀にまたぐ国家的大事業として、地方分権、三位一体改革案が進行、地方自治体は合併の激震の中、厳しい財政難から大幅な予算の削減及び医療の縮小を強いられ、先行き不透明な現状にあります。この難局に当たって最も大切なことは、住民が主体的に行政に参加し、行政と一体となりみずから考え、みずからの責任で社会をつくる自己決定・自己責任が地方自治の原則であり、住民一人一人が原点に戻るべきであると考えます。

さて、当町においても非常に厳しい限られた財源の中で、平成16年度予算案が明示され、総額予算で前年度対比19億1,554万1,000円、12.6%減の132億5,527万5,000円、ほ

とんどの部分で事業の縮小削減が図られたが、将来に向かっての行財政運営方針について、2項目質問いたします。

初めに、財政指標について伺いますが、当町の財政指標はどの部分も健全化にほど遠く、公債費の償還に充てる割合を示す公債費負担比率は14年度18.4%、公債費比率は16.7%、町債の許可制限に係る指数である起債制限比率は11.2%、財政の弾力性をあらわす経常収支比率は83.1%、財政力指数は0.253%、現在非常に厳しい現状にあります。年度別推計数値では平成18年度には全ての部分で危険数値となり、財政再建団体となることは必至と思われる。町長は住民にも痛みを負ってもらわなければならないと言われたが、それには理事者みずからも身を律し範を示さなければ、住民は納得できません。この厳しい難関を乗り越えるのに、町長はどのような施策をもって対応する考えなのか、所信を伺いたしたいと思います。

次に、組織機構改革について伺いますが、町長は実施計画の中で、時代の要請と住民ニーズに対応していく体制整備、また、将来的な小さな役場づくりの基礎を確立していくと示されたが、将来的な機構縮小規模目標、住民サービスのあり方、経済効果等々を詳細に説明していただきたいと思いをします。

以上の観点を踏まえた上で、将来に向かって自立で生き残るための組織機構改革を詳細に示していただきたいと思いをします。

2点目に、子育て支援対策について伺いますが、現在、戦後の社会環境の変化に伴い核家族化が進み人々の物に対する価値観が変わり、その結果、異常な速さで少子化が進展しており、ひいては人口に対する高齢化率が急上昇し社会環境のアンバランスが生じ、また、少子化による過保護から物を大切にする心や人を思いやる気持ち、命の大切さを思う心に欠け、親は子を、子は親を、他の人を、虐待またはあやめる凶悪事件が日常茶飯事のように発生するという。幼児・児童・青少年たちを取り囲む環境は憂うべき事態となっております。ゆゆしき一大事であります。国も道も事態の緊急性を認識し、少子化対策及び子育て支援対策に大幅予算を組み込み、改善対策に本腰を入れて取り組んでおります。

当町も所管におきまして、さまざまな支援施策を講じており、現在エンゼルプランを作成中ですが、将来の町づくりを視野に入れた実質的な施策を希望いたします。以上の観点から、3項目質問いたします。

初めに、子づくり支援対策について伺いますが、1人の女性が生涯に産む子供の数の平均、合計特殊出生率というのだそうですが、全国で1.32人、

北海道は1.22人当町の出生児数は昭和40年には377人、平成2年には180人、平成15年は150人と減少しております。こうした観点から、2人3人とお子さんを産む方には奨励策を講じ対応すべきであると考えますが、少子化についての重要性についてどのような施策で対応するのか所信を伺いたい。

次に、子育て支援対策について伺いますが、少子化対策の一環としての子育て支援は最も重要な部分であります。

就学時までの医療費の無料化、学童保育の充実、学資助成の拡充、児童手当の見直し、児童館などの施設の充実、既存施設の有効利用などなど、思い切った施策が必要であると考えます。そのことが、ひいては安心して子を産み育てられる環境となり、最も有効な少子化対策であり、町の将来を考えた場合に最優先課題として行政が取り組まなければ、町の将来はないと言っても過言でないと考えますが、新エンゼルプランの中で、どのように位置づけ対応する考えか、町長の所信を詳細に伺いたいと思います。

最後に、児童・青少年の健全育成施設について伺いますが、近年、青少年犯罪及び青少年児童を巻き込んだ事件が増加しており、凶悪化の傾向にあります。本町におきましても、平成14年度に犯罪少年2名、不良行為少年10名、うち女子が7名、15年度は犯罪少年6名、うち女子が2名、不良行為少年21名、うち女子は10名、これは富良野警察署調べであります。富良野警察署管内で激増しているのは当町だけあります。他の市町村に至っては減少しているのが現状であります。異常増加であり、マスコミ等で連日報道されているような凶悪事件が発生するかもしれない要素が秘められている可能性がないとは言われない現状を、私たちは認識しなければなりません。

次世代を担う児童・青少年が健やかに育つことは私たちの願いであり、育ちゆく環境改善を図ることは、行政・家庭・学校・社会・すべての人々の責務であります。育成団体などへの助成は欠くことのできない行政の務めであると考えますが、町長は基盤となる行政を預かる者としていかなる施策をもって対応していく考えか、所信を詳細に伺いたいと思います。

以上であります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の2分野6点の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、最初の行財政運営方針についての2点の御質問にお答えさせていただきますが、財政指標につ

きましては、議員の御質問にあるように、多くの自治体は過去に経験のない大変厳しい事態を迎えているところであります。

我が町の平成16年度の予算においては、国の地方交付税の大幅な削減方針により、財政的に大きな打撃を受けたところであります。この事態が平成17年度以降も続き、さらに削減額がどの程度になっていくのかなど、先の見通しの立たない状況にあることから、各種財政指標においても悪化の傾向で推移していくことは、改めて言うまでもないところであります。

このような中で、どのように対応するかとの御質問であります。先日の町行政執行方針の中で基本的な考え方を申し上げておりますように、町民とともに財政構造の改革に向けて行政全般にわたった抜本的な点検見直しを図る作業に着手してまいります。改めて御理解と御協力をお願いする次第であります。

次に、2点目の組織機構改革等についての御質問であります。この件についても執行方針で申し上げておりますように、現行体制を再編統合し、12課26班に改める中で、当面の最重要課題であります財政の危機的状況から早期に脱却し、将来的に向けて効率的な行政運営を安定的に行える道筋をつけることのほか、子育て支援を効率的・総合的に調整を図り、具体的な対応を進められる状況を努めてまいります。

なお、自立で生き残るための組織機構改革を詳細に示せとの御質問であります。今の置かれている環境の中では、私も将来のことを断定的に語ることはできませんが、基本的にはこれからも基礎自治体としての地域づくりを進めていくことができるような組織機構を初め、行政運営の手法などについても、必要に応じて改善・改革をしていかなければならないと考えているところであります。

2点目の子育て支援対策に関する3点の御質問にお答えさせていただきますが、1点目の子づくりに対する奨励策については、一市町村段階での取り組みだけではこの少子化の流れを変えていくことは非常に難しく、国全体として総合的に少子化対策に取り組んでいくことが必要であり、大きな課題であると認識しているところであります。

国では現在、義務教育就学前までの児童を養育している世帯に対し児童手当を支給しておりますが、さらに本年4月から、次世代育成支援対策の推進の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図るために、その対象支給年齢をさらに小学校3年生までに引き上げる予定であります。町としても、この国の制度に沿って推進をしてまいりますの

で、御理解をいただきたいと思います。

2点目の少子化対策は、議員の御質問のとおり、現在、町では国の次世代育成支援対策推進法に基づく、行動計画としてのエンゼルプランの策定作業を進めておりますが、国の示す基本事項を踏まえ、計画に盛り込む施策については、地域における子育ての支援や母性、乳児等の健康の確保、子供の心身の健やか成長に資する教育環境の整備など、7項目を柱としてニーズ量や実施時期、財政状況を見きわめ、子育て支援策の実行プランを作成した中で、少子化対策の推進にも努めてまいりたいと考えております。

3点目の児童・青少年の健全育成につきましては、議員御発言のとおり、町内においても非行少年とは異なる不良行為等により補導された少年が、増加傾向を示している状況にあることは事実と受けとめております。少年を取り巻く環境は非常に早い速度で変化しているとともに、長引く不況により先が見えない社会情勢もまた日常的な行動を阻害する一因とも言えるのではないかと考えます。

そのような中で、少年の健全な行動を醸成していくために、何が大切で何をしなければならないかは言うに尽くされているとはいえども、即答し得ない課題であるように思われるわけであります。語り尽くされている言葉に、子供は地域の宝ということがありますが、まさしくそのとおりであると言えます。家庭・学校・地域・行政などが一体となって、青少年をはぐくむことは町民一人一人の意識の共有であろうと感じておるところであります。

そのため、現在各市の青少年に対応する団体や地域団体による青少年健全育成を進める会による情報の交換や巡視活動、青少年の参加活動などが精力的に実施されているほか、防犯協会、地域安全活動推進委員会、各学校、PTAなどにおいても、健全な育成を目指し活動を進めていただいているのが実態であります。

行政としては、これらの行動に必要な情報の収集、提供が何よりも大切と考えており、今後ともその役割を果たしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ありますか。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 再質問をさせていただきます。

町長、質問要旨をよく把握していただきたいと思うのですが、ただいまの町長の答弁は残念ながら質問要旨に対しての的確性に欠けており、ぼかし答弁としか受け取れず、到底納得できるものではありません。

町財政においては、地方交付税削減、その他の要素により16年度の予算は、ほとんどの部分で大幅な削減をやむなく編成された努力はわかりませんが、ちりも積もれば山となる、1点の穴からダムは崩壊するの例えではないが、私まだまだ身近なことで是正しなければならないことが数多くあると思います。

町長は先ほど、町民とともに財政構造の改革に向けて行政全般にわたり抜本的な点検見直しを図る作業に着手すると答え、また、町政執行方針の中で少なからず町民の痛みを伴うものとなると述べているが、とするならば、みずからも身を律し範を示していただきたいと思います。失礼ですが、例えば一例を挙げれば、大変な憂慮すべき財政難の中で、町長専用車はいかなるものか、現在の財政状況からして町長専用車は廃止すべきであると考えます。車両が必要な場合においては、あいている公用車を利用し、時間外及び休日はハイヤーを利用の方が経済的であり、町内近距離は歩かれてはいかがですか。健康管理の上からも効果があると思います。いかがでしょうか。管理職が先頭に立ち、全職員が現状を認識してささいなことでもむだを省き、一つ一つ積み重ねることが最も大切なことでもあります。行政は最少の予算で最大の効果を上げることが基本と言われておりますが、これはそれ以前の問題であります。

以上の観点を踏まえた上で、再度回答をいただきたい。

次に、組織機構改革については、わずか5年間で2度目の改革ということで、今回は住民から課の名称が判読しにくく、どこへ行けばよいかわからないと不評であったが、各組織の庁舎内における配置、その他において住民が戸惑いや不便を感じることなく、利用しやすい配慮をお願いしたいと思えます。

改革内容においては、統廃合により内容的に整理充実されており、評価できます。特に、子育て支援班の設置は現在の超少子化社会において、行政として欠くことのできない最も重要な組織であります。私といたしましても長年の念願であり、これを機会に少子化対策全般にわたる組織機構としての充実を図っていただきたいと熱望いたします。

次に、子育て支援対策の中の子づくり支援と子育て支援対策は関連がありますので、一括質問いたします。

町長は私の再三の関連質問に対して、一市町村では非常に難しく、国や道の施策に沿ってと基本的には同じ内容の答弁を繰り返しておられるが、国の示す少子化対策基本法及び次世代育成支援対策推進法

もわかっておりますが、町独自でも思い切った施策をもって支援各分野で充実に努めるべきであると考えます。町長は先ほど、子づくり奨励策及び子育て支援対策の中の6項目の質問に対して具体的な回答がなく、ぼかしておられるが、エンゼルプランの中ですべてに対応と理解してよいのか、いま一度具体的な答弁を希望いたします。

次に、3点目について再質問いたします。

町長は各団体を通じ、健全育成を目指し活動に努め、行政は活動に必要な情報の収集提供の役割を果たしていくと答えましたが、不十分であり育成団体への助成も含めて、どのような対応を考えているのか誠意を持ってお答えいただきたい。

以上であります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

答弁が不十分だ不十分だと言われますが、議員の御質問には私は誠意を持ってお答えしているつもりでありますけれども、その違いがどうも理解でき得ないので申しわけないと思っております。

さて、行財政改革、何度も議員の皆さん方の御質問にお答えさせていただいております。今、議員が御発言の部分も含めてすべて、聖域なき改革を進めていくのだということを申し上げておるわけであり、つまようじで重箱の隅を突っついて、このことは、このことはではなくて、全体的に町の構造改革をしなければならない。議員の御心配されていることも、さきの議員にお答えしたように、そのことも含めて当然である、聖域はないのだと。今までの2回の私の行財政改革、平成10年から始めまして、第1期、そしてことしで終わります2期目の行財政改革、この中におきましても一部は町民の皆さんの御負担もいただきました。しかし、内部的にも組織的にも、やはり汗を流すところは汗を流しながら、お互いに改革を図ってまいりました。そして議員の皆さん方にも昨年は議員報酬の削減だとか役職加算の削減だとか、いろいろなことで議員の皆さん方にも、また、議員定数の削減だとか、皆さん方にも汗を流していただきました。私どもも汗を流して職員の給与の減額もしております。そういう対応の中でまだまだやらなければならない。これでも間に合わない。これからの財政運営ではこれでも間に合わない、もっと大局的な抜本的な改革をしなければならない。その改革に当たっては町民の皆さん方にも御理解をいただかなければならない。そのためにも町民の皆さん方とともに共同でこの改革を着手していきたいという気持ちの中で、組織機構の中でその組織もつくらせていただきました。

そういうことで御理解を賜りたいと思いますし、また、私が2回の組織機構の改革を図ったということではありますが、組織機構の改革というのは、そのときそのときのニーズに即して改善・改革をしていかなければならないというふうに私は認識しております。現状の中では私はこの今つくり上げて、4月から施行するこの組織機構が最善であると理解しておりますが、これから二、三年後にはその組織改革では不十分であるというような状況になるかもしれません。

ですから、その都度やはり住民のニーズ、世相の中において組織機構改革というのは見直しを図りつつ、また、行財政改革と一体となった組織でなければならないというふうに思っておりますのでひとつ御理解を賜りたいと思いますし、改革を組織機構が改編することによって住民の皆さん方が戸惑うということは、十分認識いたしております。少しでも住民の皆様が戸惑いがないような庁舎内におきます対応、また、町広報等々での住民の皆さん方への広報等々を含めて、少しでも御迷惑のかからないような方向を対処していきたいというふうに思っております。この点につき、もしお気づきの点がございましたら、御指導いただければということをお願いしたいと思います。

それから、次の少子化対策に対する奨励策、あるいは子育て支援策について不十分だということではありますが、このことにつきましては議員から何度も御質問をいただいておりますが、私は何度も答えておりますように、同じことだ同じことだと言われますが、この少子化対策、一自治体が手をつけて解決できる課題ではありません。我が町で少子化対策奨励を厳しい財政の中から対処したとして、じゃ、その人たちが我が町に定住していただく、ずっと定住して我が町にいていただける雇用体制だとかそういったすべての対応を図っていけるかどうかと、一般的なものを考えながら対処しなければならないというふうにも思いますけれども、これはもう日本の人口が平成17年をピークとして人口が減ってくると、そのブレーキを減るのを抑えるために上富良野町一自治体がどれだけの力を施せるのかと。それを考えたときに、私はこれは国家の施策の中で対応していただくべきものであり、私は国に対し北海道に対し、この少子化対策・高齢化対策については要望をしていく。そのことが重要であると思っておりますので、議員とは少々お考え方が違いますが、実際としての考え方としてはそういうことであるということで、御理解をいただきたいと思っております。

それから、3点目の健全育成団体への資金の助成という言葉が今議員から御質問いただきましたが、

いつも申し上げておりますように、私はこれだけの資金を出すから活動してくださいというのではなく、それぞれの組織が活動を展開するために必要な計画を立てて、この資金援助をしてくれと、資金援助をしてほしいというようなことが出てくるとするならば、私はその事業を精査して財政的に厳しゅうございますけれども、議員と同じように次世代の子供の育成というのは必要であると、重要であるという認識をしておりますので、その事業内容においては応分の助成は今後もしていきたいと。今までもしてまいりました、これからもしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 再々質問。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 再々質問をさせていただきますが、初めに、行財政運営方針についていろいろと御答弁いただいたわけですが、ということは、これから行財政改革については、今進めている最中であり、今後よりよい方向に持ってくる考えでいるので、将来こういう形というようなことは断言できないというふうに理解させていただいてよろしいのですね。

しかしながら、私の質問の中で18年度は財政指標が大変な状況下に置かれるのではないかなど、町の推定でもそのような数字になっておりますが、この点についてどのような対応というか覚悟をされておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、先ほどから町長も範を示していただきたいということいろいろ申し上げており、特に町長車の問題について御回答がありませんが、どのようになさるのか。例えば全国でも数多くのところが町長車廃止ということでやっておられるところが数多くあるのですが、図らずも3日の道の新聞の報道では、富良野さんも市長専用車を一般用途に転換するというので、廃止ともとれる記事が載っておりますが、こうしたことを現在の財政事情を踏まえた中で、町長として考えられないのかどうか、その辺、いま一度はっきりした御答弁をいただきたいと思ひます。

それから、子育て支援対策についてであります。町長も今、再三の私の質問、再度再度の質問に答えてきているということで、大変に苦しい方の答弁をなされておりますが、この問題についてもより一層の努力をしていただきたい、そのように感じております。

ここで私ちょっとお許しをいただいて、命の大切さについてあった問題について、ちょっと新聞報道なんかでもされたのですが、皆さんごらんになった

と思うのですが、町長にちょっとお伺いしたいと思います。愛情を受けて人は成長していくという道の新聞の先月29日の新聞ですけれども、ごらんになったでしょうか。ごらんになった方いらっしゃいますか。残りごらんになってないのかなど。これは11歳で亡くなった少女のことが報道されているのですが、脳腫瘍で11歳で生涯を終えた、昨年の9月だそうです。このお子さんが命の大切さについて、いろいろの詩を残しております。その詩をちょっと朗読させていただきたいと思ひます。

「ここには12色のいろがある 目立たない色もあるけれど みんながんばって ひとつひとつ」。これは12色という題だそうです。これは家庭科ですか、12人の生徒のあれなのだそうですが、そして、これは何という先生の質問に対して、一番左の黄色が私よと言って笑顔で笑ったと。

また、「生まれてすぐ赤ちゃんはミルクのにおいがする 1歳ぐらいになるとたいようのあたかかいにおいがする お父さん、お母さん、家族の人 自然のぬくもり、みんな愛情をうけて人は成長していく」。

また、この少女が書いたノートを見て、先生が涙を流したそうです。「先生がこのノートを見て なみだを流してくれた 自分が書いたもので人が泣いてくれる うれしかった だからがんばって書く」と。

また、最後の作品には「心の中は見えない 全て人に言えればいいけれど なかなか言えない でも1人に言えればすっきりするよ」というような詩をたくさん残したそうです。これが童話作家がこれを絵本にして出版するそうです。

それから、もう一つ、これは長野県であったことですが、くしくもやはり11歳で亡くなった少女のお話ですが、これをちょっと紹介したいと思います。5歳で小児がん、悪性固形腫瘍の診断を受け、11歳で亡くなった長野県の宮越ゆき子ちゃんという昭和62年2月26日生まれの女の子の話をしたしたいと思います。ゆき子ちゃんは5歳から何度も手術を受け、科学的治療で骨までやられ、骨髄移植を受けたり、腎臓の取り払い、足の骨を削ったり、連日の放射線治療による吐き気や血液検査を6年間、幼い身体でじっと耐え続けて闘病の中で、母親の思いを酌み、今から行ってくると心の不安を乗り越え、笑って言えたという詩があり、また、病院へ通うお母さんに二つ違いの妹にお母さんを独り占めしてごめんねと手紙を書き、お母さんは病院には2日か3日置きでいいよと涙目で訴えたそうです。

また、ゆき子ちゃんは苦しい闘病の中で命の大切さを書いた詩が、「詩集電池が切れるまで」とな

り、これがベストセラーで増版、増版でなかなか手に入らないというお話です。この詩を皆さんに御紹介したいと思います。私も本が欲しかったのですが、なかなか手に入らなくて持っている方をちょっとコピーをさせていただきました。

命はとても大切だ、人間は生きるための電池みたいだ。でも電池はいつか切れる、命もいつかはなくなる、電池はすぐに取りかえられるけれども、命はそう簡単に取りかえられない。何年も何年も月日がたって、やっと神様が与えられるものだ。命がないと人間は生きられない。でも命なんか要らないとって命をむだにする人がいる。まだたくさんの命が使えるのにそんな人を見ると悲しくなる。命は休むことなく働いているのに。だから私は命が疲れたというまで精いっぱい生きよう。

私がこのような詩を、皆さんちょっと不満だったかもしれないけれども、命の大切さということをはり再認識していただいて、子供たちのためにももっともっと力を入れて、そして、行政はやっていただきたいというのが私の願いであります。

以上であります。終わります。

議長（中川一男君） 暫時休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再々質問にお答えさせていただきます。

命のとうとさということは、るるお話を聞きましたが、私も命というのは大切であると。小さな子供の時代から命の大切さというものの教育は必要だと思っておりますが、これは余談として受けてください。

まず、行財政改革、このことにつきましては、町長車について、これは富良野市が云々ということで、私は今町の車を、あれは町長ということですが公用車であります。私だけが乗って利用するのではなくて、多くの皆さんにその都度利用していただいております。私専用の車ではない、公用車であるということはもう、今富良野市さんはことしからするのかもしれないけれども、私のところはもうずっと前から、お世話等々で必要なときは助役さんも収入役さんも利用するし、あいているときは。そういうことで、これは私の車ということで決まっていることではないということで、ひとつ御理解をいただきたいなというふうに思います。

それで、そういうようなことも含めて、行財政改

革の中で今後の庁舎の設置をどうするかと、ことしも含めて検討をしていくというのが聖域なき構造改革であります。

それで次に、2点目の子育て支援策に対する奨励策に対する町長は苦しいお答えをしているということですが、常に一貫して、一自治体が対応できるような課題ではないと。これは国家サイドで考えていかなければならない課題であると、常に議員の御質問にお答えさせていただいておるところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、1番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

再開時間を11時15分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時15分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 私は、さきに通告いたしました1項目について質問いたします。

学校及び通学路の安全対策について。

学校内や通学路で子供が被害者となる犯罪が相次ぎ、社会問題になっています。特に2000年6月大阪府の池田小学校、昨年宇治小学校で起きた児童殺傷事件は社会に大きな衝撃を与え、学校が決して安全な場所でないことを知らしめました。学校内に不審者が侵入する事件は1999年は全国で1,042件だったが2002年には2,168件に倍増、そのうち直接子供の生命や身体に危険を及ぼすおそれであったのは18件もありました。

また、子供の略取、誘拐事件も多発し、登下校中に被害に遭った事件が126件もありました。学校内の安全対策は不審者を校内に入れないことが基本となり、また、登下校の安全対策は父兄、防犯協会、地域住民、警察等の協力が必要と思われませんが、町では学校及び通学路の安全対策はどのようにしているのかお伺いいたします。

以上です。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 14番長谷川議員の学校安全対策のため、学校や通学路の危機管理についての御質問にお答えいたしたいと思っております。

議員御指摘のように、平成13年6月の大阪府の池田小学校の児童殺傷事件、また、昨年の宇治市の

宇治小学校での児童傷害事件など、最近児童生徒が楽しく安心して学べる場であるはずの学校内に突然不審者が侵入し、多数の児童や教員が犠牲となっている事件が発生し、社会問題となっているところがあります。

当町におきましても他人事ではなくて、大きな教訓として受けとめ、学校などの安全確保については地域が一体となって適切な対応を図ることの重要性を強く認識させられております。

教育委員会といたしましても、児童生徒の安全管理につきましては、どの学校においても予測もできない事件が起こり得るといった認識のもとに、学校のみならず幼稚園などの幼児も含め、生命の安全を第一に考え、各学校等の施設の緊急の再点検を行うとともに、緊急時における安全管理体制や危機管理マニュアルの作成と教職員の危機管理意識の向上も含め、児童生徒の安全確保に努めているところでございます。

現在、学校施設管理面におきましては、不審者が教室へ侵入した場合、各教室から職員室へ緊急通報ができるよう通報システムを整備しております。また、突然予測もできない非常事態が発生した場合には、児童生徒の生命の安全を守るための緊急的な対応策として、各学校の教室に防犯スプレーを常備し、また、職員室にも防犯スタンガン常備したところであります。

幼児・児童生徒の安全対策につきましては、上富良野の青少年健全育成を進める会の地域のおじさん・おばさん活動や、警察によるパトロールの強化、交通指導員による声かけや監視、緊急時の登下校方法など、保護者やPTAを初め各関係団体との連携と協力をいただきながら、幼児・児童生徒の安全確保に万全を期すよう、今後も安全管理や安全教育については地域一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） 本当に最近では大きな都市だけでなく、ごく普通の町で子供たちがこのような事件に次々と巻き込まれています。学校内の事件などは本当に嘆かわしく思います。本来なら学校は開放的で児童が自由に学び、そして自由に遊ぶ場所だと思っておりましたが、教室の中にスタンガンや防犯スプレーを置かなければならない状況が、本当に残念でなりません。今の社会のひずみ・ゆがみがどこかにあるのかと思えます。

このようなことが起こることは私たち大人にとっても責任の一端があると思われれます。子供の安全に

対しては十分な対策をとってやらなければならないと思っておりますので、町ではまたいろいろな安全対策を努めているようですが、次の三つについて再質問いたします。

一つは、校内の安全対策ですが、校内に不審者を入れないことが私は大前提だと思います。それで、学校施設に不審者に対する整備は施されているのか、例えば門やフェンスの整備、また、防犯者の侵入に対しての監視システムなどはされているのか。

二つ目は、通学路の安全対策ですが、各団体との横の連携が十分行われているのか、また、地域にどのような啓発が施されているのか。私たち北海道理容組合は北海道警察と連携して子供110番というA3のプレートをつくって店頭に掲げております。地域の商店や青少年育成を進める会のおじさん・おばさんの家にもこのようなプレートをつくっていただくと、危険の回避・抑止につながると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次、三つ目でございますが、教職員の危機管理意識についてお伺いいたします。

教職員の危機管理の向上の観点から、防犯訓練や防犯研修などは実施されているのか、あわせて、子供たちに防犯教育も必要と思われれます。また、警察と連携して危険を想定した避難訓練も必要と思われれますが、このようなことは実施されているのかどうか、お伺いいたします。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 14番長谷川議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、学校が一番安全なところだということの認識が覆されて、今、本当に危険が予測できないことが発生しております。

1点目の校内の安全対策でありますけれども、不審者を、門やなんかをつくって全部そこで監視をしてということにはちょっとできないのが現実でありますし、また、学校舎に対しても、ただ客観的に見てあんたを不審だとかということもできませんので、ただそういうものについては学校現場では、議員から言われたようなことについては、どの人もそういうことが起こり得るといようなこと、起こったときにどうするかということで、この不審者に対する監視については、警察やなんかは常に机を前に置いて対話をするとか、その客観的要素を見て先生たちがその意識をさらに強めて接待するとか、そういうことについては現実的に学校現場で対応してございます。

また、2点目の登下校時における安全対策については、私たち言葉や用語では努力をしていますとお答えしておりますけれども、まだまだ議員言って

いるように努力をしなければならないなど。地域とやっぱり共有してその理解を深めて、青少年健全育成の会の進めの中でも、地域のおじさん・おばさん活動のステッカーもあって、張っておりますけれども、ただつくって、配っておくだけでは意味ありませんし、今の理容協会やなんかについても、そういうステッカーをつけて店内に張っていただいたり、外に張っていただいて御協力していただいておりますので、そういう面ではいつも言いますように、地域の子供は地域全体で育てるということからいくと、まだまだ私たちが意を燃やして努力していかなければならないということを再認識しておりますので、そういうことを議員から提言あることについてはさらなる努力をしてまいりたいと思っております。

それから、一番大事なのは、最後に言われた教職員のとっさにおける対応だと思います。先ほども、いくらいい条例ができたってマニュアルできたって、教育の指導要領ができたとしても、それを実践することがなければ、私はだめだと思っておりますので、そういう面では校長会やなんかもとにかく何をモニターをつけるとか、スタンガンをつけるとか、そういうことでなくて、とにかく現場の先生がとっさのときに対応できるその危機意識の向上が必要だよねという話をよくしておりますし、学校現場もようやく先生たちもそういうことの訓練しようということで、校長会ともその課題については共有しておりますので、早い時期に防災訓練も学校ではやっておりますけれども、そういう子供たちの危機安全対策という部分については、2項目の地域と一体となってという部分で、学校の先生の意識の向上をさらに図るように努力してまいりたいと考えております。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

以上をもちまして、14番長谷川徳行君の一般質問を終了いたします。

次に、16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 私は、さきに通告しております2項目について質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目は、先月の暴風雪によるハウスの被害に対するの対応ということですが。

御存じのとおり、先月、2月22日から23日にかけて、近年にない暴風雪により、これは全道各地でハウスの倒壊の被害がありました。我が町でも、最初の調査では39棟となったのですが、後ほどまた2棟ふえて41棟のハウス倒壊の被害がありました。特に、今回は施設園芸に意欲的に取り組んでいるメロン、あるいはイチゴ栽培農家が大方で

ありまして、中には4棟から5棟を一晩にして倒壊いたし、また、資材もなかなか供給できないというのが現状でありまして、さらに、心の痛手も非常に大きなものがあります。そんなことで、町としても対応を考えてはということで、町長にお伺いいたしたいと思っております。

次に、2点目でございます。白銀荘の水問題、生活水の確保ということで、振興公社の白銀荘は日ごろ町民及び観光客から憩いの場として広く活用されておるわけでございます。しかし、毎年夏場の観光シーズンになりますと、一時的に水の不足が生じることがあります。利用者に大変迷惑をかけていることが実態であります。そういったことで観光客の減少が懸念されるわけございまして、早急に対策をとということで、町長にお伺いいたしたいと思っております。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番渡部議員の1点目の暴風雪による被害対応についてお答えさせていただきます。

平成16年2月22日から23日にかけて、全道各地で暴風雪に見舞われ農業用ハウスの倒壊などの被害を受けたところであります。

被害調査を行ったところ、その後において2棟の倒壊が確認されまして、合計で41棟の農業用ハウスの破損、倒壊の被害を受けたことで承知いたしております。今回の被害を受けられた農業者の皆様には心よりお見舞いを申し上げるところであります。

農業ハウスの被害対応につきましては、基本的なことではありますが、農業共済組合において、今回のような被害を受けた園芸施設に対し共済金が支払われる制度が確立されておるところであります。この制度は農業者に限って認められているものであり、掛け金についても2分の1の国庫補助があり、また、園芸施設が被害に至ったときは80%の共済金の補てんされる内容となっておりますので、今回のような場合に対応していただくために、ぜひとも制度の活用をお願いするものであります。

私といたしましても、種々の検討を行ったところでありますが、この共済制度の趣旨観点からしても、公平性が保たれないことから行政の支援は難しいものと考えており、農業者の皆様には制度の活用によって自助努力をお願いするものであります。

2点目の吹上温泉保養センター白銀荘の水に関する質問にお答えさせていただきます。

株式会社上富良野振興公社に管理運営を委託しております保養センター白銀荘の水道水につきましては、翁専用水道から供給を受けているところであります。現在、白銀荘の貯水能力は70トンでありま

すが、国民の祝日に関する法律の改正に伴い、連休となる回数が増加したことなどにより大勢の来館があります。

そのため連休の終日になると多数の利用者により、貯水槽の供給が追いつかない日が年に10日ほどあり、シャワー等水の使用の制限をお願いしたり、昨年8月と9月には、それぞれ3回、3日間、給水車で飲料水の補給をして応急措置を図ったところであります。

このような実態から、翁専用水道施設に貯水槽を設置増設する方法、白銀荘施設内に増設する方法など、種々検討した経過の中で、費用が安価で工事日数が短期間の白銀荘施設内に貯水槽を増設する方法がよいとの検討結果を得ましたので、平成17年度において増設工事を計画しているところでありますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） ただいま町長の答弁の中で、共済制度の活用と言われまして、80%出るといふ話ではございますけれども、この共済制度はそれは基本でございますけれども、しかし、ハウス共済の内容を少し説明いたしますと、新しいハウスですか、1年以内のもので80%の保障ですね。それで毎年1年ずつ経過していきますと20%ずつ下がって、5年を過ぎると20%の保障しか出ない。これは償却されるので当然そうなるのでしょうけれども、今回被害に遭われた方々、共済に入っている方でもほとんどが少ない保障と申しますが、ある程度経過したハウスであって、本当に少ない保障しかもらえないような状態でございます。

また、建てかえには緊急を要するといいますが急ぐこともあって、非常に多くの労力がかかる。何と申しても心の痛みですね。早くからハウスをかけて意欲的にやろうとしてやったそのやさきに、こういった被害を受けるというのは非常にショックと申しますか大きなものがあって、中には再建を断念した話も聞きますし、本来ハウス共済というのは今までは大体がビニールの被害と申しますか、そういったものがほとんどであって、今回のように骨組みまで倒壊するということは本当にまれなことではございまして、何とかそこら辺の対応をお願いしたいなというふうに感じております。

もう1点、白銀荘については先ほど御答弁ありましたように、17年度に対応できるということなので、ぜひお願いしたいと思っております。

ただ、ことまた夏場に今までのような不足を生じると、町民であるならばある程度理解はしてもらえらると思うのですけれども、よそから来た観光客

で、そういった不便を感じると、それがもとで観光客が減る可能性といいますが、十分にあるのではないのかなと思っております。振興公社の中で白銀荘は特に利益を上げているところの大事な場所なので、将来の観光客に大きく影響することもありまして、何とかことしの対応を給水車を使ったりして万全の対策をとっていただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 渡部議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、農業ハウスの件であります。まことに本当に心からお見舞いを申し上げたいと思うわけですが、今回の施策につきましては、早々とJAさんが骨材の2分の1の助成策を講じた。そして、加えて共済から80%の補てんがなされるということでもありますので、これに自治体がまた上乘せして支援をしていくというようなことではなくて、JAさんの支援策と共済によっての対応によってひとつ自助努力で対応していただきたい。

また、共済に入っていない方につきましては、大変本当にお見舞いを申し上げるわけですが、こういう制度を奨励するために非常に担当の関係の方々がお苦勞しながら、ここを回って加入促進の奨励策も講じていたというような経過も報告を聞いておるところでありまして、そういう中にありまして、私といたしましては、こういった制度を充実することによって自己防衛を図っていただくということが基本であるというふうな思っておるところでありますので、今、行政が先ほども申し上げましたように、骨材部分は2分の1JAさんが見てくれる。農業ハウスの大半、お聞きしますと80%は骨材であると、費用は骨材であるということになりますと、2分の1見れば40%と。40%骨材分を見ていただく、全体的に共済が80%見ていただくということになると、端的な計算をすると120%ということに相なるわけだと思っておりますが、その120%の保障になると。しかし、これは基本的には減価償却を計算しますので、そのようには相ならないということは認識いたしておりますけれども、基本的にはそういう保障制度というものがあるということをお聞きをいただいて、行政といたしましては、ひとつそういった自己防衛を図っていただくようお願いをしたいと思いますので、今回、このことにつきましての支援策は考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

また、白銀荘の水量の確保については、議員御意見にありますように、私といたしましてもこの対応は早急に対処したい。17年度・来年度実施計画

をもって実施計画の中にのせさせていただきますので、ひとつ御理解をいただきたいと思ます。

また、今年度におきまして、水不足によります給水制限を極力ないように補給体制の充実を図っていきたくと思っておりますので、御理解をいただきたいと思ます。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

以上をもちまして、16番渡部洋己君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

日程第3 議案第23号

議長（中川一男君） 日程第3 議案第23号かみふらの景観づくり条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） ただいま上程をいただきました議案第23号かみふらの景観づくり条例の制定について、その要旨を説明いたします。

本条例につきましては、町民の皆さん一人一人が景観づくりの担い手であることの自覚を持ち、自然と町民の生活や生産活動の営みによってはぐまれた上富良野町の美しい景観の形成に関して、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、魅力と誇りに満ちた上富良野町の創造と地域の活性化に資することを目的にこの条例を制定しようとするものでございます。

また、この条例づくりに当たり、町の各団体から9名の景観条例策定委員の皆様方に御審議をいただき、無報酬の中、6月から6回にわたり夜の9時過ぎまで熱心に討論・御審議をいただきましたことに感謝申し上げます。

以下、条文を要約しまして説明をいたします。

議案第23号かみふらの景観づくり条例。

趣旨につきましては、先ほど述べましたので、ここでは省略をいたします。

本条は、6章22条で構成をいたしております。

第1章、総則では、条例設置の目的、用語の定義、基本理念、町民の皆さん、事業者の方々、町の役割を掲げ、景観づくりに向けて一体となって連携をして進めること。また、町がその先導的役割が重要であることを定めております。

第2章、景観づくりの基本施策では、町民の景観づくりの意見反映に努めた基本計画や、町がみずから行う公共事業の景観に配慮した整備指針の策定義務、国や北海道などの他の公共団体との連携・協力や、町民の景観意識高揚の取り組みなど、今後具体

的な景観づくりの施策を展開していく上で整備をしなければならない事項について定めております。

第3章は、景観づくり重点地区などについて、特に景観づくりを重点的に推進する必要がある地区や、路線の指定までの手続、規定地区内における景観の保全や地区内における建築物、広告物の届け出義務、管理要請などを定めております。

行為などの届け出についての考え方といたしましては、規制や制限を前面に押し出すのではなく、個人や事業者などが行おうとする行為が良好な景観形成となるよう、地区計画との適合を図りながら助言・要請の機会を設けることといたしております。

第4章では、町長の諮問機関といたしまして、町の景観づくりの母体として景観づくり建議ができる組織、上富良野町景観づくり推進会議について必要な事項を掲げ、構成については町民はもちろん専門家の参画も予定して、町の景観の定義に沿った活動をすることを定めております。

第5章では、景観づくりの活動など行う町民の方々、地域の方々、団体等に対する支援、助成や景観づくりに貢献をしたこれらの方々に対する表彰について定めております。

第6章では、規則への委任であります。

工作物の処理、工事方法、関係様式、上富良野町景観づくり推進会議委員構成、庶務などについて定めております。

施行期日は、平成16年4月1日からといたしております。

以上をもちまして説明をいたします。御審議をいただきまして、議決くださるようお願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） これをつくるに当たりまして、9名の方に6回ぐらい審議をいただいたということですが、その方たちは景観条例をつくるまでの委員でいらっしゃるのか、それともまた景観推進会議というのをこれからやるというのですけれども、委員10人以内で組織すると、ここところがどのようなこの委員の整合性といいたしまいか、その条例をつくるまでの9名の方がその後も、今後においてもこういう景観推進会議等に臨んでいくのかどうか、ちょっとそこのお聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 13番

村上議員の御質問にお答えいたします。

策定にかかりました9名につきましては、先ほど申し上げましたとおり、6回の会議で一応任務は終わっております。

御質問のこれから設置いたします景観づくり推進会議のメンバーについてでございますけれども、事務局といたしましては全員というわけではございませんけれども、そのさきに景観づくりに御尽力賜りました中から、できるだけ何人かの参加も要請をしたいというふうには考えております。

以上であります。

議長（中川一男君） 他にございますか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 何点かお尋ねさせていただきたいと思います。

この景観条例を策定しようという精神につきましては、もう全く私も考えを同じにするものでございますが、その中で、私の受ける印象としましては、そもそもこの景観条例がなぜ必要かというようなことについては、かつての高度経済成長、あるいはバブル経済等によって、さまざまな地域で無秩序な開発等が行われてきたというようなことから、大事な景観を守っていきこうということが事の始まりかなというふうに感じているわけでございますが、まず、基本的な部分としまして、後世にこのすばらしい景観や環境を残すということでは、同じにするものでございますが、町長の現在、我が町におきまして景観条例を早急に制定を必要とするというような、現在そういう差し迫ったような印象をお持ちなのかどうかということ、まず1点お尋ねさせていただきたいと思います。

それから、内容に少し触れさせていただきますが、一般論で申しますと、景観を守るという必要があるという部分は、ともすれば逆に活発な経済活動を展開させるような条件も一方では備わっているという相矛盾した現象もあるのではないかと思うのです。

それで、非常に当面当町も経済が非常に混迷している中、例えば効率的な経済活動を行おうとすれば、ここの中にも幾つかその行おうとする行為に対して規制をするような文言が表記されておりますが、例えば、経済効果を高めようとするような行為、例えば広告なんかでも、より大きく、より高くというようなことで、効率を高めようとするれば景観の側面から見ればこれもまた矛盾すると、あるいは建物等もやはり建築コストを極力抑えようとするれば高層化を図ることは、これは経済効率を高めることになりまして、かと言って、景観の方から見ればこれもまた相矛盾するという非常にいずい状況も想定さ

れるのではないかなというふうに思います。

また、一方、郊外においても、これは農業を営んでいる仲間の体験の話として、例えば美瑛なんかでも景観を守るために非常に訪れる観光客なんかになれば、非常に丘陵地で起伏があるところはもう美観は物すごく絵になります。しかし、そこでなりわいを営む者にとっては非常に不便を感じながらやらなければならないというようなことで、もし、今後当町においても、例えばそういう田は少ないにしても畑地帯、丘陵地帯におきまして、利便性を追求するためにそういう自然景観をまた人工的に手を加えると、そういうようなところまでこの景観条例の中心地における経済活動、あるいは農村地帯におけるそういう土地の条件に手を加えるというようなことまでも想定された条例なのかどうかということも、お尋ねしたいと思います。

それから、もう一つは、これから規則が定められるというような取り運びになろうかと思いますが、その中で罰則等も想定された規則になるのかということで、大きく3点お尋ねさせていただきたいと思います。

議長（中川一男君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 15番向山議員の御質問にお答えしたいと存じます。

まず、1点目の御質問でございますが、御承知のとおり上富良野町の景観を劇場に例えるならば、上演される題目はすばらしいというふうにだれもが認めるわけでございますが、そこから見せるための客席が不十分だと、そういうことでこの景観条例によりまして、そういったことの見せる場の部分について、地域の方々と協議しながらつくり上げていく。こうすることによって、一般の方、観光客の方が寄ってみたいということになれば、そこで経済行為が行われてくるといったことであります。

そういったことで、景観で規制することイコール経済活動を阻害するといったことにはならないというふうに思っておりますし、また、条例の中にもありますとおり、重点地区の指定につきましては、町からも指定できますし、地域に住んでいる方々からもこの場所を指定してほしいということで、要請することもできるというふうなことでございまして、それを指定した場合におきましては、その地区内におけます広告塔であるとか建物であるとか、そういったものの行為に対しまして事前に町の方に届け出をしていただいて、この会議において審議をさせていただいて、必要とあれば助言、指導しながらその景観を守っていくといったことに相なっていくのかなというふうに思っております。

それから、郊外におけます農用地の部分についても、議員御発言のとおり上富良野の農村景観をも、またこれすばらしい景観をなしておるところでございます。先ほどの9名の中にも農家の方が1名入っております、その方からもいろいろな現状のことを述べられております。

そういったことも踏まえまして、そういった方々の意見もとらえまして、そこをまた重点地区等に指定していただければ、そういった広告塔だとか観光客が農地まで入らないようお願いだとか、そういったことの部分を地区での取り組みができてくるのではないかなというふうに思っております。

最後の罰則でございますけれども、この町の条例におきましては、罰則については考えておりませんが、16年度に国が制定しようとしております景観法の素案の中では、その罰則等が盛り込まれておまして、今、私が承知している範囲では1年以下の懲役、50万円以下の罰金というふうなことで、法案が練られているというふうに承知しております。

以上であります。

議長（中川一男君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 質問の仕方が逆になっていくかもしれませんが、御容赦いただきたいと思っております。

罰則規定が設けられるだろうということだというふうに理解しましたが、その前提となるその決まり事といえますか、それは今ここで設置されようとしている推進会議の中でそれが罰則に対象になるかどうかという基準を、その推進会議の判断にゆだねることになるのかどうかということを、まず確認させていただきたいと思っております。

それから、重点地域という定義でございますが、これは都度、都度、そのときの社会状況によって、また、住民の考え方・意思によって地域が何力所にも広がっていく、あるいは今指定されていても、将来そこが除外されるというような、そういうことも想定されるのかという点もお尋ねしたいと思っております。

以上、この2点、よろしく願いいたします。

議長（中川一男君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 15番向山議員の御質問にお答えします。

罰則については、国が16年度に制定しようとする法律の中であるということで、この町の条例においてはございませんということで御理解願いたいと存じます。

それから、重点地区の考え方でございますけれども、

先ほども申し上げましたとおり、町が指定する場合、それから地域の方々が指定を町に申請する場合というふうなことが考えられますし、また、商店街の路線についても、商店街のこの路線を重点的に指定してほしいということもできるということでございます。

何力所も申請されてもよろしいのでございますけれども、景観保全のためには途中でやめたということには、よほどの大型の国とかそういった開発があれば別でございますけれども、これは本当に50年、100年というふうな土地の経過を経て景観が造成されるというふうに思っておりますので、途中で変更ということには、よほどのそういったことがない限りはないというふうに解しております。

以上であります。

議長（中川一男君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 申しわけありません。最後にもう1点お願いいたします。

ちょっと今までの質問と違いますが、確認させていただきたいのですが、例えば、今後当町におきまして、町以外の道なり国なりの機関が当町においてさまざまな構造物を計画されるような事態のときに、この景観条例が都度町民の意向が反映されるような担保も期待できるのでしょうか、この点にお答え願います。

議長（中川一男君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 向山議員の御質問にお答えいたします。

先ほども概要の中で説明いたしましたけれども、今、そういった町だけでなく北海道や国が行う公共事業に対しても、今ここにはございませんが、公共事業の整備指針というものも町で策定いたしまして、それに基づいた整備をそれらの国・道に対して要請をしていくといったシステムということになってまいりますので、必ず町の方にその重点地区内でそういった行為を行おうとする計画がある場合には提出して、先ほどの会議の方で審議を経て、そういったいろいろな条件がつくと思っておりますけれども、そういった審議を行ってやっていくということでございます。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私は、平成11年の12月の定例会で、この景観条例、もしくは環境保全条例の制定ということでお話をしてきたところでございます。

それで、いろいろな場面で他の市町村の景観、もしくは環境保全等の条例について研究をしてみました。その過程の中で、今回の条例案の関係の対

比を含めてお聞きをしたいと思います。

一つは、景観条例ができたけれども、その他の自然環境保全条例といいますが、そういうものをも今後条例化をしていくかどうかということでお尋ねをしたいと思います。

先ほど、同僚議員からも話があったように、JAでは平成2年につくられているんですね。しかし、現実に観光客が来る、農地にも入る、山林にも入るという、いろいろな被害を受けて非常に苦労されていると思います。そういう関係で、これらの関係についてどうするかということと、もう一つは、環境自然条例の制定についてはどう考えるかという点で、まずお聞きをします。

それから次に、第15条の関係です。

第15条の(1)建築物等の新築、増築、改築等、または移転ということなのですが、よその僕も何力所かの景観条例を見ますと、この中に外観の修繕、それから模様替え、もしくは色彩の変更というようなことも入られているところがあるんですね。そうすると、これらはただ建てるだけだ、ふやすだけだ、改築だ、もしくは移転だということ以外に、この点についても当然規則で定めるということです。その点はどうかということでお尋ねをします。

それと同じ第15条の5と6、土地の形質の変更、6、樹木の伐採または植栽ということなのですが、ほかのところを見ますと、この5、6については農業または林業を営むために行う行為については、この限りでないというような方説で書かれているところもあります。現実に農業者・林業者から言わせれば、一々というようなこともありますけれども、これらも規則の関係等もあるけれども、どう考えておられるかということでお尋ねをしたいと思います。

それから次に、景観推進会議の関係です。

第19条の関係なのですが、先ほど同僚議員のお話では、9名の景観条例策定委員会の中でも、何人か入っていただくというようなことですが、一つは、公募をするかどうかということでお尋ねを1点したいと思います。

それからもう1点は、男女共同参画社会の推進ということで言われております。したがって、女性の会議の委員も一応選出するかどうかということで、お聞きをいたします。

それからもう1点、この景観推進会議の中で、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、この会議に専門委員ということで、専門家を送るような意思があるかどうか。これよその条例からいくと、そういうようなケースがありますので、お尋ね

をしたいと思います。

それから次に、景観推進会議の運営なのですが、必要な事項は規則で定めるということです。ただ、推進は条例の規定に定められる事項、それから町長の諮問に応じ景観づくりに関する事項ということでございます。したがって、推進会議の中に議長だとか副議長、もしくは委員長だとか副委員長だとか、そういうような形の会議の一つは決まりというものがあるのかどうかということで、当然これ規則の中に出てくるかもしれませんが、お聞きをいたしたいと思います。

特に、景観推進会議で意見を聞かなければならないというのが第7条の2項、第8条の2項、第20条でもそれぞれございます。そういうことになると、一つは、委員長、副委員長か、もしくは議長か副議長かというような関係で置いてはどうかということ、恐らく規則の中でということだろうと思えますけれども、それらについてお聞きをいたしたいと思います。

それからもう一つ、景観の言うなれば重点地区の、もしくは重点路線のこれ指定は町の方から行うか、もしくはその地域の地域でという両面があるということですが、どちらかにきましては、一つは私は支援の第20条の中で、それぞれの地区の重点路線の段階では、景観協定の締結といいますが、そういうものがその地域・地区等やっていってはどうかという問題、それからもう一つ、必要な経費は一部助成するということになってますけれども、個別の関係かというようなことも出てまいります。

したがって、今、景観協定を地区なり地域で結ぶ、そして、今度は景観協定に対する助成ということの方法をしていった方が、ある面で地域的な、また、地区路線的な関係が必要ではないかということで、それらのお考えをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 答弁は昼食休憩後としたいと思いますので、昼食休憩に入らせていただきます。

午後からの再開時間を1時といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

11番中村有秀君の質疑に対する答弁を求め、継続いたします。

商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 11番
中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、色等の規定に関してでございますけれども、この重点地区を指定する場合におきましては、地区の景観づくり計画を策定することとなっております。その景観づくり策定の中で地区の方々との話し合いの中で、そういった色等についても話し合われて決めていくこととなっておりますので、御理解いただきたいと存じます。

また、15条におきます植林等の部分でございますけれども、同じく15条の2項の方に軽微なものについては届けを要しないというふうなことでなっていると思います。その軽微のものと言われるのは、木であれば保育ですね、間伐とか除伐、そういった軽微なものについては届け出を要しないということで、除外をされていることで御理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、推進会議の構成につきましてでございますが、今考えておるのは、会長、副会長、2名の役職の方を考えてございます。また、委員につきましては公募して募集をいたしたいというふうに思っておりますし、また女性の方にもどんどん応募いただきまして、登用の方がおられれば登用してまいりたいというふうに思っております。

また、必要に応じ専門家等の部分でございますけれども、この部分につきましても、その道の大学の先生だとか、民間の専門の方を予定をいたしておるところでございます。

次に、重点地区内における景観協定等々についてでございますけれども、この重点地区の景観保全のためには、必要に応じては指定に当たって地区の方とのそういった景観協定を結ぶことも、これはあることと想定をいたしてございます。

それから、助成等につきましてはの考え方でございますけれども、助成につきましては、想定しておりますのはソフト事業を主に考えているところでございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村議員の最初の環境保全条例の今後の制定の考え方がないかという御質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、北海道自然環境保全条例、上位法がございます。そういう中で町としては対応をしているところでございます。議員の御発言にありますとおり、他の町村におきましては環境保全条例というものも制定している町村もあるということで、承知をいたしているところでございますけれども、この環境保全条例においては特に規制面の面が多く出

てくるという点もございます。そういう点につきましては、現状の中におきましては、先ほどの上位法の同条例の中で対応していく考えでございますが、当面的には条例を設ける考え方は持っておりませんが、必要度等につきまして、今後そういうものが制定をすべきだというような方向があれば、その辺のことを検討させていただくというふうな考え方であります。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 一つは、第9条の関係で、専門員との関係、場合によってはそういう専門家、大学教授等云々ということで考えておられるということであれば、規則の中で何かそれらの者について考えていただきたいという面と、それから、もう一つは、景観協定の締結、これは僕はある面でその道路の路線のある地区であれば、その周囲の人たちの協力もいただかなければならない、それからもしくは地区的にやるのであれば、そういうことでそれぞれの路線、地区ごとの景観協定を結ぶことが一つ意見を取りまとめる点では非常に大事なかなと。

そうすると、これらについても想定をしているということであれば、そういうことを含めて規則の中で定めていただけるかなという気がいたします。

それから、もう1点、15条の関係で、この外観の修繕、模様かえ、もしくはという、そのほか軽微な行為ということだけでも、非常にこれはニュアンス的に難しいですね。その木の問題にしても、あの木があるから一つの景観ができてくるのだという、美瑛あたりはそういうところが何カ所かありますね、何々の木という名目で。だから、その点がどうなのかなというその難しい見解だろうと思っておりますけれども、美瑛の方で見れば農業または林業を営むために行っているものはこの限りでないというような、その関係でありますけれども、今、課長の言う軽微なというのが観光客等が見れば大事なのだよと、しかし、その所有者からすれば軽微なのだよというようなケースがあるので、これは町長に届け出て協議をするということ、もしくは推進会議の中でやるということで位置づけしているのであれば、それはそれでよいけれども、一応僕が研究した中でこの条例案の中ではそういう点が感じられたということで、それらはこれから執行する面での規則の制定やなんかの中でまた加味していただければよろしいかと思います。

以上、終わります。

議長（中川一男君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 11番

中村議員のそういった規則で定めて、運営をうまく進めるようにというふうな御提言がございましたので、意見を尊重してこれからの規則をつくってまいりたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 何点かお伺いいたします。

今、助役の方では、環境保護条例みたい等については、道のその規則というか条例に基づいて行うと。必要あれば自治体のする範囲で設けるということでありますが、私、今回の条例見てみましたら、景観をやはり町の皆さんとともに守ろうという形の部分が優先されているというふうにまず考えております、そういう意味では一般的にはこれから起こり得るであろう業者等の介入や、もしくは民間とやっても一般住民であっても、そこに何らかのいろいろな悪影響を及ぼすようなそういうものを想定して、一般的にはこの条例というのは制定されるものだと私は考えております。

今回の町の条例では、確かに町の美観を守って山並みや、あるいは田畑をいい場所をきちっと確保しながら、そこで美しい町並みを見てもらおうという点では大いに賛成できますし、そういった部分での景観条例という点ではいいかというふうに思います。

ただ、問題だと思うのは、やっぱりそれに伴った開発行為等の問題、規制をどうするのかという問題や、あるいは環境保全に当たっても、もしくは企業等が進出してきた場合に、いろいろなそこは涵養林であったり、水源の保全池であったり、いろいろなことが想定されます。それ以外の場合も想定されますが、そういう場合にきちっとしたやはり町独自の管理を、条例をきちっと起こしながら、やっぱり監視できるような体制をつくらないと、これで言えば思いだけがあって、それ以外は後から出てきたときに条例は整備しますよというような中身ですよ、これは。それであつたら、この景観条例の中身というのはどうも意味がないのではないかと考えております。

こういう意味ではもっときちっとした環境保護条例や、そういったものの対策というのがあってしかるべきだと思いますが、この点はどうして今回この中に盛り込まれなかったのか。また、指定地域においても、これから住民から相談があれば指定するというので逐次改善していくということですが、それで本当に万が一開発業者が出てきた場合、あるいは何らかの業者が出てきた場合に、とっさに判断したりだとか対応できない部分が想定されるのだと思うのですが、そういったところがどうも抜け

落ちているような、そんなような気がしますが、その点について町の見解等についてお伺いしたいと思います。

確かに、今、そのいい視点場づくりということで、よく職員の方も勉強もされて、それなりの努力という点では評価したいというふうに考えておりますが、やはりこれをつくる以上、例えば融資条例あるとしますよね、融資、企業災害、あるいはこれからのやっぱり営業を守るためにどういう融資条例つくるのかということで、言うなれば大まかな枠をつくって経済を守るための融資を行いますと。それ以外については後ほど決めますということで、一般的でしたら、そういう条例もあわせて、規則もあわせて上程されるのだが、今回のやっぱり景観条例というのはそういうものがないというふうな点で、どうも不思議ではない部分があります。その点はどうなっているのか。

それと、屋外広告塔においては、道の示す条例の範囲で十分守れるのだということを言っておりますが、上富良野町における、例えばこういうケースはこの道の示す条例で守れますよと、規制できますよということがあれば示していただきたいというふうに考えておりますが、それらの点について確認させていただきたいというふうに思っています。

議長（中川一男君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 米沢議員の御質問にお答えいたします。

一番最初にも申し上げましたが、この条例につきましては、第3章の方で、規制や制限を前面に押し出すわけではなく、要するに個人や事業者などが行う行為が良好な環境をつくるということの形成を目指すということで、当初からこの規制とか、そういったものを目指してこの条例はつくられておらないということで御理解をいただきたいと思えますし、これは、これから美しい町の景観をつくっていくのだということの意思を前面に押し出したものでございます。

また、先ほども向山議員にも御説明申し上げましたが、国におきましては景観法の法案が今練られておりまして、その中ではそういった開発等々の部分についての罰則強化等々が織り込まれておりますので、それらが公布された段階でこの条例におきましても、そういったものと整合性を図りながら、こういった規制等の部分については、そういった開発に対しましての行為の規制はできていくのかなというふうに思っておりますし、また、繰り返しになりますけれども、重点地区に指定いたしますときにおきましては、そこの方々と景観についてのよく話し合

いをしながら計画を策定していくわけでございますが、当然その中に入ってくるいろいろな建物だとか施設とか広告塔等につきましては、当然その部分のそういった協定というか、計画に照らし合わせてどうなのかということの部分で規制がかかってまいるといことで、御承知おき願いたいと思いますし、最後の広告の規制につきましても、現在は道の規制によりましての部分で大きさ等、高さ等が決められておりますけれども、重点地区が指定されてそこに同じ看板を立てる場合においては、そういったものがその地区の景観を壊すといことで、その地区の中で話し合いが行われているものであるとすれば、そういったものはそこに建たないということになっていくのだというふうに思っております。

以上であります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 景観を守るだけの基本的な概念・理念だけを条例化したものだといことの話だといふふうに思います。しかし、これをやるかどうか、あるいはこれをやったとしても、やはり景観という形の中で建築物の新築・改廃の問題やら、細々とした要件、改善等がもう既に条例という形の中で出てきているわけですよ。広告塔の設置・移転についての対応の仕方等々が出てきているわけですよ。こういったところを見れば、もう既に規則、規制が一定かけられているといふふうに私判断するわけです。ただ、これが地域指定だとかなんかないだけで、大まかな条文だけで表現しているだけであって、こういうことは同時にやはりそういう規制だとかというものも含めて出てきて、初めてこれが一体となった条例の設定という形がなるのだといふふうに思うわけです。

そういう意味で、今回のこの重点づくり計画においても、やはり景観づくりの住民の意思高揚の条例だといことではあるにしても、しかし、私はそういうものと一緒に初めて出てきて、この景観づくりの条例そのものが生きるのだといふふうに私は理解しているものですから、この点についてもうちょっときちっとしたやはり条文の精査、業者の責務、また町がその業者がそういった責任に対して反した行為を行ったときに、きちっとしたやはり環境を守る対策や町独自の、道の条例があったとしても町独自のやはり環境保全対策や、あるいは水質等の、あるいはそういったものの条例設定を行うべきだといふふうに思いますが、もう一度この点についての明確な答弁を求めておきたいといふふうに思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思っておりますが、御提案申し上げている

条例につきましては、あくまでも景観づくりといことで考えているところでございます。この上富良野町の美しい自然をいかに守るかという中で、その趣旨で精神的な面が非常に議員がおっしゃるとおり大きいわけでございます。そういう中で、町民皆さんがそういう中で自分たちのその景観という財産をどう育て、はぐくんでいくかということが趣旨でございます。

そういう中で、一つの環境保全条例という点につきましても、この条例制定の以前にそういう問題提起もございました。そういう中で、町民の皆さんにおきましても、この点はまず切り離して考えていこうではないかという御意見も賜ったところでございます。そういう中で、町民の皆さんが参画した中で、まずこういう財産をはぐくんでいくという中で取り組みをしてきたといことを、まず御理解を賜っておきたいと思っております。

環境保全条例ということになりますと、今、議員がおっしゃったとおり規制面が相当出てまいります。そうすると、その辺のところの点がどうしても上位法がございます。また、国の方におきましても、今、課長が申し上げましたとおり、景観三法という中で一つの従前議員がおっしゃるとおり、広告だとかそういう面の看板、そういう面の規制面もやはり入れなければならないという点で、今法案が整備されようとしてございます。それが制定されますと、当然この条例の中におきましては法整備を必要とされますので、その点につきましては、その整合性を図って制定しようとするところで考えてございませぬ。当然義務化されますので、町として対応していかなければいけないということになってございませぬ。

それともう1点は、この景観づくり条例の中におきましては、貴重な財産をいかに有効的にしていくかという点で、この趣旨のところに入っております。当然講師の先生呼んだ中でその辺の御意見もいただいた中で、せっかくはぐくんでいく、育てていこうという点の面がその景観の理論に構成されてない中でそのまま放置されていると。そういう点を、こういう感覚でこういうふうにした方がより人が集まってきますよ。そして、町民の皆さんの経済活動の中にも生かされますよという点も出てまいります。そういう点をこの中では期待をいたしているところでございます。

特にその面につきましては、町の経済の活性化にもつながっていくという点も、この条例の中には願いを込められております。そういう話し合いを、先ほど町民参画の中でやった中でも、大いに議論してきたところでございまして、そういう面で環境保

全条例とは切り離れた中で、まず貴重な財産をどう生かしていくかということが、この条例の趣旨でございますので、その点御理解を賜りたいと思います。

また、環境保全条例等の関係につきましても、具体的ないろいろな点があろうかと思えます。そういう面につきましても、こういう規制をすべきだというような点が多く出てまいりますと、その辺具体的な形で条例の制定の動きになっていくのではないかなというふうに思っているところでございますので、当面はこの制定の趣旨に沿った中で御提案を申し上げたいということで、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第23号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、議案第23号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第26号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第26号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） ただいま上程されました議案第26号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、平成16年4月から消費税法の一部改正により、総額表示方式となることから、本条例におきましても必要な条文の整備を行うものであります。

以下、議案を要約して説明いたします。

議案第26号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例。

まず、1点目といたしまして、消費税法の改正により、条文中の100分の105を乗じて得た額を使用料とすることを規定した条文を削除いたします。

2点目としましては、別表2、3、4で規定されており使用料に100分の105を乗じて得た

額に改正するものでございます。

なお、別表4、左の欄に掲げられております柵杭物等のうち、上富良野町道路占用徴収条例別表に掲げられています工作物等々と同様のものにつきましては、区分段工作物等名の統一と公園使用料について、それぞれ道路占用使用料と同額に改正するものでございます。

附則。施行期日。平成16年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明といたします。御審議くださいまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第27号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第27号上富良野町コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） ただいま上程いただきました議案第27号上富良野町コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、平成16年4月から、消費税法の一部改正に伴い総額表示方式となることから、本条例におきましても必要な条文の整備を行うものでございます。

以下、議案を要約して説明いたします。

議案第27号上富良野町コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

1点目といたしまして、消費税法の改正により、「8条の100分の105を乗じて出た額を使用料とすること」を規定した条文を削除いたします。

2点目といたしまして、別表で規定されています使用料に「100分の105を乗じて出た額」に改

正するものでございます。

附則。施行期日。平成16年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明といたします。御審議くださいまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 議案第30号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第30号上富良野町野菜価格安定基金条例を廃止する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） ただいま上程いただきました議案第30号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

野菜価格安定基金につきましては、平成3年より野菜の計画的生産を推進するため、野菜価格安定対策に必要な経費に充てるための基金1億円を設け、果実の運用を行ってまいりましたが、農協合併により富良野管内で生産される野菜につきましては、国・都道府県の行う野菜価格安定基金制度に加入し、野菜価格が下落したときには補てん金を受けることになっていることから、条例を廃止しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第30号上富良野町野菜価格安定基金条例を廃止する条例。

上富良野町野菜価格安定基金条例（平成3年上富良野条例第7号）は廃止する。

附則。この条例は、平成16年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） ちょっとお聞きしたいのですが、今、説明の中で国の野菜基金の方にそういう制度に入って、農協も合併して入ったということで、この基金の役目が終わったという考えだと思うのですが、今、我々農業者を取り囲む状況というのは非常に厳しくなっているというか、ことしから米大綱もスタートし、それと今農産物が国の貿易の非常に障害になっているというのが、どの国も一つの実態としてあるわけで、今ウルグアイラウンドと言っているのですが、そういう中で非常に農産物が問題になると。特に日本のように貿易立国になっている国にとっては、自由貿易を求めていく反面、農業は保護しなければならないということで非常に農業を貿易の主体としている国にとっては、非常に日本の農産物の保護というのは壁になっているわけで、当然そういう反動が我々農家にも農業者にも今来ているわけで、それが国の今言っている野菜の關係のいろいろな政策のものにのって、果たして農業者が自立していけるのかどうかという、非常に私は厳しい環境にあると思うのですよ。

そういう意味において、今これをなくすというのは僕はどうもちょっと腑に落ちないというか、納得できないというか、本来ならば、この目的をもうちょっと今の時代に合ったものに変えて、そしてさらなる支援をしていくための備えをしていくのだということなら、私考えとしてわからないものでもないのですが、どうもそこら辺はないと。このお金は崩してどこかに使われていくと。では、農業者はどうなのかといったら、本当に自分で頑張れというのもそれ結構なのですけれども、私はやっぱりある意味ではそういう備えもしておくということも必要だと思うのですよ。

そういう部分で、この廃止に向けて片一方でそういう部分の備えをしていく考え方があるのかどうか、ことしから農業振興計画も新たに取り組む計画しなければならないという中で、どういうお考えでこれを廃止してどうしていくのかと、これから、そこら辺のところをちょっと、もしはっきりしているお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 西村議員の御質問にお答えをいたします。

一つは、この野菜価格安定制度、国におけますこの制度は、私どもが行ってまいりました平成3年のころには実はこの制度はございませんでした。途中から国・都道府県が入ってきたということはございますけれども、一つは、野菜の指定につきまして

は、これ市町村単位で実は指定された経緯があります。今度、昨年度でありますけれども、野菜の法律、この法律がひとつ変わった、改正された点がございます。町村指定というか、市町村指定から地区指定にひとつ変わったという経緯がございます。

そうすると、私ども言えば、富良野地域全体で指定されるということでございます。ここにはひとつ面積等の要件がございました。町の市町村指定だけでありましたら、野菜の種類によっては指定を受けられない。この制度にのることもできないということもひとつございました。ところが枠が大きくなったことから、この国・都道府県が行うこの制度について全部が加入することができるようになったというか、総体でカバーできるようになったと、このような状況でございます。

それで、いずれにしてもこの制度は国が60、それから都道府県が20、それから生産者が20という基金の積み立てをいたしまして、価格が下落時にはこういった基金を拠出するという制度でありますので、私ども含めて沿線では私どもと、それからもう一つの市が独自の施策をとってましたけれども、これで総体的に富良野線はカバーできるという制度になってございます。

今後におきましても、この制度をできるようにしたいと。側面的に市町村についても支援をしたいというふうに考えてございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） そういうことで地区指定になったということでもありますけれども、私は、それだけでは再生産に果たしてはつきりつながるかどうかという、ちょっと疑問な部分があるのですよね。ですから、この何にでもなれるかったら、今要件があるということですから、当然その要件にのらないものは対象にならないわけですがけれども、しかし、それで自立をしていこうという方も出てくるわけでありまして、だから、そういう一面から考えると本当に全体の生産者をカバーしきれないと、今の国指定の部分ではね。そういう部分ではやはり町独自のものを持って、やっぱり再カバーするというかフォローするというか、やっぱりそういう考え方を僕持たないと、今、国はとにかく担い手をメインとしてやろうやろうとしているのですよね、畑作もそうですし水田もそうなのですけれども。

だから、その狭間に入ってやろうとしている人もいるわけですし、当然入らなくても手法によっては自立していけるわけですから、そういうものがこの今課長が説明されたものにのらなければできないのかといたら、決してそうではないわけで、そうす

ると本当に自立していかなければならないと。

しかし、何かのときにやっぱり困った事態も出てくると思うのですよね、さきの質問にもあったように。やはり制度にありながら入らないでして、何とかしてほしいという声も出てくるわけですから、そういう面ではやっぱりこのできた当時の目的から、今は大分状況も変わってはきておりますけれども、やはりそういう中で、うちの町の農業振興計画もまだはっきりできてないわけですから、そういう中でやっぱり僕は考えていってもよかったですらうし、廃止するのはいつでもできるわけですから、これを新たにまた復活させるというのはなかなか僕は難しいという一面もあると思うのですよね。町長が本当に復活を、いや、考えていくぞということをしちっと確認できるかといったら、それもできないだろうと思うのですよ。

ですから、そういう点では僕はもうちょっと時期尚早だったのかなという気がするのですけれども、もう一度今言った部分で総括的に備えるという考え方があるのかなのかを確認して、終わりにしたいと思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 西村議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

基本的に今課長が申し上げた中で廃止という考えでございます。今、西村議員の方から御提言ありましたことにつきましては、やはり今後の農業振興計画の中でそういう議論を踏まえた中で対応していくべきだというふうに思っておりますので、そういう中でこれだけでなく、やはり今後の上富良野町の農業のあり方についてどう施策を展開していったらいいかという点で、やはり農業者からもいろいろな意見をいただいた中で、町としてどういう施策に踏み切っていくかという中で、今後の農業振興計画の中にそういう点を生かしていきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

議長（中川一男君） 日程第7 議案第31号上富良野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第31号につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目としまして、町道の道路占用料金表につきましては、北海道道路占用料徴収条例に基づいて定められており、今回、道路占用料金表の占用物件の区分及び占用料の額を改めるものでございます。

2点目としまして、平成16年4月から消費税が総額表示方式へ義務化されることから、所要の改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を要約して説明といたします。

議案第31号上富良野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

上富良野町道路占用料徴収条例（昭和28年上富良野町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条、ただし書きの消費税の計算式を削るものでございます。別表を次のように改めるものでございます。

附則。施行期日。1、この条例は、平成16年4月1日から施行する。

経過措置。2につきましては、既に道路法による許可を受け、協議が整っている既存物件にかかる1年当たりの占用料の額につきましては、次に定めるものを除き、この条例の改正後の上富良野道路占用料徴収条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

ただし、その額が同条の規定を適用して算出した額を超える場合には、当該改正占用料額とする。

(1)、(2)につきましては経過措置の1.1につきましては、平成8年3月31日付、北海道公報による激変緩和措置の通達によるものでございます。

3につきましては、電気、ガス、事業者、または第1種電気通信事業者への既存占用物件に対する占用料につきましては、当該電気事業者等の支店等ごとに算出するものとし、その額は改正後の条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

ただし、その額が改正占用料額を超える場合には、当該改正占用料額とする。

なお、(1)、(2)につきましても、激変緩和措置の通達によるものでございます。

別表につきましては、既に御高覧いただいている

ものと存じ、説明を省略させていただきます。

以上で、説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第32号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第32号上富良野町建設機械使用条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第32号につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成16年4月から消費税が総額表示方式へ義務化されることから、所要の改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第32号上富良野町建設機械使用条例の一部を改正する条例。

上富良野町建設機械使用条例（昭和47年上富良野町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中に、「103分の105を乗じていた額」を削る。

別表中、「1万1,300円」を「1万1,500円」に、「8,200円」を「8,300円」に、「1万300円」を「1万500円」に、「9,200円」を「9,300円」に改めるものでございます。

附則。この条例は、平成16年4月1日から施行する。

以上で、説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） ただいまの御説明で、16年の4月から消費税が総額方式に変更になるので、料金を改正するというごさいますけれども、例えば、最初の1万1,300円、これはブルドーザーの1時間の使用料でございますけれども、これ100分の3から105といひますと、1万1,300円に対して2%というのは200円ではないのですね。これは1.7%になると思ひます。そうすると、1万1,526円になると思ひますけれども、その次の8,200円、これはタイヤ、ショベル、これ1時間の使用料でございますけれども、これも2%あれしみますと8,364円。少ない金額かもしれませぬけれども、ちょっと中途半端、ちょっととらえ方としては1万1,300円に5%をあれしみますと、1万1,865円になるのですが、これではないなと。そうすると、1万1,300円が3%だったよと、消費税が。

このたび5%にそれをやり直して1万1,500円に改正するというのはちょっと数字的に1万1,300円に対して2%というのは226円でございますから、1万1,526円になるわけですし、今度はタイヤ、ショベルの方は8,200円が8,364円になると思ひますが、これも8,300円だと。こういう端数切り捨てなんでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

議長（中川一男君） 道路河川課長、答弁。

道路河川課長（田中博君） 13番村上議員の御質問にお答え申し上げます。

103分の105ということで、内税方式になりますので、それで端数何十円かつかますけれども、これにつきましては100円単位に丸めたものでございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第9 議案第34号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第34号上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） ただいま上程されました議案第34号上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につきまして、先に提案の要旨について申し上げます。

1点目が、消費税法の改正により、平成16年4月1日より事業者、免税店制度の適用上限が3,000万円から1,000万円に引き下げられたことにより、当町立病院は限度額を超えることとなることから、課税事業者となります。

2点目、改正消費税法において、消費税が課税されるものについては、消費税額を含めた総額で表示することに改められたことから、現行、金額で表示している病衣使用料、自動車使用料などの料金を消費税を含めた総額で表示するものであります。

このほか、上富良野町手数料条例、別表の文書料、検死料の料金についても消費税を加えた総額で表示すると、条例を改正するものであります。

また、特別使用料については、現行の病室環境は特別室としての一定の水準に満たないこと、また、今後当面、特別室としての環境整備の計画がないことなどから、実態にそぐわないものとして条文の削除を行うものであります。

以下、議案を要約し、説明といたします。

議案第34号上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例（昭和33年上富良野町条例第6号）の一部を次のように改正する。

1点目、第3条第1項中の消費税の課税についての削除は、消費税額を加えた総額を表示することから、本条文の削除を行うものであります。

2点目、第3条第1項第4号における消費税の課税についての条文を加えることについては、条文中のその他の保険及び一般診療など課税の対象となる労災、自賠責、自費診療等に対し消費税を課税するものであります。

3点目、第3条第1項中第8号の削除は、特別室の使用料の規定を削るものであります。このことにより、13号までの号をそれぞれ繰り上げるものであります。

また、号中の病衣使用料「50円」を「52円」、自動車使用料「300円」を「315円」、走行距離1キロ増すごとの単価「100円」を「105円」とするものであります。

附則。施行期日。条例は、平成16年4月1日から施行する。

2、上富良野町手数料条例の一部を改正する条例

の一部改正。

この条例の改正は、別表第39号に定める文書料と検死料に消費税を加え総額を表示するものであります。

現行1,000円は一般診断書、自賠責保険診療報酬明細書、2,500円は死亡診断書、5,000円は特別診断書、500円は諸証明、2,000円は身体障害者意見書、3,000円は生命保険用入通院証明書、半額の規定は同一のものを2通以上の場合の料金規定にかかわるものであります。7,000円、1万円、1万5,000円は検死料で、検死程度に区分した料金です。

以上、御提案といたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようよろしくお願いをいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第34号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

休 会 の 議 決

議長（中川一男君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月12日から3月17日までの6日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、3月12日から3月17日までの6日間、休会することに決しました。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日以降の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、明12日から3月17日までの6日間は休会といたします。

3月18日は、本定例会の最終日で、開会は午前

9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

なお、休会中の3月12日、15日、16日、17日は、予算特別委員会をいずれも9時から開会いたしますので、各会計の予算書等関係議案並びに既に配付の関係資料を持参の上、定刻まで御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 1時53分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年3月11日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 岩 崎 治 男

署名議員 梨 澤 節 三

平成16年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第5号）

平成16年3月18日（木曜日）

議事日程（第5号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 議案第19号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 3 議案第20号 上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
第 4 議案第21号 上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例
第 5 議案第22号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第 6 議案第24号 上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例
第 7 議案第25号 上富良野町自転車駐車場の管理に関する条例の一部を改正する条例
第 8 議案第28号 しろがね土地改良区償還事業円滑化金融融資条例
第 9 議案第29号 上富良野町営農改善資金融資条例の一部を改正する条例
第10 議案第33号 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第11 議案第35号 上富良野町財政調整基金の一部支消の件
第12 議案第36号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件
第13 議案第38号 上富良野町道路線廃止の件
第14 議案第39号 上富良野町道路線認定の件
第15 議案第40号 南部地区土砂流出対策事業（ポロピナイ川（H15国債）請負契約変更の件
第16 議案第41号 ポロピナイ川改修工事（H15国債）請負契約変更の件
第17 予算特別委員会付託
議案第 1号 平成16年度上富良野町一般会計予算
議案第 2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算
議案第 4号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 5号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 6号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 7号 平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
議案第 8号 平成16年度上富良野町水道事業会計予算
議案第 9号 平成16年度上富良野町病院事業会計予算
第18 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任の件
第19 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
第20 発議案第1号 町長の専決事項指定の件
第21 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（15名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	7番	岩田浩志君
8番	吉武敏彦君	9番	米沢義英君
10番	仲島康行君	11番	中村有秀君
12番	金子益三君	13番	村上和子君
16番	渡部洋己君	17番	西村昭教君
18番	中川一男君		

欠席議員（3名）

6番	米谷一君	15番	向山富夫君
14番	長谷川徳行君		

遅参議員（1名）

2番	徳島稔君
----	------

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好稔君

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 15名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、14名であります。

これより、平成16年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

議案第38号及び議案第39号の審議資料として、道路網図をお手元にお配りしておりますので、審議の参考にしていただきたいと思います。

予算特別委員長から、平成16年度各会計予算について審査結果の報告がありました。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として、配付のとおり申し出がございました。

なお、さきに御案内のとおり、人事案件の議案第37号及び諮問第1号につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 小 野 忠 君

7番 岩 田 浩 志 君

を指名いたします。

日程第2 議案第19号

議長(中川一男君) 日程第2 議案第19号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田浦孝道君) ただいま上程いただきました議案第19号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明申し上げます。

本町の病院は、唯一、地域の公的医療機関であるとともに、救急指定病院でありますことから、1日24時間、事故や急病などで搬送される患者の処置が直ちにできるよう、通常の勤務時間以外におきましても、放射線技師や臨床検査技師等の医療従事者を自宅待機させております。

しかしながら、現行体制につきましては、自宅で長時間にわたり自由を拘束する実態などが課題となっており、そのことから、近年においては将来のあるべき理想の姿や他の病院事例などをもとに、課題解決に向けた職場内議論を重ねてきたところでございます。

最終的には、特殊勤務手当として位置づけることが妥当との結論に至りましたので、その内容に沿いまして、特殊勤務手当の中で新たに医療従事者待機手当を設けるために条例を改正するものでございます。

この制度の対象とする職種は、放射線技師及び臨床検査技師とし、毎日双方の技師それぞれ1名に対し、勤務時間終了時から翌日の勤務開始時間までの間、病院からの呼び出しに直ちに応じることのできるよう、職務命令として自宅での待機を命ずるものでございます。

この場合の手当の支給額は、条例別表で定めます額の1,600円、または2,400円のいずれか該当する額を支給いたしますが、このことにより新たに必要とする経費総額につきましては、年間で136万円と見込んでございます。

以上が、議案第19号の提案理由でございます。御審議いただき、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を受けます。

4番 梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 自宅待機ということかと思うのですよね。自宅に待機をされていて、多少なりとも行動はあると思うのですよ。茶の間なら茶の間だけということはないと思うのですよね。その場合、連絡が取れるような手段は何か考えておられますか。

議長(中川一男君) 病院事務長、答弁。

町立病院事務長(三好稔君) 4番梨澤議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

基本的には自宅待機といったことではございますが、自宅の周辺、近距離のところというようなこと

で考えてございます。

そして、この連絡につきましては、職員にポケットベルを所有させていきたいと。今現在もそういう状況にございます。

以上です。

議長（中川一男君） よろしいですか、他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） ほかになければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3 議案第20号

議長（中川一男君） 日程第3 議案第20号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程いただきました議案第20号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず1点目として、至近距離にございます美瑛町、中富良野町及び富良野市への出張に際して支給してございます500円の日当額は、実態に即して、平成16年度から廃止いたします。

2点目は、冬期間のみ宿泊料に加算しまして支給してございます暖房料400円につきましても、同様に廃止をいたすものでございます。

3点目としましては、座席指定料金、特別車両料金並びに特別船室料金について、旅行の際に、現に支払いました場合には、旅費として公費支弁するよう明確に位置づけすることのほか、既に制度が改正されている内容との整合性を図る必要で、一部、条文の整理を行うことを加え改正条例を上程した次第でございます。

なお、条例改正に伴います削減効果額につきましては、年間60万円程度と見込んでございます。

以下、改正条文の要点の御説明をさせていただきます。

議案第20号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員等の旅費に関する条例（昭和36

年上富良野町条例第11号）の一部を次のように改正する。

まず、第13条では、運賃の額の範囲を定めておりますが、現行の第1項の条文におきまして、通行税と運賃等級の表記がございまして、不用となりますこと、また座席指定料金を追加することから、第1項各号の表記を新たに、第1号から第4号までの内容に改めるものでございます。この第1項の条文を改正することによりまして、第13条第2項の内容が不用となりますので削ることとし、第13条第3項の条文内容を整理しまして、第2項とするものでございます。

次に、第14条では、船賃の額と範囲を定めておりますが、第1項の条文にあります通行税の表記につきましては、不用となることから削除いたします。

また、さらに座席指定料金を規定に追加をいたします。このことによりまして、現行第1項の第1号から第3号までの規定に、新たに第4号と第5号を追加するものであります。このことによりまして、不用となります第14条の第3項につきましては、削除いたすものでございます。

次に、別表第1の第1項の表中にございます500円につきましても、富良野市、中富良野町、美瑛町への旅行の場合に支給する日当額でございますが、冒頭申し上げましたように廃止をいたすものでございます。

また、同表の備考欄の第3号で定めてございまして、冬期間の暖房料400円に加算規定につきましては、実態に即しまして廃止するための条文を削除いたすものでございます。

次に、附則について申し上げますが、改正条例の施行日は平成16年4月1日といたします。また、経過措置といたしまして、施行日前に出発した場合の旅行につきましては、改正前の規定に基づくものといたすものでございます。

以上、議案第20号の説明といたします。御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第21号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第21号上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程いただきました議案第21号上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明申し上げます。

名誉町民には、現行条例の規定に基づきまして、年金給付額といたしまして50万円を支給しておりますが、現下の厳しい経済情勢の影響を受けまして、今後の町の財政状況が悪化傾向で推移することを予測する中で、本条例の年金制度を引き続き継続することを前提に種々検討してまいりました結果、平成16年度から支給する年金給付額につきましては、現行の額から20万円を引き下げし、30万円に改めることといたしますので、改正条例を上程した次第でございます。

以上、議案第21号の説明といたします。御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） ちょっとお聞きしたいのですが、金額ということよりも、この名誉町民の町のいろいろな行事とかがあろうと思うのですけれども、どういう場合に御案内を申し上げているのか。それとあわせて、最近ではもろもろ全部会費制というようなことでありますけれども、そういう場合もどういう扱いをしておられるのか。本人で負担をしていただいて、きちっとしてもらっているのか、それとも、町としてそこらへんの部分を配慮しているのかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 17番西村議員の御質問にお答えします。

まず1点目の、名誉町民に対します公式行事等の出席の事例でございますが、御案内のとおり、町の公式行事として挙行いたします表彰式、それから成人式であるとか、あとは町にかかわります周年の記念事業等につきましては、御案内をさせていただ

いているところでございます。

今後におきましても、そのような形で継続をし、出席をいただきたいということで取り進める考え方でございます。

それと、2点目の会合等に出席した場合のかかる費用等についての御質問かと思っておりますので、実態を申し上げますが、公式行事等の関係につきましては、会食懇談等は余り多くケースはございませんし、特にある場合には、公式行事という性格での開催については、当然主催者が費用を負担することになるかと思っておりますが、それ以外で他種の会合等に出席する場合については、基本的には御本人に御負担をしていただくというような実態にあるかと思

以上でございます。

議長（中川一男君） 他にございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 減額という点ではよろしいかと思っておりますが、1点だけ伺いたいします。

将来的には、この条例の見直し廃止という形で、事も前提として条例が設定されたという形でよろしいのかどうか、この点だけ伺っておきたいと思

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

廃止を前提に改正していただいたということではございませんので、御理解をいただきたいと思

議長（中川一男君） よろしいですか、他にござ

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 他になければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第22号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第22号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程いた

だきました議案第22号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案内容について御説明を申し上げます。

国民健康保険会計の基盤であります保険税につきまして、医療費分を中心に平成15年4月より改正をいただき、安定運営に努めてまいりました。

一方、介護納付金につきましては、介護保険制度を発足時より、保険基盤財源の安定化をねらいに、介護保険加入以前の40歳から65歳未満の、いわゆる2号被保険者の納付金徴収・納付が加入医療保険者に義務づけられ、それぞれ算定された金額に対応してきたところであります。

平成16年度の予算編成に当たりまして、納付額の算定予想額の提示が行われ、平成15年に比べ約20%、金額にいたしまして約1,200万円強の増額と、これまでの予想を超え大幅な増額提示となったところであります。

御承知のとおり、介護納付金に関しましては、あくまでその対象者が限定されることや、財源におきましても代償者分によるところでありますことから、対応すべき所要の額を税額の改定をもって対応せざるを得ない状況であります。

あわせまして、介護納付金制度制定時に、円滑な運営をねらいとした介護円滑導入給付金が、平成12年度、13年度にわたり、総額1,252万5,000円が交付され、これまで各年度の介護納付額に不足する額に充当し、可能な限り被保険者の負担軽減に努めてまいりましたが、その繰越額161万5,000円を充当しても、なお不足する約900万円弱について、財源確保のため税額改定をお願いするものであります。

改定内容につきましては、応能、応益割合のバランスを勘案し、所得割につきましては0.25%増の1%、資産割につきましては2.3%増の7.8%、均等割、これは1人当たりでございますが2,400円増の7,200円、平均割、これは世帯割でございますが1,400円増の4,800円としようとするところであります。なお、この改定によりまして、応能、応益割合につきましては、おおむね50%となる予定であります。

また、低所得層の軽減に関しましても、従前の軽減率をもって対応しようとするものであります。これまでの年最低額は2,400円から3,600円となるところであります。

介護納付金につきましては、あくまで全国ベースでの算定でありますことから、今後ともその変動に対応して税額を定めざるを得ない実態にありますことを御理解賜りたいと存じます。

以下、議案によりまして説明を申し上げます。

議案第22号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条につきましては、所得割の改正であります。第7条につきましては、資産割の改定であります。第7条の2につきましては、平均割の改定であります。第7条の3につきましては、世帯割の改定であります。第13条第1項第1号から3号まで、順に平均割、均等割の7割、5割、2割の軽減の額の改定であります。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成16年4月1日から施行する。

適用区分とございますが、2、改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、平成16年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明といたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 何点が質問いたします。

まず、第1点目には、総額医療費の介護給付費の総額がふえるということが年々予想されます。国においては、来年度、再来年度という形の中で、今後、加入者層がまたふえる医療費等が増嵩するわけですから、当然、来年度もこの条例の改定というのが予想される部分があるのではないかとというふうに思いますが、その点、どのような見込みを立てておられるのか。

それと、国の方では、12年、13年度においては軽減措置できる分の財政措置があったと。それが、今回お金がなくなってしまったという形になっておりますが、この制度が発足する時点において、そういうことが懸念されておりました。国は、今後そういった財源措置というのは、手当としてされないのかどうか、この点。

さらに、この制度の矛盾というのは、国がそういう措置をしないで一方的に応能、応益を、いわゆる住民負担という形の中で、5割、5割という形の中で設定してきていると。そういう制度が続けば、この介護保険制度、国民健康保険制度そのものの基盤の弱体化につながって、崩壊せざるを得ないと。自治体もお金がないということになったら、その責任

はどこがとるのかということを知りたいと思いますが、この点とりあえず伺っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 米澤議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点の、介護納付金といいますが、介護給付費等も全体でございましょうけれども、今後の見通しということでございますが、私どもとしては、数値上の予測としては、それぞれ上がっていくのかなというふうには思うところもございまして、その数値というものをとらえるには、非常に今の段階で明年、さらに後年度の額というものを単純に予測するということには、ちょっと今至ってございません。どうしても、提案・提示のその数値に対応していかざるを得ないという状況であります。

次に、国の軽減の財源として、当初、導入時の財源としては措置されたが、以降どうかということでございますが、現状のところは、その予想は今のところ全く予定できる状況にはなってございません。

それから3点目の、制度の内容について5割、5割ということについて、以降、負担が上がっていったときに崩壊するのではないかとということで、これにつきましては平成18年度、もしくは19年度を目途に、その医療保険のあり方についての抜本的な改正を、国の方としては予定をしているということの情報はちょうだいいたしてございますが、その内容についてまでは、今の段階では特に示されてございませんので、その責任の行方ということについては、あえてお答えを申し上げるわけにはいかないという状況であります。

以上であります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 担当課長が述べたように、この制度そのものに問題があるということは明らかであります。

本来でありましたら、国がこういった財源基盤を強化するための財源措置をとるということが当然必要であります。そういう意味では、そういう状況にあるにもかかわらず行えないということであれば、やはり地方自治体でこの制度のマイナス部分、問題点をカバーしなければ、どんどん住民負担になるということは明らかであります。

今回も一世帯当たりで7,000円という形の引き上げ幅で、二人でいえば1万4,000円です。そのほか、いろいろな税の所得税法の見直しがありますから、1万円以上は軽く超えるという状況になり、そういう状況でも本当に暮らしが大変だということになっているのは明らかです。

さらにお伺いしたいのは、所得が低い方ほど当然

税の負担率というのが多いかというふうには思いますが、それは当然、そういうことになるということでお伺いしたいのですが、上富良野町の場合は所得階層別に見た場合の、この間も聞きましたが、圧倒的多くは低所得者層で占められている状況になってきています。

仮に、40歳以上というこの制度であります、本当に自営業者、あるいはそういう方たちが多く加入するという状況の中で、経営もなかなかやはり社会情勢の中でうまくいかないという状況になれば、打撃を被ることは明らかであります。そういう意味では、税率を据え置いて、その分、赤でもいいからこの部分きちっと国の方で措置するというところで、町で財政を見られないということであれば、そういうことにしかならざるを得ないと思っておりますが、この点、町長はどのようにお考えでしょうか。

私は、これは担当者だけの問題ではなくて、もう既にその域を超えて、町長のひとつの裁量権にかかわる問題であると思っておりますが、この国の制度の問題点とどのように考えておられるのかお伺いします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、議員の御意見の中にありますように、この制度、新しくスタートしたばかりでありまして、国も3年ごとに見直しを図ってきているということでございますので、この先、またこの介護保険制度につきましては、どのような国の見直しをしていくのかというようなことでありますが、私ども自治体としても、この問題については大きな課題としてとらえておりまして、この介護保険制度、あるいは国民健康保険制度、これらについて一自治体に対応することについては、今後いろいろな面で課題があるというようなことから、これらの事業が都道府県、あるいは国がやるべきというようなことで、国の方に申し入れをいたしているところでありますが、現状では国のこの3年ごとの見直しを含めながら、町としては動向を見定めていきたいというように思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） この国保については、私これは上げないで何とか今年はしのぎなさいよということをずっと言ってきておりました。

それで、住んでよかった町と果たして言えるようになるのかなど。今、ここに保険制度は国保でしょう、それから社会保険、皆さんが入っているのは社会保険ですよ。しかし、定年になれば国保なのです。しっかりと認識しておいてください。所得がぐっと下がったときに国保に入るのでからね。

それからあと共済ですよ。教職員共済とか国家公務員共済、これ三つありますよね。行き着く先はこの国保なんですよ。

それで、今、基金は幾らぐらい残っております、この国保の方に使える基金は。

議長（中川一男君） 収入役、答弁。

収入役（樋口康信君） 4番梨澤議員の、基金の国保の財政調整基金の残高の関係でございますけれども、現在は1億4,665万5,123円ございます。ただ、この中から15年度使用するのが7,500万ございます。その分が落ちる形になります。

また、16年度の予算では3,100万円、基金の使用を見ております。

以上でございます。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） なかなか大変だなということとはよくわかるのですよ。この基金は、一応は投入はしているということですね。

それで、同僚議員も言っておりましたけれど、これは1町でもってこうやってやるという段階ではないのですよ。北町長のいるあそこ、空知の中央あたりは8市町か何か、それくらいでぐーっとやって成功しているはずなんです、あの辺は。ところが、ここは、合併問題でおかしくなって凍結されているんですよ、広域ということについて。

だから、この辺は町民に非常に迷惑をかけているのであって、合併は合併ということでもってして、広域は広域ということでもって話を何とか進めるといのが、これは町長の責任ではないかと思いません。私は、環境衛生の広域でもって、5市町村の議員などともよく話します。いろいろ話しても話は通じます。これを何でかんで1町でということで、自立、自立とって本当にこれ自立でどんどん上げていくということなら、これははっきり言ったらこの町は住めない町になりますよ。住みづらい住めない町、こんなに住みづらいのならどこかあちらに行きましょうかと、そういうまちづくりを今やっているということになるのですけれど。

何回も聞くのですけれど、広域についてどのようにお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

今のこの条例の改正の部分につきましては、これは2号被保険者の全国ベースの基準で、これだけ上富良野は16年度より納めなければなりませんよということで、示される額を納めなければならない。これは、今、梨澤議員のおっしゃる1号被保険

者、町が定めている今平均で3,000円の基準の部分でなくて、これは町の努力で、安くする努力もすれば、また高くなるということでもありますけれども、ここの部分はそうではなくて、全国ベースで、全国の基準に基づいて上富良野町が負担しなければならない部分であります。これは、先ほどお話ありましたように、共済制度だとか社会保険制度だとかに入っている方々は、そのまま納めているわけありますから、国民健康保険に加入している方々の部分、2号被保険者の負担部分であるということ御理解をいただきたいと思えます。

広域につきましては、いつも申し上げておりますように、この広域の部分の対応につきましては別件でありますけれども、今、上富良野町は3,000円と、よその地域は3,000円より高いと。上富良野がこれに対応すれば、この介護保険料はどういう数字になるかわからないけれども、上富良野は3,000円、中富良野は3,000円以上、南富良野は3,000円以上、占冠は3,000円以上と、富良野市が今3,400円ということありますから、今、沿線5市町村の中で3,000円という金額が一番安い金額です。広域でやれば、これはもっと上げなければならない。上富良野町民の御負担を多くしなければならない、そういう状況に現状ではあると。

ただ、介護保険制度の事務事業だとか認定事業だとか、そういった部分については、これは広域で推進を現状もしておりますので、これはより一層すべきであるというふうに思っています。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） これは大きな問題なのです。広域でもってやりませんかという、これは大前提になっているのでありまして、町長の言うように介護保険、よそはうちより高いですよという、そういう話にはならないのですよ。そんなことを言っていたら、お前のところは随分金持ちだねというようなことで、じゃあ別だねというような形になってしまうのです。

ところが、今の流れはそうではないのですよ。そのところを町長は考えて、我々にそれをお答えをしていただきたいということを言っているのですよ。ただ単に、数字並べるぐらいだったら課長にお聞きしますよ。そうではなくて、これはどのようになっていくのであろうかという、そういうところを私はお聞きしているのですが、いかがですか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきますが、私の考えとしては、広域行政の推進は図るべきであるという考え方を持つ

ておりますが、その広域行政の推進を図ることによって、上富良野町町民に多くの負担をふやす、そういう部分の広域行政については、やはり一考を要しとどまるべきであるという認識を持っておりません。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第22号の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、議案第22号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第24号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第24号上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） ただいま上程いただきました議案第24号上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明いたします。

本条例は、町内に企業の誘致を図ることを目的に、固定資産税の課税の免除など、利子補給、雇用助成をおこなっているところでございますが、固定資産税の課税の免除等に当たりまして法律の改正がございまして、課税免除を行った場合の国からの交付税措置が廃止されたことから、町におきましても所要の改正を行うとともに、町の財政上から助成の率などの改正を行うものであります。

以下、議案を説明いたします。

議案第24号上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例。

上富良野町企業振興措置条例（昭和59年上富良野町条例第12号）の一部を次のように改正する。

まず、2条につきましては用語の定義についての改正であります。

従来の増設につきましては、当該工場等の建物を拡張することといたしておりましたが、技術の進歩により新製品の生産サイクルが早くなっていること、厳しい経営環境の中、工場を維持し雇用確保していくためには、既存の工場内において製造設備の入れかえを行い、新製品の製造を行う方法が多く

なってくることから、増設の用語の意義中、「又は当該工場等内に新たな製造に伴う生産設備を設ける」に改めるものであります。

第4条第1項につきましては、国の法律改正により、低開発地域工業開発促進法の課税免除の適用となる工場を削除しまして、あわせて条文を整理するものでございます。

第2項第3項につきましては、固定資産税の3年間、全額免除を免除と助成（一部または全部）に変更し、あわせて「免除」を「免除等」へ関係条文を整理するものであります。

また、固定資産税助成の率を「全額」から「2分の1以内」に改めるものであります。

なお、小規模事業者の生産設備に対します固定資産税の助成は、従来と同じであります。

附則。

1、施行期日。

平成16年4月1日から施行するものでございます。

2は、現に改正前の条例の規定により、工場等の指定を受け、課税の免除等の助成措置を受けているものは従前の例による経過規定でございまして、

以上、説明といたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今回の条例の改正という点では、企業誘致にかかわって、町が一人でも多くの雇用者を生みたいという形の中で、企業誘致条例がつけられました。

そこでお伺いしたいのは、今の経済事情の中で、いわゆる財政の削減等が言われております。そういう中で、今回また新たに工場拡張というよりは生産ラインを増設するための軽減措置をとるということ、それに対する補助措置を設けたいということですが、お伺いしたのは、今回これに該当する企業というのは、どこで何社あるのか、また、それに必要な見込額はどのようになっているのか、この点お伺いしたいと思います。

次に、こういう経済事情で、やはり削減ということであって、もう既にこれ以外にも応分のそれなりの財政措置、企業誘致のための措置がとられております。そういう意味では、会社も確かに厳しい面もあるのかもしれませんが、もうここまで来ましたら一定の自立で、みずからこの設備投資をするという部分があっても、私はしかるべきだというふうに思いますが、この点についてどのようにお考えなの

か。まだまだ生活基盤、いわゆる生産基盤が弱いからという形だと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 9番米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

町も財政状況も厳しい中、今回、全額の助成から半分の2分の1に固定資産の助成の部分を改めるといってございます。今後、この条例に適用されるような企業についての御質問でございますけれども、今、情報で承知しているのが、電子部品の製造を行う1社がこれに該当してくるのかなというふうに考えております。

なお、雇用については、条例では3人以上ということでございますので、これが適用になると3名以上の新たな雇用が確保されるものというふうに考えております。

それから、会社みずから、もうそろそろこういったことを自賄いできるのではないかというふうな御質問だったと思いますけれども、今、町にございますこれらの工場につきましては、資本金が3億円未満の中小企業でございます、経営的にも国内生産ということでございますので、非常にコスト的なものを抑えながら会社を運営している中であって、その工場拡張だとか生産ラインの更新につきましても、相当な判断というのですか、そういったことが求められておまして、これらの一部を、こういった形で町が助成を図ることによりまして雇用の安定、それから町の経済への関与が大きくなっていくものというふうに期待をいたしているところでございまして、今回のこういった措置につきましても、また工場のこういった生産ラインの整備につきましても、もう数社もあることでございますので、これらが改正になることによって、それらの工場についてもこういったことで町の経済の方に、活性化の方にかかわってくるものというふうに期待をいたしているところでございます。

以上でございます。

済みません、答弁漏れがございました。

見込み金額でございますけれども、今のところ約6,000万ぐらいの設備投資というふうにお聞きしておりますけれども、まだこれは聞いているということで御承知おきください。

以上でございます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） いずれにいたしましても、住民にもそれなりの負担を求めるといって形の中で行政が進めております。そういう意味では、私はこう

いう企業というのは一定の力も持っていて、それ以下の中小業者というのは上富良野町にもたくさんあるわけですよ。そういう意味では、確かに他の条例等があって、優遇されているといえばそれなりかもしれませんが、なかなかそれすら使えないという今経済事情があります。

そういうことを考えたときに、公平負担の原則でいえば、税の使い方でも不均衡が生まれるのではないかと。この間の融雪剤の問題でも同じですよ。こういう問題を放置して、一方でこういう問題をどんどんどんどん進めると、人員確保、雇用の確保という立場で、そこに問題が私あると思うのです。

やはり私は、今回の条例に至っても、一定の企業誘致にかかわって、前段申し上げましたが進出した場合の補助、いろいろな固定資産の免除等があるわけですから、もうこういった部分で十分です。これ以上のことはしなくてもいいと思います。そういうお金があったら、上富良野町のいろいろな条例があるけれども、その使えないところに新たな条例を設けてカバーできるような政策展開をするとか、そういうお金の生きた使い道をもっと私はやるべきだというふうに思いますので、町長はこれにかかわって、また新たな設備投資が生まれれば、またこれに該当することは出るわけですから、町長はこの点どのようにお考えですか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

米沢議員と私の考え方がまるっきり違うのかなというふうにお聞きいたしておりましたが、冒頭、議員も御発言いただいたように、このことによって地域の雇用の促進等々、地域の活性化に寄与していただいているということは現実でございます。

企業誘致というよりも、今はもう誘致対応が不得ないというような難しい課題でありますので、条例は、昔は企業誘致条例でありましたけれども、これは改正されまして、表題のように企業振興措置条例ということで、その既存の企業、あるいは新規の企業等々が雇用促進を図るということのを助長するための対応を進めさせていただいているところでありますが、議員御発言にありましたように非常に厳しい経済情勢の中で、この減額処置を御提案する議案でもございますし、一方では、設備投資はしなくても、固定の部分の増設はしなくても事業拡大によって雇用の促進を図るといって部分に対する対応をということで、条例の改正を御提案させていただいているところであります。

将来的には、議員も御発言にあるように、財政状況を見極めながら、応分にこの部分も手直し、見

直し等々を図っていかなければならない時期が来るのかなというふうには認識しておりますが、現状では、この地域活性化の効果を期待しているところでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 基本的にこの条例改正案については賛成を、理解の仕方をしておりますけれども。

一つは今回6,000万ぐらいの設備投資というふうなことでございますけれども、この企業からうちの企業振興措置条例の中で、こういう部分がないけれどもどうなのかというような要請を受けてということは、そこにやはり何人か上富良野町から雇用されているわけですから、そうすると、その製造ラインのコストが上がらない新たなコストを生み出す、言うならば製造ラインをつくる、それがなければ場合によっては企業として別なところか、そのラインの仕事はなくなるかというような状況も、ある点も含めてこのことを、生産設備ということで条例改正に入れたのかどうかということで、お尋ねをしたいと思ひます。

それから、僕、この企業振興措置条例のこれを見ていて、今の第8号の増設のところ、当該工場等の敷地に隣接する町内の土地というようなことがあるのですね。極端に言えば、今ここでつくっていたけれども、もう一つ工場をつくりたいということになると、隣接していなかったらだめだということになるだろうし、それからもう一つは宿舎の関係、これは第6号の工場等で、抱える工場施設及び宿舎の総称をいうということになると、将来的にどこかに宿舎をあれするということになると、これも改めて、土地に隣接をしていなければだめだというこの条文からいえば理解をするのですけれども、その点の見解を確認をいたしたいと思ひます。

それからもう1点、今、新たな企業ではなくて、製造ラインをすると6,000万投資、そこで上富良野町の町民が何人、今雇用されているか。言うならば、私はこの条例でいえば年間1人15万、町が補助をするということになっていきますから、そうすると、その製造ラインがもしなくなればどうなるかという心配もあって、この条例に生産設備というものを入れたということの理解をしていくと、今何人おられてということで、雇用人員を確認したいと思ひます。

議長（中川一男君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 11番中村議員の1点目の御質問にお答えいたします。

企業からそういった要望が具体的にあったのかと

ということの御質問だったかと思ひますけれども、先ほど申し上げましたとおり、特に電子部品等の製造におきましては、技術革新が顕著でございまして、例を挙げれば、今までブラウン管の製造をやっていたのですが、近年、そのブラウン管というものの使用がほとんど国外的には需用がなくて、そういった生産ラインも中止せざるを得ないというようなことで、それにかわる新しい製造を模索しなければならぬということ、それらがなければ工場の維持が難しいということで、工場におきましてはそういった研究を進めて、新しい技術を開発して、その増産に向けて雇用の確保、工場の経営安定を目指しているといったことから今回の御提案となったわけでございます。

それから、2点目のラインでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、先ほどの例のように新しいそういった技術のものをつくっていかねば工場が維持・管理できていかないと、製造部門の工場におきましてはそういった実態がござい

ます。それから、今この工場において雇用されている人数の実態でございますけれども、これは新しく補助を受けようとする企業ではございませんけれども、同じような企業で、今、電子企業では、ことしの雇用助成となった対象でございます。これは、町民として1年以上住んでいただいて、町民税を納めている方にとっての雇用でございますけれども、北光電子さんにおきましては、22名の雇用助成を15年度において支出したところでございます。

以上でございます。

済みません、それから工場の増設、それから宿舎等に関しての、同一敷地でなければだめなのかということでございますけれども、工場等におきましては敷地が同一でなくても、AとBとに離れていてもいいということになりますし、それから宿舎につきましても、工場と離れていてもそれは対象となるということで理解しております。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 皆さん方は条例をつくるベテランだからと思ひますけれども、現実に今、同僚議員が質問したときに6,000万ぐらいのあれだということになると、何か今、条例改正をして、すぐにこういう形が出てくるということになると、企業側からそういう要請とはいわないけれども、この場合はどうなのかというあれがあって、ああ、それであれば確かにそうなんだなという形になったのではないかという気持ちがあるのです。

ただ、今22名雇用されているこの製造ラインがコストがダウンすると、リストラの件数も、あるいは

はそういうことも含めて、やはりこの22人の皆さん方の雇用維持をということも含めて考えられたのかなという気がするのです。

それからもう1点、第6号に、前5号ということで前後が従業員の宿舎なのです。それで、その次の工場等の中に工場施設、宿舎の総称を言うということになっているのですよ。そうすると、第8号という工場等というのは、今、課長の言う答弁とは、この条例を条文ごとに見ていけばそうならないですか。工場等を増設する場合は、あくまで敷地に接するところということになっています。ですから、私は工場はこっちで、宿舎はこっちでというケースが、工場はここから離れたところ、それから宿舎は町の中心街のところか生活圏が便利なところというのが一般的な常識だけど、ここでいう工場等となっているから、この条例をそのまま読めばそういう理解になるのかなと。そういうことであれば、私はやはり今言う生産設備をというこれからの時代ということで書いたのなら、これらももうちょっと精査をして、きちっとだれが見てもああそうなのかとわかるような条例に、条文にすべきではないかという意見でございます。

以上です。

議長（中川一男君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 工場の敷地、それから宿舎の敷地に関しての御質問でございますが、議員御質問のとおり、宿舎については通常の実態から申し上げまして、やはり生活圏の中の方にあるべきものということで、この改正のときにおきましても、考え方といたしましてはそういったことで、工場とは別々に設置されるものというふうなことも前提としております。

それから、工場を増設する場合に同じ敷地でなければダメかということでございますけれども、それにつきましても先ほど申し上げましたとおり、別々にあっても構わないということで御理解いただきたいと存じます。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

条例制定の条文の読み方について、非常に惑わすという点がございます。その点、基本的に状況がこの条例におきまして、過去、経緯をたどってきてございまして、今御指摘のあるような中で、なかなか読みづらいと、明確でないという点がございまして、そういう点につきましても、今後はわかるような形で整備をさせていただきたいというふうに思いますので、今御指摘にありましたとおり、宿舎等に

つきましても、こういう小さな町なものですから、企業がそういう目先に出てきた場合に、この条例の中でどう対応できるのかなということで対応してきた経緯にございます。そういう中で、上富良野町に企業が進出してくることをいかに逃がさないかということも、この条例の趣旨にございます。そういう点で、できるだけ受け入れ態勢、誘致とはいきませんけれども、企業が積極的にこの町に入ってくる場合については、町としては確保していきたいという願いのもとに、この条例の経緯をたどってございます。

そういう中で、宿舎との関係についても、条文からいきますと、工場等の中で包含されますから、そうしますと、増設の場合については隣接でないとダメですよという制限を加えておりますから、この辺のところ不明確になっているということで、十分この辺のところを検討させていただきまして、整備をさせていただくということで御理解いただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 中村議員の雇用の関係でございますが、雇用につきましては当然、これがなければそういった雇用の部分がなくなってくるということで、議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 僕は条例の改正については理解をするということと、やはり課長の説明の中で、雇用はこうなのだと、生産ラインが古くなれば先ほど言ったようにリストラだとか、それからどこかへ行くかといろいろなあれがあるから、やはり雇用を促進していく、維持していく、それからやはり上富良野の経済の活性化のために必要なんだというようなことで言ってくればいいのだけれども、その前段がなかったものだから、ちょっと疑問を感じました。

それからもう1点、増設の関係で、敷地隣接ということがはっきり条例の中にうたわれているわけだから、そうすると、今、課長の答弁では、助役の答弁では理解をしたけれども、飛んでいてもいいんだよというようなことは、増設のこの項目の中には何も入っていないのですよ。あくまで隣接ということだから、やはりこれも、今、助役が答弁されて、今後、状況に合った形でということと、私が先ほど言いましたように、例えば工場はどこか土地の安いところで、山のところに持って行って、宿舎は町の中というケースは今後も起こりうるのだから、この条文からいえばやはり適切ではないなという気がする

もので、それは後の助役の答弁で理解をいたしましたので、よろしくお願ひいたします。

議長（中川一男君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 済みません、ちょっと1点確認の意味で質問いたします。

この第2条の生産の新たな造成というところではふやすと。それで、その下の方のところにおいては、免除を免除等をと、これは言ったら削減ということ、片一方はふやして、片一方は減らすということで、非常に判断が難しいと思うのですが、先ほど第2条のところがありました、新たな製造に伴う生産設備を設けるところに関して、新規雇用を3名新たに雇用するという条件がありましたが、それは非常にすばらしいことなのでございますが、一番懸念されるのが、先ほど例を挙げていただいたように、ブラウン管が必要なくなるということで、新たな製造ラインを設けるといことは、一般的に企業で設備投資をするということは、人減らしのためということが非常に多いのですが、既存の22名、この22名は別会社ですね、22名に対応するべく、現在の雇用というのはきちっと守られるのですか、それがまず1点目と、あともう一つ、例えばこれは企業振興条例ということで、もともとは誘致を目的ということで、助役、先ほど答弁されてはいるのですが、設備増資のところを新たに項目をふやして、それから固定資産税等々のところは、逆に課税額がふえるということに関しては、誘致の部分を促進するということには反するのではないかなということをちょっと1点疑問に感じたのですけれども、ちょっと教えてください。

議長（中川一男君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 12番金子議員の雇用についての御質問でございます。

先ほど例を挙げて、ブラウン管から撤退して新たな製品に製造を向かうということで、具体的には液晶の小さな部品をつくるということで、非常に特許的なものなどがございまして、生産上も驚異的にふやしていかなければ需要に追いつかないという状況でございまして、雇用についても従来の雇用プラス3人以上、当然、1人多いわけでございますが、3人以上の雇用は、従来の雇用プラス3人以上は雇用できるということでお聞きいたしてございます。

それから、固定資産税を2分の1に減額したことで、企業誘致の精神ということの部分で矛盾するのではないかなという御質問でございましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、国におきましては昭和38年に工業導入促進法というものの法律を掲げまして、地方におけます製造業に対します固定資産

税の助成措置を行ってきたということでございますけれども、もうそれも40年も経過して一定の工場としての体裁が全国的に整ったということで、今回その施政が外されたということでございます。

また、御承知のとおり、かかわる町の財政状況を見まして、非常に厳しいものがあるということと、今まで交付税措置をされたものが入ってこなくなるといったこともありまして、総合的に参酌いたしまして2分の1以下にするのが適当だろうということの判断で、今回の改正になったということで御承知おき願ひたいと存じます。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） これは企業振興ということで、条例というのはちょっとあれですけども、振興ということで、旭川の方では1市8町で、農業者プラス企業が一緒になって農業の活性化をやりましょうというようなことで、それに伴って何か生まれてくると思います。

それから、富良野は富良野でいろいろ努力している。中富は中富でけさの新聞に出ております西條をとっておりますね。そのほか、ゲームだとか温泉だとかということで。そのほか、燃料電池車のテストなんかをやっているのですね、中富富良野。上富良野あたりは、十勝岳を持っているからテストなんかには最適どころなのです。なぜ、上富良野にそういうのは来ないのか、町長は努力しているのかなと私思うのですよ。公用車を使ってどんどんやっていただきたいなというふうに思います。

特に、燃料電池というのは、けさNHKでもやっていたけれども、コンビニあたりにいずれ入ってくるのではないかなと、そのへんでもって企業関係、見通しとか町長の努力をお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 梨澤議員の御質問にお答えさせていただきますが、私も中富富良野の燃料電池の報道を見て、いつこういうことがという認識をしたところでありまして、今議員が御質問にありましたように、新たな分野で地域の活性化を図っていくと。そのためには、新しいものの導入と、また地域みずからが力を込めて興し上げてくるいろいろな事業展開というような部分も対応しながら、その地域の活性化を促していかなければならないというふうに思っているところでありまして、今、現状におきましては、他からの誘導、他からの誘致等々については、現在の経済情勢の中ではなかなか難しい。要は、地域がいかにそれぞれの発想のもとで新たな事業を展開していく、新たな政策の展開をして

いく、そういったことに対して行政とともに努めていくことが重要なというふう認識をいたし、今後もそういった助長に向かって努めていきたいというふう思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） ほかになければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第24号を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、議案第24号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第25号

議長（中川一男君） 日程第7 議案第25号上富良野町自転車駐車場の管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） ただいま上程いただきました議案第25号上富良野町自転車駐車場の管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を御説明いたします。

本条例は、財団法人日本自転車普及協会から使用貸借を受けて管理を行ってまいりました上富良野町自転車駐車場は、平成9年12月30日から、町が協会との上富良野町自転車駐車場施設使用貸借契約書に基づき管理を行ってまいりました。

平成15年12月29日をもって、その貸借期間が終了し、町に無償譲渡されることから、当該施設の設置及び管理を含めて、関係する条文を整理するものでございます。

以下、議案を説明いたします。

議案第25号上富良野町自転車駐車場の管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町自転車駐車場の管理に関する条例（平成9年上富良野町条例第15号）の一部を次のように改正する。

まず1点目は、条例の題名の変更でございます。

「上富良野町自転車駐車場の管理に関する条例」を「上富良野町自転車駐車場条例」に改めるものでございます。

2点目といたしまして、目的規定の整備と自転車駐車場の略称名を「駐車場」から「駐輪場」に改めるものでございます。

第3点目は、行為の制限と許可申請にかかわる条の新設でございます。

駐輪場の目的に支障を及ぼさない範囲内での使用ができることに改めるものでございます。

4点目は、この使用許可にかかわりまして、条例に違反、不正や駐輪場の使用に支障が生じた場合におけます許可の取り消し、条件変更、現状回復などの規定を定めるものでございます。

5点目は、駐輪場以外の使用に関する場合の使用料と免除及び既に納付した使用料の不還付並びに町長が特に必要と認めた場合には、一部全部を還付することができることなどについて定めるものでございます。

なお、別表の使用料につきましては、既に御高覧をいただいたものと思っておりますので、説明を省略いたします。

附則。

施行日は、平成16年4月1日からとするものでございます。

以上、説明といたします。御審議くださいまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第28号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第28号しるがね土地改良区償還事業円滑化資金融資条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） ただいま上程いただきました議案第28号しるがね土地改良区償還事業円滑化資金融資条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国営しるがね土地改良事業につきましては、平成14年度をもちまして終了したところではございますが、事業負担金の一括償還に当たって、その財源をしるがね土地改良区におきまして、北海道信用農

業協同組合連合会から借り入れをおこなっており、その償還を円滑に進めるため、町は当該償還に必要な資金をしろがね土地改良区に融資しようとするものでございます。

なお、今年度の融資額につきましては88万8,000円を予定してございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第28号しろがね土地改良区償還事業円滑化資金融資条例。

第1条につきましては、その目的を掲げておりません。

第2条につきましては、融資の対象者を改良区とするものでございます。

第3条につきましては、融資の対象資金で、改良区が信連より行う負担金の一括償還にかかる借入金償還資金とするものでございます。

第4条につきましては、融資の申し込み及び決定について定めるものでございます。

第5条につきましては、融資の額を定めるものでございます。

第6条につきましては、融資の条件を定めてございます。

第7条につきましては、融資金の返還について定めるものでございます。

第8条につきましては、融資する資金の用途に関して、報告を求めるものでございます。

第9条、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、融資の開始は平成16年4月1日以降の日とする。

以上、説明といたします。御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 確認をしておきたいと思うのでありますが、1年以内に融資をして返ってくるということだろうと思うのですが、まずその第1点、この融資に当たって、いわゆる補償があるのかどうかという部分を1点。

それからもう1点目は、この融資が1年以内に返済がなされなかった場合にどう考えておられるのかということが2点目です。

それから、一応基本的には全部集めて、町の借り入れている部分も含めて、一括年度年度返済すると思うのですが、毎年毎年こういう情報が出てくるの

かどうか、それとも一時つなぎとしての状況だと、必ず回収していけるのかという前提があるならばいいのですけれども、そういう前提がない恐れが将来、絶対とは言い切れないと思うのですけれども、そこら辺どう受けとめておられるのか、この3点について御質問したいと思います。

議長（中川一男君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 西村議員の御質問にお答えをします。

この条例の背景にありますのは、既に異動されている方の事業の償還金でございます。しかし、土地が担保されてございますので、それらを売買、流動化によりまして、基本的にこの事業負担金に充てたいというふうに考えてございます。

現在、これも以前から御説明申し上げてございませぬけれども、既に29戸の方がこの事業の後に離農されてございます。そのうち14戸につきましては、もう昨年度、15年度の償還に応じてくれますし、残り14戸につきましては、現在3月末までには流動化がかなり進むと。100%とはいきませぬけれども、私の見る範囲では5件程度が残るのかなというふうに理解をしてございます。それら5件の中身につきましては、土地の所有者の志望がありますので、権利関係の調整をして、これらを調整してそれに充てるということになりませぬけれども、そういう状況もございませぬ。

昨年、債務負担行為をいただきまして、議決をいただきまして、これらの回収に当たっているところでございませぬけれども、損失が出ないような方法で、何とか土地を売買、集積化しまして、これらの負担金に充てたいということで考えてございます。

そのための改良区におきましては、できたばかりの改良区でございますので、なかなか金融機関から融資を受けるにしても難しい状況になってございませぬ。そういうことから、つなぎ資金的な要素で対応したいと。これにつきましても年度内回収、1度融資をし年度末には回収をしたいという考えでございませぬ。

補償についてはございませぬ。

議長（中川一男君） 17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 今、補償がないということで、確かに離農者を含めた中でそういう問題があるというのは、私も前所管だったのでからわかるのですけれども、そういう中で、非常に町は苦しい思いをしながら最善の優遇策を、町長やはり決断されたと思うのです。

そういう中で、しろがね改良区がどれだけの努力をしていってくれるのかどうか、これからの問題ですけれども、そういう部分で非常に見えないと、回

収できないから頼むわと。町は、やはり責任がありますから、こういう処置をとらざるを得ないと思うのですよ、僕は。

そのものに対して、しろがね改良区として、責任のある部分はどこなのだというのが全然ない。今、課長言われるように補償もしないと。富良野改良区は、借りたら役員全員判子を押して責任を持つのですよ。そんな88万ではないですから、何十億の金をやるのですから。ことしも春、14億も借りているのですよ、富良野農協から。全部押しているのですよ、役員。大変な作業です。

ところが、町が最終的に責任しているからといって、しろがね改良区の役員に責任がないかといったら、僕は違うと思うのです。集めて、きちっと町と一緒に返済していくという責任があると思うのですよね。それを、町がかぶっていくというのは、僕は非常に無責任だと思う。

それともう1点は、補償がないということで、いろいろな事情で決断されると思うのですが、私が心配するのは、今88万で何とか1年で回収されますよといいながらも、これがいつまでも滞っていつて88万では困るのですよね。88万が60万なり40万なり減っていくならいいのですよ。そういう努力を、しろがね改良区にしてもらわなければ困る。そういう部分で、私は補償をつけているのかということ聞いたのですけれども、なされてないと。では、しろがね改良区として、どういう考え方をして88万を町として融資するという事になったのかどうか、そこら辺の打ち合わせはあったと思うのですけれども、非常に町は弱い部分があるものですから、そこをいつもつかれて仕方がないという部分が僕はあるという気がするのですけれども、こういう情勢の中で、いろいろな住民負担を今条例改革も出ていましたけれども、出てくるという中では、僕はもう少し求めるものは求めていってもいいと思うのですよね。

当初言っていた約束は、10%が6.何ぼになったときの決断でも、3億何ぼの金を負担しているわけですよ。増になってしまったわけですよ。これは町長、ものすごい苦しかったと思うのですよ。じゃあ説明を、いわゆる行政責任というものがありますからね、過去の経緯にさかのぼって、そういう部分では、事業を受けて一番恩恵を受けるのはしろがね改良区の組合員ですから、それを維持してやっていこうというのが、今しろがね改良区ですから、当然その事業をして恩恵を受けているところに責任があると思うのですよ。やはり、その責任が何も無いというのは僕はちょっと、ここで理事者側に言っても限界はあると思うのですけれども、そこら辺どう

考えておられるか、町長にお考えを伺いたいと思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 西村議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

背景的には何回か申し上げているところでございますけれども、一番は30年間も事業を続けてきたという経緯の中から、大きな課題が生じているという点が1点ございます。

それからまた、2点目といたしましては、町が地方負担額として国に補償しなければいけないという、そういう流れになってございます。

また、そういう中で、新しい土地改良区の制度を起こした中で、受益者負担の軽減という措置をとってきた経緯にございます。

そういう中で、新しい土地改良区にその基盤ができてございませんから、極めて責任をという面につきましては、非常に難しい点がございます。そういう中で、議員が御指摘のとおり、最終的には町がその損失を補償していくという経緯になっている観点から、非常に町としては極めて厳しい状況の中で対応をせざるを得ないという中にございます。そういう点、町として特別な軽減、3億何ぼをした段階におきましても、町としての考え方は改良区の方には、それなりにやはり、受益者の中につくられる会員に皆さんが最大限の努力をしていただくように申し上げているところでございます。

具体的には、償還対策の検討委員会、美瑛町もそうでございますが、そういう中で検討委員会を設けていただいて、その状況について償還がスムーズにいくような特例策を講じていただくような働きかけをしていただくという対応をさせていただきます。

現在も、まずこのしろがね事業の負担につきましては、土地について回るわけでございますから、そういう面では土地の流動化を促進することが町の負担を、損失を和らげる大きな要素だというふうに思っておりますので、その点につきまして、ぜひその流動化が進むような対策につきまして、改良区ともども、町といたしましても、改良区にまかせるのではなくて、町ともどもそういう努力をしていかなければならないのではないかなというふうに思っておりますので、御趣旨のところは十分承知してございますので、そういう観点で今後、これらにつきましては、ここの融資条例の中におきましては年度内回収ということで、これにつきましても予算の中で毎年明らかにしていくという点も、趣旨もございまして、その点いろいろと課題が出てくることかと思っておりますけれども、いろいろな強い意見等もいただきながら対応していきたいというふうに考えており

ますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 理解はするのですよ。今、助役も課長も説明されたとおり、今29戸でしたか、この問題については早く処理しなければならないということでは僕も理解できるし、そこら辺のことも含めた中で流動化の予算もつけたのだらうと思うのですよ。

僕の心配するのは、それが解決されても、まだ組合に残って営農しているわけですから、この中からも出てくる可能性があるわけですね、将来。今のような融資の形をしておく、保証人もつけないわけですから、そうすると今度、営農しながら最後に払う金がしろがねで払えないと出てきたときに、また融資をしていかなければならなくなる。そういう心配があるものだから、しろがねの改良区の役員の責任はどこにあるのだと、努力しているのかと。しているとは思いますが、ですけれども不足をしたときに、行政も責任がありますから当然そういう道は考えるのですけれども、ではその努力はどのくらいかということが1点、僕は疑問に思うのですよ。

それともう一つは、今の29件を処理してどうしようかということで、とりあえずのものは解決されるけれども、やはり組合員として営農しているしろがね負担をしょっている組合員の中に滞ってくる方も出てくる可能性があるわけですから、心配なければいいのですけれども、可能性としてはあると。

そのときに、こういう融資の補充の仕方をしていって、果たしてきちっと毎年毎年完済されるのかといたら、そういう保証はないわけですよ。ですから、そういう部分で役員としての、しろがねの改良区の執行者としての責任は、僕は出てくるだろうと思うし、そういう自覚を持ってやってもらわなければならないですよ。当面はいいですよ、今の離農者とか志望者もいて、29件の責任は僕はやはりまだ町に大きく処理していかなければならないという部分の基本的なものはあると思うのですけれども。ですから、そういう面で行くと、やはりきちっと補償なり手続をしていくということ。

それともう一つは、こういう形をとるよりも、既に借り入れたお金の責任を持っているわけですから、当然そういう形の継続をした方が僕はよかったですのではないかなという考え方をするのですよね。しろがね役員として借入れを起こしてくださいと、裏づけとしては町で保証しますよというスタイルをとって、やはりまず第一義的に役員にそういう責任を負って、持ってもらって努力してもらって、その中で、限界のところまで行政としてどう見るのかとい

うことになるのが僕はベターだと思う。

ところが、今のこの形で融資してしまうと、努力しないで、いや、集まらなかったわ、どうにもならなかったわと、何とか頼むわといったときに、全責任、町長がとらなければならない。その部分で、そういう方法をとっていいのかどうかといったら、今後だれが町長になるかはわかりませんが、そういうものの責任の手法が間違っていると、間違った中でそういった責任をとっていかなければならないという問題があるので、こういう方法がいいのかどうかということも含めて、来年度以降もこういう方式をとるのかどうか、これは条例であれすればそういうふうになってきますけれども、そこら辺も検討されたのかどうかということ、確認だけしておきたいと思うのですけれども。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番西村議員の御質問にお答えさせていただきますが、基本は、これはもうこのしろがね国営事業を償還できないときは、町が全部責任を負いますよという議決事項で、議会の議員の皆さん方の議決をいただいてスタートしている事業ということが前提でありますので、土地改良区も今、結成したばかりの土地改良区でございます、正直に申し上げて、出納における土地改良区の皆さん方の認識と、畑地帯における土地改良区のつくりあげた土地改良区としての認識、これは違う面がございます。

そして、これはある面では、町が償還しなければならない部分を、土地改良区がかわって対応しているという一部の認識もあるわけでありますが、これはもう基本的に、もう町が責任を負わなければいけない事業である。償還が、農家の皆さん方が払えない部分については、町が責任をもって払うのだよという前提になっているということが基礎にあるということで、今後もこれらについては、町が最大限の負担を強いられないような手法をとりながら取り進めていきたいというふうに思っておりますが、私も議員の御意見にありましたように、農地が流動化されて、今29戸という部分はもう決定的に対応されて、これはもう流動化を進めていくと。先ほどの課長の報告では、5件ほど残りそうだと。しかし、これは将来的に必ず流動化できます。流動化したときには、この償還額というのは土地改良法に基づく土地についているわけでありますから、償還はされるだろう。

ただ、議員の御意見にありましたように、離農しないで償還しない、これについては土地は売らないよと、経営はそのまましている、だけど払うお金がないから払えないよということで、この制度で今

度、償還まで取り進めていくわけでありますが、そういうときに、最終的にそれらの部分の残る部分が生じたとする懸念というのは大いにあります。

これらにつきましては、その後においても、この貸付金として町は対処していかなければならないというふうには思っておりますが、これらの部分についても、もとにあるのは町が償還の責任があるということにこのいろいろな課題があるということでありまして、これからの進める中において、営農を継続しながら償還できない部分については、行政としても営農指導を促進しながら償還していただくように努力をしていかなければならないというふうには思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたい。

また、土地改良区につきましても、これら土地改良区の付加金として対応しているところでありますから、議員御発言にありましたように、土地改良区としても応分の責任を果たしていただきながら償還に努力をしていただくと。

今回のこの29戸の分についても、土地改良区の皆さん方も、役員の皆さん方も鋭意努力をして回収に努めていただいているということでありまして、これからもそういった部分についての、土地改良区としての努力をお願いしていきたいというふうには思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 関連がありますので、ちょっとお聞きしたいのですが、まず29戸のうち14戸が決済されたということになっています。これはいいでしょう。それで14戸残っていると。あと残の14戸の残っている方が、実際は土地を売却して、言葉優しく言えば売却ですね、ところが、お金が全く足りないという場合において、これはあくまでも足りない分は町が負担をして、今、町長は町の責任があって負担しなければならんというようなことを言って、まあ、最後は本人にも責任があるのだと言いましたけれども、これは農家をやめて、日雇いなり、いろいろなことをやって、苦しい毎日の生活を送っている方が相当いると思うのです、この14戸の中では。その人たちがまったくそうなれば、払わなくても払えないときには町が全部それを払ってくれるのですか。これをちょっとお聞きしたい。今、町長、町の責任があると言いましたからね。それであるならば、いい話だなと。言えば管理してしまうんですよ。それをちょっと、農政課長聞かせて下さい。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 議員の御質問にお答え申し

上げたいと思います。

町が最終的に責任を持つというのは、受益者の皆さんがそれを払わなくてもいいという、そういう考え方ではございません。あくまでも、町長申し上げておりますとおり、土地に負担金がついて回りますから、当然その土地の財産価値という中で、町が最終的に判断をしなければならない。

今、改良区が付加金としてその負担金を徴収するわけでございますから、当然、強制執行なりもできるわけです。そのときに、その土地を担保としてもらう場合もあります。最終的に処分するというような、どうしても払えなくなって、破産だとかそういうことが生じてきた場合につきましては、その土地を公売に付するとかそういう中で金銭にかえる措置に切りかえなければいけない。そういう中で、初めて町がそこに損失が生じるのであれば、それを補っていきましますよということになりますので、初めから受益者の皆さんが、町が払ってくれるのだからこれを見なくてもいいのだという、そういうことではございませんので、その過程におきましては、当然いろいろな手続もとらなければいけないということで御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） それは、助役さんの言うのはもうよくわかっています。

ただ、今、土地がついて回るのだと。その土地は、例えば100万円だと。ところが、70万しか売れないと、もうどうにも。そうしたら、その30万円は、これは本人の負担になる。その本人はもう払えない状態になっているというのが、現状、この14戸の中にはありますよ、これ、私名簿を見みると。そうなったときに、これは町がやむを得ず負担をしていただけるものですかと聞いているのです。

あくまでも、その人の責任はありますよ。だけど何にもないところからはとれない、そうしたらどうやってとるの。毎日日雇い労働をしている方が大分いるんですよ。その人たちからこの負担金を取るうとしたって、やはり強制執行をかけるあれがあるんですか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

あくまでも土地になりますから、当然、改良区として付加金でございますから、強制執行をする形の、最終的にはそういうふうになります。

今、前段申し上げている中では、そういうことに至らないために、土地を流動化させるということが基本でございます。今、議員の御指摘の点、持って

いる人が、どうも相手が自分が100万で買ってほしいのだけれども、相手は70万しか用意されていないということで、そこに30万差が出てくるからどうしても買って欲しくないというような状況が生じて、なかなか流動化が進まないというのが出てくる点の御指摘かなと思うのです。

この辺は、やはりその土地の評価という点を十分参酌した中で、適正な価格として流動化させるということ、このいろいろな中で協力体制をとってやっていかなければいけないのだらうと思います。

買う側につきましても、このしろがねの負担がこういうふうについているよということの理解をもってやっていかないと、なかなかそういう理解をいただいた中で買い求めてもらうような措置をしていかないと、これはなかなか進んでいきません。

今、言ったように、そういう面では非常に売り手、買い手の中で差が生じている点で滞る面が中にはあると思います。今、担当課長が申し上げましたとおり、この事業の性格からいたしまして、そういう点では改良区の方におきましても、流動化のための対応のために、役員の皆さんが調整というか、そういう中に入って調整をされているということで、そういう努力をされているということで御理解を賜っておきたいと思います。

あくまで、土地は逃げないですので、支払い能力がある人に移っていくということ、町としてはその流動化の期待をかけていることですので、そういう面で、単に困ったから払わないでもいいということではないということで御理解いただきたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 他になければ、これをもって質疑・討論を終了いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時05分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第29号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第29号上富良野町営農改善資金融資条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） ただいま上程いただきました議案第29号上富良野町営農改善資金融資条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

営農改善資金の融資につきましては、第4次上富良野町農業振興計画に基づき、平成11年度から平成15年度まで農業者に融資を行い、その効果を上げてきたところでございますが、新たに作成する第5次農業振興計画、平成16年から平成20年度でございまして、ここにおきましても農業奨励策を積極的に実践する農業者を支援し、農業経営の安定を図るため、条例の融資対象年度を延長するよう改正しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第29号上富良野町営農改善資金融資条例の一部を改正する条例。

上富良野町営農改善資金融資条例（平成6年上富良野町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「平成11年度から平成15年度まで」を「平成16年度から平成20年度まで」に改める。

附則。

1、この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2、この条例の施行前に、この条例による改正前の上富良野町営農改善資金融資条例に基づき融資の申し込みをした営農改善資金については、なお従前の例による。

以上、説明といたします。御審議をいただき、議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

た。

日程第10 議案第33号

議長（中川一男君） 日程第10 議案第33号
上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） ただいま上程いた
だきました議案第33号上富良野町パークゴルフ場
の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

改正の趣旨であります。パークゴルフ場の運営
につきましては、町民の心身の健康と福祉の増進を
図ることを目的に、昨年オープンから終了するまで
190日間で約4万1,400人の方々に利用いた
だき、大変好評をいただいたところであります。

しかし、1シーズンが経過した中で、利用者から
利便性への配慮が足りないなどの御意見もいただき
ました。このようなことから、利用者に対する利便
性を配慮するとともに、受付等の事務処理の簡素化
と、さらに商業者の活性化のための戦略試行といた
しまして、パークゴルフ場内に利用の支障のない範
囲で出店を許可するため、本条例の一部を改正する
ものであります。

以下、条文を要約して説明させていただきます。

議案第33号上富良野町パークゴルフ場の設置及
び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関す
る条例（平成14年上富良野町条例第18号）の一
部を次のように改正する。

第4条第2号中「別表」を「別表1」に改めるも
ので、別表の裏面の1をごらんいただきます。

利用料金の範囲ですが、「1回の入場につき」を
「1日券」に改め、町外者に対し回数券（15枚）
4,500円以内、シーズン券1万5,000円以内
を追加し、団体料を削除するものであります。

前のページに戻っていただきまして、第8条を第
16条とし、第7条中「利用者」を「利用者及び使
用者」に改め、同条を第15条とするものであり
ます。

また、第6条の次に第7条から第14条まで、8
つの条項を加えるものであります。

第7条は、パークゴルフ場に支障のない範囲で出
店等を許可すると定めるものであります。

第8条は、許可に伴う使用料を設定し、納付する
ことを定めるものであります。

裏面の別表2をごらんいただきます。

許可による使用料は、単位として面積を1平方
メートルとし、期間1月を1,575円とし、1日
を84円と定めるものであります。

前のページに戻っていただきまして、第9条は、
使用料の減免を定めるものであります。

第10条は、納付された使用料を還付することを
定めるものであります。

第11条は、特別の設備をするときは、許可申請
にあわせて許可を受けることを定めるものであり
ます。

第12条は、許可を受けて設置した設備の撤去を
定めるものであります。

第13条は、使用の許可の取り消しを定めるもの
であります。

裏面をごらんいただきます。

第14条は、原状回復の義務を定めるものであり
ます。

附則。

この条例は、平成16年4月1日から施行するも
のでございます。

以上で説明といたします。御審議賜りまして議決
いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 第12条の点についてお伺
いいたしますが、いわゆる売店等の出店に当たっ
て、設置し終わった後の撤去の問題という形になる
のかと思いますが、現行では設置費用等がかなりか
かると。終わった後については、日の出公園とは
違った形で、冬期間閉鎖という形になるかというふ
うに思いますが、そこら辺の臨時売店の扱いという
形の中で、若干いろいろな矛盾点もあるのではない
かというふうに思います。

確かに、商業者の活性化ということで設置する
ということであれば、ある程度リスクも伴うものか
もしれませんが、そうしょっちゅう、毎年また設置
して、また閉じて撤去をするということになれば、
それなりの負担も伴うのではないかなというふうに
思いますし、そこら辺のものの考え方についてどう
いうふうに考えておられるのか、この点について伺
いたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 9番米沢議員の御
質問にお答え申し上げます。

工作物の関係でございますけれども、基本といた
しましてはシーズン中ということで考えてございま
して、永久的ということでは考えてございません。

それで、通常の工作物といたしまして、店頭だとかいす、それから簡単なプレハブということをごさ
いまして、規則でも定めてごさいますけれども、
シーズンが終わりましたら撤去していただくとい
うことで考えてごさいます。

以上でごさいます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そういう条例の仕組みだとい
えばそういうふうになるのだらうと思いますが、
ある程度やはり業を営むということであれば、それ
なりのコストも当然かかるし、負担しなければなら
ないということもわかるのですが、やはり絶えずそ
ういう形で撤去を繰り返すということであれば、あ
らかじめ常設された中で何らかの方策というのがな
いのかと。

もしも、私が出店をした場合、毎年撤去しなけれ
ばならないということになって、そう大きくないとい
うプレハブですから、そう急もかからないとは思
うのですが、しかし一方で負担もかさむというこ
とで、商業の活性化ということがうたい文句である
のだったら、そういった若干の負担の軽減も考えら
れる必要があるのではないかというふうに、素朴な考
えでありますので、もう一度確認しておきたいと思
います。

議長（中川一男君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 工作物のコストの
関係でごさいますけれども、今、私ども考えている
ものにつきましては、できるだけテント等、設備投
資がかからないようなことで想定していますので、
それらにつきましても許可条件の中で撤去して
いただくような形で、もし出店があれば協議したいとい
うふうにして考えてごさいます。

以上でごさいます。

議長（中川一男君） 16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） ちょっとお聞きしたいの
ですけれども、実際にそういった店だとかを出す場
合には、場所はあるのかどうかのなと思って。駐
車場はあるのだらうけれども、駐車場へそういうも
のが実際にできるのかどうか、ちょっとお聞きし
たいなと思います。

議長（中川一男君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 16番渡部議員の
御質問にお答え申し上げます。

実際に場所ということでの質問でごさいますけれ
ども、パークゴルフ場につきましては、一つの目的
をもって当初から設置しているところでごさいま
して、大きなテント、大きなプレハブということの考
えは想定しておりませんけれども、今考えていると
ころといたしまして、管理棟の基線の道路の管理棟

側に幅7メートル、奥行き5メートル程度のス
ペースがごさいますので、そこに出店していただくとい
うことの想定をしているところでごさいます。

以上でごさいます。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） これは条例ということで、
全町パークゴルフ大会ということで、教育委員会が
住民会に対抗をやっていただいて、それを目標に住
民会内のパークゴルフ大会とか、それから町内会
のパークゴルフ大会ということをやっていくよ
うになると思うのですよ。また、やりたいと思
っていますし。

そうすると、これは条例で、減免ということに
ついて、これは団体はなくなったのですよね。そ
の辺のところ、規則で決められているのか、どの
ようにお考えになっているのか、お聞かせいた
だきたいと思
います。

議長（中川一男君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 教育委員会が
主催する大会、それから体育協会だとかそれら
が開催する教室等につきましては、規則の中
で減免という形で制定してごさいます。

住民会の大会につきましても、うちの町が
主催する大会ということで減免措置を設けて
いるところでごさいます。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） ちょっと確認します
けれども、町がやる住民会の全町の大会とい
うことは、これは当然だから別格です。そう
ではなくて、旭住民会で住民会内の大会を
やりましょう。それから、旭町3丁目の
町内会の大会をやりましょう。それで、
前は20名以上なら団体ですよという特
典があったのですよ。それをお尋ねして
いるのです。そういうところで減免は
されるのでしょうかということ
です。

議長（中川一男君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 今の単
独の町内住民会の大会でごさいます
けれども、これにつきましては減免を
設けていないところでごさいます。
運営基準にも定めておりまして、
たまたま町が主催する大会につ
きましては、減免を設けている
ところでごさいます。

議長（中川一男君） 他にごさ
いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、
これをもって質疑、討論を終
了いたします。

これより、議案第33号を採決
いたします。

本件は、原案のとおり決す
ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第11 議案第35号

議長(中川一男君) 日程第11 議案第35号
上富良野町財政調整基金の一部支消の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田浦孝道君) ただいま上程されました議案第35号上富良野町財政調整基金の一部支消の件につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

平成16年度一般会計の予算におきましては、国の三位一体改革により、自由に使うことのできる一般財源が大幅に削減される中で、合併浄化槽及び道路や町営住宅などの住民生活に深く関連する施設の継続的な整備の実現や学校を初め社会教育施設などの改善に多額の経費を必要としております。

これらの具現化に向けた最終的な財源の調整といたしまして、基金の一部を取り崩しする必要から、上富良野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第35号上富良野町財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、1億8,000万円。

2、使用目的、多額の経費を必要とする特別な建設財源及び施設の更新、改善の財源に充当するため。

3、使用年度、平成16年度。

以上、説明といたします。お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) この財政調整基金ですけれども、現在幾らあって、この1億8,000万差し引くと幾らの残高となりますか。まずお答えをお願いします。

議長(中川一男君) 収入役、答弁。

収入役(樋口康信君) 3番岩崎議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

財政調整基金でございますけれども、今現在高は4億9,166万円でございます。そのうち、15年度で1億円の減額になります。そして、また15年度で、今予算で積み立てがあるのが1億円ということで、それをまたプラスしますと4億9,177万円になるところでございます。

それで、また16年度で1億8,000万円の支消を考えてございますので、16年度末になりますと3億1,100万円程度となるところでございます。

議長(中川一男君) 3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) そういったことで、1億8,000万支消していくということになりますと、今後どんどん調整基金が減っていくわけですが、15年度でも積み立てたということがございます。

今後の見通しとしては、必要なお金は使っていかなければならないわけですが、改善財源として、今後も充当する部分が予定としてあるのかどうか伺いたします。

議長(中川一男君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 3番岩崎議員の御質問にお答えしますが、財源の需要に応じまして、今までも基金の状況に配慮しながら取り崩しをしてまいりました。

御案内のとおり、今、国の徴税財政の改革に伴いまして、非常に一般財源が減少する傾向をたどってございますが、今後も町におきましては、必要な行政事情にこたえるべく、最終段階におきましては、この基金の支消につきましても視野に入れ、町長が判断をするものと思っておりますが、いかなせん基金保有額につきましても減少する一途をたどってございませぬので、今まで申し上げますように、できる限り財政構造の改革をしつつ、需要に応じた対応をしていくということが町の基本となっております。

議長(中川一男君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12 議案第36号

議長（中川一男君） 日程第12 議案第36号
上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の
件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程され
ました議案第36号上富良野町国民健康保険財政調
整基金の一部支消の件につきまして、提案の要旨を
御説明申し上げます。

平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計に
おきまして、歳入財源であります国民健康保険税、
国庫支出金、調整交付金、保険基盤安定繰入金等
を見積もり、歳出の保険給付費に充当し予算の計上
をいたしておりましたが、なお不足する3,100万
円を財政調整基金から支消し、保険給付費に充てよ
うとするものであります。

なお、財政調整基金の当該支消後の予定残高は
4,070万円となる予定であります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第36号上富良野町国民健康保険財政調整基
金の一部支消の件。

上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部を次
により使用するため、上富良野町国民健康保険財政
調整基金条例第6条の規定により、議会の議決を求
める。

記。

1、支消金額、3,100万円。

2、使用目的、保険給付費に必要な財源に充当す
るため。

3、使用年度、平成16年度。

以上で説明といたします。御審議をいただきまし
て、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質
疑、討論を終了いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしまし
た。

日程第13 議案第38号及び

日程第14 議案第39号

議長（中川一男君） 日程第13 議案第38号
上富良野町道路線廃止の件、日程第14 議案第3
9号上富良野町道路線認定の件を一括して議題とい
たします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） ただいま上程いた
されました議案第38号並びに議案第39号につ
きまして、提案理由を御説明申し上げます。

参考資料といたしまして、道路網図を提出させ
ていただいております。

議案第38号と議案第39号の裏面、路線廃止及
び路線認定の表と道路網図をごらんいただきたい
と思います。

黒の上に青ラインが廃止路線で、同じく黒の上
に赤ラインが認定予定路線でございます。廃止路
線につきましては、市街地の図面の認定番号216番、
北1条仲通りにつきましては、地域住民の日常生
活に利用されており、公共下水道も整備済みであ
ることから、終点の位置が変わることによるもの
でございます。この路線につきましては、延長が
変わるため廃止をして再認定をお願いするもの
でございます。

次に、路線認定でございます。先ほどの市街地
図の裏面をお開きいただきたいと思っております。

図面での位置としまして、江花方向の認定番
号664番、千望道路につきましては、道道奈井
江富良野線のつけかえに伴いまして、行政区域
界内分を北海道から譲渡されたものでございま
す。

なお、これらの分が認定されますと、町道429
路線、実延長412.54キロメートルとなる予
定でございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第38号上富良野町道路線廃止の件。

上富良野町道の路線を別紙のとおり廃止する
ため、道路法第10条第3項の規定により、議
会の議決を求めます。

裏面をごらんいただきたいと思っております。

議案第38号の別紙、路線廃止の表につきま
しては、先ほど御高覧いただきました道路網図
のとおりでありますので、省略をさせていただ
きたいと思っております。

次に、議案第39号上富良野町道路線認定の
件。

上富良野町道の路線を別紙のとおり認定す
るため、道路法第8条第2項の規定により、議
会の議決を求めます。

同じく裏面をごらんいただきたいと思
います。

議案第39号の別紙、路線認定の表につきましては、同じく道路網図のとおりでありますので、省略をさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。御議決いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第38号、議案第39号を一括して質疑に入ります。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 216番のこれは、地図を見てもわからないのだけど、どの辺になるのかな、この場所。どここのどの辺と言われないと、番号だけではちょっとわからないのだけれど。

議長（中川一男君） 道路河川課長、答弁。

道路河川課長（田中博君） 10番仲島議員の御質問にお答え申し上げます。

216番のこの位置は、神社の大鳥居、道道旭中線のところに大鳥居があります。鳥居から神社の方に社殿の方に向かいます、仲1条通りということで、2間道路、ちょうど三島商店の家の裏、その区間でございます。

議長（中川一男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

初めに、議案第38号上富良野町道路線廃止の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第39号上富良野町道路線認定の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15 議案第40号

議長（中川一男君） 日程第15 議案第40号 南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H15年国債）請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第40号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1点目としまして、次年度以降の施行予定上流部の河道すりつけにつきまして、現場地形の状況により、融雪水などの流量増加時の際に、施工済み施設へ安全に流下させるために現況河道の拡幅を図る必要がありますことから、この区間の伐開、伐根処理の計上でございます。

2点目としまして、当該事業の下流側河道につきましても、現在一部すばりの暫定箇所があり、融雪水などの異状出水時には、箇所の洗掘によるり面崩壊の恐れもあるため、この区間の護岸工延長17メートルを計上させていただくものでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第40号南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H15国債）請負契約変更の件。

南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H15年国債）請負契約の締結（平成15年12月16日議決を経た議案第11号に係るもの）を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項、契約金額、変更前、1億6,485万円、変更後、1億7,043万6,000円、差し引き558万6,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして、御議決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第16 議案第41号

議長（中川一男君） 日程第16 議案第41号 ポロピナイ川改修工事（H15年国債）請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第41号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、工事を進めております施工終点のすりつけ区間が、現況河川の曲線区間内となっており、流量の増加時には水所部などが洗掘され、河道外へ溢水する恐れがあることから、現況河川の直線部まですりつけが必要な現地の状況でありますので、当該、同一工法によるかごマット工法により、この区間の延長30メートルを計上させていただくものでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第41号ポロピナイ川改修工事（H15年国債）請負契約変更の件。

ポロピナイ川改修工事（H15国債）請負契約の締結（平成15年11月4日議決を経た議案第8号に係るもの）を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項、契約金額、変更前、1億7,797万5,000円、変更後、1億8,417万円、差し引き619万5,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして、御議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

早いですけれども、昼食休憩といたします。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 予算特別委員会付託

議長（中川一男君） 日程第17 予算特別委員会に付託審査の議案第1号平成16年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第8号平成16年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成16年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長西村昭教君。

予算特別委員長（西村昭教君） 予算特別委員会報告を、朗読をもって御報告を申し上げます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査等の経過等を付し、報告する。

議案第1号平成16年度上富良野町一般会計予算、原案可決。

議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算、原案可決。

議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第7号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、原案可決。

議案第8号平成16年度上富良野町水道事業会計予算、原案可決。

議案第9号平成16年度上富良野町病院事業会計予算、原案可決。

1、審査の経過。

本委員会は3月3日に設置され、同日、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号が付託された。

3月12日委員会を開き、正副委員長を選出し、直ちに議案審議に入り、議案第1号歳入各款と歳出第1款から第3款途中まで款別ごとに質疑を行い、

理事者の答弁を求めた。

3月15日委員会を開き、議案第1号歳出第3款途中から第15款まで、款別ごとに質疑を行い、その後、一般会計全般にわたる質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月16日委員会を開き、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号につき、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月17日委員会を開き、各議案の審査意見を集約してから採決を行った。

議案審査での主な意見は、別記のとおりである。

2、表決。

議案第1号は討論を行い、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号は、討論を行わず、議案ごとに起立による採決を行った結果、いずれも賛成多数により原案可決となった。

なお、別記、平成16年度各会計予算特別委員会審査意見につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、特別委員会審査意見の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（中川一男君） お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して、いずれも原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号は、委員長の報告のとおり決しました。

日程第18 議案第37号

議長（中川一男君） 日程第18 議案第37号固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） ただいま上程いただきました議案第37号固定資産評価審査委員会委員の選任の件について、御説明を申し上げたいと思います。

現在、固定資産評価委員につきましては、高士清一氏、大角勝美氏、四釜富士夫氏がそれぞれ選任されているところでありますが、平成16年4月をもって任期満了に伴いまして、今後この3名の方々に再任を願いたく、議会の同意を求めるところでございます。

います。

3名の委員の略歴等々につきましては、資料として配付させていただいておりますので、御高覧を賜りたいと存じます。

それでは、朗読をもって御提案させていただきます。

議案第37号固定資産評価審査委員会委員の選任の件。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらる。

記。

住所、上富良野町西3線北28号。

氏名、高士清一。昭和13年5月8日生まれ。

住所、上富良野町東5線北21号。

氏名、大角勝美。昭和19年3月28日生まれ。

住所、上富良野町栄町2丁目2番40号。

氏名、四釜富士夫。昭和20年9月17日生まれ。

以上でございます。よろしく御審議賜りまして御同意願いますよう、お願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号固定資産評価審査委員会委員の選任の件について、同意を求めらる件は、これに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第19 諮問第1号

議長（中川一男君） 日程第19 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） ただいま上程賜りました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件について提案の理由を御説明申し上げます。

現在、岩井史雄氏が選任されているところでありますが、任期は16年の8月をもって満了になるところでございます。それまでに、指名者であります法務大臣に対し、上富良野町として推薦を申し上げるということに相なっておりまして、当定例議会におきまして、議会の意見を求めるところでございます。

以下、朗読をもって御提案をさせていただきます。

す。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町宮町2丁目2番1号。

氏名、岩井史雄。昭和8年10月16日生まれ。

以上でございます。

岩井史雄氏についての経歴につきましては、別紙御配付させていただいておりますので、参考にいただきたいと思います。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

日程第20 発議案第1号

議長（中川一男君） 日程第20 発議案第1号 町長の専決事項指定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 発議案第1号、朗読をもって提案理由といたします。

発議案第1号町長の専決事項指定の件。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。賛成者、上富良野町議会議員村上和子、同じく上富良野町議会議員岩崎治男。

町長の専決事項指定の件。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

平成16年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を改正すること。

以上でございます。御審議いただきまして、御承

認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第21 閉会中の継続調査申出の件

議長（中川一男君） 日程第21 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、委員会において調査中の別紙配付申出書の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

町長あいさつ

議長（中川一男君） 本年最初の定例議会でありますので、町長からごあいさつがあります。

町長、尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 3月2日から本18日までの17日間にわたり開催されました平成16年第1回上富良野町議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただき、平成15年度の締めくくりを兼ねてごあいさつを申し上げます。

今定例会におきましては、上程いたしました平成15年度各会計補正予算及び平成16年度各会計予算案並びに条例改正案など、多くの案件につきまして御審議、御討議を賜り、すべて原案どおり御議決をいただきましたことに対し、心から厚くお礼を申し上げます。

それでは、それぞれ議案審議に際し、議員各位か

らお寄せいただきました御意見及び御提言につきましては、今後執行上におきまして十分に斟酌、吟味しながら、公明・公正、町民本意を旨とした情報の共有化と説明責任の遂行のもとに、この反映に努めてまいり所存であります。

国から出される上向きの経済指標とは裏腹に、慢性化し長引く経済不況の影響は、我が町の地域産業と町民生活のさまざまな分野に深い陰を落としております。一向に回復基調の実感を伴わないむなしさを感じているところであります。

加えて、国が進める三位一体改革と市町村合併問題、そして地方においては最も深刻な当面する財政逼迫など、自治体の根本を左右する課題が混沌としており、行く先を見定めることが極めて困難な状況に至っております。

特に、税源の国から地方への移譲、国庫補助負担金の廃止、縮減、地方交付税制度の見直しを骨格とする三位一体改革が2月8日閣議決定の平成16年度地方財政計画で具体化されたことにより、町の財政見通しが一段と厳しいことの認識を議員各位とともに共有しながら、予算審議を賜ったところであります。

今定例会中には、町政執行方針を初め、さまざま場面で発言させていただいたところでありますが、今後、行財政改革が平成15年度をもって終えることから、平成16年度を行財政改革元年として位置づけし、さらに踏み込んだ改革につなげていきたいと考えております。

第1段階として、新年度から組織機構の大きな改革を実行するわけではありますが、この新体制が円滑に稼働するまで、最初は町民の皆様は若干のとまどいを感じる面もあるかと思いますが、職員の親切な応接とサービス意識の高揚等により、1日も早くなじんでもらえる体制となるよう整えてまいります。

また、平成18年度までに一般会計の歳入規模が60億円余りになるとの予測から、この歳入に見合う歳出構造につくりあげるためには、直面するさまざまな決断を行わなければならないと心しているところであります。

ここに再度、議員各位と町民の皆様のご理解と御協力をお願いするところであります。

最後になりましたが、慎重な御審議を賜り、御議決をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げますとともに、新年度からの行政執行に際しまして、議員各位の特段の御協力をお願い申し上げ、平成16年度第1回定例町議会終了に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

議長 あいさつ

議長（中川一男君） 私の方からも一言、皆様方に対しお礼のごあいさつをさせていただきます。

昨日、私お通夜に出させていただきます。そのときに葬儀委員長が、夜分にもかかわらず、また、雨の中、本当に悪路の中、御出席ありがとうございますという言葉でございました。雨ひとつをとっても、この雨は農家の方々にとっては田畑の雪を溶かし、地熱を上げ春を呼び恵みの雨であります。ですが、立場が変わると同じ雨であっても評価が違ふと。

今予算委員会で、一般会計約80億円、そして全体で130億円以上の予算が審議されました。私、本当にこの予算委員会を傍聴させていただいて、身のある予算審議をしたなど、そして皆さん方が熱をこもり身のある予算審議であったなど、委員長、本当に立派にやったなとつくづく感じているところでございます。

昼も、実は葬儀で、委員長に9時半ごろ出させてもらいますと言ったのですが、反対討論、賛成討論があるということで、傍聴させていただくということで、ぎりぎりまでいたわけてございます。大変、反対討論も、また賛成討論も格調高く、本当にすばらしい討論であったなど。これからは、こういう議会もみんなが高めていかなければならない、そう感じたわけでございます。

4月1日からこの予算が執行されます。私たちは、これがある意味では厳しく、また温かく執行を見守り、少しでもこの上富良野地域が豊かになるように、便利になるように、私たちは監視していかなければならない、そう感じているところでございます。

どうぞ、これからも健康に留意されて、また今年1年頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも、また皆様方の御協力のほどをお願い申し上げます。簡単でございますがあいさつといたします。

ありがとうございます。

閉会宣言

議長（中川一男君） これにて、平成16年第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時23分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年3月18日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 小 野 忠

署名議員 岩 田 浩 志